平成２４年３月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月５日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長の施政方針並びに予算編成方針と行政報告……

○一般質問……

吉　川　映　治　君……

宮　田　和　彦　君……

長　田　美喜彦　君……

渡　邉　嘉　郎　君……

○散会の宣告……

○署名議員……

平成２４年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２４年３月５日（月）午前９時２９分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の施政方針並びに予算編成方針と行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	建設課長	藤原富雄君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君

健康福祉課長	大年清一君	教育委員会事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	企画調整課長	谷　半時君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前　９時２９分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成24年３月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月28日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日３月５日から３月28日

までの24日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅本和熙君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告いたします。

なお、２月17日、静岡県町村議会議長会総会において、私梅本が平成23年度全国町村議会議長会自治功労者表彰（議員在職15年以上）を受章したので報告いたします。

◎町長の施政方針並びに予算編成方針と行政報告

○議長（梅本和熙君）　日程第４、町長より施政方針及び予算編成方針と行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本定例会は新庁舎になりましてからの初めての定例会であります。よろしくお願いいたします。

それでは、平成24年南伊豆町議会３月定例会の開会に当たり、施政方針及び予算編成方針についてご説明を申し上げます。

施政方針。

現在、我が国を取り巻く環境は、政局不安、少子高齢化と人口減少の進行及び産業構造の変化並びに環境問題、高度情報化の進展及び経済のグローバル化など、地球的な規模で不安定要素を包含しつつ、急激な変化を遂げています。

このような中で、自治体経営はさらに難しい時代に入り、一層の自助努力や新たな行政システムの構築が必要となっています。

加えて、昨年３月11日に発生しました東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて１万

9,000人余の日本国内最悪の、また世界でも類を見ない未曾有の大災害となりました。

震災発生からやがて１年を迎えようとしておりますが、改めて犠牲者の方々には心から哀悼の意を表します。

この震災は、地震、津波、そして原子力発電所事故が加わった複合型災害として、直接の被災地はもとより、国全体に今もなお大きな被害と影響をもたらしています。

復旧、復興対策の事業規模は、国、地方合わせて５年間で少なくとも19兆円程度に上ると見込まれ、新たな財政負担が避けられない状況です。

このような中で、昨年末に完成し、12月26日から業務を開始した役場新庁舎は、町の防災拠点、災害時の最前線基地として、有事の際はその役割が十分に発揮できるものと考えております。

また、南伊豆認定こども園も３月２日に竣工式をとり行い、長年の念願でありました町内小中学校、幼稚園及び保育所がすべて耐震性を備えた建物となり、保護者の皆様の安堵は計り知れないことと思います。

本町におきましては、平成22年３月に策定しました第５次南伊豆町総合計画に基づき、町の将来像であります「次世代につなぐ　光と水と緑に輝く南伊豆町～ひとにやさしく　自然にやさしく　未来につなぐまちづくり」を推進していくため、議会や住民の皆様の声をお聞きしながら、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

特に、平成24年度は、東日本大震災の教訓を生かして、第一に住民の皆様の生命と生活を守ることを念頭に置き、安全・安心なまちづくりに邁進する考えであります。

また、防災対策以外にも課題が山積しておりますが、引き続き健康、福祉、経済対策及び観光振興などにも取り組み、町の活性化に努めてまいる考えでありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、予算編成方針についてご説明申し上げます。

国におきましては、平成23年12月16日閣議決定されました平成24年度予算編成の基本方針において、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の５つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。あわせて地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の見直しを行うとしております。

このような方針のもとで編成した東日本大震災復興特別会計を除く平成24年度一般会計予算案の規模は、90兆3,339億円で、前年度比２兆777億円、2.2％の減となりました。

また、静岡県の平成24年度予算案においては、東日本大震災以降の日本の現状に照らし、富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを前倒しして実現するための予算案としたと発表しております。

同予算案は、東日本大震災や歴史的な円高を踏まえ、地震・津波対策や雇用創出など、５分野に重点配分し、投資的経費が1,714億円、3.5％の増と、16年ぶりに前年度を上回りましたが、平成24年度の予算規模は１兆1,306億円で、前年度当初比18億円、0.2％の減となっております。

このような状勢下、本町の財政状況は、東日本大震災や景気低迷の影響を受け、主要産業である観光業の不振が続き、税収の減少が見込まれます。

加えて、歳入の７割近くを依存財源で占める本町は、補助金などの制度改正等の影響を受けやすい体質となっております。

来年度は、役場新庁舎建設事業や認定こども園整備事業などの大型事業は完了したものの、防災を初め、公共施設の長寿命化の推進や福祉の向上に取り組んでいかなければならず、本町の財政状況は依然として厳しいことに変わりありません。

したがいまして、事業量や町債発行及び償還の平準化を図りつつも、これまで以上に国・県の動向に十分留意し、情報収集に努めるとともに、将来を見据えた財政運営が求められます。

歳入では、町税のほか、各種交付金の減少も予想されますが、地方交付税の総額は前年度同額を確保できるものと見込んでおります。

しかし、財源不足を補うため、財政調整基金から9,311万8,000円の繰り入れを行うとともに、町債の総額は３億1,930万円に上っております。

このような中で、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含めて、職員が一丸となり、より一層の徴税・徴収に努めてまいる考えであります。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる社会保障費や歳出に占める割合が高い公債費並びに削減努力中の人件費等の義務的経費削減は、極端な減少が見込めないため、継続的な人材育成を推進し、一層の効率的な行政運営に努めながら、住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっております。

平成24年度の予算編成に当たりましては、第５次南伊豆町総合計画の基本理念及び町の将来像を具現化すべく、１、安心・元気・温かさがあふれるまちづくり、２、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、３、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、４、地域を

担う人づくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、５、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの５つの基木目標と、「自らが創り、守る南伊豆町の未来」の共通目標、以上、全６項目の重点目標を掲げて予算編成を行いました。

平成24年度の一般会計、11特別会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度対比2.8％減の74億3,450万7,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。

次の７ページの平成24年度会計別当初予算額一覧でありますが、一番上の一般会計が平成24年度当初予算41億円で、対前年7.5％の減となっております。以下、国民健康保険等特別会計、そして水道事業会計までの合計が、一番下の欄で74億3,450万7,000円で、対前年2.8％の減となっております。

次の８ページであります。一般会計款別予算明細書ですが、１款議会費から12款予備費までで、歳出合計が41億円で、対前年7.5％の減であります。

次に、各会計別予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

一般会計予算についてでありますが、財源確保は財政運営の基盤を成すものであり、継続的かつ安定した住民サービスを行っていくために必要不可欠なものであります。

国は、２月の月例経済報告において、景気の基調判断を緩やかに持ち直しているとの表現を据え置きましたが、個別項目の個人消費は６カ月ぶり、公共投資は４カ月ぶりにそれぞれ上方修正しました。

しかし、本町及び周辺自治体を取り巻く環境は厳しく、景気回復基調は見えてこない状況の中で、平成24年度は財源不足を補うために、平成19年度以来となる財政調整基金からの繰入金を用いて予算編成を行ったところであります。

まず、歳出予算の概要について申し上げます。

第１款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比435万8,000円減額の6,630万9,000円を計上いたしました。

第２款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費及び各種選挙費等で、前年度対比3,997万1,000円増額の５億9,304万1,000円を計上いたしました。

その主なものは、18団体への各種補助金5,000万円、町有施設解体工事費1,180万円、ホームページ改修業務委託料600万円、基幹業務電算事務経費4,191万5,000円、路線バス維持事業補助金6,595万円、コミュニティ施設整備補助金1,578万円などであります。

第３款民生費につきましては、前年度対比３億7,226万1,000円減額の10億8,498万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、国保会計保険基盤安定繰出金5,159万3,000円、国保会計繰出金5,868万7,000円、重度障害者（児）医療扶助費2,160万円、自立支援介護給付費１億800万円、後期高齢者医療費１億4,828万円、下田メディカルセンターへの通院バスに係る高齢者通院費助成金120万円、老人福祉施設事業3,005万円、児童福祉施設費１億9,863万9,000円、地域子育て支援センター運営事務1,075万6,000円、子ども手当事務１億3,207万8,000円、子育て支援事業2,182万4,000円、放課後児童クラブ運営委託料527万1,000円、介護保険特別会計繰出金１億3,328万5,000円などであります。

第４款衛生費につきましては、前年度対比2,181万9,000円増額の５億6,557万1,000円を計上いたしました。

その主なものは、全額公費負担の子宮頸がん等ワクチン接種委託料362万1,000円、不妊治療費助成金100万円、老人保健ヘルス事業2,566万4,000円、共立湊病院組合負担金及び出資金9,686万1,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金200万円、ごみ収集事務6,745万3,000円、焼却施設維持事業１億620万9,000円、最終処分場事業3,110万9,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,215万8,000円、水道事業会計繰出金3,885万9,000円などであります。

第５款農林水産業費につきましては、前年度対比103万1,000円減額の１億4,231万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、遊休農地美化業務委託310万円、有害鳥獣対策調査委託料315万円、松くい虫防除事業431万3,000円、漁業集落排水事業特別会計繰出金3,025万円、津波・高潮危機管理対策緊急事業2,100万円などであります。

第６款商工費につきましては、前年度対比6,076万3,000円減額の１億2,054万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、商工会補助金（電子ショッピングモール）や各種利子補給補助金等に1,034万6,000円、観光宣伝委託料1,426万4,000円、湯の花観光交流館指定管理委託料480万円、ジオサイト説明看板設置工事490万円、入間地区観光施設整備工事1,300万円、観光振興各種負担金969万2,000円、町営温泉施設指定管理委託料460万円などであります。

第７款土木費につきましては、前年度対比4,040万2,000円増額の３億7,731万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、道路維持事業2,554万2,000円、道路新設改良事業5,187万円、河川改良

事業2,414万2,000円、橋梁維持事業2,150万円、港湾管理費1,991万6,000円、公共下水道事業特別会計繰出金１億5,386万3,000円、ブロック塀等耐震改修促進事業補助金175万円などであります。

第８款消防費につきましては、前年度対比5,614万8,000円増額の３億1,699万8,000円を計上いたしました。

その主なものは、下田地区消防組合負担金等１億8,078万円、非常備消防事務2,470万8,000円、可搬ポンプ付積載車購入費（２台）1,700万円、アルファ米購入費及び海抜表示板設置費等924万5,000円、衛星携帯電話購入費198万5,000円、防災資機材等整備事業補助金200万円、津波避難タワー設計委託料450万円、デジタル無線整備工事2,380万円などであります。

第９款教育費につきましては、前年度対比2,754万7,000円減額の３億14万7,000円を計上いたしました。

その主なものは、英語教育事業308万3,000円、小学校トイレ改修工事158万円、南伊豆東小学校プール改修工事500万円、遠距離通学児童生徒定期券購入費1,839万5,000円、南伊豆中学校グラウンド改修工事設計業務委託料331万円、図書館管理運営事業1,769万1,000円、文化財管理事務630万3,000円などであります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度比195万2,000円増額の1,749万9,000円を計上いたしました。

その主なものは、農林水産業施設災害復旧費481万7,000円、公共土木施設災害復旧費1,268万2,000円などであります。

第11款公債費は、前年度対比2,670万8,000円減額の５億527万8,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比37万6,000円増額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

自主財源は、12億9,595万8,000円で、前年度対比１億9,792万8,000円の減額で、構成比は31.6％となりました。

本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、町民税の減額が予想されるため、2,853万9,000円減額の８億8,229万4,000円を計上いたしました。その他自主財源の主なものは、分担金及び負担金5,754万3,000円、使用料及び手数料4,408万5,000円、財政調整基金等からの繰入金として9,460万8,000円、繰越金１億7,000万円、諸収入4,433万1,000円であります。

一方、依存財源につきましては、28億404万2,000円で、前年度対比１億3,407万2,000円の減額で、構成比は68.4％となりました。

本町の歳入において最大のウエートを占める地方交付税につきましては、国では極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保し、その中で、知の蓄積・地域資源の活用等による地域経済の底上げや社会的弱者の自立支援を行うことができるよう、必要な財源を確保すると表明し、平成24年度の地方交付税総額17兆5,000億円を確保したことから、平成23年度と同額の18億4,000万円を計上し、構成比は44.9％となりました。

このほかに、地方譲与税は100万円増額の6,400万円、地方消費税交付金は同額の8,900万円、自動車取得税交付金は400万円減額の2,200万円、国県支出金は6,307万2,000円減額の４億4,444万2,000円を計上しました。

また、町債では、地方財政計画通常収支不足に対する臨時財政対策債２億円、単独道路改良事業等土木債6,570万円など、前年度対比5,790万円減額、構成比7.8％の３億1,930万円を計上いたしました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計予算につきましては、最近における医療費の動向に対応する予算を国の予算編成通知に基づき編成し、歳入歳出予算総額は、前年度対比3,830万4,000円の増額で、それぞれ14億6,734万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費９億9,277万2,000円、後期高齢者支援金等１億8,238万8,000円、介護納付金8,726万4,000円、共同事業拠出金１億8,447万3,000円及び保健事業費1,311万9,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が３億2,101万7,000円、国庫支出金３億3,195万2,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金１億3,128万円、前期高齢者交付金２億6,734万2,000円、県支出金8,103万1,000円、共同事業交付金１億6,891万9,000円及び繰入金１億1,028万1,000円であります。

予算の執行につきましては、近年、医療保険制度が複雑化しておりますが、医療費等の動向を見きわめ、適切に対処してまいります。

次に、介護保険特別会計。

介護保険特別会計予算につきましては、今年度作成中の平成24年度から平成26年度までの３年間を計画期間とする第５期介護保険事業計画に基づき、介護サービス量の増加を見込み、

地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を踏まえて予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比1,159万4,000円の増額で、歳入歳出それぞれ９億5,553万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、要介護・要支援認定者が利用する各種サービス等の保険給付費９億86万7,000円、地域包括支援センターが行う地域支援事業費3,211万8,000円であります。

歳入の主なものは、第１号被保険者保険料１億6,228万6,000円、国庫支出金２億3,678万3,000円、支払基金交付金２億6,366万1,000円、県支出金１億4,652万4,000円、繰入金１億4,431万円であります。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務に係る予算を編成し、前年度対比248万1,000円の増額で、歳入歳出それぞれ１億1,452万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち、保険料等負担金が１億633万6,000円、事務費負担金が532万9,000円であります。

歳入の主なものは、保険料7,410万6,000円、繰入金4,009万8,000円であります。

予算の執行につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適切に対処してまいります。

南上財産区特別会計。

南上財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ35万2,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費35万2,000円で、財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金34万7,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

南崎財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ45万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費45万6,000円で、財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金11刀6,000円及び財産貸付収入34万円であります。

三坂財産区特別会計。

三坂財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ896万3,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費896万3,000円で、主なものは財政調整基金積立金733万9,000円、地方自治法に規定する不均一課税を行わない見返りとして、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金146万6,000円などであります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,000円を計上いたしました。

内容につきましては、歳出が繰出金1,000円で、歳入が財産収入1,000円であります。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道事業特別会計予算につきましては、供用開始から12年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が前年度対比で2,475万3,000円の増額で、歳入歳出それぞれ３億7,138万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、南伊豆町クリーンセンター長寿命化計画策定業務委託料400万円、南伊豆町クリーンセンター増築実施設計業務委託料2,500万円、湊、手石、下賀茂処理分区管渠工事１億4,000万円、上水道等移設補償費1,200万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費2,577万6,000円及び公債費１億2,422万5,000円であります。

歳入の主なものは、受益者負担金995万5,000円、下水道使用料4,444万1,000円、国庫支出金8,450万円、一般会計繰入金１億5,386万3,000円及び下水道債8,260万円であります。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

子浦漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成８年４月の供用開始から17年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が前年度対比15万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,346万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料472万2,000円、町債元金償還金509万1,000円及び利子償還金309万円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金844万5,000円及び使用料収入472万2,000円であります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

中木漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、平成14年４月の供用開始から11年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が前年度対比144万8,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,374万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託488万4,000円、町債元金償還金729万8,000円及び利子償還金101万3,000円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金856万1,000円及び使用料収入488万4,000円であります。

妻良漁業集落排水事業特別会計。

妻良漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、平成21年４月の供用開始から４年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が前年度対比226万円の増額で、歳入歳出それぞれ1,778万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料421万2,000円、町債元金償還金996万6,000円及び利子償還金303万2,000円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,324万4,000円及び使用料収入421万2,000円であります。

水道事業会計。

水道事業会計予算につきましては、業務の予定量を、総配水量187万4,000立方メートル、給水戸数5,282戸、建設改良事業１億5,339万9,000円、受託工事540万円を見込み、予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額が前年度対比2.6％減の２億6,204万円を計上いたしました。このうち給水収益は前年度対比3.1％減の２億2,365万円を見込み、他会計補助金を3,285万8,000円計上いたしました。

事業費用は、減価償却費及び企業債支払利息以外の支出で、水質検査委託料の基準単価が決められたことにより水質検査委託料が前年度対比46.5％増となりましたが、その他の支出の抑制などにより前年度対比0.5％増の２億7,182万2,000円を計上いたしました。

このことから、平成24年度の予定損益は1,326万円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

また、資本的収支予算の支出予算額につきましては、前年度対比22.2％増の２億639万3,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業や下水道事業に伴う配水管布設がえ工事、大規模地震対策等総合支援事業等の水道施設改良費、企業債償還金であります。

これに対する収入予算額は１億1,936万1,000円で、収入の主なものは、簡易水道等施設整備事業国県補助金2,910万円、企業債4,360万円、建設改良工事負担金3,766万円であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,703万2,000円は、損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追及して経営の合理化と安定給水に努めてまいる考えであります。

以上で平成24年度における施政方針及び予算編成方針の説明を終了いたします。

詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程いたしました際に、各担当課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本３月定例会の開会に当たりまして、次の８項目について行政報告をいたします。

１、防災対策について。

昨年３月11日に発生しました東日本大震災から、やがて１年を迎えようとしておりますが、3,000人を超える行方不明者が発見されず、今もなお大きな被害と影響をもたらしています。

本町では、今年度、防災ラジオ1,000台を購入し、11月８日から16日までの期間で各地区を巡回配付し、その後も新たな購入希望者への販売を継続した結果、前回の1,500台と合わせて約2,250台の配付となりました。

今後も転入者等への販売につきましては継続し、その普及を図ってまいります。

また、２月15日号の広報のお知らせ版にも掲載いたしましたが、３月１日から災害時における緊急速報、エリアメールを開始いたしました。

引き続き災害情報等の伝達の円滑化を推進してまいりたいと考えております。

さらに、広域避難所であります南伊豆東小学校、南中小学校、南上小学校、三浜小学校及び南崎保育所の５カ所に停電対策として自家発電機を２台配備いたしました。

このほかにも、今月末までに非常食１万2,000食の納入や、インターネットを通じて机上で津波監視できるよう沿岸地域３カ所への津波監視カメラの設置、沿岸地域及び南中地区の海抜を２メーター間隔で色分けした海抜表示地図の配布、可搬ポンプ付積載車の第１分団第２分隊及び第６分団第３分隊への納車が予定されております。

来年度以降も、地震、津波、土砂災害等の防災対策につきましては、地域防災計画を初め、各課等が所管する防災計画等の整合性を図り、自主防災組織、県等の関係機関及び団体等と連携を図りながら、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

２、役場新庁舎建設について。

新庁舎建設につきましては、平成22年12月６日に施工業者による安全祈願祭が挙行され、１年余りの長期にわたる本体工事が昨年12月に完成いたしました。

昨年暮れには町民の皆様に新庁舎を見ていただく見学会を開催し、その後、職員による引

っ越しを23日からの３連休に行い、26日から新庁舎での業務を開始いたしました。

また、１月７日には、旧庁舎を利用した下田地区消防組合、南伊豆町消防団及び西伊豆広域消防本部による合同訓練が実施され、その後、解体工事に着手し、現在に至っております。

今後は、残りの外構、舗装及び看板等を取りつける工事等を施工し、３月30日には事業の完成に伴う竣工式典を予定しております。

町民の皆様にはもうしばらくの間ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

３、南伊豆認定こども園の竣工について。

昨年７月から建設を進めてまいりました南伊豆認定こども園が無事に完成し、去る３月２日には県関係者、町議会議員、各地区区長、建設関係者の皆様方のご臨席を賜り、竣工式を挙行いたしたところであります。

また、４月５日には南伊豆幼稚園、南上保育所、差田保育所の園児172名を新入園児として迎え、南伊豆認定こども園の開園式並びに入園式をとり行う予定で、現在その準備を進めているところであります。

施設の規模等につきましては、敷地面積6,500平方メートルで、内訳としまして、認定こども園1,562平方メートル、子育て支援センター98平方メートル、グラウンド等4,840平方メートル、総工費は３億7,935万8,700円となりました。

定員は、幼稚園75人、保育所120人の合計195人であります。

構造につきましては、木造平家建てで、木材をふんだんに使用したぬくもりのある園舎が整備されたものと考えております。

あわせて、ゼロ歳児の乳幼児受け入れや、幼稚園、保育所の完全給食化など、保護者の皆様からの要望を取り入れた施設運営を行ってまいります。

さらに、園舎に併設して、子育てに関する相談事業、子育て広場の開催事業、子育てに関する啓発活動事業など、新たな子育て支援の拠点施設として地域子育て支援センターを整備いたしました。

これからも安全で安心して保育できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

４、経済対策について。

（１）各種融資に対する利子補給制度について。

長引く景気低迷に対する地域経済対策として、期間を延長して中小企業事業資金融資制度に係る小口資金利子補給、短期経営改善資金利子補給を実施しているところです。

本年度上期利用実績は、小口資金47件の借り入れに対して68万円余の利子補給、短期経営改善資金が前年度までの借り入れに係る分に対して１万円余の利子補給となっており、下期利用実績は、小口資金59件の借り入れに対して年度末に144万円余を利子補給する見込みです。

本年度につきましては、東日本大震災に係る緊急経済対策として、静岡県が新設した中小企業災害対策貸付資金制度に係る利子補給制度についても、県事業に上乗せの利子補給を町単独事業として実施しているところです。

中小企業災害対策資金に係る上期の実績は11件で、3,070万円の借り入れに対して64万円余の利子補給、経済変動対策資金に係る実績は10件で、１億3,700万円の借り入れに対して65万円余の利子補給となっております。

これら平成23年度の融資総額は３億7,554万円となり、利用しやすい制度の提供ができていると考えております。

（２）南伊豆プレミアム商品券の使用実績中間報告。

町内商品券取り扱い店舗151店において、15％の割り増しつきで利用ができる商品券5,000万円分を発券いたしました南伊豆プレミアム商品券につきましては、２月末までの利用実績が5,459万7,500円で、94.9％の利用率となっております。

内訳は、大型店舗での利用が46.3％、地元商店での利用が53.7％で、事業完了実績の数値ではありませんが、地域購買の促進が図られ、町内商業の活性化に寄与している状況が見てとれます。

５、イベントの開催状況及び観光客等入り込み状況について。

（１）第１回青野川ナイトウオークについて。

１月14日、道の駅下賀茂温泉湯の花をスタート・ゴールに、青野川河川敷道路において、第１回青野川ナイトウオークが開催されました。

当日は、町内在住者を中心に、近隣市町から集まった120人の参加者が20基の投光器にライトアップされた１周2.5キロの青野川河川敷道路特設コース２周の５キロを元気に歩きました。120人のうち20人ほどはノルディックウオーキングスタイルでの参加となり、新しい形のウオーキングの普及も期待されます。

（２）第19回青野川桜マラソン大会について。

第19回青野川桜マラソン大会が２月５日に青野川ふるさと公園で盛大に開催されました。

京浜地区を初めとした県内外から多数の参加者があり、1.25キロメートルのコースには小

学生低学年が113名、親子で走るファミリーコースが86名、２キロメートルコースには小学生高学年が90名、３キロメートルコースには中学生が102名、５キロメートルコースには高校生から一般までが51名、総勢で442名の参加となりました。

当日は晴天で、上々のマラソン日和となり、楽しそうにファミリーコースを親子で一緒に走るほほえましい光景が随所で見られました。

閉会式では、各コースの上位入賞者42名の表彰を行い、参加者全員に記録証を交付いたしました。今後も、だれもが楽しく参加できる青野川桜マラソン大会に育ててまいりたいと考えております。

（３）第１回南伊豆・夜桜ナイトランについて。

２月18日、町営温泉銀の湯会館をスタート・ゴールに、青野川河川敷道路において第１回南伊豆・夜桜ナイトランが開催されました。

当日は、関東圏を中心に、全国から集まった約300人の選手が50基の投光器にライトアップされた１周2.5キロメートルの青野川河川敷道路特設コース２周の５キロメートルコース、４周の10キロメートルコースを元気に駆け抜けました。

競技中は、観光協会によるイセエビのみそ汁コーナー、ボランティアによるチョコレートコーナー（糖分補給コーナー）が開設され、また、終了後は下賀茂地内観光施設に立食パーティー会場が開設されるなど、遠方からの参加選手に対して、町を挙げてのおもてなしをすることができました。

町営温泉銀の湯会館も、開館時間を午後10時30分まで延長し、走り終わった選手を温かく迎え入れる体制を整えての大会開催となりました。

（４）第14回みなみの桜と菜の花まつりについて。

第14回みなみの桜と菜の花まつりが２月５日から３月10日の間、道の駅下賀茂温泉湯の花をメーン会場に開催されております。

ことしは、これまでなかった桜並木を上から眺めるスポットとして、役場庁舎３階のオープンデッキの開放も実施しております。

開花の状況につきましては、近年例を見ない寒波の影響により、青野川沿いの桜並木が２分咲きになったのは３月の最終週に入ってからで、例年と比較しますと10日以上のおくれとなっております。

このため、休日の関係や葉桜になることも考慮し、まつり期間を１日延長して、３月11日としたところであります。

（５）観光客等入り込み状況について。

本年度４月から１月までの観光客の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

分野別に見てみますと、宿泊施設の利用率が対前年度74.72％、観光施設が対前年度83.66％、銀の湯会館・みなと湯の町営温泉施設が対前年度89.79％となっております。

なお、河津桜の開花のおくれは、２月の観光客の入り込みに大きく影響するものと予想されます。

今後、青野川下流のソメイヨシノの桜並木の活用、また。新たな桜スポットの整備等、花のシーズンの長期化に積極的に取り組み、町の魅力をアップして、集客に努めてまいりたいと考えております。

次の表は観光施設等の入り込み状況、これは昨年４月から１月までであります。宿泊施設で平成23年は16万8,417人、対前年で74.72％、観光施設が８万7,105人で、対前年で83.66％、温泉施設が７万8,179人で89.79％、合計で33万3,701人で80.10％となっております。

６、町政懇談会について。

町民の皆様から直接ご意見、ご要望等をお伺いし、今後のまちづくりに生かしていく意見交換の場として、１月23日の三浜地区を皮切りに、２月９日まで、町内６会場で221名のご出席をいただき、町政懇談会を開催いたしました。

町からの出席者は、町長、副町長、教育長の三役のほか、直接町民の皆様にかかわりの深い９名の課長クラスの職員が出席いたしました。

懇談会では、１、防災対策について、２、新庁舎の竣工について、３、認定こども園の竣工について、４、みなみの桜と菜の花まつり期間中のイベント等について、５、新共立病院等について、６、水道事業の現状についての６項目について町から説明を行い、その後、ご出席いただいた町民の皆様と意見交換をいたしました。

意見交換では、昨年の東日本大震災以降、津波を初めとする防災対策に関するご意見が多く、そのほかにも、新共立病院の開院や観光政策、雇用対策など、さまざまな分野に関するご意見、ご要望をいただきました。

町といたしましては、今後も引き続き町民の皆様に対して的確な情報を迅速に提供し、情報を共有するとともに、懇談会での貴重なご意見、ご要望等を真摯に受けとめ、今後の行政に反映してまいりたいと考えております。

７、南伊豆町水道料金等審議会からの答申について。

２月29日に南伊豆町水道料金等審議会会長から水道料金について答申がありました。

答申の内容は、水道事業会計の経営健全化及び水の安定供給を図るため、水道料金を別表のとおり改定すること、料金改定の時期については平成25年４月分料金から実施し、料金算定期間を平成29年度までの５年間とすることとなっております。

また、附帯事項として、受益者の負担軽減を考慮し、経営健全化を図るため、一般会計からの補てんが必要なことなどもつけ加えられております。

今後、この答申に基づき、条例改正や町民の皆様への説明を行い、水道料金の改定を実施したいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次の表が水道料金表でありまして、基本料金で、新料金が10立方までが1,575円となります。改定率が55％であります。

次に８、主要建設事業等の発注状況について。

平成23年度第４四半期、１月から３月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

平成23年度町道石井区内14号線道路改良工事、226万5,900円、恵比寿建設株式会社。

平成23年度大規模地震対策事業避難所用可搬型発電機購入、372万2,250円、有限会社渡辺電気商会。

平成23年度南伊豆町立南伊豆認定子ども園保育用品購入、514万5,000円、株式会社チャイルド本社沼津営業所。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂マンホールポンプ設置工事（第１工区）、1,029万円、日耕機電株式会社静岡営業所。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂マンホールポンプ設置工事（第２工区）1,039万5,000円、日耕機電株式会社静岡営業所。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第４工区）、1,874万7,750円、有限会社伊豆総合。

以上で、平成24年３月定例会の行政報告を終わります。

先ほどの行政報告の中で、８ページの、３月と申し上げましたが、これは２月に訂正いたします。

それから、12ページの上から２段目の平成23年度大規模地震対策事業津波監視カメラ設置工事ですが、これも訂正をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　これにて施政方針及び予算編成方針と行政報告を終わります。

ここで10時半まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時３０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（梅本和熙君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　皆さん、おはようございます。

新庁舎になりまして初めての定例議会、そして一般質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、私からの質問でございますけれども、今石廊崎地区が抱えている諸問題の解決に向けてでございます。

去る２月14日でありましたけれども、議会の全員協議会の中のその席上で、石廊崎問題、岩崎産業さんとの訴訟問題についての説明もございました。具体的には、２月７日の和解に向けての話し合いの内容とか、３月に向ける和解条件の提示のことについてもお話をいただきましたので、今回私の質問はこの訴訟案件というものは除いた形で、割愛した形で質問させていただくような形になります。よろしくお願い申し上げます。

初めに、その県道沿いの不法投棄されたごみ処理の問題でございます。

これも昨年の12月の定例会でも一般質問させていただきまして、そのときの町側の回答と

いたしましては、当該不法投棄のある土地の所有者は岩崎産業さんのものでございますので、その土地内のごみの処理はできませんという回答でございました。そして、そのときにいただいた資料ですけれども、これがその写真でございます。よくよく調べてみますと、確かに岩崎産業さんの土地もあるのですけれども、石廊崎区が所有している土地もあるものでございまして、具体的にはここに附せんをつけてありますけれども、ここからの写真が全部石廊崎の区が所有している土地でございます。

地図から見ますとちょっと見にくいんですけれども、こちらのほうの県道沿いに緑のマーカーでつけてあるところがこれが岩崎産業さんが持っている土地、そして青のマーカーでつけているところが石廊崎の所有している土地でございまして、私が石廊崎の区民の皆さんの声を代弁して主張しているところはこの青のマーカーをつけているところの土地の問題でございます。公図で具体的に見ますと、このような形になっておりまして、これが地番からいいますと551番の１に当たります。ここのところのごみの処理の問題を、区の代表としての区長から、何とかもう町のお力をかりてごみの処理をしていただきたい、もう区の処理能力、要するにキャパシティではもう完全に超えているところでありますので、何とかお願いしたいということを言われております。まず、この点につきましてご回答をお願いしたいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この県道沿いのごみ処理というご質問でありますが、通常、まず国道、県道、それぞれの管理でありますが、これは静岡県が行っております。それから、町道につきましてはもちろん我が南伊豆町が道路管理者となるわけでありますけれども、道路法ではそれぞれの管理者が維持、修繕等を行うことになっておりまして、この石廊崎の今言われるこの県道というのは、県道16号線ということで下田の土木事務所が管理者となっております。

そこで、道路、道路敷等、これらに捨てられているごみでありますが、これは国道あるいは県道、町道、そういった区別がなく、道路パトロール、それから町民の皆さんからの通報等の連絡があれば随時町が処理しているというのがまず実情であります。しかし、道路に隣接する区有地まで町が管理するということは、これはなかなか現実難しいことというふうに思います。

そこで、民有地に限りませんけれども、ごみがあるということはこれは不法投棄というふ

うに考えられると思いますので、これはもちろん不法投棄は犯罪でありますし、法的な処理が望まれるところですけれども、そして、さらには捨てた原因者の責任において処理されるということがまず基本的には妥当なことではないかというふうに思います。

一方で、ポイ捨てなどは後を絶たないのも現状でありますので、これはクリーン作戦であるとか、あるいはボランティアによる清掃作業及び環境美化運動といった運動を通じて実施をしておりますが、これらの活動に対して町としても協力や支援を行っているところでございます。具体的には、不法投棄と思われるもので土地所有者や区等が収集したものについては、行政としては柔軟に対応しているというのが現状であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

柔軟に対処するところ、非常に心強く感じますので、ぜひその点をお願い申し上げます。

今回、２月に入ってからなんですけれども、かなり大きな進展が実を申しますとありまして、今日の岩崎産業さんとの訴訟の問題というものもかなり前進してきて、和解に向けて進んできているわけでございますけれども、この当の不法投棄されたごみ処理の問題もかなり前進してきております。

たしかに、石廊崎地区だけの土地に限ってのことなんでございますけれども、何やら環境庁のほうがこのごみ処理について積極的に今働きかけをしてきてくれていると。観光協会のほうも何か随分プッシュをしていただいたそうで、非常に喜ばしい限りでございます。グリーンワーカー事業と申しまして、環境庁が本当にサポートしていただける。そして、それだけはなく、ごみ処理の問題だけではなく、メダケの伐採までも補助をしてくれるということでありまして、今石廊崎の区のほうでは、そのごみ処理とかメダケの伐採についての見積書を今上げていると。あとは回答の結果待ちだというところでございます。

もっと具体的に申しますと、３月17日に石廊崎地区の有志の方々が集まりまして、朝９時から今言った、この公図で見たこの土地のところの一斉清掃を始めます。美化清掃事業の、今町長からお話があったような美化清掃事業の一環として一斉清掃が行われるということでございますけれども、この点について、今の町長からのお話とでちょっとリンクさせたような状況で、改めてお願いしたいこともございます。

それが、その石廊崎問題というものを積極的にこれから解決していくんだという姿勢を、

何とか示していただきたいというところで、この３月17日に行われる一斉清掃についてちょっと協力をお願いしたいんですね。具体的に申しますと、今、ごみを道路まで上げて分別をして、焼却場まで持っていくんですけれども、この手段でございます。これがどうも今のところ決めかねているところでございまして、安全そして確実な確保を何とか目指していきたいと。ごみをスピーディーにどんどん処理していくような形で、何とか町の皆さんから、町からはトラックとか運転手をちょっと協力していただきたいと思うんですけれども、その点についてお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

石廊崎地区に限らずですけれども我が町は観光の町でありますので、そういった意味からも、こういったごみ等のない環境づくりというのは、もちろんこれは我々としては心がけなければならないというふうに思っております。今言われるような運搬方法につきましては、ほかの地区とのいろいろな兼ね合いもありますので担当課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　ごみの件でございますが、３月１日に区長さん、それから観光協会事務局長、それから環境省の職員が実際に３月17日に清掃をやるよということで私のほうに来ました。それで、その事業の中で集めた燃えるごみ等については町の焼却施設で受け入れをしますという回答をさせていただきました。トラック等については、保険の関係とか運転者の職員の関係がありますので、すべての地区と同じようにごみ収集を清掃センターのほうに運んでいただくということで区長さんには了解を得たところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　今町民課長からお話がありました。了解を得たとお聞きしましたけれども、どうも私のほうにはそれが伝わってはおりません。まだ多少時間がありますので、根気よくお願いしていきたいなと思っております。

どうかよろしくお願い申し上げます。

それと、続きまして、これもまた今のうちに何とか検討しておかなければならないということでございます。石廊崎周辺の遊歩道の整備の問題でございまして、これもまた、その定

例会のときに私もさきに質問させていただいたことでございます。

白水城跡の本丸のところに休憩所があって、それがどうもちょっと整備が必要だよと申し上げたところ、何やら、何を間違えたのか知りませんけれども、撤去されてしまいました。そうしたら驚くなかれ、そのパネルまでなくなってきている状況でございまして、全くもってこの、これから石廊崎というものを真剣に考えていく上で、何なんだろうこのギャップの差はと思ったんですけれども、この撤去した理由、そして今後の予定というものについてお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎地区の遊歩道の整備につきましては、地元からの要望がありまして行っております。今言われる白水城址の撤去ということを言われましたけれども、これらは県がまず管理をしておるということで、町が直接整備はできない状況になっております。これらの内容につきましては担当課長から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　撤去の経緯でございますけれども、当施設は、先ほど町長も申し上げましたけれども、県の管理となっております。現在、静岡県の方針としまして、老朽化したものは新築ですとか改修は行わないという、撤去ですよという形で進めております。しかしながら、そこで休憩するベンチ等は置きますというような方針でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　じゃ、壊したままなんですか。休憩、要するにベンチ等は置くぐらいな格好なんですかね。町当局としては何もできませんでは、私も一人の町民としてどうもそういう回答で納得いくのか、県であろうと町であろうと、全く我々からしてみれば一緒じゃないかと思うのでありますけれども、この白水城址、ここは観光スポットとしても、また歴史的な重要な拠点としても、今後は必ず我々も目をかけていかなければならないところだと思いますので、ぜひ今後もしっかりとした整備をしていただきたい。そして、その休憩所なり、パネル等もそこに建てていただきたいと、積極的に県に働きかけていただきたいと、これはもう強くお願いしたいところでございます。

○議長（梅本和熙君）　答弁もらいますか。

○３番（吉川映治君）　はい、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　町長も申し上げましたけれども、観光の活性化のために有効な資源と思われますので、その整備につきまして、県とのその可能性について協議していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひお願いいたします。

そうしたら、これから長津呂遊歩道のほうに入っていきます。

下の石廊崎区から灯台に向かって遊歩道をずっと歩いていきます。そうしますと木製のベンチ等があったんですけれども、随分朽ちているのが散見されるんです。そして石廊崎の灯台から石廊権現ですか、あそこにおりるときの手すりというものがもう相当痛みがひどいと。あれは非常に危ないものですので性急に直していただきたいんですけれども、この点についてよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　この件に関しましても、先ほど町長も申し上げましたけれども、石廊崎区のほうから要望がありまして、補修工事を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　特に手すり等は非常に、手すり等のふぐあいというのは大事故につながる可能性もありますので、性急なる対応をお願いしたいと思います。

続きまして、その石廊埼灯台から今度はユウスゲ公園に向かった遊歩道でございます。

これは一部歩道もない、そして曲がりくねった県道とかなりダブるところがございますので、ここもまた新たな遊歩道というものを敷設する歩道が必要になってくるのではないかなと思っております。これにつきましてはまた今後、私もここのところで一般質問でどんどんさせていただくつもりではおりますので、またそのときにはよろしくお願い申し上げます。

何はともあれ、石廊崎地区をはっているその遊歩道の整備とか、再検討、再開発というも

のは十分にすばらしい景観というものを生かした形でつくっていかなければならないと思いますので、私も区の方々と一緒になってそのことを検討していきたいなと本当に思っております。

確かにそこのところには、また例のごとくの国立公園法のしがらみとか縛り等が出てくると思うんですけれども、それにこう口をじっとつぐんでいるのも、もうそういう時代ではないんじゃないかなと私は思っております。

少し国立公園法のことでございますけれども、この法律というのは道路から見た景観を保護する法律なんだと。道路から見た景観を保護する法律なものですから、この国立公園法のために樹木が切れないのではなくて、景観を邪魔する樹木は国立公園法で切ることができる、伐採することができるというような解釈にもつながってくると思います。私はこの解釈を最重要課題として、確かにその樹木の所有者云々ということがありますけれども、そういうことも了解を得ながらどんどん開発と、昔のそのすばらしい景観を取り戻していきたいなとは思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今度はまた石廊崎地区のほうに目をくれまして、砂防ダムの問題でございます。

砂防ダム、ここ数年の間で砂防ダムが設置できないがために、観光上にでも、防災上にでも、かなりの看過できないような事態に陥っているということはやはりこれは認識していただきたいことでございまして、これもまた一般の、私、12月の定例会のときに一般質問で申し上げました。ただ、そのときの砂防ダムが理想的なところにつくれないというのが、その理由も明らかにお聞きしまして、私も理解しました。でも、この状況を長らくずっと置いていたがために、先ほども申しましたけれども、観光上にでも、防災上にでも非常に悪影響が出てきていると。

例えば、先々週のちょっと雨量の多かった雨のときでも土砂とか枯れ葉、小枝を含んだ雨水が落ちてくるわけでございますけれども、それが本来なら側溝の中に落ちて、側溝を通って落ちるべきところを、その側溝すらも土砂が埋まっているもので地表をはっていくんですね。そうなりますと、当然のごとくあの県道を川のように横断してしまう。そして横断した後に残るのは土砂とその枯れ葉。非常に車がスリップして危ないという状況を招いていると。はたまた、その土砂を含んだ雨水がそのまま石廊崎湾の中に落ち込んでしまう。そうすると土砂が沈殿をして、港湾の中、遊覧船なんかが来てスクリューでかきまぜたりすると、それが上がってきて泥水のような形になってきてしまう。こういう状況も今、本当にしばしばあ

るような状況でございます。

このような状況を目の当たりにしていまして、何にも手をつけることができない。これにつきましては余りにも情けない話だと思うんですけれども、こういう状態を数年間放置してきてしまった。町の当局の側にも言い分はあるかもしれませんけれども、今後の何かの見通しというものがあるのかをちょっとお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我々は今、町内各所で豪雨と特にそういった災害が発生しないようにということで県にお願いをしたりして、砂防ダム等も設置してきております。

そういう中で、この石廊崎のダムのお話でありますが、まず、これは事業そのものは、先ほど申し上げましたように静岡県が行うということであります。そこまでいくには、やはり状況調査をして、そして土地の所有者の了解も得、地元の皆さんのそういった面での了解を取りつけて、そしていよいよ設計に入っていくわけですけれども、たまたま石廊崎のこのダムのお話はたしか前の議会でも出たことはあります。ただ、土地がやはり今係争中である相手方の土地が入っているということで、なかなか難しいということも当時ありました。

そのことにつきましては、地元と今我々も、直接この問題については話し合いは進んでおらないと思います。その辺につきましては担当課長から説明させますけれども、やはり私は何はどうであれ、やはり安心・安全なまちづくりという点からは今議員が申されますように、よくそれらも調査した上でできる限りの手をつくすべきだなという思いはしておりますので、これは土地の問題が係争中でありますので、それらもよく将来を見通しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　砂防ダムの関係でございますけれども、今町長に答弁していただきましたように、基本的には地元のほうから要望いただいて、そこの土地を県のほうで調査をし事業実施ということになります。

それで、過去に平成18年のときに地元から要望がありまして、県のほうで土地等の立入調査、そのときに地権者等の承諾を得たということで要望がありました。それで調査をしたところ、平成20年になりまして、地主のほうから立ち入りを断られたという経過がございます。それで今現在に至っております。

ですので、土地等の関係が解決できれば、この事業については砂防ダムとしての該当する場所でありますので、早急に町としても県にお願いをし、事業を実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　どうもありがとうございます。

私もこれ、調べさせていただいたところ、やはりその18年当時調査があったらしいんです。しかし、そのときに２基、どうも設置をするという案があったらしいんですけれども、この間また石廊崎の方々とお話しさせていただいたんですけれども、こういう図をいただきまして、このマーカーつけてあるところが２基なんですけれども、１基はこれはその岩崎産業さんの中の土地だと。しかし、もう一基のほうはこれは全く別の土地なんですということをお聞きしております。

だから、少なくとも今、全く岩崎産業さんの土地から外れているところの砂防ダムというものは、やはり今後設置するということについて調査、検討はどんどんどんどん進めていっていただきたいと思うんですけれども、その18年当時に一度300万円から400万円ぐらい何か予算をとって調査をした。でも、それが急に頓挫をしてしまったということも聞いておりまして、その頓挫してしまった理由なんですけれども、何か知っていることがあったら教えていただきたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　頓挫した理由につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、係争中の相手方の土地ということを聞いております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　私が聞いているところによりますと、１基は全く別の地権者のところだということは聞いておりますので、この決定についても私ももう少し検討させていただいて、ぜひこの少なくとも、１基でもどんどん設置ということについての調査、そして計画というのが進んでいっていただきますように、その県の方々には働きかけていただきたいということは切にお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

いろいろ今、石廊崎問題のことについて述べさせていただきました。

これだけではもちろんございません。石廊崎区の中にある観光トイレ、上の観光トイレではなく下の観光トイレの問題とか、やはり路線バスの問題、そして、はたまた全く石廊崎の山林というものが全く手つかずということは、手を出せなかった状況から出てきたワイルドナスビという有害植物というものが異常繁殖しているということも聞いておりますので、この点につきましても、やはり皆さんと協力して解決していかなければならないと思っております。

２月14日の議会全員協議会のときにこの岩崎産業問題の進捗状況ということで、企画調整課の課長が、この石廊崎の問題というものは一歩一歩着実に解決していく、こういう趣旨の旨を申し上げてくださったわけでありますけれども、私にとってもこれは全く賛成するところでございますので、私も協力は惜しみませんのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

南伊豆町の社会福祉協議会の現状、そして課題、そして要望ということについて、これからお話を進めさせていただきたいと思うんです。

社会福祉協議会というものはそもそもどういうものかと申しますと、その地域で暮らす人々とか民生委員、そして児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等で働いている人々と保健とか医療、教育などに携わっているそういう関係機関とがタイアップをして、その地域の人々の生活を守る。そのような福祉づくりの町というものを達成するためにいろいろ活動している団体であると私は思っております。

したがいまして、我々今南伊豆町にいる南伊豆町の人間といたしましても、最も身近な福祉、そして子育てというものについて、そういう目的で活動している団体というものが南伊豆町の社会福祉協議会であると断言してもいいと思います。もちろん高齢者の方、そしてちょっと体の不自由な方が在宅で生活していくために手助けをする、いわゆる訪問介護、そして通所介護、いわゆるデイサービスですね、そういうことをして、その他さまざまな介護のサービスというものを行って、その方がちゃんとこの住みなれた町で安心して暮らせるようなまちづくりを、町としてその人に安心を与えているというのが本当の団体、社会福祉協議会であると思っております。

そして、この福祉のニーズというものは本当に私もいろいろ携わりますけれども、物すごく多種多様しておりますので、日夜勉強しなければ本当に追いつかないです。だから、その

社会福祉協議会に所属している方々も絶えず勉学をしております。そういうことができるのも、ひとえに町の皆さん、町から年間約1,300万円以上の補助金をいただいているからでございまして、これについて全く感謝に私もたえません。ありがとうございます。

ここでちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、今、この南伊豆町社会福祉協議会に求めているものは何なのかをちょっとお教え願えないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今全国的にそうですけれども、高齢化が進む中で、議員が申されますように、そういった面での福祉の需要というのはいろいろ多岐にわたってきております。そういう中、我々もこの社会福祉協議会はそれぞれの福祉団体で構成する協議会でありますので、今申されましたように、町から助成をして、そして福祉の面でのさらなる事業展開等をお願いしておるわけであります。

そういう中で、今言われるようなことにつきましては担当課長から、詳細につきましては説明させます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　社会福祉協議会でございますけれども、議員がおっしゃいましたように町とも密接に連携しておりまして、先ほど申し上げましたように、民生委員さんの定例会にも毎月事務局長が出席しておりますし、また、年末のひとり暮らし老人等への物資の配付ですとか、現金の支給等も連携して取り組んでおるということで、社会福祉協議会につきましては、この福祉も担っていく上で重要なパートナーであるという認識でおります。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

もう少し具体的にちょっと検討してみたいなと思うんです。

今の南伊豆町の社会福祉協議会の総事業費というのは約4,900万円ほどございます。そのうち1,300万円強が町からの助成でございますので、これが約25％強ぐらいでございます。じゃ、あと3,700万円程度はどうしているかということになりますけれども、これは社会福祉協議会の中にいらっしゃるケアマネの方とか、そしてヘルパーの方が訪問介護とか通所介

護等で得てきた収入で賄っているというのが今の現状でございます。

そして、今の構成員でございますけれども、事務員の方が２名、そしてケアマネが２名、そして正規のヘルパーが４名、非常勤のヘルパーが８名いらっしゃいます。こういう方々が一生懸命頑張っているかいがございまして、これは22年ベースの決算でございましたけれども、23年はまだできあがっておりませんので、約80万円ほどの余剰が出たというところでございます。これは、今23年のデータでございますけれども、月々平均した訪問介護というのが36軒をただひたすら頑張って回っているというところの成果の結果でございますけれども、その方々の介護度合いによって収入というものが上下するものですから、非常にちょっと安定していないところがあることも事実なんです。

そのような現実をもとにして、私が今、今回この社会福祉協議会の何をちょっと求めているかと申しますと、やはり今南伊豆町社会福祉協議会が利用している施設及び設備の問題でございまして、皆さん中に入っている方々は非常に勉強熱心でまじめで物すごく実力のある方々なんですけれども、何はともあれ施設というものがちょっと充実はしていない、こういうことについてちょっと、また今でも助成はいただいているんですけれども、またちょっと改めてお願いしたいところでございますけれども、このことを少し近隣の市とか町の社会福祉協議会等の設備と比べてみると、非常に歴然としてくるところでございます。

例えば、下田などは、下田市ですけれども、市民文化会館の隣に下田市総合福祉会館というのがございます。１階はデイサービスセンターがあって、２階は老人福祉センターがあるわけです。そして下田市の社会福祉協議会は２階にあるわけでして、それぞれ訪問介護、そしてデイサービスの各部屋を持っていると。そして、今申し上げた社協と併設している老人福祉センターというものは65歳の老人の方々はもうオールフリー、そこにあるのはヘルストロンとかカラオケ、共有娯楽室の48畳の畳の大広間まで兼ね備えているような形でございまして、もちろんおふろもあると。はたまた、今度は松崎町に目を向けてみますと、松崎町福祉センターの１階に事務室がございます。今ちょっと改修しておりますので、ちょっと中には入れなかったんですけれども、同じフロアには健康相談室、生活相談室、そして会議室を兼ねた図書館もありまして、温泉のおふろのついた機能回復室まで持っているんです。

こういう近隣の市町はこうなんですけれども、ちょっとおひざもとに戻って、南伊豆町の社会福祉協議会に寄ってみると、ちょっと武道館の１階に事務所があるんですけれども、そのほかにはちょっと施設として活用できるところが今のところはないというところでございます。

このような形を見ると、物すごく今南伊豆町の社会福祉協議会に所属している方々というのは本当にレベルも高くて頑張っていらっしゃるんですけれども、それをフルに発揮できる施設というのがちょっと今手狭な状況になってきているというところでございます。

ここでまた改めて質問してみたいんですけれども、今まで、そしてこれからの南伊豆町の社会福祉協議会の重要性また期待性というものを今後伸ばしていく上には、やはり今見たごとくのちょっとした設備、もう少し設備の充実したことが必要かなと思うんですけれども、改めてやっぱり町長にもう一度お聞きしたいんです。今町長に、今求めているものは何でございますかといったこの問題、この質問、この回答とちょっとリンクして、このハード面の不備、このことについてちょっとお伺いしたいなと思います。

なお、この意見というものは、今南伊豆町の社会福祉協議会に所属している方々の全職員の意見を私は集約して今ここで述べていると思っていただいて、何か改善策があったら、それについてもお聞きしたいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど申し上げましたように、高齢化が進み、福祉の需要がますます高まってきております。そういう中で、今の社会福祉協議会が入っているあの建物で果たしてそれが十分かと言われると、私はやっぱり議員が言われるとおりだと思います。

当時、旧社会福祉協議会の入っていた建物が老朽化が進んで何とかしたいという話がありまして、その当時の策としてあそこの武道館の一角をというか、併用のような形になりましたけれども、結果的には、使ってもらっているというのが現状であります。ですので、これはもともと社会福祉協議会として建てた建物ではありませんし、そういった面での不都合であったり、不便さがもちろんこれはあると思います。

ただ、将来的にじゃここでそういった需要あるいは活動等が満たされるかというと決してそうではないと思いますし、我々はやはりそういった将来を展望した中で、これは社会福祉協議会ともよく協議しながら、将来に向けて考えていかなければならないという問題だと思っております。が、しかし、今すぐにということになりますと、やはり新たな、例えばああいった施設を建てるとなるとそれなりの場所であるとか、建物の建設費であったり、いろいろ経費もかかりますので、それはやはりある意味では中長期的な計画のもとに取り組んでいかなければならないかなという思いはしておりますので、当面は今の施設で不便ではあって

もなるべく頑張っていただいて、そして、将来へ向けてそういう方向で私としては検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

少し現実問題として、もう少しちょっとお話をさせてください。

ケアマネとかヘルパーさんが１日の仕事を終えて事務所に戻ってくるんです。そうすると業務日誌を書くんです。その業務日誌を書くのも机の空き待ちなんです。そのような形、そして、はたまた先ほどの年末の小口資金云々ということもお話がございましたけれども、年末のその小口生活資金の相談に来た人が相談する部屋がないものですから、どこで相談するかと申しますと武道館のロビーのソファでするらしいんです。そうせざるを得ないと。これは見たらちょっと問題じゃないのかなという気はとてもするんですけれども、性急な、今の町長からのお話で私は余り待っていられないのではないかなと思っておりますので、なるべくなら早くお願いしたいなと思っております。

一つの提案でございます。これは例の中央公民館の完全なる耐震化というものをやった上での社会福祉協議会の拠点にしていただくというのも一つの手ではないかなと思っているんです。私はもう本当にそう思っておりますので、今でも完全に耐震化をやった上でございますけれども、やはりあそこをすぐに取り壊すということは今でも反対をしているような状況ではございます。

とにもかくにも、今後、いつも出てきます予想されている大震災に向けての第一の中心的な機能の役割を果たすのは、やはりこの新庁舎であることはもうこれは事実なんです。だけれども、その次、要するにもっと具体的に今度は被災者を看護するとかは、その役割を担うというのはどこそこに介護者がいるという逐次すべてを把握している社会福祉協議会の何物でもないんです。したがって、この社会福祉協議会には十分な施設とか設備を与えるというのは、これもやっぱりある意味での防災上の一つの私は形だと思っておりますので、これもまた、先ほども申しました今の経営状況ではとても個人的には、社会福祉協議会が独自で持つなんてことは絶対に不可能なことですから、何とか町の当局が主導となって、そのことについてもご検討していただくようにお願いできないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。これは答弁いいです。

続きまして、最後になります。

いよいよ４月５日に認定こども園が開園します。それに併設する子育て支援センター、これについてちょっとお尋ねしたいなと思っております。

この認定こども園の竣工式が３月２日に行われまして、建物内のすばらしさ、そして建物のすばらしさには本当に圧巻でございました。だからこそいろいろ思案には暮れたんですけれども、ここで質問させていただいて、この認定こども園というものを、南伊豆町の認定こども園とが名実ともにすばらしいものだということを世間の皆様に知っていただくためにも、この子育て支援センターの具体的な運営方法はどうなのかということをちょっと質問させてみてください。

昨年に２度ほど認定こども園に関する説明会がございましたけれども、そこには子育て支援センターについての説明というのがなかったように感じております。ただ、教育長が認定こども園の承認のためにはこの子育て支援センターが必要であるということを私聞いた覚えがあるんですけれども、再度ここでお聞きしたいんですけれども、子育て支援センターの存在はどのようにお考えでございましょうか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　子育て支援、南伊豆町では実は地味ではあるけれども中央公民館の広場、ホールを使って、長いこと子育て支援というか、これは保育園等に行っていないお子さんですけれども、やっております。どちらかというと、他市町と比べてもそれほど劣ってはいないと私は思っております。

今議員指摘のセンターの問題ですけれども、これは前に申し上げたように認定こども園の一つの条件になっておりまして、子育て支援センターを付設するものというふうになっております。そういうことで、従来健康福祉課が担当していたわけですけれども、その辺について当然認定こども園自体を管轄する教育委員会と連携してやっていくと、こういう意味で詳しい点については事務局長からお話しさせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　今議員のほうから、当時説明会のときに支援センターに関する説明がなかったというようなご指摘がございました。

当時から、当初認定こども園を建設するに当たりましては、幼稚園、保育園、子育て支援センター、その３点を合わせたものが認定こども園の施設でございます。その中で、今教育長が申し上げたとおり、子育て支援センターにつきましては教育委員会と健康福祉課が協働

といいますか、一緒にやりましょうということにさせていただきました。

その中で、１点、今回支援センターを行うについて、条例等の整備等がございまして、その辺の若干おくれ等もありました。そういうことでちょっとおくれたこともございましたけれども、その３つを兼ね備えた認定こども園ですので、今後ともみんなに利用していただけるように進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

これも私見になります。私の見る限りにおきましては、この子育て支援センターの変遷という中におきまして、どうも町の教育委員会の方々、このセンターをどうも軽視してきたような傾向があるんです。何かそんな感じがしてしようがないんです、申しわけない。感じがするんです。例えば、ことしの１月24日ですけれども、臨時議会の中で提出された第３号議案がございましたよね。平成23年度南伊豆認定こども園建設工事に係る工事請負契約の変更について等、あれなんかも最たるものだと思っております。

かといってどうすることもできないではなくて、それがいいか悪いかということは別問題、もちろん結果としてはいいことでございますからそれでいいんですけれども、ただ私が思いますに、この子育て支援センターについて、今までの健康福祉課、それからまた教育委員会のほうにつきましての今までの取り組みというのが、ここに来て何か具体的な運営方法について保護者の方とか関係者の方が何もわからないという、そういう不満に変わってきたのではないかなと思ってきております。

したがいまして、私はここで質問をさせていただいているわけでございますけれども、その開園までにもう１カ月なんですよね。１カ月程度しかないものでありますから、この子育て支援センターについての情報が十分に行き渡っていくようにお願いしたいわけでございます。

そして、１点でございます。もう１点、２月24日ごろでしょうか、この子育て支援センターというのでお知らせというのが回りまして、これについて私もこれを拝見させていただいたんですけれども、ちょっとこれについての質問なんでありますけれども、このお知らせの内容、多分この質問というものは見ていらっしゃる方もいらっしゃると思うものですから、これについての具体的な説明、それと私が思ったこの未就園児というのは一体何歳から何歳

までなんだということもちょっと知りたい。そして、このセンターには人数制限があるんだろうか。こういうことについて、少しご説明願えないですか。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　今議員がお示ししましたお知らせについては、現在健康福祉課で担当して、ありんこで配ったということでしょうか。ではなくて、今お示しした資料。

○３番（吉川映治君）　そうですね、ありんこの保護者の方から預かりました。

○健康福祉課長（大年清一君）　ちょっと申しわけございません。私その内容を見ていなかったのであれなんですけれども、その内容がどういうご指摘でしたでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　議員、それ、もしあれなら課長のほうに。

○３番（吉川映治君）　課長、見ていないんですか。

○健康福祉課長（大年清一君）　ちょっと申しわけなかったです。見なかったです。

○議長（梅本和熙君）　議員、いいですか。

○３番（吉川映治君）　いいです、はい。

○議長（梅本和熙君）　じゃ、答弁を続けてください。

○健康福祉課長（大年清一君）　今の、子育て支援センターが４月に開園するということで、詳細についてはまたお知らせがあると思うけれどもという内容でございまして、ご質問は子育て支援センターの詳しい内容ということでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ごめんなさい。ちょっと行き違いがございました。

私が知りたかったのはこの１枚のぺらではどうしてもこれじゃ全く理解できないものですから、その説明というものをお願いしたんです。

これは今ここでするよりは、ちょっと時間も差し迫っていますので、また改めて同じ機会でもつくるなりして何かお知らせして願えないか。皆さん、やはり不安がっていますので、お願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　答弁求めますか。

○３番（吉川映治君）　いえ、いいです。このまま続けさせてください。

そして、今教育委員長のほうからも出てきましたありんことの関係でございます。

今、南伊豆町内で子育て支援の活動を積極的にされている団体が子育て広場ありんこでございまして、主にこのありんこというのは子育て支援センターというのが具体的な運営方法

を策定していく上で非常に参考になる団体であります。

だから、もちろん教育委員会の方、健康福祉課の方はもうこのありんこの存在というものは知っていらっしゃることでございますので、私以上に存じ上げているところでございますので、もう知っているということを念頭にしてちょっと質問させていただきたいんですけれども、この子育て支援センターは、子育て支援センターと子育て広場ありんこの関係なんですね。要するに、子育て支援センターにそのままこのありんこがスライドするものなんですか。はたまた、ありんこはありんこ、センターはセンターとして別々のまた団体なんだというところで判断しているのか。もしそうだとしたら、ありんこというのは今後ともまたありんこ独自の活動ができると思うんですけれども、その点についてちょっとご回答をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

子育て広場ありんこは母親と子供、子供といいますか未就園ですね、の子供の交流の場を定期的に設け、育児不安の解消を図るとともに乳幼児の健全な育成の支援をしていくことを目的に、現在、町の職員１名、それから町で雇用した臨時保育士２名、それからボランティアのご協力によりまして、中央公民館を会場に月３回程度開催しております。今後は本年４月に開園いたします認定こども園に併設される地域子育て支援センターに専任の保育士を配置し、より充実した子育てのサポートを展開してまいりたいと思っております。

したがいまして、今年度末をもって、この町がかかわっております子育て広場ありんこの役割というのは終了するということになります。しかしながら、ありんこを通じた子育て支援のノウハウやボランティアの皆様の支援は大変貴重なものでありますので、今後の地域子育て支援センターで活用できる手法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そうすると、ありんこはなくなってしまうわけですね。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　町が、何といいましょうか、町が支援する、支援というか今現在町で町職員、それから臨時保育士２名を雇っているという形でのありんこは本年度末をもって終了するということでございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　わかりました。ありがとうございます。

そこだけをつついていくと、また時間がオーバーして怒られてしまいますので、先に進まさせていただきますけれども、３月２日に認定こども園の中を私も確認させていただきました。そして、子育て支援センターには真っ先に行かせていただきまして、広さが98平米あると、約30坪ですよね。その中には事務室、トイレ、洗濯室、そして授乳室までありまして、授乳室はここことカーテンで仕切られるような形になっていたわけでありますけれども、それ以外のところで、皆さん子育て支援の方々はそこでまたそういういろいろなことをやられるのではないかなと思っております。

少しかいつまんで、私は今そのままセンターにそのままありんこというものが引き継がれるということをちょっと認識させていただきましたので、その点について説明させていただきますけれども、今の子育て広場のありんこの現状でございます。これは登録制でありまして、会費が年間2,000円かかっております。そして、今登録している園児が53名いらっしゃいます。53名というのは、これ掛ける保護者がいらっしゃいますので、約100名近くになるだろうと。100名近くになっている方が子育て支援センターのほうにスライドしていくというような形、あり得るかどうかわかりませんけれども、そうなりますとあそこはもう完全に手詰まり状態、あの子育て支援センターの中では手詰まり状態になってくるのではないかということを危惧しております。

確かに開館時間というのが、これを見ますと月曜日から金曜日までという非常に広いものですから、まずそういうことはあり得ないだろうと思っているかもしれませんけれども、あながちあり得ないことではないと思います。あそこがもういっぱいになってきてしまうという可能性もあると思いますので、そこの点もちょっとお気をつけていただきたいということです。

そして、もう１点だけちょっとお聞きしたいことがありまして、あそこの支援センター、そして認定こども園の運動場ですよね、広場というのか運動場というのかわかりませんけれども、そこと庭とのことも詳しくちょっと見させていただきましたけれども、子育て支援センターのその庭は柵で完全に囲まれております。そして、認定こども園の中の廊下、確かに支援センターに行く廊下もあるんですけれども、多分あそこも戸で仕切られるだろうと思っております。そのような状況で、子育て支援センターに来る未就園児と認定こども園にいる

子供たちが、それほどまでにしてどうして隔離しなければならないのか。どうしてそうやって分けなければならないのかというのを、一時ちょっと私が素朴に疑問に感じました。

これ、例えば西伊豆の認定こども園なんですけれども、西伊豆なんていうのはもうかなりこども園と子育て支援センターがオープンに子供たちが行き来しているんですね。そのような形からすると、やはり南伊豆もそうであるべきではないかなと思うんですけれども、その点についてちょっとご回答をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　お答えします。

今議員が申されましたように、西伊豆町みたいに一括でやられることも一つの方法だとは私も個人的には思います。

しかし、認定こども園を運営といいますか、法律論をまた申し上げると、まことに申しわけありませんけれども、文科省また厚生労働省等々の法律にのっとって認定こども園を建設しております。その中である程度子育て支援センターというのは、今申し上げたとおり未就学の子供たち、要するにそこには親御さんと一緒に来られます。西伊豆町はどういうやり方でやっているかちょっとわかりませんけれども、未就学であっても親御さん、子供が幼稚園に来ている未就学の親御さんたちもおいでになられます。そうなったとき、やはり幼稚園、保育園の運営していくに当たって、支障が出るとは私もあれですけれども、そういうことを懸念いたしまして文科省また厚生労働省でもそういうような決め方をしているのかなというふうに認識しております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

確かにそうでありますよね。もう少し勉強させてください。お願いします。

もう最後になるわけでありますけれども、やはりちょっともうこれで感想でございますけれども、やはり先ほども述べた社会福祉協議会の問題、そしてありんこというのが今後独自に存在するかどうかはわからないけれども、やはりありんこというところも拠点が今、活動拠点が今後なくなってきてしまうだろうかなというところで非常に心配なところもあります。

ただ、今最後に申し上げたいのは、中央公民館の取り壊しということでございまして、今私が上げたこの２つの団体というものはもう中央公民館と直結してきているわけでございます。そして、今事務局長が先日申し上げたことでございますけれども、あの中央公民館を取

り壊すに当たっては、関係諸団体の方々に十分にお話し合いをしていただいて同意を得たという回答をいただいておりますけれども、私が聞く限りにおいてはこの社会福祉協議会の方々またはありんこの方々に聞いても一切そういう話はなかったと。え、取り壊すのと言われるのが関の山だったことでございますので、そういうところをもう一度、仮に耐震がないからといって取り壊すというのももう一度皆さんとお話し合いをした上で、そこで納得していただければ私ももうもちろんそれでそうなんだなと思いますので、もう一度皆さんに説明していただきたいというのも要望として持っていきます。そして、要望として上げておきます。

もう時間もないものですから、これで私の質問を終わらさせていただきますけれども、ぜひ要望ばかりで申しわけなかったですけれども、どうもよろしくお願い申し上げます。

そして、本当に１時間ですけれどもありがとうございました。

これで終わります。

○議長（梅本和熙君）　答弁よろしいですか。

○３番（吉川映治君）　ええ、結構でございます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　これにて吉川映治君の質問を終わります。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（梅本和熙君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　通告により一般質問させていただきます。

まず初めに、避難訓練見直しについて質問させていただきます。

多くの生命、生活、財産を奪った昨年3.11に発生しました東日本大震災から１年が過ぎようとしております。被災に遭われ命を落とされた方々、今も行方不明の方々のご冥福と、現在も厳しい避難生活を送られています皆様と地域の一日も早い復興を心中より改めて強く願うものであります。

さて、大震災から約９カ月後の昨年12月４日に行われました避難訓練で私が思ったことは、訓練のマンネリ化による緊迫感のない、思ったより参加者が少ない避難訓練であったと感じております。

そこで視点を変え、避難訓練を平日の日中や夜間、抜き打ちで行うなど条件の違う設定を行い、そのたびにどのようなことが問題なのか地域での課題がいろいろ浮かび上がってくるのではないかと思います。例えば、平日の日中行うと、地域のだれがいて、だれがいないのか、応援を頼めるか頼めないかがわかります。夜間行えば、使用するライトは手に持ったほうがいいのか、それとも両手が使えるヘッドライトのほうがいいのか、そういう細かい問題など家族や地域のみんなで考える。このことにより参加している実感が深くなります。ひいては参加者もふえ、減災につながるのではないかと考えますが、当局の見解をお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この昨年の3.11のあの東日本の大震災を我々は教訓として、今あらゆる面で防災に取り組んでおります。

その中で、今議員が申されたいわゆる避難の問題であります。

私も昨年現地を慰問視察した際に、これは生の声としてお聞きしましたけれども、日ごろ訓練をしていた住民の方ほど助かっている率が高いと。まさにこの訓練、避難が生死を分けたという話を直接聞きました。それで、これはやはり私も帰ってきてから、今言われるような町で今行っている訓練をもう一度総ざらいして、そして言われるような、例えば夜間であったり、日中であったり、抜き打ち訓練も必要ではないかなという思いがしております。これはまた今行っておる防災のハード面、ソフト面の見直しに入っておりますので、そういう中で検討してまいりたいというふうに思っております。

そこで、現在行っております訓練は自主防災会、そして町とこういったそれぞれの防災に関する行政あるいは地元の組織が主体となって行っております。これはやはり発災の際には、一番我々は先頭に立ってこの防災、災害には対応しなければならないということでありますので、これはもちろん今までどおりの行い方でいいかと思いますが、行う訓練の仕方、それから時間的な問題、そういったことはやはり今議員が申されますように、もう一度検討してみます。そして、より実効的な訓練を行うことのほうがやはり発災時には役に立つかなという思いがしておりますので、まさにこれはもう日ごろの訓練しかないと思います。いち早く逃げる、そしてどこに逃げるのかということだろうと思いますので、そういったことを含めて今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

一日も早いそういう訓練のマニュアルというんですか、そういうものを考えていただきたいと思います。

次に、これは内閣府のホームページにあったものなんですけれども、災害被害を軽減する国民運動のページというのがあるんです。その中で、災害対応カード、クロスロードというのがあります。クロスロードというのは皆さんご存じのとおり岐路、分かれ道のことで、そこから転じて重要な判断、決断のしどころを意味します。

１問だけやってみたいと思います。

あなたは町民です。皆さん町民ですので、あなたは町民です。避難命令が出ました。避難所、中学校体育館に避難しなければなりません。しかし、家族同然の飼い犬がいます。名前はモモ、ゴールデンリトリバー、雌、３歳。一緒に避難所に連れていきますか。こういう問題です。

いいですか。あなたは町民です。避難命令が出ました。避難所、中学校体育館、大勢の方が来てそこに避難されると思います。避難しなければなりません。しかし、家族同然の飼い犬がいますということです。名前はモモ、ゴールデンリトリバー、雌、３歳。あなたは一緒に避難所に連れていきますか。

これ、イエスかノーかで答えるんですけれども、どちらでもいいんです。イエスでもノーでも。

なぜかというと、これは防災教育の教材になっているんですよね、このカードが。目的としまして、災害対応をみずからの問題と考え、またさまざまな意見や価値観を参加者同士で考えるというんです。参加者どうして。

２番目としまして、災害対応において必ずしも正解があるとは限らないと。また、過去の事例が常に正解でないこともある。それぞれの対応の場面でだれもが誠実に答え、対応することで災害が起こる前から考えておくことが重要である。それにまた気づくことが重要であると。

特に、東海・東南海・南海地震が発生してから津波が到達するまでの時間が短い我が町では判断の早さが身を守ると思います。訓練の一環として、地域、学校などで取り組む考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

クロスロードという具体的な導入につきましてはまだ検討すらしておりませんので、今は検討しますと、しませんという即答は避けさせていただきます。今後は検討いたしますが。

先ほど町長も申し上げましたように、訓練のマンネリ化というのはもうここ何十年もささやかれていることでございます。ことしは夜間訓練等も実際は計画しようとしております。

ただ、マニュアルということを先ほど議員おっしゃいましたけれども、できたら私マニュアルつくりたくないんです。マニュアルに概念が思考が規制される。それで失敗したのが、町民の皆さんにも６回説明しましたけれども、大川小学校の大悲劇であります。ですから、私が望むのは、町がやらないからやらないのかということではなくて、ぜひ地元へ帰って、区長さん方と相談して、湊はこういうことをやるよ、下流はこういうことをやる、ぜひ我々に提言してほしい。それが自助だと私は認識しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

一番大事なのは自分で自分の身を守る、それが一番大事かと思いますけれども、そのためにいろいろなツールというものがあると思うんです、道具というものが。それを少しでも皆さんに広げていっていただければと。ただそういうふうに思うだけでございます。

あと一つ、これは別に答えは要りませんけれども、地元の湊なんですけれども、一日も早い避難タワーの完成を大変強く望んでおりますので、そのことをお伝えしておきます。

次に、自主防災組織再編について質問いたします。

自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織と書かれております。市町村がその充実に努めなければならない旨規定されております。なお、自主防災組織が日ごろから取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備・器具等の点検、防災用機材の整備等があります。災害においては情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が上げられております。その活動は多

様なものとなっております。

南伊豆町では各地区の区長が自主防災組織の会長を兼任しているのが実態ではないでしょうか。地区長の任期は１年か２年、これでは継続性がなく、人材の育成も大変難しいかと思われます。新たに地域の実情に合った自主防災組織を編成する必要があると思いますが、当局の見解をお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在、各区ごとの自主防災会があります。これは今議員が申されますように、それぞれの区の区長が防災会長を兼務する組織となっております。そして、今言われたように各区長さんは１年か２年で交代をするということであります。

そこで、この自主防災会ですけれども、ここでは今言われるようなことと高齢化が進む中で、やはりそういった面でのいろいろ問題も出てきておるかと思います。さらに、地区には防災委員という方がおりますので、お願いしておりますので、その辺とよく一緒に考えながら今後の検討課題かなというふうに思っております。

組織を再編するということになりますと、複数ある組織を一つにするということ、そして自主防災組織の本部の設置場所であるとかいろいろ問題等も出てきます。したがって、今の組織の中でより実効ある効率のよい防災活動ができるような組織として、我々が育つように行政としてバックアップしなければならないという思いがしておりますので、これらは今後区長会等でよく検討して、そして各地区の区の意見も聞きながら取り組んでいきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

できる限り、実態に合った自主防災の形成をよろしくお願いいたします。

参考までに、兵庫県加古川市の防災会では、町内チャンピオンマップなるものをつくっております。それは何かというと、災害時に協力をお願いするといった形で、自分にはこんなことができるとそういう特技を登録してもらって、いざというときの防災活動に協力してもらっているということでございます。

次に、交通弱者についてお聞きします。

今後の患者輸送バス運行について、町政懇談会では、共立湊病院跡地に立つ診療所には今までどおり運行するということで間違いございませんでしょうか。

担当課長で結構です。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　おっしゃるとおりでございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　下田に通院する方にはバスの半額を補助するということで間違いありませんか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それにつきましても、５月に開業する下田メディカルセンターへの通院ということでございますよね、につきましては、町外の医療機関となるために県の補助事業の対象外になることなどから、路線バスを利用して通院する町内全地区の65歳以上の高齢者に対しまして、経済的な負担の軽減を図るために、バス運賃の２分の１を助成するように新年度予算に計上いたしました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　確かに２分の１、ありがたいと思うんですよ。ですけれども、今まで無料だったものが半額補助になったとしても有料になるわけですよね、これは間違いなく。下田から遠くなればなるほど高くなるわけですよね、１人の負担が。近い方は安く済んで、遠くの方は高くなりますよと。これでは地区によって格差が出るんではないかと。

そこで私が提案したいのは、下田のメディカルセンターに行く方も患者輸送バスに乗っていただき、青市にある元観光協会ございますね、あそこちょっと広いもんですからそこで乗っていただき、他の交通機関を使っていただくか、診療所まで一緒に行って他の交通機関を使用していただく。帰りは診療所に来た方々と時間を合わせ各地へ送る方法もあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　今議員の提案でございますけれども、現行のバス、それから運転手の状況ではちょっと対応が難しいかなというぐあいに感じております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ちょっともう少し詳しくお願いできますか。対応は難しいと言いますけれども、じゃどのようにすれば対応できるようになるかちょっとお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　実は、この２分の１助成につきましてもさまざまな可能性について検討してまいったんですけれども、独自にメディカルセンターまで行くバスを出すですとか、さまざまな企画、検討をしてまいりましたけれども、最少の経費で最大の効果ということでこの２分の１路線バスを利用して、２分の１助成をするということに至ったわけでございまして、先ほど申しましたように、具体的にどうすればいいかというところまでの、議員がおっしゃるような方法についても検討しましたけれども、現行の人員、バス１台でやるということにつきましてはちょっと難しいということでございます。

それから、患者バスというのは最寄りの医療機関まで運ぶのがこの患者バスでございますので、一応そういう点も踏まえまして、今回こういう提案を新年度予算に提案した結果となったということでございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ただいま最寄りの医療機関と申しますけれども、青市にも医療機関はございますよね。ございますよね。そこまで一緒に運んで乗車していただいて行くというのはいかがなものでしょうか。どうですか。あと下田のほうへ行くと。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　そうしますと、一応今やっている患者輸送バスというのは県の補助事業、現在やっているのが。そうしますと、それをまたそういうことに利用しますと補助対象外になるということも考えられますのでということでございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　対象外になる、それはどうにかして使い勝手のいいようなものにするのが皆様のお仕事だと思うんですけれども、そういう考えはございませんか。県に行って、動いて、その話をしてこういうことはできないかと、南伊豆町は今こういう問題を抱えていると。それに対応してこういうふうにしてできないかという物事をやる気はございませんか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　当然この事業につきましては県のほうにも相談させていただきました。その結果、そういう町外の医療機関まで運ぶというのは対象外になるということでございましたので、こういう結果になった次第でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君、この質問に関しましてはもう堂々めぐりになりますから。

○２番（宮田和彦君）　わかりました。じゃ、次の質問に。

○議長（梅本和熙君）　宮田君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　次に、６次産業化についてお聞きします。

これは農林水産省が、農村漁村は有形無形の豊な資源が存在する宝の山だ。さまざまな地域資源を活用してもうかる農林水産業を実現し、農村漁村の雇用確保と所得向上を目指すとこううたっております。６次産業とは農林漁業者が生産、加工、流通を一本化し、所得を増大することであります。これには産地ぐるみで取り組み、経営の多角化、複合化の農林水産物や食品の輸出などが必要となります。

去年、平成23年３月１日に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、六次産業化法というのが施行されました。町ではどのような６次産業化を促進してきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

６次産業化の推進の取り組みにつきましては、静岡県が中心となり、賀茂地区の農業漁業関係者、商工会、観光協会、静岡県市町村関係者が一堂に会しまして、平成23年７月に地域資源活用連絡会を組織いたしました。昨年10月には６次産業化異業種交流会を開催、セミナーや地場産品を活用した加工品などの先進的な取り組みの紹介を実施しており、参加者176人、出展者33業者で、南伊豆町内から６業者が出展したところです。さらに、商品開発や効果的なＰＲの手法についてアドバイザーを派遣するなど、賀茂地域を挙げて取り組んでおります。

このほか、静岡県では安全や品質などの面で独自の認定基準を設けたしずおか食セレクションを実施しており、平成22年度認定20品目の中にはＪＡ伊豆太陽野ぶきが認定され、生産量の約70％が南伊豆町内から生産されております。このように品質の差別化をすることによりブランド化、生産意欲の向上が図られております。

町内におきましては農林水産物直売所が核となり、多くの生産者が集い、生産意欲、品質の向上が図られており、地産地消や６次産業化に大きく貢献しております。また、伊豆漁協南伊豆支所では、石廊いか沖朝漬けなどの加工品も定着しております。

町といたしましては、このような特産品の加工やブランド化の推進はもちろんのこと、伊豆半島ジオパーク推進構想など、地域ブランド化を視野に入れた取り組みにつきましても６次産業化に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　６次産業化、１次はわかりますね、３次もわかると思うんですけれども、２次で加工なんですよね、一番大事なのは。これによってブランド化とおっしゃいましたけれども、生ものが要は日にちがもつと。また付加価値がつく。また市場に送るまでに時間等はかかりますけれども、そういう面もクリアできると。一番、私は南伊豆で足りないのは加工技術だと思うんです。これをもう少し、どこへ行ってもいいですけれども、そういうものを受けてといいましょうか、学んで、それを町民の皆さんに少しでもそういう技術を伝えていけたらなとこう思っておりますので、加工のほうをひとつ、できる限り推進していくようにお願いしたいと思います。

次に、時間あと５分ぐらいですけれども、今、みなみの桜と菜の花まつり開催されていますけれども、その菜の花の件についてちょっとお伺いします。

２月５日に第14回みなみの桜と菜の花まつりが始まりました。12日は菜の花結婚式、こういうおめでたいことが続きました。しかし、菜の花畑のほうは、低温もあるでしょうけれども水の管理不足ということで、町民の皆様に大変心配をおかけしました。日野の畑の管理はどのようになっているのか。産業観光課の監督また指導はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

菜の花畑の育成につきましては、農業振興会主催の元気な百姓祭りにおける小中学生の参加の播種作業から始まりまして、みなみの桜と菜の花まつりの開催に合わせ、農業振興会の援農センター部会に委託し、同部会が毎年創意工夫しながら栽培をしております。残念ながら、昨年度、今年度につきましては低温と年末年始の乾燥により生育がおくれました。

昨年度におきましては、１月初旬に静岡県農業技術研究所伊豆農業研究センター、賀茂農林事務所及び関係者で生育の状況について検証しましたが、約３カ月に及ぶ乾燥と年末からの低温により生育がおくれました。

今年度につきましては、12月初旬まで例年に比べて気温が高くなったため雑草の繁殖が旺盛だったことや、10月上旬に害虫の異常発生による生育不良、12月から２月上旬までの低温、乾燥により菜の花の成長が活性されなかったことが原因と考えられます。

このような状況の中、10月中旬以降、農業振興会の援農センター部会では３回の追いまき、追肥、除草等を実施し対応してまいりました。１月中には産業観光課職員で散水なども試してみましたが、寒波により昨年にも増してさらに気温の低下が見られ、生育のおくれが解消されませんでした。

農業振興会の援農センター部会では、15年余に及ぶ菜の花栽培に取り組み、連作障害、根こぶ病などの発生防止などに対応してきており、毎年安定した菜の花の提供に日々努力しているところです。今後も県伊豆農業研究センター、賀茂農林事務所など関係機関に協力を得て研究し、改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほど課長が言われました水不足ということで、これは人工的にどうでもなることですよね、管理的には。南伊豆で咲いていなくてもほかの地域では菜の花咲いておりました、現実に。

そういうことを考えますと、いかに管理体制がずさんであるかと。こういうことを反省していただきたいと思うんです。なれというのは恐ろしいんですけれども、なれ過ぎると、なれというのは大事ですけれども、なれ過ぎるとそこに落とし穴が必ずありますので注意していただきたいと思います。

管理体制、今後どのようにして臨むのかと、皆様の産観のほうの考え方をひとつ聞きたいことと、種を半月ほど早くまけないかということをちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　今後の取り組みでございますけれども、先ほど申し上げました県の農業技術研究センター、それから賀茂農林事務所、また農業振興会援農センター等々

検証しまして、今回のこと、そしてまた今後の生育の取り組みをしてまいりたいと思います。

それから、種を半年早くまくという……

○２番（宮田和彦君）　半月です。

○産業観光課長（山田昌平君）　半月ですか。半月まくということでございますけれども、その関係につきましても専門家の方の意見を聞きまして、進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田君、質問の途中ですが、ここで昼食にしたいと思いますもので、午後１時まで休憩といたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　じゃ、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、２番、宮田和彦君の質問を再開いたします。時間は午後１時30分までとなりますので、ご承知願います。

宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　次に、ロゲインについてお聞きします。

ロゲインという言葉は聞きなれないかと思います。ロゲインとは、ロゲイニングとも呼ばれており、オーストラリア発祥の大規模のスコアオリエンテーリング、早い話が大規模な宝探しと考えていただければ結構です。地形図上に示されたコントロール、それは早い話が目標物です。それをどれだけ集めるか、そういうのが勝負のかぎとなります。年齢層は幅広く、10代、小学生から六十五、六、まあ70歳ぐらいまでの競技人口がいると言われております。１分１秒を争っている上級者、それからお弁当持参でハイキングレベルの方々まで幅広い年齢層があるのが特徴であると。

使用するナビゲーション、これは地形図とコンパスだけの２種類だけなんです。２名以上

のグループで行い、行う場所は主催者が決めるとなっております。

フィールドとしては町の中、山の中、海の近く、遺跡、観光名所、自余とのコラボなどの設定が考えられております。

一色にあります広大な町有地もすばらしいフィールドとなります。参加者は自分で戦略を考え、協議することにより、参加している実感・達成感を味わうことができるとおっしゃっておりました。

我が町南伊豆町は、海あり、山あり、川ありの広大な自然に恵まれております。ものは十分そろっております。スポーツ観光の柱として、そういう考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このロゲイニングという、我々も今までに聞いたことのない言葉ですけれども、今、議員が言われるようなことで、当町としては、いわゆる自然が豊かですし、そういった面での取り組みとしては全く新しい取り組みかなという思いがしております。

ただ、これがこの日本に来てからまだ歴史も浅いということのようですね、これは。そういうことで、実施されているところも余りまだ今までなかったみたいですけれども、これを実施するに当たっては、やはりいろいろな事故であったり、いろいろそういった面の検討が必要になってくるかと思います。

これについては、先進地等もよく調査をして、そして実施可能かどうかということから、まず検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ここに今月の25日ですか、埼玉県の飯能市でその大会が行われるんですけれども、私、朝霧の富士山の横には富士宮にあります県立の野外活動センターへ行って、ちょっと講習を受けてきたんですけれども、そのときにお会いした方々とちょっとお話ししたんですけれども、今からですよと、整備はと言いますと、何も要りませんよと言うんですよ。舗装するわけでもない、道路を。要は林道とか、そういうところがあって、要は林の中にポイントを置けば、そこへ目指して行くと。

こういうものがあるんですけれども、これいただいたものなんですけれども、ちょっと見ていただければわかると思うんですけれども、こういう地図が１つとそれからコンパスが１つあれば簡単にできると、そういう遊びといえば遊びなんですけれども、国際大会も開かれております。ぜひ南伊豆の観光の柱として考えていただければ幸いかと思います。

次に、今後の観光戦略についてお聞きします。

我が町では、観光立町を唱えてから久しくなっておりますけれども、衰退する一方であります。衰退の原因はいろいろありますが、団体向けの殿様商売のしっぺ返し、交通の便がよくなって通過点になったしまったことなども挙げられます。

また、温泉地では誘客に目を奪われ、その土地ならではの魅力をないがしろにしてきた面もあります。

また、外的要因より内的要因にどう立ち向かうかが重要であると考えております。観光に携わる事業者だけが観光を考えるのではなく、他の産業との連携が必要であると思います。そして、地域の中の観光地の果たす役割を積極的に説得することが重要であると考えております。

外的要因の一つにこの間行われましたナイトランというのがございます。参加された数名の方がもう二度と参加したくないと、南伊豆町には来ないと言って帰ったと聞きました。

その理由は何か。スタートとゴールが銀の湯会館であるのに、会館の駐車場が使用できない。ゴール地点が暗いため順位がわからない。せっかく南伊豆町まで来たのに――ここからが大事なんです、走り終わった後、ゆっくり温泉に入り、宿泊施設で南伊豆の幸をゆっくり食する時間を過ごしたかったと言うんです。ランが終わった後、少し時間が遅くなります。時間が遅いからといって食事を断られたというんです。周りを探しても食事する場所もない。イベントを開催するなら、そのぐらいの準備、配慮は常識であると、当たり前だと、こう言っていたというんです。

それを聞いた居酒屋のご主人が、こう言われたんですよ。私ちょっと聞きに行ったんですけれども、宮田さん、よかったよと。何がですかと、私はみなみの桜と菜の花まつりですか、そのポスターをちょうど外したところだったそうです。その外したときに、お客さんが各旅館から、各旅館ですよ、一つの旅館じゃなくて、各旅館から電話が入って、そこの居酒屋さんにお客さんを紹介されたと、こう言っていたわけですよ。なぜ来たのかというと、要は夜遅くなると食事出せないと言うんですね。ホテルも旅館も。板前さんからみんな帰ってしまいますので。そのお客さんいわく、いろいろ全国的に回っているわけですよ、こういう走り

ながら。要はお客さんが回って、いろいろな場所を見て、南伊豆町はどうだといったら、食事もできない、ゆっくりしたいけれども、温泉には入れるけれども、その場所で食事ができないというんですよ。

そういうことを聞いたときに、何でそんな配慮ができないのかと、観光参加の方々と町とそれからホテル、旅館の方々とタイアップができなかったのかと、そういうつながりができなかったかと、大変残念に思った次第でございます。

それ聞いてどうですか、町長、どういうふうに思われましたか。今の宿泊施設に泊まった方々が配慮が足りないと、そういうことに対して何か思いがありましたら。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この観光の入り込み状況でありますが、これはただでさえ減少傾向にあった入り込みでありますが、それに加えて昨年の３月11日の震災でそれに追い打ちをかけたような形になってきたわけであります。そこで我が町としても、何とかお客さんを少しでも呼び込みたいということで企画したのがナイトランであります。

今、議員が申されますようないろいろなことがあったということでありますけれども、それは私も初めて耳にしました。ただ、このナイトランはことし初めて試みたイベントでありまして、実行委員会を立ち上げてＯＷＳが主体となってやってくれてきたわけでありますけれども、内容につきましては、後ほどまた担当課長から説明させますけれども、いろいろお客さんのそういった苦情等もあったということで、これはやはり考えなければならないなという思いが今しております。

要は今世の中が非常に速いスピードでお客さんのニーズが変わりつつあるということで、我々観光地としても、それをよく肝に銘じて対応していかないと、さらにさらにお客さんの入り込みというのは厳しくなってくるのではないかなという思いがしております。

先般、航空運賃の格安運賃、これも国内ですけれども、発表されました。そうして見ますとやはり旅行経費が少なくても、予算が少なくても遠くまで行かれるということでありますから、その分やはり我々みたいな首都圏をターゲットしている観光地としては厳しくなってくるのではないかなという思いはしております。

そんなことも頭に入れながら、今後の対応をしていかなければならないかなという思いがしておりますので、これは観光関係各団体とよくそういった面での検討を加えながら、ただ

お客さんに来てくれ、来てくれだけでなくて、そういった面をよく配慮しながら対応してまいりたいというふうに思います。

あと担当課長から答弁します。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員が申されましたのが本当でありましたら、観光立町であります当町では本当に憂慮すべきことだと思います。

町長も申し上げましたけれども、ＯＷＳが募集しておりまして、通常の申し込みは、今回は妻良、子浦の民宿を１泊１食という形態でございました、夕食はなくて。夕食は申し込み時に下加茂のある事業所で食事というような形で申し受けました。

今、議員が言われますのは、恐らくこれフリーでエントリーした方かなと思いますけれども、私も初めて今日聞きましたので、これはＯＷＳを初め関係機関とこういう事実があったよという形で今後改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　お客様とのニーズのずれですね、先ほど町長がおっしゃった、これが生じているわけですよ。その泊まられた方も湊で１カ所、下賀茂で１カ所で泊まられたそうです。そういうお話を聞きましたので、できれば妻良、子浦地域云々じゃなくて、ひとつ町一丸として取り組んでいただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いします。

次に、この下田市、伊東市、南伊豆町、河津、東伊豆の２市３町の広域観光についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

この２市３町は、同じ方向を向いてやっておられるのでしょうか。担当課長、ひとつよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　広域観光でございますけれども、現在、伊豆観光圏、それから伊豆半島ジオパーク構想、伊豆東海岸観光モデル地区推進協議会等々、かなりの組織がございます。

それで今言いましたように、いろいろあるんでございますけれども、やっぱり伊豆半島でも地域の特性がございます。中には駿河湾海上活性化協議会というのもございます。静岡市関係の伊豆市の土肥から南伊豆町までの構成で組織されている、あるいは東海岸の一体を組

織しているもの、それから伊豆全体を構成しているもの等々がございます。

それぞれでそれぞれの事業を展開しましてやっております。やはり一つの単独の町ではできない、広域でこそできるという事業もございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　できれば１市とか１町とかそういう方向でいくと、余りにも伊豆半島自体小さいものですから、半島一つという言葉がありますけれども、昔から。ですけれども地域地域で思いが違うというんですかね。南伊豆と下田というのは結構つながりがありますけれども、今度、松崎、西のほうに行くとつながりがなくなりますよね。そういう広域的な面では。

ですから、今ラインが２市３町、これを大事にして、広域的に少し観光の面で誘致でも何でも、みんな一緒になって、方向性を一緒にして頑張っていけば、これから日本的にも世界的にもそうですけれども、いろいろな発信ができるんじゃないかと思いますので、お願いしたいと思います。

また、次に、受講料の納付についてお聞きします。

トリム体操の参加授業料を納付するのに、そこの地区はほかに金融機関がなく、郵便局で支払おうとしたが、ここでは納付できないと言われ、仕方なくバスに乗り来庁し、納付したと聞きました。

1,200円の受講料を納付するのに往復1,000円の乗車賃を支払ったと聞いています。その方は年金暮らしで生活も質素にしていると、受講料を納付するのに1,000円のバス代は非常に困ると、何とかすべての納付が郵便局でも可能にならないかと、そう拝まれました、私。

私も町長に拝みますよ。できればどこの金融機関でも納付できるようにしてもらえませんでしょうか。何か納付するのにハードルが高いとか何かありましたら事情を聞きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

町で実施しているトリム体操などの事業につきましては、参加者に応分の負担をお願いしておるところでございます。その納付方法は、町の発行する通常の納付書により、町の指定金融機関、または収納代理金融機関で支払っていただくか、またはゆうちょ銀行に対応可能

な納付書で支払っていただくということの方法がございます。

ご質問の事例は、多分町のほうから通常の納付書を発行したために、ゆうちょ銀行――郵便局ですね、そこでお支払いができなかったものと推測されます。利用者の方には大変ご迷惑をかけたと思っております。今後はトリム体操だけではなくてほかの事業も含めまして、申請を受け付ける際などに、料金の納付方法の説明や確認を行いまして利用しやすい事業展開を図ってまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ぜひ交通弱者のためにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、職員の昇進試験についてお伺いします。

勤続年数が長いと試験もなしに昇進していると今現在思っております。能力がない人を昇進させると仕事が滞り、周りの人に迷惑をかけ、町政にも支障を来すと思っております。町民の負託にスムーズにこたえるためにも一定の線引きが必要ではないかと思います。

そのために私は職員の昇進試験が必要であると考えます。昇進試験は、職員の皆さんに公平なチャンスを与えるとともに、やる気も出て自分自身のスキルアップにもつながり、結果、町政のレベルアップ、住民サービスの充実につながると考えております。競争のないところは衰退するだけであります。民間では、近くではＪＡ等が既に始めております。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今現在ですけれども、県内でまずこの昇任試験を実施しておるのは11市町というふうに聞いております。そこでは論文、それから面接、そして教養試験、これを実施をしておるということで、これがいろいろ組み合わせて行っておるということで、画一化されたものではないようであります。

そこで本町でありますけれども、ご承知のようにこの昇任試験を行っておりません。今までは職員の能力、それから経験、それから性格、こういったことを総合的に判断をして、そしてそれぞれの管理者、そして我々がそれをさらに評価した上で、そして事務の流れであっ

たり、お客さんへのサービス等も頭に入れながら対応し、実施をしておるのが現状であります。

今、議員に言われることも理解できます。今後の検討課題とさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ぜひ町民の皆さんのためにも試験のほうやっていただきたいと思います。

次に、下田メディカルセンターについてお伺いします。

医療スタッフの人員確保が深刻と聞いております。現在の医療スタッフ確保数とそのスタッフ数で１日何名の患者さんを診療可能なのか、また、患者さんは何名まで入院できるのかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、現在の医師確保しておる医師数でありますが、交渉中の医師も数名おるというふうに聞いておりますが、新病院の開院時の体制としましては、現時点では確定している医師数としましては県の派遣医師３名を含めて常勤医師は10名となっております。このほか外来救急に対応していただく非常勤医師は10名というふうに報告を受けております。

また、予定をします看護スタッフでありますけれども、これは約65名ということで、このほかに薬剤師が６名、臨床検査技師が３名、放射線技師５名などのほかに、理学及び作業療法士、栄養士、ソーシャルワーカー、事務職及び保育職等を含めた開院時の予定総数でありますが、これは130名程度というふうに聞いております。

そこで開院時の外来体制でありますが、これは150から250名を予定をしておるということで、そして開院当初でありますが、これはいろいろ医療事故であったり、そういったことも考慮した中で、最小限にしたいということのようであります。そこで人数としては、当初は20名程度を入院患者を予定をしておると、そして２病棟が満床となるには、早くても数カ月を要するのではないかと、これらがこういったことが病院が移転した場合のいわゆる慣例であるというふうな報告を受けております。

それで病院の建設工事の進捗率、これは２月末現在でありますが、約85％程度というふう

に報告を受けております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それともう１点お伺いしたいんですけれども、今後、病院の経営の赤字補てんはしないと聞いていますが、これは事実でございましょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　新病院に移ってからは赤字補てんは行いません。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君の質問を終わります。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（梅本和熙君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をさせていただきます。

議会冒頭に黙禱をささげましたが、改めて東日本大震災の犠牲者に対しまして、心より哀悼の意をあらわしたいと思います。一日も早い復興を心より願っておるところでございます。

これより質問に入りたいと思います。

初めに、観光の問題ということで質問をいたしたいと思います。

前に同僚の議員が質問いたしました。重複する点があると思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

昨年は３月11日の大震災で、日本じゅうの観光は大変に疲弊をした年でございます。また、円高ドル安ということで、観光においても日本全体は約12％の減少であったということであります。

行政報告にもありましたが、我が町の観光も初めての計画停電ということで、大変疲弊しました。どの程度であったのか、また１月から現在までの状況とこれからの戦略についてを伺いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

詳しい内容につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

まず昨年の４月からの観光客の入り込み動向でありますが、これは議員が申されましたように、非常に厳しいものとなっております。特に当初の３カ月間は、３月11日の東日本大震災、この影響が非常に大きく出まして、宿泊施設においてもその他の観光施設においても実績が対前年で50％に届きませんでした。我々もいろいろ交通機関等に陳情したりして、計画停電等が行われた中で、徐々にではありましたけれども回復してきたわけであります。

そして、ことし１月の１カ月間の短期間に限ってみれば、各種の観光施設の利用状況は対前年度並みに戻ってはおりますけれども、例年にない寒波の襲来で、これも先ほどから出ております青野川沿いの桜の開花のおくれ、この影響が心配をされております。そして、この例年行っております、みなみの桜と菜の花まつりの期間中でありますが、平均して２月10日前後には２分咲きの開花となりましたけれども、２月15日前後から３月の第１週にかけて見ごろとなっておりました桜が、ことしは２月26日にようやく開花をしたというような状況であります。

今、我が町では最大のイベントとなり、例年30万人を超える入り込みを誇っていたこのみなみの桜と菜の花まつりでありますが、残りわずかの期間しか残っておらない中で、新年度に入ってからの観光業にも影響するのではないかというふうに危惧しておるところであります。

このような中で、２月18日、初の試みとして実施しました南伊豆夜桜ナイトラン、これには300人以上の選手に参加をしていただきました。そして、その約半数は町内に宿泊するというような結果も出ております。観光庁もスポーツによる国際誘客施策を打ち出しておりまして、当町でも今後定期的にこういったスポーツイベント、これはシーズンを問わず取り組んでまいりたいというふうに思っておるところであります。

あと具体的な内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　入り込みの状況でございますけれども、４月から１月までのものにつきましては、先ほどの行政報告のとおりでございます。民宿が対前年比約73％、旅館、ホテルが75％と、全体を通しましても80.1％というような形になっております。それから２月のまだ実績が出てございません。それから、３月の予約の状況でございます。それ観光協会の聞き取りによりますと、２月はやはり宿泊は悪かったなと、それから３月は予約状況は、民宿のほうは若干悪いけれども、旅館、ホテルはほぼ埋まっておるよという状況でございまして、安堵したところでございます。

それから、みなみの桜と菜の花まつりのほうでございますけれども、今朝の状況でございますけれども、観光協会の、やはり３割減というような形で、昨年が37万人だったものでございますので、26万人ぐらいかなというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　わかりました。先ほど戦略の点につきましては、同僚議員が質問したので、それでよしとします。

ことしのみなみの桜と菜の花まつりは、やはり寒さのために大変におくれて開花をしました。自然のことですから、これはもうやむを得ないことではないかと思ってはおりますが、これからもこのようなことが起きないとも限りません。このようなことを繰り返さないためには、また善後策を考えておく必要があるのではないかなと思っております。町長、その点はどのように考えておりますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ことしのこの寒さの影響というのは、今後もあるいはまたあり得るかもしれないということであります。もちろんそうだと思います。期間中の観光客の入り込み、これが厳しい結果ということで、これは寒波の襲来ということでありますが、例えば今、河津桜を川岸に植えて、そして開花時期が大体一緒だということでありますが、これに多少時期をずらして咲くような種類であるか、あるいは手だてをするか、そういったせめて多少のおくれがあっても、その花でお客さんが喜んでくれるというような桜であるか、あるいはほかの花であるか、そういったことも今後考えなければならないかなという思いが、ことしは特に強くしました。

わざわざ来ていただいても開花が進んでいないということで、お客さんが非常に不満足ということも聞いておりますので、今、非常にリアルに情報が伝わって、咲かないとお客さんが来ないというような時代に入ってはおりますけれども、しかし、やはり団体バス等は早くから予約をして計画を立てて来てくれておりますので、やはりそういった方たちにもそういう気遣いをしていかなければならないかなという思いがしておりますので、これは専門家を交えて検討していきたいというふうに思っております。

いわゆるみなみ桜のシーズンの長期化、多様化といいますか、そういったことでありますけれども、今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私は前から言っておりますけれども、これから咲くエリカという花を押しているんですよ。前にも申し上げましたが、桜の咲かないときには、それも一つの策ではないのかなと。また、現在の銀の湯の前の山ですね、里山の整備の一環であると思いますけれども、民間の人の山だと思いますけれども、そこを借り受けまして、遊歩道及びに植栽をしたらと思っているんですよ。その点、町長はいかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいまのご提案ですけれども、これは民地を借り受けて、桜に限らずほかの花木をということであります。この話は前にもいろいろな方面から上がってきたことがあります。これをするには、そこの地主さんの了解であったり、いろいろ出てきますので、我々としては、花を生かしたまちづくりということで進めておりますので、今後、こういった面でも、このご提案に対しては前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　一つのことをするのには、花を咲かせるためには、最低でもきれいになるまでは３年から５年ぐらいの期間がかかると思います。ですから、ぜひその点を町長、早急に地主等と話し合いを持ってやってもらいたいと思います。これは正直言いまして、前向きにということですが、ぜひ進めていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いを

申し上げます。

また、副町長にもちょっと伺っておきたいと思うんですが、今の南伊豆町、結局その桜、桜と菜の花まつりで誘客を今この現在しておりますよね。その点は何かほかに足りていないものはないのかなと、副町長個人の考え方でも構いませんので、何かもう一つ副町長が見た点で、これはこういうふうにしたらいいんじゃないかというのがありましたらお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

ただいまの件につきましてなんですけれども、私昨年の10月に伊勢海老号に伊東から車両乗り込みまして、下田駅で皆さんをお迎えいたしました。フェスタ南伊豆でも皆さんお迎えして、帰りにまた下田駅にお見送りということで、皆さん、盛んに非常によかったと、ありがとうございました。桜の時期にはぜひ南伊豆に行きたいですと、私に握手を求める方もおられました。そういう意味で、おもてなしというものが非常に大切なのかなと、当然各地域においてもおもてなしというのは取り組んでいるところもございますけれども、心をいやしたいとか、そういう交流を求めたいとか、そういう方もおられると思います。

そういう意味では、町としましても事業者や町民の皆さんが取り組まれているようなおもてなしの面、そういうものを支援していく施策も考えていく必要もあるのかなと思った次第でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ありがとうございます。また副町長から見た目で、少し町長のほうにも提言をしていってもらいたいと思っています。

また、町長にたびたび伺っておるんですけれども、夏の観光の目玉でもある海水浴場の弓ヶ浜、地元の人たちから砂浜が減っている。５年周期とのことであるが10年たっても、もとに戻っていないんじゃないかということが言われております。区長さんのほうからも要望が出ていると思いますけれども、その点、町長どのように考えておりますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この弓ヶ浜の砂浜の問題は、以前にもこの議会でも一般質問でございました。県でいろいろ調査をしてくれておりますけれども、我々としては、さらに県に働きかけてこの調査を実施してくれるよう進めていきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　やはり減少すると、今、国際大会のウォータースイムレースですか、そういう大会にも少なからずとも影響が出てくると思うんです。町長もっと、すみませんけれども積極的に土木事務所に、県のほうに調査要望をしていってもらいたいと思います。これは要望でございますので、ぜひとも強く県のほうにお願いを申し上げておきます。

続きまして、ジオパークの点でございます。

町の方向性は今どのように考えているのかを少し伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

ジオパーク構想につきましては、当町を含めた７市６町などで構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会が平成22年度に設立され、本年度から積極的に取り組みを行っております。平成24年度には日本ジオパーク認定を目指し、また、平成26年度には世界ジオパークに加盟申請する運びとなっております。

平成24年度、町といたしましては町内28カ所のジオサイト主要スポットの中で、地形、地質、火山学的見地から静岡大学コヤマ教授の見解を柱に、最も主要なスポットと思われる８カ所に説明看板を設置いたします。

また、今年度、協議会でのジオガイド養成講座に町内から４名が参加し、受講を終了したところであり、平成24年度は専門的な知識を有する方を公募することとなっております。

町といたしましても、当事業が観光振興に寄与するよう、地域ジオパーク普及啓発に努める団体などの支援も含め、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今、ガイドの養成というところも言われましたね。ただ、ガイドの養成ということが４名ということで言われましたね。だけど私はそれではもう随分足らないのではないかなと思っております。

ですから、私は前回にジオサイトのことで町長に伺ったことがありますが、町民にやはりもっと知らしめたと思っております。そして、地元の人たち、ジオサイトを十分に理解してもらって、地区の人たちが来た人たちに自分の地区のジオサイトをアピールできるような、要するにここはすばらしいんだというようなことが、その地区の人たちが説明をできるようなシステムをつくったらいいのではないかなと、私は思っているんです。

それにはやはりＮＰＯ法人とか、ジオサイトのやっぱり知識のある方に、その地区、地区、やはりそこで説明をしてもらって、その地区でそのジオサイトを盛り上げていってもらいたいと、こういうふうに思っているんですよ。そして、やはり観光ということで、地元が盛り上がらなければ、このジオサイト、これ何もならないんじゃないかなと思っております。その点、町長いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　もっと地区で説明できる方ができるような取り組みをという形でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、24年度におきましては、ジオパーク協議会のほうで新たにジオガイドの公募をいたします。協議会のほうで。

それと２点目のもっと地域を盛り上げるというような形でございますけれども、先ほどさらなる取り組みをということで申し上げましたけれども、研修会ですとか、講習会等々も今後もまた展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これは私のほうの要望なんですが、やはり観光でジオサイトという点、今、主要なジオサイトは８カ所と言われましたね。その８カ所の地区の人たちに、やはりＮＰＯ法人でも使って、その地域で説明会を持つぐらいのことは町としてやってもいいんじゃないかなという考えを持っております。

これは要望であります。一応観光に来た人たちに、私のところはこういうジオサイトがすばらしいんだよと、ジオがすばらしいんだよと知らしめて、やはり観光客が来たときにはある程度説明ができるようにしてほしいなと、そうすれば、土地の人たちに十分に理解してもらえば、ガイドさんもそれほど必要ないんじゃないかなと私は思うんです。その点いかがですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ちょっと他地域の絡みでございますけれども、西伊豆町では、西伊豆ジオパーク連絡会というのを発足させようかというような形になってございます。議員がおっしゃられますように、みんなで盛り上げようという形で、そのメンバーでございますけれども、ジオガイドの修了者、それからグリーンツーリズム協会の会員、それから西伊豆自然防衛隊、それから松崎高校のサイエンス部、それから商工会、観光協会、農漁協、教育委員会、それから産業・建設課等々がメンバーになって、今後発足させていこうかということで、協議会と今、連携をしておるところでございます。

また、当町におきましてもまた協議会と先ほども申し上げましたけれども、協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、町政懇談会で、町は観光でしか伸びていく道はないのではないかという質問がありましたですね、花の咲くところには客が集まるという点が質問がありましたね。その点につきましては、広報「みなみいず」に答弁が載っておりました。もう一度詳しくその点をお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

今回、開催いたしました町政懇談会におきましては、住民の皆様から花などを利用した骨太の観光政策をという貴重なご意見をちょうだいいたしたところでございます。現在の観光のキーワードは個別化、多様化、参加型でございます。

この需要に対応するべく当町では、一昨年度からＯＷＳオープンウォータースイム振興事業に取り組んでおります。町内弓ヶ浜におきまして、年間定期的にＯＷＳレースを誘致、これまでに1,000人以上がこのイベントに参加し、当町を訪れることとなりました。

また、２月18日には初の試みとしまして、南伊豆夜桜ナイトランが開催されまして、関東圏を中心に300人以上の選手の参加をいただきました。

桜、菜の花、ヤマツツジ、温泉、海産物等、海の幸や山の幸と当町には自然の恵みがたくさんありますので、これらの恵みと新しいイベントの融合を図り、年間を通した強い観光施策の展開に推進してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私が目にする花という点では、結局、南伊豆町１月からいろいろな花が咲きますよね。ツバキにしろ、サルスベリにしろ、ヤマツツジにしろ、いろいろな花が咲きますよね。ですから、私は区長会などを通じて、各地区で、結局、私の地区はこういう花を重点的に植えたいんだとか、こういう花がいいんだとか、私は地区、地区で、その花木においたら、それを競い合って、やはりそれも一つ観光の誘致につながるんではないかなと思っているんです。

というのは、私の地区はツバキだよと、私の地区はエリカだよと、私の地区はヤマツバキ、サザンカだよとか、いろいろな形態ができると思うんですよ。そうすれば１年じゅう南伊豆町に来たら、どこの地区に行けばどういう花が咲いていますよというぐらいのものがあってもいいのではないかなと思っております。その点、どういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　提案ありがとうございます。前々から議員は、ジャカランダの木ですとか、ツバキですとか、サルスベリ、エリカ等々ご提言されております。

それで先ほど町長が申し上げましたけれども、やはり今、議員は各区という形でそれぞれ競い合ったらということでございますけれども、そこを植栽するところの地権者等々の用地の確保、またそこの地域住民とのコンセンサス、それから、あと国立公園ですとか、占用等々の法的な問題、それから、また次に重要なのがまた事業費、どれぐらいの規模でどれぐらいの事業費がかかるのか等々ございますものですから、観光団体とか、各そういう関係団体と協議しながらまた進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これは一つの提案でありますので、ぜひともそういう方法も一つあるのではないかなと、ですから、地権者だとか何とかじゃなくて、やはり区民のやはり納得のいく上での仕事でしょうけれども、やはりこういうことも観光に結びつけて進めていってもらいたいと、私は思っております。それは提案でございます。

次に、教育の問題ということで伺います。

４月より、体育の授業に必修科目が、相撲、柔道、剣道ということになっておりますが、南伊豆町では何の科目を選択するのか。また、その科目には経験のある指導者がいるのかを教育長、お答えをお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　お答えいたします。

４月から新指導要領になりまして、体育の中に必修として武道を取り入れると、こういうことになりました。これは恐らく国技に親しませたい、あるいは礼儀作法を身につけさせたいといったねらいがあるものと思います。

柔道、剣道、相撲といった武道の中で、最も多く取り入れられているのが柔道であります。本町の２つの中学も柔道を取り入れる予定でございます。

この柔道について、最近放送テレビでありましたよね。けがの問題がクローズアップしています。柔道によるけがで、もう本当に不具になってしまったり、その後、大変不遇な人生を送ったりというような数が全国では相当あるというようなことであります。

そこで一番神経を使っているのがけがの防止ということで考えております。簡単に言えることは、準備運動をしっかりやるとか、あるいは受け身をしっかり習わせるとか、テレビでも取り上げていましたが、立ちひざの状態で投げをやるとか、いわゆる普通の立った状態同士の乱取りは簡単にやらせないというような防止法が行われていました。当然そういうことも考えております。

体育教師の問題ですが、私両方は知らないんだけれども、片方は段持ちです。これは体育の先生の場合は、少なくとも普通の教師と違って、学生時代に必修で相当武道をやってきているはずです。ただ、ふだんやっていないので自信がないというような方はいるとまずいので、これは夏に講習会がございます。学校の先生みんな集めてやる武道講習会あります。それをやってから、あと授業にかかるとか、あるいは余り自信がないように見えたら、これは町内の柔道家の方々に応援をお願いしてやるということはもちろん考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私もその点、指導者という点では、やはりここに武道館がありますね。そのために柔道のあれをつくったわけですから、町の中にも結構有段者おりまして、指導者に匹敵する人たちがたくさんおります。ですから、そういう人たちにもやはり支援を仰

いで、臨時職員ではないでしょうけれども、そういう人たちの指導を十分に受けて、事故のないようにこれは進めていってもらいたいと思っているんです。

というのは、先ほど教育長言われましたけれども、事故で不具になって寝たきりですよという生徒もあるという、また、中には死亡してしまったという事例もあるということを聞いております。こういうことがないように、町としても十分に努力をしていってもらいたいと思います。これは要望でございます。

次に、父兄の子供の教育への悩みということで質問をさせていただきます。

県教委が県内小学校３年生の親の家庭教育に関する実態調査をしたところ、気持ちを理解して話を聞いてもらいたいと考えている親が54.9%に達していると、保護者が悩みを打ち明け合う相手を求めている実態が浮き彫りになったと、県教委は調査結果を来年度の教育支援施策改善に反映すると新聞に載っておりました。

町の教育委員会は、その点を把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　今、県教委の調査結果というようなことで、気持ちを理解していただきたいと、これは何か子供の声かなと、大人の声じゃなくて子供の声じゃないかと思いながら聞いていたわけですけれども、昔だったら、という感じで聞いておりました。

なかなか子供の習慣づくりといいますか、善悪判断づくりとか、これは非常に難しい家庭教育の問題ですので、これを全部取り上げていると、とても１時間あっても足りないと思いますから、ここではどうでしょうか、勉強の問題というか、そんな方向でお話しさせてもらいましょうか。

私はこういうふうに思っています。小学校へ入学するとき、これが最大の勉強習慣のチャンスであると思います。ここで15分間しっかり集中して座れる習慣をつけるかどうか、これで半分決まると思っております。しかし、そのときを逸することが我々多いわけですけれども、たった15分でいいですから、それが必要ではないか。そして、できれば鉛筆の持ち方を家庭では教えていただくというようなことが非常に大事ではないかというふうに思っております。勉強の内容は、どうのこうの言う必要はないだろうというふうに考えています。

それから、だんだん年齢が進むにつれて、命令されるのではなくて自主的にやりたい、これを学校ではよく自分勉強なんて呼んでいますが、家庭へ帰ってから、自分なりの勉強をする家庭学習のことを自分勉強と呼んでおります。これは小学校高学年から中学生に向けて見せる自然の発達層ということであります。自分でやりたいという発達です。そういうときは

親は時に、今日は長いこと頑張ったなとか、あるいはお父さんをテストしてみてくれというふうな言葉をかけて励ましていただく、子供の意欲づけをしていただく。これが一番大事だというふうに思っております。

どうもしかり飛ばす親が多過ぎるような感じがするんですね。これは恐らく期待値が高過ぎるからではないかと思います。自分の子供がテストをやってくる。90点以上をとりなさいと思っていると、60点とると怒りたくなるわけですよ。どうも期待値が高いと、親の不満が高まるというふうに思います。50点とればよろしいと思っていれば、60点で褒めるわけですから、そこのところは大事なところで、自分の子供がどのぐらいの力であるかということを見きわめる力を親も持たなきゃいけないということだろうと思います。

じゃ、その大事な時期に習慣づくりをやらなかった、怠った、あるいは励ましが足りなかったということで、親の言うことを聞かなくなる中学生ぐらいであわてる方がよくいるわけですけれども、遅くなったからといってあきらめることはないと、すべての人間が持つ向上心に火をつければうまくいくということであります。

つい１週間ぐらい前の毎日新聞に、プロレスラーをやっている方の手記が書いてありました。このプロレスラーは中学時代に高校の受験、どうしても柔道の強いある進学校へ行きたかった。ところが勉強はできない。どうしようか。どうしても行きたいということで、猛勉強したそうです。そうしたところが見事にその難しい進学校に入ったと、柔道でももちろん花開き、最終的にはプロレスラーになったと、こういうわけなんですけれども、柔道をやりたいという、そこのところへ火がついたわけです。それがために勉強に臨んだわけでして、大方の多いのは、受験の時期になって夢中になるわけですけれども、これも上手に使えばよろしいと、こういうふうに私は考えています。向上心に火をつけるということが一番大事なのではないかと思います。あきらめないほうがいいということですね。

いろいろ悩みとか、親の悩みは複雑多岐にわたると思うんですけれども、この場でちょっと長いお話は無理ですから、図書館で月曜日、午後、教育相談会をやっていますので、そちらに聞きに行くように進めていただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございます。

もう少し聞きたいな、そういうまず相談事もあるということがわかってもらえれば、そこ

でまた相談をするような機会を持ってもらいたいと思います。

次に、いじめという点で教育長にちょっと伺っていきたいと思うんですが。

昨年下田でいじめがあったと聞いております。小中でいじめ30件、不登校は７名というのが新聞に載っておりました。全国中学校のいじめ７万7,630件、文科省の調査で前年比4,852件の増加とのことであります。全国３万9,520校の４割超の１万6,335校で把握し、不登校児童は全国の小中では11万9,891名、前年度比2.1％の減であったと。

我が町では、どういうふうにこのいじめの問題を把握しているのかを教育長に伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　お答えいたします。

我々、地球上には生き物がたくさん住んでいるわけですけれども、生き物が住む限りは世界じゅうにいじめはございます。ただ、これを蔓延させたくないと、こういうことだろうと思います。

文科省は、継続的に見えにくいところで１人を多数でいじめるようなケース、これをいじめと定義しております。そのままの言葉でありません。短くしましたが、そういうのをいじめと指定しておりまして、その件数は、先ほど議員がおっしゃった数字と、こういうことであります。

私の経験では、いじめをする子の親もいじめが得意であったというケースもよくありますし、また、こんな品のいい親からよくこんないじめをする子ができたかと思うケースもございました。それこそいろいろでございます。十人十色ということでございます。

この南伊豆町のことですが、南伊豆町内で悪質ないじめがあったと、こういうお話は現在のところ全く聞いておりません。ある小学校で子供がいきなり殴りかかってびっくりしたと、こういうケースはありますが、それはいじめじゃないから、いじめの中に入れなくていいよと、僕から言ったことがあります。その程度ということであります。子供がけんかするなんていうのは当たり前、ただのけんかだよ、それは、ということであります。

しかし、いじめは見えにくいところと、さっき文科省も言っていましたが、見えにくいところで起こるわけですので、最近は携帯電話とか、ネットとか、そういう手段もあって、卑劣ないじめが見えないでいると、こういうことも全国的には多いと聞きます。

私はこう思っています。見たらより早く手を打つことだというふうに思います。だから、実際に発見した方がいたら、その発見者が注意してやることが一番いいわけです。しかし、

それができないときもあります。気がつくのが遅いときもあります。そういうときは、やはり学校なり、教育委員会に連絡をしていただく。そうしたら教育機関が動くと、こういう流れがより早くに行われれば、蔓延しないで済むのではないかと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私は、このいじめの問題が下田にあったということで、それからずっと調査はしてきたんですが、この静岡新聞の３月２日の夕刊にもこういうふうな事態が載っています。いじめ、虐待、過去最多と、人権侵害被害者は29とかと載っているんですよ。

ですから、ぜひともこの南伊豆町にはそういうこと、いじめというのも大きないじめと小さないじめがあるでしょうけれども、学校生活を楽しく過ごせるような状態を教育委員会のほうも十分に考えてもらって、その都度都度ではなくて、時々町の小学校、中学校を教育長は回って見るぐらいのあれをしてもらいたいと思っています。これは要望としておきます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

次に、医療に対する問題ということで伺いたいと思います。

５月からの診療所、共立病院のところにつくっております診療所ですね、５月１日から診療がなされると思うんですが、これは５月１日から町民外来受け付けが即できるのか。そして医師１名で外来をするのか、それともなぎさ園が併設されておりますので、その点、医師１名でなぎさ園と診療等が賄えるものかをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在進めております診療所でありますが、これは下田メディカルセンター附属のクリニックとして、５月１日のオープンを目指しております。既に内科医師も決定をしておるということで、今言われる介護老人保健施設及び診療所の運営管理者として許認可手続を進めておるところであります。

また、これは電子カルテの一元化によりまして、下田メディカルセンターとの医療連携を図り、外科、整形外科、こういった診療体制についても早期に対応ができるように、今後ＳＭＡと協議をしてまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点、これなぎさ園との併用ですね。今まで結局外来あった分、それは全部この診療所に行くとは限りませんで、結局地元の人たちが診療に訪れる機会が多くなると思うんですよ。

そうすると今の湊地区、仮に手石地区等がありますけれども、私たちの地元の青市の人たちがそこの診療所に伺うと思うんですが、医師１名でその診療がそこで賄えられるのかなという、ちょっと疑問がありましたので、その点を伺いたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員の言われることにつては、ある意味一部医療の専門分野の考え方等もあると思います。ですので、ここで私が１名で大丈夫ですということは言い切れませんけれども、予定としては老健施設と、それから診療所の外来対応については１名医師で対応するということで予定をしております。

さらに先ほど申し上げました外科であるとか、あるいは整形外科、こういった診療体制にも、これは下田にあります新しい病院とよく連携をとりながら対応できるように私どもとしてはお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひともよろしくその点お願いを申し上げます。

また、先ほど同僚議員がスタッフの点につきましては町長に質問いたしましたので、その点は取りやめておきます。

次に、障害者の医療助成についてということで伺います。

身体障害者に対する医療費の助成が対象者にとって医療の軽減のみならず、生活する上で非常に大きなウエートを持っているものと考えております。

そこで現在、何人の対象者がいるのか。また、何人が助成を受けられているのか。それに対する本年度の予算見込みはどの程度あるのかをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

障害者医療費助成につきましては、南伊豆町重度障害者（児）医療費助成要綱により実施しております。要綱では対象者といたしまして、身体障害者程度等級表の１級または２級の障害に該当する者、または内部障害３級のもの、それから療育手帳の交付を受け、障害程度はＡと判定された者、20歳未満の者で、特別児童扶養手当１級の障害の状態にある者と規定をされておりまして、現在、今年度で248名の方に受給者証が交付されております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　248名、大変な数でありますね。これは対象者は過去５年で何パーセントぐらい増減をしているのか、もしわかりましたら。

また、受給者の病状を把握するために、現況届を提出させていると思うんですが、それは年に何回か見直しがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　過去５年間の推移でございますけれども、年によって波がございまして、右肩上がりということではございません。おおむね年間250人から280人の間で推移をしております。

それから、その医療費の助成の金額ですけれども、今年度は約2,000万円の助成額を見込んでおります。

それから、現況届の件ですけれども、現況届はございませんで、この受給者証について有効期間が１年となっております。それで所得制限の関係から毎年、更新手続をしていただいております。ですから、町のほうでその方の症状ですとか状態を見て云々と、そういうことはございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町民のほうからちょっと相談を受けたんですよ。

いきなりマッサージを役場にとめられたのでというようなあれがありまして、次回から訪問できなくなりましたと。理由は元気だからということ、見た目元気で判断をしたのかなというのはどうかなという点で質問がありました。

そういう点どういうことかなと思って、今聞いたんですが、やはりここに重度障害者の要綱があります。これを見ますと、全部読んでみますと、そういうマッサージだとか、そういうあれは入っていないですし、障害者はだけじゃなくて、この精神障害者もいるだろうしと、いろいろな面の要綱が抜けているんじゃないかなと、足りてないんじゃないかなと、この要綱に対して。そういう点はどのように考えているんでしょうか。この要綱、十分ではないのではないかと思いますけれども、その点、町としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

この重度障害者（児）の医療費助成でございますけれども、これ確かにご指摘のとおり、精神障害者に対する助成が抜けております。

そこで、これ県のほうとの絡みともなりますけれども、県のほうで12月を目途に精神障害者の医療費の助成をする予定で議会に諮っておるところでございます。それを受けまして、それが成立いたしましたら、町のほうもそのように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　わかりました。そういう点で、結局訪問できなくなった、医療がとめられたというようなことがあったということなんです。ただ、そういうのがなぜとめられたのかという問題と、結局それを、町民は、今先ほど言いましたね、等級が下がったとか、上がったとか、お金の問題だとか、要するに税金をたくさん払うような人はないよということですよね。

そういうことの説明をやはりちゃんと町民にしてもらいたいなと思っております。そうしないとやはり途中で切られたというようなことですと、やはり問題があるのではないかなと思いますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

時間が余りありませんので、次に、防災の問題でちょっと伺っておきます。

今、避難タワーの問題が出ておりますよね。その点で、避難タワー、本年度の予算にも結局設計の計画が予算に載っていましたよね。それで私たちからすると、避難タワーをどのくらいの規模のものを幾つぐらいどこへつくるのかということをひとつ伺っておきたいです。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

まだ具体的にその地質調査等をしておりません。それから、湊区の区長さん初め、財産管理組合等からも要望というか、用地については合意を得ているんですが、じゃ、ここにということ、あと予算も通っておりませんので、まだ具体的なものは定めておりませんが、ただ、湊、弓ヶ浜という非常に観光地としてメーンのところですので、例えば夏のお盆のころの週末をということを考えると、とても１基や２基では足らないなと、とはいっても土地はどうするかと、いろいろな問題がございます。そういったことを総合的に考えまして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　またその点につきまして、結局今までの津波の高さのあれが大分変ってきましたよね。ですから、高さをどのくらいにするのかなという問題も一つ、そこで結局一つに対して何人ぐらいの収容ができるものを町として考えているのかなという点を伺っておきたい。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員ご指摘のように、津波の高さが、今、第３次被害想定でございますが、この夏を目指して第４次被害想定が出てきます。まだはっきりと何メートルと予想は出ておりませんが、多分1.5倍から２倍ぐらいかなと我々は想像しております。

今、手石港が5.4メートルです。６メートルとして1.5でいくと９メートルです。例えば今、弓ヶ浜の駐在のあたりが５メートルとしましても、ということを考えていくと十何メートルのタワーも必要かなと、いろいろな想定があるのですが、県内では町独自で暫定的に３倍だとか、２倍の高さだとかということを想定して進めている市町もあるんですけれども、本町につきましては、県の想定に整合性をとりたいなというふうに思っております。

ただ、指を加えて待っているわけにもいかないものですから、できることはどんどん進めていくというところで考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　そのタワーの問題、結局、弓ヶ浜だけではなくて、妻良、子浦、や

っぱり海岸線、海水浴場あるところ、特に東子浦なんかは結局逃げるところといえば、すぐそばに山が、少し離れればありますけれども、結局そういう点のところにも、やっぱりある程度のものも必要ではないのかなと考えているんですが、その点、町としてはどういう考え方でしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

タワーは逃げおくれた方を救うためには非常に有効な手段であるとは認識しております。ただ、弓ヶ浜地区が海岸十幾つある地区と根本的に違うことは、非常に場所によっては山まで、丘まで距離が長い。体の不自由な方にとっては、ほぼ絶望的な距離、時間を要するというところでございます。

例えば、妻良、子浦、伊浜から始まって、下流、小稲、手石まであるわけでございますが、弓ヶ浜地区以外は、すぐ裏が山ということで、ちょっと弓ヶ浜とは違うのかなということで、まず弓ヶ浜を最優先していきたい。

それと例えば、沼津の西浦あたりを通ると避難タワーが複数あって、ごらんになった方も多いかと思いますが、面積を大分要します。それから、最近ですと道路をまたいで億単位のタワーを、とかという話もありますが、非常に限られた土地ですので、つくれるタワーの規模がおのずと決まってくると思います。ですから、極端な大きなものはできないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　わかりました。ぜひともこれは先ほども言われたように、なるべく早くこれをお願いしたいと思います。

そして、もう一つまた最後に、先ほども同僚議員が言いましたけれども、避難誘導の点で、私は観光客等にもやはりそういう避難訓練等を、やはりホテル等を強力しまして、やっていただきたいなと思っております。これは要望ですので、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで２時35分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時２２分

再開　午後　２時３５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　渡　邉　嘉　郎　君

○議長（梅本和熙君）　10番議員、渡邉嘉郎君の質問を許可いたします。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　通告に従って一般質問をさせていただきます。

今朝は冒頭、議長のほうから東日本の犠牲者に黙禱がございましたけれども、ちょうど１年前の３月11日に、ちょうど議会の途中にこの地震があったことを思い出していたわけですけれども、本当に１万9,000人、まだまだ見つからない人たちが、行方不明の人たちが4,000人近くいるわけです。毎日私も神にお願いができることならと思って、手を合わせ、行方不明の人たちが一日でも早く発見ができ、一日でも早く安らかに眠っていただくことを思いながら、本当に心の痛む思いをしております。

そういう中、一般質問をさせていただきたいと思います。

24年度の予算編成についてでございますけれども、経済対策、そして観光対策についての考え方を少々聞きたいと思います。行政側もそうですけれども、議会側の人たちももうお疲れのような顔つきをしておりますので、なるべく、１時間という持ち時間がございますけれども、簡潔にご質問させていただきますので、簡潔にお答えをしていただきたいというふうに思います。

町長の施政方針及び予算編成方針についてのご説明がございました。そういう中、一般会計から特別会計まで、そして水道会計までが本当に私は配慮された予算編成をしてくれたなということは、心の中で思っておるわけですけれども、そういう中、経済対策が、景気対策というか経済対策というか、その辺がもう少し見えない部分がありますけれども、この辺の考え方を町長に改めてお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今朝ほど冒頭私の施政方針、そして予算編成方針の中で述べさせていただきました。ここ何年かですけれども、長引く不況という言葉が冒頭必ず出てきております。私も昨年も、その前もそうでしたけれども、やはり景気低迷であるとか、あるいは不況という言葉、これがここ数年続いている。それほど日本の経済が深刻な状況に置かれているということを我々はまず認識しなければならないと思います。

そこで昨年の３月11日の東日本の大震災、これが追い討ちをかけるかのように我々も国の動向、あるいは県、こういったものを今まで以上に注視しながら予算編成を行ったところであります。

そこでまず東日本の大震災に係る緊急経済対策として、静岡県が新設しました中小企業災害対策貸付金制度に係る利子補給制度についても町単独の事業として実施しております。さらにその前には、中小企業事業資金融資制度に係る小口資金の利子補給であるとか、あるいは短期経営改善資金に係る利子補給、こういったものも実施しておりますけれども、本年度は特にそういった面で利子補給をしてきております。

これら平成23年度の融資総額が３億7,554万円であります。そして利子補給総額は703万6,000円となっておりまして、利用しやすい制度の提供ができるというふうに認識しておるところであります。

また、町内の商品券の取り扱い店舗151店におきましては、15％の割り増しつきで利用ができる商品券5,000万円分を発券いたしました。南伊豆プレミアム商品券であります。これが11月１日から３月10日までの利用可能期間中に実施していくということでは、２月末日までに5,459万7,500円、94.9％の利用率となっております。

そして、これの内容ですが、大型店舗が46.3％、地元の商店が53.7％となっております。地域購買の促進が図られまして、町内産業の活性化に寄与している状況が見てとれます。年度末をもって事業効果の分析を行い、今後の展開について検討していきたいというふうに考えております。

さらに経済対策でありますが、新年度につきましては、町内の各種事業所が保有するさまざまな形の商品の販路拡大につきまして今議会で上程いたしましたが、商工会と連携して商店その他、各種事業所のインターネットショッピングモールへの出店の支援に取り組ませていただきたいというふうに考えております。

また、新たにブロック塀等の耐震改修推進事業補助金の創設、住宅リフォーム推進事業補助金の継続、こういったことによって間接的ではありますが、建設業などの支援にも努めていきたいというふうに考えております。

さらに厳しい財政状況の中ではありますが、公共事業を研さんしながら町内の産業の活性化、経済対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今のことは施政方針、あるいは予算編成の中で述べられたことのわけですけれども、やはり政府与党、日銀と連携し10兆円ほど景気対策を盛り込んだ予算を日銀は発表いたしました。しかし、それがどこまでの私は力があって、どこまでの反映が我々みたいなこの過疎の町の零細企業に回ってくるのかなということは、私も疑問にただただ思うところがいっぱいあるわけです。

そういう中、この間も商工会長とちょっとお話をしたんですけれども、やはり私も中央のほうにも訴えをかけてありますけれども、県で運営している保証協会の問題でございます。これのバックアップをしていただきたいというようなことは、中央のほうにも私は申し上げてありますけれども、商工会長は賀茂の商工会あるいは商工会議所の連携をとり、県にこれを県の商工会、あるいは商工会議所に上げていき、これを全国的な分野でもって訴えていくというようなことを今お話をしているところでございますというようなお話を、商工会長、申しておられました。

私は本当に敬意を申し上げたわけですけれども、本当に商工会長、そのとおりですよと、商工会長、自分も商売しておるんで、やはり銀行が貸し渋りをしているんでなくて、やはり保証協会がもう少し枠を広げて、大きな懐で過疎の町の零細企業を救っていくんだというようなものを広げていっていただきたい、こういうふうな要望を私ももちろんそうですけれども、１市５町の首長さんたちにも、私は耳にたこができるほどこの場で申し上げておるわけですけれども、その辺をもう一度、町長に働きかけをしていただきたい。そして、商工会のほうとの連携プレーもとりながらやっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがなものでしょう。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この問題は渡邉議員からは、もう前のこの議会でも提案が、質問等もございました。今の融資枠の中ではなかなか対応し切れないということだろうと思います。保証協会の問題になりますので、これは我々１町だけの問題ではありませんし、それぞれの団体も関係してくることですので、我が町としてはまず商工会とよくその辺を協議しながら他の市町、あるいは県等とも協議し、渡邉議員が言われるようなことについてなるべく早急に対応していきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ町長、今は過疎の町の零細企業、あるいは観光にしても商工業にしてもそうなんですけれども、農業、漁業ももちろんそうですけれども、やはり行政が手を差し伸べて、そして優しい政治をしていかないと、私はこの町の経済が余計衰退していくと思う、そういう政治を私は町長にお願いしておきたいと思います。

そういう中、東北の震災から福島原子力発電所の事故、これらから私は教訓をして、いろいろと私は興味があったものですから調べさせていただきました、いろいろと。ＰＦＩ、そしてＴＰＰ、ＰＰＳ、こういう問題が国でも騒がれておりますけれども、ここに来てＰＰＳの問題は、特に東京23区も19区までは東電から電気を買わないんだというようなことも報道でやっておるわけですけれども、そういう中、電力の自由化というのは2000年４月、これが自由化になりまして、それからＰＰＳの事業者が今では何十社かあるようにも聞いています。

そして、ここへ来て東電が17％も上げるんだというようなことを打ち出してきているわけです。今町のほうで公共の施設、6,000ボルトを引き入れて、結局自家用という変電所を自分のところで持ち、そういう施設は何カ所あって、今電気料を幾ら納めておるか、ちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

代表的なものは清掃センターですとか下水道関係、役場を含めてでございますが、26カ所ぐらいあります。年間の電気料でございますが、22年度の決算ベースでいきますと、全体で、議員の用途を含めましてですけれども、5,650万円程度になっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　そうしますと17％、これが上がってきますと大変な1,000万から上がってくるわけですね。この負担が私は片っ方で、今日下水道会計がございましたけれども、やはり水道料の値上げ、その他そういうことに響いてこようかと思います。

これを私は東電やっぱりありきではいけないと思うし、この辺をもう少し調べて入札にかけ、そして大きな電力会社からそれなりの、このＰＰＳにのっとった中でもって私は見積もりをさせて、そして、できることなら少しでも安くしていきたい、そういうふうに考えている一人でございますけれども、そして、この間も町長、市町村長会でもってそれをいち早く取り上げて、これが報道にも載っておりましたけれども、やはりこの17％値上げを断固としてさせてはいけないと私は思うわけです。この辺はどういうふうなお話し合いになって、どういうふうに今進んでおられるのか、市町村長会で話し合われていることは新聞にも載っておりましたけれども、この辺をちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先日のこの東京電力への我々の要望というのは、東部の市町長会です。連名で上げてあります。内容は今言われるような今回の値上げについての検討をしてほしいということでありますが、まだ要望を上げたばかりですので、その後の経緯は報告を受けておりません。恐らく東電側から何らかのまた返事が来るのか、あるいは時間がかかるのかわかりませんけれども、要は我々としては今言われるようなことの中で、東電もそれなりの企業努力、もちろんしているでしょうけれども、慎重に対応してほしいということでありますので、それなりの回答がいただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今朝もちょっと私来て、自分の冊子の中を見たら観光協会のほうから、やはり業者のほうからもそういう陳情してほしいよというような要望書が議長あてに来ておりましたけれども、やはりそういうことを考えてみたときに、この平成元年から本当に20年先景気が不透明で、本当に今日も観光課長が言っておりましたけれども、30万人、40万人来ていた桜のお客さんが今は25万人程度になってきたんだと、そういうことも考えた中で

やっぱり負担させてはいけないんだと、そして、皆さんが汗水垂らした血税、この中からの電気料の問題、これらもやはり十分に考えて私は使っていただきたい。

そして、もう一つは、俗に言う関東電気保安協会って、保安業務がありますね。その保安業務は今全体の26カ所で幾ら年間にかかっていますか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　新年度の予算に係る見積もりベースでいきますと360万ちょっとでございます。362万円程度でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　これも関東電気保安協会というのはこの辺やっているわけですけれども、やはりここありきではいけなくて、これも見積もりをとって、何社かに見積もりをさせて、そこで私は指示していくと、これは３分の１ぐらいになるような話も聞いています、半分ぐらいになるというような話も聞いています。既にこの南伊豆町内でも、個人の施設でなくて公の施設のところでも、やはりそういったことを切りかえているところが出てきています。その辺をも聞いて調べて、この辺をも検討していただきたい。そうしますと、50万でも100万でも浮いてきますと、ほかの事業にこのお金が回っていく、こういうことを努力していただきたいたなというふうに、この問題は思います。

そして、もう一度経済対策に戻ってきますけれども、先ほども同僚議員から出ておりました老人福祉センターですか、俗に言う。社協の問題の中で絡めて出てきたわけですけれども、あれも前政権、岩田政権のときに町政の中で福祉センターの建設が設計まで終わって、私は議会にかけられて、これが賛成少数で否決になったことがありますけれども、やはり我が町だけそういう施設がないというのは、やはり心苦しいなというところもあるわけですけれども、やはりこれから老人がどんどんふえていく中、老人のコミュニティの施設、これらも考えていかなければならない。

そして社協の問題も、あそこで手狭で本当に苦労されていることも、私も聞いているおるわけですけれども、もう一度、中央公民館の話がございましたけれども、あそこを壊す前にやはりそういったようなことも中に考えながら、そういう施設を耐震補強しながらもやはりそういう施設に利用していくというような考え方を持っていただければなというふうに思いますけれども、町長、どんなもんでしょうね。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この社会福祉協議会の問題と中央公民館の取り壊しの問題、これをあわせ考えて検討していくことがいいのか、あるいはそれは別として、今朝ほど質問のありました社会福祉協議会の団体事務所の問題は別途今後考えていくということで、中央公民館の取り壊しについては、計画どおりの進め方がいいのか、我々としてはそういう考え方のもとに予算計上してありますので、今回はそういうことでいきたいと思っておりますが、今朝ほどございました吉川議員の質問の中でもそれが出てきましたので、我々としては社会福祉協議会の問題は、今後検討していかなければならないというふうに思っておりますが、では、これが中央公民館を耐震化してということになりますと、またこれは逆戻りすることになりますし、今ここでそれをそうしますとかということには、まだ我々としては考えておりませんので、それはそれとして、中央公民館は中央公民館の計画に沿って進めるということで、社会福祉協議会は休会ということで分けて考えていきたいという思いでおります、今のところは。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひこの問題は本当に大事な問題でありまして、以前、岩田町政のときに賛成少数で否決になったわけですけれども、たしかあのときの総額の予算が３億ちょっとかかったのかなというような私の記憶があるわけですけれども、ただあのときに過疎債の約１億円という過疎債がその年度に借りれなくて、そして次の翌年にそのことはしますよという約束はもらったんですけれども、１年延ばしたらどうですかということで、議論を議会の中でしてきたんですけれども、そういう中、賛成少数で否決になったことを私は記憶にあるわけですけれども、ぜひこのことは大事なことでございますし、やはり若者が年寄りを１人が３人も見る時代になってきますと大変なことですし、やはり年寄りが自分たちで助け合いながら、コミュニケーションをとりながらそういう施設を使いながら、自分たちの体の維持ができれば一番いいことですから、そういう中に子供たちも取り入れながら、一定子供たちの触れ合いの場所もつくったり、いろいろな形でもってそういう施設をもう一度景気対策の中から、町営住宅とあわせながら今後１日や２日で考えられるものではないです。やはり半年、１年かかっても、私はこの方向で町長に要望しておきたいなというふうに思います。

そして総務課長、今の電気料の問題、それと今の保安協会の問題、この辺をどういうふう

に考えておられるのか、もう１点聞いておきたいなと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員ご指摘のＰＰＳでございますが、自由化ということで門戸、間口が広がったということで私は認識しております。ただ、事、今年に限りましては今朝のインターネット新聞というか情報で、経産省が12年度のＰＰＳをやったら応札がゼロだったと、要は回ってくる電気がないよと。大口に全部とられてしまっているというようなことでございます。今年がよしんばできなかったとしても、研究していく価値はあるのかなというふうに思っています。

それから、保安業務の関係でございますが、当然有資格者が必要だということになります。それから、町の施設が役場１カ所とか清掃センター１カ所ではないものですから、２時間以内に到達するとか、いろいろな施行規則上の制約等もあるものですから、そういったことを考えあわせまして検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　電気料のＰＰＳの問題ね、本当に非常に難しいところがあるけれども、やはりこれはこれでもって研究課題で私、要望しておきますけれども、研究して、そしてできることなら、私は電気料を削減していくという意味からも、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つは保安業務ですけれども、この辺で言いますと賀茂老人ホーム、ここは既に安いところに切りかえております。これ、私も調べましたんで、この辺だとそういうところです。しかし、まだ南伊豆で１カ所か２カ所ですと、なかなかサービスの面とかいろいろな面が、今まで10回来ていたものが３回程度になるとか、あるいは半分になるとかというサービスの面が多少低下するようなこともあろうかと思いますけれども、やっぱり町でやっている施設は26カ所もありますと、そういうことを言ってられないものですから、これにプラス発電機です、自家発が設けていますね。そのことも私はこれにプラスした中でもってやっていただければ、なおさらありがたいなというふうに思いますので、ぜひこのことも、業者は何カ所かありますんで、そういうところを調べて入札させたほうがいいような気がしますんで、これは要望しておきます。

経済対策については大まかに聞きましたけれども、そういうことで町長、前向きの姿勢で考えていただきたい。

次に観光対策についてですけれども、先ほども同僚議員からるるいろいろな質問がございました。それを私も自席で聞いておりましたけれども、待ったなしで観光は景気に左右され、これがガードになって来ない部分もいっぱいあるわけですけれども、いよいよ東京スカイツリーが５月22日だったか21日がオープンになっていますね、課長。なってますよね。

そういう中、このスカイツリーが５月にオープンしますと、この対策をどういうふうに南伊豆の観光は考えておられるのかなということが１点と、やはりこのスカイツリーは入場券の売り方で、東京に１泊し、あるいは２泊し、そういう人たちには優先してお渡ししますよというような業者がいっぱい券を抱え込んでいるわけです。そういう売り方をしているものですから、恐らく東京にここから出ていって、南伊豆から出ていっても１泊して、家族で子供たちを連れていって遊んでくるというふうなことになろうと思います。

そうしていきますと、それが全国的に普及していきますと、やはり東京でお金を使ったから、地元に帰ってきてはお金を使わないんだと、そういうようなことも出てくると思います。ここのところをスカイツリーのオープンに伴い、全国から集まってくる流動人口の一部でもいいですから、この南伊豆町にどうして足を運ばせるかという観光対策をどういうふうに考えておられるのか、恐らく近郊のディズニーランド、あるいはディズニーシーにしましても、入場料の単価を下げても、私はお客を入れることを100％も200％も努力して、私はやっていると思います。対策を打っていると思います。

ですから、それに今から泥棒が先か縄が先かと言われましてもこの甲乙はつけがたいわけですけれども、今からでも結構ですので、このことを私は観光業者と町側の考え方が、観光業者とどういうお話をして今いるのか、そして、今後どういうふうにして進めていくのかということ聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　まず、第１点目の５月22日完成のスカイツリー、これにどのように対抗していくかということでございますけれども、先ほど来から申し上げておりますけれども、南伊豆町の場合は本当に南伊豆町の豊かな自然を売り物に本当に１年じゅうお客様を入れて、そして、消費の拡大と雇用の促進を目指すというような形で責める観光でいくしかないと思っております。イベント等におきましても、このスカイツリーですとかディズニーシー、ディズニーランド等々には、ああいう巨大施設にはかないませんので、本当にその自然を活用した二番せんじでないような形のイベント等々も考えていかなければいかんなというような形で考えております。

それから、第２点目の入場券の売り方でございますけれども、これも観光協会、あるいは観光関係業者、エージェント等とまた協議しながら、太刀打ちできるような形で進めていきたいなとは考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　そうしたいと思っていますでは、もう遅いわけです。５月にオープンなわけですから。ですから、私の言いたいのは、こういうことは、いついつオープンするんだなということはおのずからわかっていたから去年のうちから、年度が24年度に、23年度から24年12月をまたいだ考え方、そういう考え方にしていただきたいんですけれども、そういう形ででき上がるということは、半年も１年も前からこのくらいだよということはわかっていたわけです。

ですから、そういうときから準備しておかないと、今から準備をするということは遅いわけですけれども、しかし、遅い中にもやはり私はあそこに、先ほども町長がだれかの答弁の、同僚の議員の答弁の中にありましたけれども、やはり航空運賃が下がってきた、本当にごく安の航空運賃が打ち出されてきているわけですけれども、そういう中から中国あるいは韓国、台湾、おのずからそういう外国からも人が恐らくスカイツリーに私は集まってこようと思っています。

そういうお客を伊豆半島に足を運んでいただく、熱海で泊まっていたでは、熱海が満タンになったから伊東、伊東がいっぱいになったからこっちということでなくて、いち早くこれをどういう宣伝をして、どういうふうにして足を運んでもらうかということは、私は大事なことだと思います。これはやはり観光業者だけではなくて、行政が足を一歩も二歩も踏み込んで、そして、全面的にバックアップを行政がしていかないと、観光業者だけでは無理だと思います。ここのところを町長、どういうふうに考えておられるか、町長の考え方も私は聞いておきたいなと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

午前中の質問でもお答えしましたけれども、日々刻々とそういったスカイツリーであったり航空運賃の格安な設定等、まさに我々観光地を取り巻く環境というのは非常に速い速度で

変わってきております。ですので、我々はこれらにいち早く察知して対応しなければならないということだろうと思います。

例えばスカイツリーですけれども、これを今議員が言われるように東京へ１泊してという、もし旅行の商品ができたとすると、例えばその帰りに、じゃ伊豆で１泊しようとか、全国的規模でですね、という商品もできると思うんです。その辺の考え方というのは、やはりこれは我々だけでなくて、例えばＪＲ東日本であったり伊豆急であったり交通事業者、そういった方たちとよく相談して、どういう商品が出るのか、そこへ行くと思うんです。ですから、我々１町だけでそういったことを頭に入れて取り組むんではなくて、そういう規模で取り組んでいかないと、なかなかこれは大変ではないかというふうに思います。

ですから、さまざまいろいろ変わりゆくそういった環境に対応することを、我々も近くまたＪＲ東日本へ行く予定でおります、横浜支社へ。ですので、そういう席でも申し上げたいと思っておりますけれども、そういったことを機会をとらえながら、対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ町長、私どももこの議員の11人もそういう援助は、私は惜しまなく皆さんが足を運んでくれると思いますんで、そして、観光業者が先頭になって、やはり観光業者はプロですから、そこいらのバックアップはもちろん議会も行政もしていかなければいけないですけれども、やはり商工業者とのプレーも一緒に交えながら、私はやっていくべき、町を挙げての観光にしていかなければいけないなというふうに思います。

そして、先ほどもジオパークの問題、その他いろいろ出ていました。先ほども長田議員のほうからも四季折々の花というようなことがございました。そのことは前々から私もこのことだけは訴えてきた記憶がございますけれども、せっかく伊豆急の吉祥の土地をいただいてありますね。あそこは本当に日だまりでいい場所でございます。あそこいらの整備をして、やっぱり四季折々のツバキ、ツツジ、あるいは桜、梅、そういうような里山づくりというものをあそこに私は心がけていったらどうなのかなと。

そうしますと、伊豆半島に行けば、南伊豆町に行けば、いつ行ってもこういう里山が見られるよと、やはりそういうような観光のスポットをあそこにつくっていくのも、一つの私は観光に対しての配慮かなというような気もします。せっかくあれだけの土地をもらって、あ

そこに眠っているわけですから、要らない雑木は切ってでも要る木は置いて、そして南伊豆独自の植樹祭というものを全国的に発信し、もしやるんだったらそういう発信の仕方をして、全国から１泊でもお金をかけてでもここに１泊して、そういうボランティアをしてみたいなという、私は若者からお年寄りまでいるかと思います。

そういったことを利用しながら、そういう里山づくりを私は心がけていけば、今から３年、５年、あるいは10年のスパンでお客が呼べるような里山づくりをぜひ行っていただきたいなというふうには思いますけれども、その辺の考え方はどんなもんでしょう。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほどの長田議員もそうでございますけれども、渡邉議員も前々から提案していただいております。やはり今吉祥の土地の有効活用プロジェクトチームがございます。あそこをいかにしていったらいいかという形で、今第一段階で市民農園という形で取り組んでおりますけれども、広大な10万平米ですか、あの土地をいかにしたらいいかというような形でプロジェクトチームでも検討しておりますけれども、いかんせん、土地の形状ですとかいろいろな問題がありまして、それらをどのようにしたらいいかという形で今取り組んでおります。今の花の里山づくり、それらも一つの提言として伺いましたので、今後のプロジェクトの中に生かしていきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　観光課長として、ぜひその辺を今の行政の中でそういう委員会があって、あそこを開発していくんだというような委員会でやっているという話がありますよね。そういう中でもってそういうことをもっともっと皆さんに訴えて、そして、そういうところをつくっていただきたい。そのことが私は先ほども副町長が言っておられましたけれども、やはりいやしの部分になるのかなと。

そして、人工的に川はつくってでも蛍の里、そういうものもつくれるわけです。そういうような開発の仕方をしていって、ともかく南伊豆にこんなところで、観光のスポットというのは数少ないわけですけれども、やはりそういったスポットをふやしていく、そういう観光事業を展開していっていただきたいということは、これは要望しておきます。

そして、では、次の共立病院についての質問に移らせていただきます。

いよいよこの５月をもって下田メディカルセンター、そして、ここの共立湊病院の跡地に

寂しくなりますけれども診療所を設けて、ここで町民の診察をしていくということが打ち出されておるわけですけれども、私は本当に残念で、いまだに残念な思いがしているわけです。ここから病院が下田に移ったということが残念でたまりませんけれども、そういう中、町長、ここの跡地利用の問題、それと診療所の今後の運営がどういうふうにされていくのか、先ほども出ておりましたけれども、これがダブるところも出てきますけれども、足の問題、そして本院までに通う足の問題、これらの問題も先ほど課長が宮田議員の質問に答弁をしておりましたけれども、湊の診療所には町バスが運行する、これは今までと同じようにしておくわけですけれども、本院の下田に通う足がない人たちの老人、子供、あるいは足があっても自分の車で行けない人もあるわけですけれども、自分の車で行った場合にも半額出るのか、バスで行ったって同じことなわけですけれども、私は、この辺の問題が半額負担をしていくんだよというようなことがありましたけれども、そういうこともどういうふうに考えておられますか、課長。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

今の通院の２分の１助成に関してでしょうか。これも宮田議員の質問にお答えしましたとおり、診療所には今やっているとおり町のほうでマイクロバスを運行いたします。それから５月から開院するメディカルセンターには、路線バスを利用した方に通院費の２分の１を助成するということで予算計上しておりまして、ご自分の車で病院まで行かれるという方についての補助は考えておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　それは、ではあくまでも公共交通機関で行ったときの話でございますね。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　そのとおりでございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　それは理解できます。

それと町長、この間も新聞に載っておりましたけれども、私も知事に感謝したいなという

思いはいっぱいなわけですけれども、県からの産業医の派遣、そして、５月からのオープンに何とか10人という体制、それと後の臨時の先生たちも比べた中でもってのさっきのスタッフの問題等もありました。

そういう中、それと赤字になった補てんはしないと、私はこれは実にいいことだなというふうに思います。しかし、あの病院が私は本当にここの１市５町の住民の人たちには大事な病院になってこようかと思います。そして、今まで運営されていた地域医療振興会の人たちにも、私は感謝しなければいけないなと。下田に移って、そして今度は河津に本院を建てるのか、いつできるのかわかりませんけれども、今工事をやっているようなことを聞くわけでございます。

やはり、あれも１市５町でどういうふうに支えていっていいのかということも、私は１市５町の首長さんたちの中で考えておられることだと、あの病院がなくてはやはりならないと思います。

その反面、どうしても１市５町でやっているこの下田メディカルセンター、これはどうしてもつぶすわけにはいきません。みんなで成功させていかなければいけない病院だと思いますので、この辺の今後の運営の仕方を、管理者として診療所の問題、下田の今後の運営の状態、そういったものをお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今の共立湊病院が下田へ移転して、下田メディカルセンターとして５月１日からオープンする予定です。そして、今言われるような下田病院の問題があります。これは我々の関知するところではありませんけれども、今井浜へということでうわさを聞いておりますし、現に建設が進められておるようです。

さらには、また、東伊豆のほうでは東部総合の病院の問題もあります。そうしますと、今までの賀茂地域の病院分布が大きく変わってきます。しかし我々の共立湊病院、今度の下田メディカルセンターは、いわゆる公立病院として賀茂地域の中核病院であります。ですので、我々はこれを何とか支え、今までもそうですし、これからも支援していかなければならないという、基本的なことだろうと思います。

そして、後のことはいろいろ、これはまだ我々がどうこう言うことはないと思いますけれども、要は今度できる下田の新病院については、今朝ほどからお答えしておりますように

154床目標ですけれども、当面は２病棟でスタートするという予定でおります。

そして、現在地へ診療所を建設するということで、これは既に工事にかかっております。これも限られた期間の中での事業ですので、今急ピッチでやっていただいておりまして、これも同じ５月にはもうオープンするという計画でおります。

そうしますと、委員が言われるように我が南伊豆町には診療所が残り、そして下田には新しい病院が移るということになるわけであります。跡地利用の問題等は、これはまた別な問題ですのであれですけれども、この病院の体制というのはそういう分布になってきます。

我々はいわゆる今までもそうですけれども、今度の下田メディカルセンターでかなりの救急を扱うようになると思います。ですので、今天城越えをしている救急であるとか、そういった面でも大きく貢献できるかなという思いはしておりますけれども、そういう期待をしつつも、何せ新病院としてスタートするわけですから、いろいろな問題が正直言ってまだあると思います。

しかし、我々は何としてもこの賀茂地域の中核病院を絶対途切らせるわけにいかないという思いで、今まで進めてまいりました。ですので、こういった考えは今後もそれぞれの首長に呼びかけて、１市５町で支えるという基本的な考え方は、私は管理者として変わっておりませんので、そういう意味合いからも今後は唯一の賀茂圏域の中核病院として、公立病院として発展するよう今は願っているところであります。また、皆さんにもご協力、ご支援をお願いしたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ町長、そういう思いで今後下田メディカルセンターですか、これの成功を目標に、私は進んでいっていただきたいことを要望しておきます。

それともう１点、ちょっと聞き忘れましたけれども、課長、先ほども宮田議員からも質問がございましたけれども、町バスが何であそこにここから入れないんですか、下田へと走れないんですか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　先ほど申しましたけれども、現在やっている事業は県の補助事業でございまして、町内の最寄りの医療機関に患者を輸送するのがその事業でございますので、そういうことでございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　その辺がちょっと僕もよくわからないんですけれども、もう少し、そういうことでなくて、どうせ町バスが走っているわけですから、あそこまで延ばしても往復やっぱり30分かかるのかな、そのくらいかかるわけですけれども、遠回りになってもいいですから、その辺が私は運べるような町バスを走らせるべきでもあるし、私はその辺は、県のほうにでももっともっといろいろな議論をして、県のほうと、そして理解をしていただく、そういうことが私は大事かと思います。

半額負担といってもなかなか大変なことですし、この辺を私は考えていっていただきたい、努力をしていただきたい、そういうことに。すぐそういうことを一歩先に進んで足を踏み出していただきたい、そういうことを要望して私の質問を終わります。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２４年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２４年３月６日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	総務課長	松本恒明君
会計管理者	奥村　豊君	建設課長	藤原富雄君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君
健康福祉課長	大年清一君	教育委員会事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	企画調整課長	谷　半時君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗　田　忠　蔵	主　　幹	大　年　美　文

開会　午前９時３０分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　皆さんおはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第２日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　谷　　正　君

○議長（梅本和熙君）　４番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　改めておはようございます。

申しわけないですが、今、議長は私の名前を谷「ただし」と言いましたけれども「まさし」の間違いですから、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　訂正いたします。谷正君。

○４番（谷　　正君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては３つほどの大きなくくりの中で質問させていただきます。

この一般質問につきましては、先日来、同僚議員が質問に立っておられます。その間で、質問、答弁等もダブるところがあるかもしれませんが、改めて答弁のほうをよろしくお願いいたします。

第１に防災対策についてでありますが、昨年の３月11日の東日本大震災を過ぎて、もう１年を迎えるようになりました。それについて、行政のなすべきことについてということで質問させていただきます。

私が昨年の３月10日の一般質問の中で、その前に発生しましたニュージーランドの地震から３月10日の日に質問をさせていただいたんですが、それがまた３月11日の２時46分に東日本大震災が発生しました。そのときの答弁を参考に、その答弁を検証する意味で、再度質問させていただきます。

昨年の３月11日に起きました東日本大震災から１年を過ぎようとしております。これは非常に私たちにも耳の痛い話なんですが、マスコミ等ではいまだに政府等の復旧復興対策が迷走し実効性に乏しく、復旧・復興が遅々として進展せず明るい光も見えないと、そういう記事もございます。また、先日のアンケートでは80％以上の方が復旧復興の進展がないとの調査結果も出ています。

政府や行政は自国民やその域内の住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる状況を提供するのが最大の仕事、存在価値とされています。町長は震災の現地視察も行い、震災の悲惨さを新たにとの話が過去にあり、その感想、現状を過去の議会で述べられております。現在の災害の復旧復興を、いわゆる首長としてなすべき考え、新たな思いがあればご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

昨年の３月11日に発生しました東日本大震災から１年が経過しようとしております。あのときは、たまたま本庁では、この３月の議会の開会中でありました。私も昨年の６月に他の首長と一緒に現地へ慰問、見舞いに行ってまいりました。まさにそのときの惨状を、これはいまだ忘れることができません。私は地震の、そして津波の猛威、あの破壊力、これを改めて思い知らされたところであります。そしてこのことを、帰ってきて、我々は今後の防災面で教訓としてそれぞれの対策で施し対応していかなければならないという思いを強くしたところであります。

そして、以前から申し上げておりますけれども、まず第１には、やはり住民の皆様の生命と生活を守るということを念頭に、そして安全安心なまちづくりを進めることが必要であるということを再認識しました。したがって、平成24年度の最優先の重要課題として防災対策を位置づけているところでございます。昨日の一般質問等でもお答えしましたけれども、これはソフト面、ハード面、両面にわたってそれぞれの防災への配慮をしながら、予算編成もいたしました。したがって、今後はそれぞれの自主防災組織とより一層緊密な連携をとりながら、我々としては防災を重点課題として取り組んでまいりたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、町長、まことに答弁しづらいと思うんですが、現在の政府の復旧復興に対する状況と、一般的な、マスコミでは批判になると思うんですが、その現状についてお答えできればしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、私は現地を視察したときに思ったのは、瓦れきの山でした。今いろいろこれが問題になっておりますけれども、あの瓦れきが片づかないということが、まず復興が進まないという一因だと思っております。我が県でも知事が率先して瓦れきの問題を取り上げ、そしていろいろ我々市町にもその問題を何とかしなければということでおりてきておりますけれども、この瓦れきがなかなか難しい問題で、やはり処分場の問題もありますし、風評被害があったり、それぞれの市町の事情もありますので、今事情に応じた形で取り組んでおるわけで

すけれども、一つにはこの瓦れきの問題があります。

そして、あのとき私は現地で直接住民の方からお聞きしましたけれども、今ここへ従来どおり住居を構えることがいいのか悪いのか迷っていますと。そして、ある幹部の方も、まだこの町の、市のそういった復興へ向けての方針が定まりませんと。これはまだ昨年の６月でしたから３カ月しかたっておりませんでしたけれども、そういう言い方をされておりました。それほど住みなれた土地を離れなければならないのか。住みたい気持ちもあるけれどもということで迷っておられる、そういう地域住民の方の声でした。

ですので、国がやはりそういった声を聞きながら、今復興に取り組んでくれておると思いますけれども、そういう中で地域住民の皆さんとよく協議しながら一日も早い復興を我々としては願っておるわけであります。

これは国の政策的なことになりますので、我々が直接コメントするのはどうかと思いますけれども、ただ願うのは、仮設住宅で寒い思いをしながら暮らしている皆さんのこと、そして我が県にも1,200人余りの現地の方たちが来ておられるということを聞きますし、そういった方たちがいつ帰れるのか。そういう思いをしますと、やはり国はもっとこういった復興に力を入れてスピードアップしてやっていってほしいというふうに我々としては願っておるところです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　次に、災害発生時における情報伝達、収集体制についてをお伺いいたします。

平成24年度予算案におきまして、災害対策で情報収集、情報伝達を重点として衛星携帯電話の整備費として10台の予算ほかが計上されております。昨年の３月議会の質問の中で、情報伝達、情報収集の方法、手段として、これは総務課長のご答弁ですが、衛星電話、携帯電話の活用、それらのエリアメールの活用の答弁がありましたが、それらについて３月11日の東日本大震災があってから状況が、180度まではいかないんですが、抜本的な見直し等もやる事業者、それから行政のほうが進んでいると思いますので、それらについて再度質問をいたします。

その質問の中で、いわゆる携帯電話の情報収集、それからエリアメール等の利用との答弁がありましたが、災害が起きた場合、携帯電話そのものはもう30分なりなんなりで使用がで

きないよと。エリアメールにつきましても、あの当時はエリアメールの地域だとか、それから事業者によってはエリアメールが発信できないというようなことがありましたり、それから機種によってはエリアメールが利用できないよと、そういう機種もあったということを聞いております。ただ、きのうの町長の行政報告の中では、３月１日からエリアメールが発信できるというような状況も進んでいるということなんですが、職員が当然災害対策本部の重要な要員になると思うんですが、この職員が、ほとんどの方が携帯電話をお持ちだと思うんですが、そのお持ちの機種が果たしてエリアメールが受信可能なのか、また南伊豆町内の一般の方々がエリアメールを受信可能なのかということの調査等をやられているのか、今後やる気があるのか。それから、こういうことについては個人情報との関係もございますものですから、いろいろ難しい面もあろうと思いますが、その辺を現時点でわかる範囲で結構ですからお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

エリアメールの関係でございますが、防災情報の伝達手段としまして、エリアメールを議員ご指摘のとおりお知らせ板等にも掲載しましたが、３月１日から開始いたしました。現在のエリアメールのシステムではＮＴＴドコモの携帯の機種のみとなっておりますが、県の危機管理部を通じまして総務省に確認いたしましたところ、本年の６月ごろからＫＤＤＩさんとソフトバンクの携帯でもエリアメールが受信できる体制がとられるということで回答を得ています。ただ、あくまでも予定でございます。

全職員のエリアメールの受信可否、町民を含めてでございますが、まず職員に限りますと約15％、町長以下約130名の職員がいるんですが、の15％がドコモ以外という調査結果が出ています。ですから、ソフトバンクさんとかａｕさんとかＫＤＤＩを使っているということで、現在はこの機種の方々はエリアメールを受信できません。ではどうするのかということでありますが、係長職以上は戸別受信器を自宅に持っております。私も当然持っています。それと、昨年、また以前も含めて防災ラジオ等の配付をしています。持っている職員、持っていない職員もいると思うんですが、そこら辺も使えるのかなということで、当面は第一報の職員招集というのは緊急連絡網、課長、係長から職員へということで、何らかの手段でそういったものを対応していきたいというふうに考えております。

また、発災後は確かに津波だとか地震とかがけ崩れで携帯の中継所が使えなくなるという可能性は多分に考えられますので、情報収集をどうするかということでございますが、議員

ご指摘のように携帯電話等を使っていきたいということと、かつて10年ぐらい前でしょうか、例えばどこどこ地区はどこどこ地区出身の職員が情報収集してから登庁しろとか、いわゆる地区担当性のような制度をしいておりましたが、最近はそういった制度がなくなっています。そういった制度も復活したいなということ。

あと、オフロードバイクとかそういったものを活用する。例えば、今、静岡市あたりがそういったことをやっておりますが、そういった制度も考えていく、デジタルに頼るだけではなくて、アナログの部分とか、そういった人海戦術とか、そういったいろいろなものを組み合わせて、一つがだめだったらほかの手段、複層的なことを考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の総務課長の答弁の中で、実は私も職員でいたときに、コンピューターの西暦2000年問題等がありまして、これが南伊豆町の初めての危機管理の事態に遭遇するのではないかというような事態だったんですが、そのときには何もなかったんですが、計画の中では、今、総務課長の答弁の中でありましたように、各出身の職員が、災害があったときに災害対策本部に情報収集しながら登庁するというような計画を立てたことがあるものですから、今、総務課長の答弁がありますように、そういう面をやる多面的な情報収集なり体制を組んでいただきたいと思います。

次に、町民の災害への意識啓蒙活動についてでありますけれども、これにつきましても、３月11日の東日本大震災が発生しましてから、日本国民や南伊豆町の町民の災害に対する意識が劇的に変化したと思っています。そして、南伊豆町におきましても、ふだん町長、総務課長が言われています自助、共助の芽が現実的に出てきていると思います。

そこで、町民の災害に対する意識をより高めるために、これは一つの提案ですが、先日というか相当前なんですが、ＮＨＫで災害特集を組んだときに、南伊豆町と似ている陸前高田と南伊豆町の弓ヶ浜を取り上げまして、いわゆる地形的に似ているということで、そういうテレビの放映があったんですが、陸前高田等の震災担当者を招いて実践的な災害講演等を実施する考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

講演会の開催につきましては、現在24年度の予算では具体的な予算計上はしてございませんが、陸前高田市等と協議を行い、開催できるようでしたら開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、これは人づてに聞いたんですが、南伊豆町全体を３Ｄで撮影したデータがあると聞いています。それで、その蓄積されたデータをもとに、今の南伊豆は５メートル40とか６メートルとかというような津波の想定のことになっているんですが、その津波到達や災害被害想定のシミュレーションをある程度簡単にできるよと。先日も大手のソフト会社が東北大学と共同でスーパーコンピューターの京を使いまして、シミュレーションを可能だと。これにつきましては、スーパーコンピューターなものですから、４分ぐらいでそのシミュレーションができるというような記事が載っていました。それだものですから、被害想定のシミュレーションをつくりまして、これは総務課ですから出前講座等を実施している中で、教材として各地区に配布して、町民の災害に対する意識向上とか避難の参考にしたらどうかと思っているんですが、そのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

津波到達の被害想定シミュレーションにつきましては、映像処理等に優秀な技術を持つ地元のベンチャー企業も私は認識しておりまして、実はそのベンチャーさんの映像を一部見たことがございます。実際に車を走らせて映像を撮って３Ｄで表示している。それで、位置情報等も明確に表示できると、非常にすぐれたものだと思いました。

ただ、今後、県が第４次被害想定を示しますので、そういった想定と整合性を図りながら、県とも協議しながら検討することも必要ではないかなというふうに思います。

また、出前講座でございますが、現在津波がイメージできる既存のＤＶＤ等もありますので、これらを活用して普及啓蒙に努めていきたいというふうに思います。

加えて今月中には、今年度、23年度事業でありますが、海岸地区を海抜ごとに色分けした地図を町内全戸に配布して普及啓蒙を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

次に移ります。

次に、各地区、地域の、これは南伊豆町内なんですが、公民館、集会所等の災害対策についてでございます。

これは町有の施設ではなくて、各町内会、地域がお持ちのものについてでありますけれども、南伊豆町はご存じのように海岸線が57キロ、それで急峻な風景が観光客等を引きつけているんですが、現在の海岸の集落等につきましては、少子高齢化、これは町全体もそうなんですが、人口減少等で同僚議員の前の議会でも孤立集落等がふえているというような答弁があります。それらの各地区の公民館等については、当然二次的な避難所等や災害物資等の備蓄の場所等で重要な場所とか建物になっていると思うんですが、これらについて町内の町有建物については耐震を満たしているとの過去の説明があるんですが、これらの準公共建物については、がけ崩れとか津波危険区域、それからこの建物の耐震等の把握、それらの現状はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

平成17年度に全戸配布いたしました南伊豆町のハザードマップというのがございます。そこには津波浸水区域図等が示してありまして、各地区の公民館も当然載っているわけでございますが、安全と推定される場所に建設されたものもありますが、町内は天災に対しましては、どの地区におきましても何らかの懸念材料を抱えているというのが現状でございます。

また、各地区の公民館等につきましては詳細な調査はしていませんが、建築年次等から推定して半数程度に耐震上の不安があるというふうには今考えております。耐震補強または建てかえが今後の課題であると認識しているところであります。

現在、県の町村会を通じまして、静岡県に対して各地区公民館等の防災対策事業を補助事業に採択するよう要望しておるわけでございますが、まだ採択になっておりません。今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

さらに、建てかえにつきましては、コミュニティ施設整備事業に採択されるよう、県の担当課へも働きかけていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、５番目の新防災計画策定に係る基本的な考えということにつきましては、当然南伊豆町は先ほど来の答弁の中で、同僚議員、それから過去の答弁の中で、国県のほうの動きを待って防災計画を立てるという、新たにつくるということであるものですから、一応挙げましたが、今回は、これは後日質問させていただきます。

次に移ります。

次は、南伊豆町の地域資源、文化財等を観光資源への活用ということで質問をさせていただきます。

まず、最初に教育委員会のほうにお願いしたいんですが、教育委員会のほうの所管で文化財審議会というのがありますが、それの審議状況、それから今後の方向づけ等が具体的にありましたらお願いしたいと思います。これにつきましては、私は過去にも一般質問で行ったんですが、当然文化財審議会ではさまざまな南伊豆町の文化財候補を文化財にすべくいろいろな角度で審議されると思います。

それだものですから、23年度で結構ですが、分財審議会の開催状況、それから先ほど来申し上げました、どういう方向性で審議をしているかというのを、答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　お答えいたします。

今年度、審議会につきましては５回ほど開催をさせていただきました。文化財の町の指定に向けて、今方向性を検討していただいているところでございます。過去、南史会の調査等では、町内にも100点以上候補があるんではないかというようなお話がありましたけれども、指定するには至りませんでした。そのもの自体に規制がかかるということで、なかなか所有者の同意等が得られなかったということが原因で指定できなかったというふうに聞いております。

このために、審議会では歴史のある寺院の仏像から調査をしましょうということで、下田市にあります上原美術館の上野学芸員にお願いいたしまして、平成22年11月から町内にある各寺院の仏像調査に着手いたしました。既に100体以上の仏像の調査を終了いたしまして、３月中、今月、今調査の中間報告をなされると聞いておりますけれども、今現在来ておりませんけれども、その調査結果を待って文化財審議会にかけまして、町指定に向けた審議をし

ていきたいというふうに考えております。

こうしたことで、教育委員会といたしましても、現在期待しているところでございます。

なお、仏像以外にも町内の寺院にはすぐれた文化財がございます。また、個人宅にもすばらしいものがあるとも聞いておりますので、時間はかかりますけれども、今後調査に向けて検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、もう一つお聞きしたいんですが、将来の方向性は指定するという方向ということですが、何年ぐらいを目標にというような、そういう具体的なお話にはまだなっていないということですか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　上原美術館の学芸員のほうで調査しているところなんですけれども、先生のお話の中ですと平安時代の仏像が南伊豆町には多いよと。この平安時代の仏像というのが全国的に少ないというようなお話をされておりました。その平安時代の仏像が南伊豆に多いというお話の中で、できましたらその仏像等を中心に指定していければなというふうには考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで２番目に入りますが、南伊豆町の文化財の指定の必要についてということで、これは町長と教育長にお願いしたいんですが、先日、私のところにある方から電話がありまして、何かインターネットで見たらしいんですが、南伊豆町指定の文化財は１件もありませんという電話がありまして、確かに事実、南伊豆町指定の文化財はなくて、県国等の指定しかないものですから、ありませんというような返事をしましたら、見方によると非常に南伊豆町はお寒い文化行政ではありませんかというようなことを言われたんですが、それらについて現状等踏まえた中で、町長、教育長の見解、お考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、文化ですが、これはその時代に生きる人々の営み、まさにそのものであると思います。それによって生まれ、文化的、歴史的な価値が高く、町民が共有すべきものや事柄が文化財であるというふうに認識をしております。そして、これらは町民の共有財産として保護、保存して活用に努め、その価値を次世代につないでいく上からも、文化財指定は必要不可欠であると考えております。

また、文化財を過去の史実としてとらえるのではなくて、その時代の人々の時代背景や環境、思いや考え、これらを洞察しながら後世に伝えることは、子供たちの人間形成にも寄与するというふうに考えております。そして、将来の文化の向上、発展の基礎となることも、もちろんこれは重要なことでありますし、こういった意味で文化財についてはとらえております。

なお、議員が指摘された当町の文化財の指定がないということ、こういったことについては教育長のほうから答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　ご指摘の件ですけれども、お寒い文化行政の状況にあるのではないかというふうなお話がありました。実は私も正直なところ、認めざるを得ないというふうに思います。

しかしながら、過去に日詰遺跡を初め、文化財を非常に大事に扱ってきたという実績がございますので、やはりもう一度そこらを振り返ってきちっとやるべきではないかということから、町長にお話ししましたのは、二、三年前ですね。町史編さんということをここでやらないと、もうやるときはありませんよというようなことで、つまり合併というようなことがありましたので将来的に難しくなりますよと、こういうことで町長の了解を得ました。町史編さん会を立ち上げようというようなことで、町史編さんに取りかかったということであります。これは大分前から積み上げたものはあるんです。それをもう一度見直さなければならないなと、こういうことであります。

新たに、先ほど局長が言いましたが、仏像とか、あるいはこの間の新聞で出ましたが、湊地区の安政地震の状況ですね。そんな掘り出し物も出てきております。そういうようなことで、新発見も出ると思いますけれども、文化行政については一層やはり力を入れてやっていかなければいけないなと、文化財指定も同様でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、今の答弁等を踏まえた中で、文化財、これは文化財だけに限らないんですが、南伊豆町にありますそういう文化的な資源を現在開催されていますみなみの桜と菜の花まつりとか、そういうものに生かせないかという、これは一説によりますと、これは前にも私は質問したんですが、文化財でお客を呼べるよと。一例として、ちょっと比較するのも何かと思うんですが、京都に陰陽師の安倍晴明というのがいまして、昔。その安倍晴明神社というのがパワースポットということで、非常に若い女性の方がそこにお参りに行っているそうです。だから、そういうものを含めた中で、今教育長が言いました掘り起こしということを踏まえた中で、観光に生かせないかというような形を思っているものですから、それらについて質問をさせていただきます。

先ほど来、るる答弁がありましたが、その文化財等については、よく南伊豆町は一種独特の海洋文化の地であるというようなことを言われる方がいます。そういうものにつきまして、教育長の答弁がありましたが、そういうものを改めて掘り出して、この観光資源の考え、そういうものについて、今後、今でもあるのかないのか、そういうお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

地方の文化というのは、それぞれの地域の自然景観等と同等またはそれ以上に訪れる方々にその地域の特性を印象づける要因ではないかというふうに思っております。まさに観光的にも重要な要素であります。

そこで、テレビ、新聞等マスメディアの発達によって、国内地域特有の文化形態というものが薄れてきているという昨今ではありますけれども、まだまだ掘り起こせば地域特有の古きよき時代を発見できるということではないかと思います。まさに当地はそういう歴史、伝統を持った地域でもあります。

今、議員が海洋文化の地ということを言われました。その一つとして子浦にあります、これも恐らくそういった類の文化ではないかと思いますけれども、人形三番叟があります。ここで使用される人形など、まさに国の文化財に指定をされているものであります。このひな人形ですけれども、こういったものは価値あるものにつきましては、今後観光交流館である

とかあるいは温泉施設、こういったところへ展示をして、所有者にご了解いただけるのであれば、そういう面での活用も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の町長の答弁の中で、子浦の人形三番叟等のお話がありましたが、これは私、地元東子浦の方にちょっとお話をしたことがあるんですが、そういう修学旅行、子浦とか妻良の修学旅行の生徒たちも、今は少なくなったんですが、いらしている。それから、先ほど町長が言いました観光交流館でもということですが、何かその用意があるらしいものですから、ぜひ担当とお話をして宣伝していただきたいと思います。

それで、これは文化財ではないんですが、一つの例を申し上げるんですが、町長と副町長、教育長にお伺いしたいんですが、先日もテレビで放映されたんですが、静岡市では恒例になっています高松宮妃殿下のお使いになったひな人形が、もう静岡では恒例で、展示されて一般の方々に公開されていると。一方では、ご殿場にあります秩父宮記念公園では、秩父宮妃殿下のひな人形を一般の方に、このシーズンで見せていますよと。ことしは秩父宮記念公園では、ひなのつるし飾りを展示したらしいんですが、そういうものをごらんになったことがあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　不勉強ですけれども、申しわけないですけれども、ありません。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　私も大変残念ながら、秩父宮記念公園のほうには行ったことはございますけれども、ひな人形は見ておりません。ただ、グランシップで毎年開催されておりますおひな様展につきましては、テレビ、新聞等で見せていただきまして、かなり大きいものですばらしいものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　私は稲取でひな祭りが、かなり挽回してまいりましたね。実は最初のひな祭りの飾りは私の実家から出ているものです。そういうことで、そこを会場にしてやったものですから、かなり関心はあったんですが、残念ながらよその広い土地のひな祭りを

見るというほどの機会がございませんでした。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、現在では旅館、ホテル、シーズンなんですが、旅館、ホテル等のフロントホール等について、ひなを飾っている施設もあります。

それで、これは一つの提案なんですけれども、ご存じのようにみなみの桜と菜の花まつりが２月初旬から３月初旬まで開催されているというような事実があります。

それで、ある人から聞いたんですが、おれのところでも今も昔のひながあるぞと。娘とか孫が使ったひながあるよと。その生活様式等が変わって、もう飾れない、押入れに眠っているよと。その方は、一部なのかどうなのかちょっと調査不足でわからないんですが、それをできれば２月初旬から３月初旬の桜まつりが開催されているものですから、交流館にそういうものを、南伊豆町のものの寄附を集めて飾ったらどうなのかと、そういうような形があるんですが、そうすればちょうどその時期に合うものですから、そういうお話があったものですから、そういう考え、そういう行動を起こす気があるのか。そういうものがあれば、桜の花だけではなくて、先ほど来言っています南伊豆町の文化の一点が表現できるのではないかと思うものですから、そういうものの検討を将来できるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

議員からのご提案につきましては、各家庭で眠っているひな人形の有効活用、あと観光資源につなげるという意味からは、非常に有効な手法だとは考えております。ただ、展示スペースの問題や保管場所、あと保管中どういう形で保管すればよろしいのかというような問題もございますので、検討しなければならない点がございます。

ただ、多くは展示できないかもしれませんけれども、すばらしいものであれば、交流館等で展示を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それでは、次にボランティアガイドと南伊豆町の文化財についてお伺いしたいと思います。

先日、地区懇談会が町内全域で行われましたが、そのときに２月８日の竹麻地区の地区懇談会で、産業観光課長は、現在伊豆半島全体で進めておりますジオパーク構想に関して、それらを説明するためのボランティアが不足しているとの説明がありましたが、これにつきましては、私が聞いたところによりますと、そういう地学とか地質的な説明をするのには、非常に専門性が不可欠であると。

ちょうど私の知り合いで、大学で地質学の教鞭をとっているのがいるんですが、あの時代には地学とか地質学を専門ということになると、変わり者だというようなこともうわさされたというようなことがあるんですが、それらを含めて事業を進めるには当然観光のボランティアの方々の専門の知識が必要だと思うんですが、それらを大きく含めまして教育委員会の文化財、それから観光面等を含めて連携してやる必要があると思うんですが、それらの連携の現状と、将来はそういう連携を考えられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。よろしいですか、教育長。

産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

伊豆半島７市６町で組織する伊豆半島ジオパーク構想推進協議会では、目標である平成26年度中の世界ジオパーク加盟申請に向けて、各種施策を展開している最中でございます。ご指摘のとおり、世界ジオパーク加盟の最大の評価点は人であり、昨年、当町から協議会主催のジオガイド養成講座に町ボランティアガイド協会在籍者を中心に４名が参加し、受講を終了いたしました。今後、協議会では専門的知識を有する方などから、一般からジオガイドとして公募して人材の養成を図っていくこととなっております。

このように、町といたしましてもジオパークやそれ以外の文化財等の知識がすぐに身につくと思っておりませんので、文化財そのものの考え方を踏まえ、専門家の養成について、その手法等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それでは、次に移ります。これも再三私も質問し、同僚議員も、先日もそうですし、前の議会でも質問しております台風等における漂着海藻の活用についてであります。

昨年、夏季のトップシーズン、ハイシーズンに入りまして台風が襲来し、南伊豆町の海岸線については漂着海藻が非常に多くあらわれました。その中で、非常にその後始末をしないと、いわゆる腐敗臭等も強くて、特に南伊豆町随一の海水浴場であります弓ヶ浜につきましては、地元の湊区等が大急ぎで処理をしたという事実があります。昨年もちょうど町議会の選挙のさなかだったと思いますが、台風が来まして、その始末についてはここにおられます同僚の齋藤要議員にいち早く県のほうに通報していただきまして、静岡県の関係機関の方が弓ヶ浜の現地を朝早くごらんになったというような事実があります。

それで、それらについての応急処置ということになりますが、今までは地元の湊区等が重機を借り上げて、一部観光客に当然、ハイシーズン、トップシーズンだったものですから、影響はあったんですが、昨年はどうにか事なきを得たと。細かいことにはいろいろトラブルはあったということを聞いています。

過去の質問の中で、港湾である手石港は、その港湾区域は静岡県、現実的には出先機関であります下田土木事務所が管理するので、南伊豆町はというような答弁がありましたが、海水浴場である弓ヶ浜海岸線で、その利用形態が主にこのシーズンだけ南伊豆町が管理しているので、少なくともトップシーズンの夏季の期間は、機能保全の問題等が当然ありますし、ここ二、三年ですと、台風襲来が、異常気象なのかわからないんですが、昔は６月とか７月とかというのはそんなに台風は来ないで、旧のお盆過ぎに伊豆半島に上陸するというような影響が見られたんですが、ここ二、三年はそれが伊豆半島等に影響があるようなものが常態化されているんですが、観光立町を掲げる南伊豆町としては、利益を受ける南伊豆町でありますので、何らかの町としての機動的な対応が必要ではないかと思いますが、それについてどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、弓ヶ浜海岸でありますが、この弓ヶ浜海岸は申すまでもなく、我が町の観光の拠点でありシンボルであります。

先日、今のみなみの桜と菜の花まつりでイベントの一環として、秋田県の観光協会の姉妹都市である男鹿市からなまはげに公園に来ていただきました。その人たちが弓ヶ浜の海岸を見て、すばらしい海岸ですねと。そしてそれと同時に、あれだけきれいに清掃の行き届いた海岸は、我々も教訓にしなければならないということを言っていられました。それほどきれ

いにまず清掃がなされていると。これは、この男鹿の人たちだけでなくて、今まで何人かの人たちがそういったことを私に言ってくれました。その陰には、やはり地元の人たちの日々の清掃業務、そして時あるごとには県の補助もいただきながら、我々町も一緒になって、あの弓ヶ浜海岸を守り育てるという、観光地として、ということが背景にはあるわけです。

ですので、今、議員が言われるようなことは今後も、あの弓ヶ浜海岸を何とか、そういった面では、我々は手を尽くさなければならないという思いが強くしておるわけですけれども、そういう中で、ごく限られた予算でありますので、今までも特別な場合は県にお願いしたり、日常に地元の人たちには清掃をお願いし、時として町も一緒になってそれに補助して弓ヶ浜海岸の手入れをしていくということにしていますが、これはこれからも変わることのないように続けていきたいと思っております。

それに加えて、昨日の一般質問でありましたけれども、海岸の形状変更があります。これについては県のほうに働きかけて、何が原因なのか、そういったこともよく調査しながら、あの弓ヶ浜海岸を守り、そして観光地として我々としては育てていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　昨年の漂着海藻、主にカジメなんですが、それだってユンボ等で山積みにした中で、小さい女のお子さんが砂遊びをしていたら、皮膚が非常にかゆくなったと。そういうことも何かあったみたいです。これは、そういうことが定着しますと夏季観光のイメージダウンになるものですから、そういう面はぜひお願いしたいと思います。これは、答弁は要りません。

それで、次に漂着海藻等を有機肥料にということですが、これにつきましても、過去の中で一般質問させていただいているんですが、同僚議員もこの漂着海藻につきまして、先ほど言いましたように腐敗臭が多いという形の中で、孟宗竹の粉を一緒にまぜればその消臭効果があるから、そういうことも考えたらどうだろうというような質問をしているんですが、そういう形の中で、昨日も同僚議員から日野のヒマワリ畑のヒマワリの生育状況等について質問が出たんですが、それは昨日の課長の答弁ですと、連作障害だとかショウブだとか、いろいろな要因が考えられるというような答弁がありました。あそこを管理している方々は非常にご苦労を感じて、私もあれを、あのときには夏だったものですから、ヒマワリの育成の管

理をしていた方とお昼に一緒になって、暑い中大変ですというようなお話をしたことがあるんですが、そういう面の中で、あそこはご存じのように南伊豆の観光の入り口になります。ある程度、あそこをちゃんとしたものにしていかないと、先ほどの弓ヶ浜の関係のイメージもそうなんですが、夏季以外の観光シーズンのイメージダウンになるものですから、先ほど来の漂着海藻を有機肥料として、あれは非常に有効な肥料であります。海岸線に、南伊豆、昔はミカンだとか花だとかを相当、何十年か前は産業としてあったんですが、あの当時から肥料が高いものですから、そのカジメ等が台風等で漂着した場合は、それを干して有機肥料として有効活用した例があります。

いろいろな関係で塩害があるとかいろいろな要素があると思うんですが、一色の市民農園を現在やっているんですが、あそこに今言った漂着海藻と孟宗竹の粉をまぜたものを試験的に活用して、将来の日野の菜の花とヒマワリ畑の有機肥料として活用する考えはあるのかないのか、市民農園に試験的に投入できるのか。それから、あの日野のヒマワリ畑、菜の花畑に投入する考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

日野地区の菜の花畑につきましては、農業振興会の援農センター部会が生育管理をしております。連作障害などの対処に当たっております。肥料につきましては、西天城高原にあります静岡県家畜共同育成場から定期的に堆肥を運び、圃場へ投入するなどの処置を実施しております。

豊富なミネラル分を持つ海藻は、古くから自然肥料として利用されていることは認識しております。しかし、海藻をただ腐らせただけでは、表面に吸着した塩分が塩害を引き起こす可能性があり、十分な洗浄が必要になります。利用には、引き揚げた海藻をしばらく浜に干す間に雨に打たせ、塩分を洗い流すことが必要となります。弓ヶ浜海岸における台風等により打ち上げられた海藻等の有機肥料化につきましては、大量の海藻が浜に打ち上がり、観光シーズンなどが重なると干す場所等がないこと、また、年間を通して安定した量的確保が困難なこと、また運搬、作業手間などを考慮しますと費用対効果が見込めないと考えられます。

今後、台風等におきます漂着海藻等の処理活用につきましては、先ほどの市民農園も含めまして、情報収集ですとか研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ですから、単純に肥料に使うということになると採算性の問題が出てくると思うんですが、弓ヶ浜の海水浴場としてのイメージ、それからヒマワリ畑、菜の花畑のイメージ等を勘案して総合的に検討をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君の質問を終わります。

これより10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（梅本和熙君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　１番、加畑です。よろしくお願いします。

傍聴席にたくさんの見学者の方々がいる中で、新しい議長、議会ということで、大変開かれた議会というものが前に進んでいるのではないかと感じる中で、質問させていただきます。

ちょうど桜まつりの真っ最中ということでして、観光に関する質問、それから３・11の東日本大地震から１年ということがありまして、防災に関する質問、重なる質問があると思いますけれども、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、みなみの桜と菜の花まつり、今後の対策について質問させていただきます。

ことしで第14回を迎えましたみなみの桜と菜の花まつりですが、南伊豆町の大きなイベントとして定着しております。しかし、全国各地で早咲きの桜で集客している観光地も出てきており、今後も観光地として生き残るためにはイベント会場に少しずつ変化を持たせること

が必要と考えます。

町としては、今後どのようにかかわるお考えがあるのでしょうか。町長、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このみなみの桜と菜の花まつりは、今、議員が言われましたように、平成10年度に現在の形でスタートしてから14回目を迎えております。当初は４万人という誘客数でありましたけれども、これが今は約10倍近い30万人を超える、約40万で推移してきておりましたけれども、若干これには増減がありましたけれども、そういう観光産業の基幹イベント、当市にとりましてはそういう位置づけに成長しております。

そこで、この運営母体はまず観光協会に事務局を置いて、みなみの桜と菜の花まつりの実行委員会を立ち上げまして、町としてはここへ委員会に対する補助金の支援あるいは人的な支援ということでかかわってきております。

このような中で、今言われたように10年以上が経過したイベント、各地でこういったイベントも行われたり桜も植えられたりしている中で、リニューアルについての調整、こういったことが必要に迫られてきておると思います。さらに、資源の保護であったり、いろいろな問題が今課題として浮上してきております。これらは、関係のそれぞれの団体とより一層連携を図りながら、そういった問題についての協議を進め、さらに誘客の増加につながるように我々としても行政として対応し、取り組んでいきたいというふうに思っております。

昨日も一般質問でありましたけれども、この桜に限らず花を生かしたまちづくりという点で、今までも山ツツジであったり、いろいろしてきておりますけれども、今後さらにそういった面へと今度は、ある意味考えよう、広げながら対応していくときが来ているかなという思いがしておりますので、そういった意味からも今後さらにさらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、町長から答弁がありましたように、今後展開していくに当たっては、リニューアルがやはり必要だと思われます。

青野川沿いの桜並木、それから菜の花街道を歩くコース、これは相当に定着した感があります。これは相当いいという評判は、方々で聞きますので。ただ、この平面的な散歩コース

というだけに今限られているということがあるのではないかと思います。立体的に見せるビュースポットの創出というのが必要ではないかなと。例えば、川にカヤックを浮かべて、下から見上げる桜とか、上から見おろす桜とかというのもあるのではないかなと。それから、先日３月２日の時点で、多分ＮＨＫの取材が入ったと思うんですけれども、川沿いを、ちょっと上空低いところを飛んで撮影するという手法で菜の花と桜を撮って、これがテレビの歌番組で放映されるのではないかという話もあります。こういう見方をさせるということがそろそろ必要ではないかなと思うわけです。

それから、きのう長田議員のほうからもあったんですけれども、今回のように開花時期が相当におくれてしまった場合に、開花時期をずらした花を植えてフラワーゾーンを創出する。これはもうやらなければいけない時期に来たのではないかなと私は思います。

今、町長から答弁がありましたんで、具体的な案ということで聞く予定だったんですけれども、私のほうから具体案を一つ提案したいと思います。

道の駅、下賀茂温泉湯の花ですね。ここから見た南側のホテル伊古奈さんから銀の湯までの山林部分、ここが相当整備されていないというのが現状だと思います。ここに山影ができてしまって、青野川から南側、向こう側の桜に影をつくってしまっていると。この状況がお客さんの帰る足を早めてしまっているということにもつながっていると。せっかく桜が咲いている状況でも、夕方になると早目に帰ってしまう状況をつくっている。これは大変もったいないなと思うんですね。

ですから、山林に整備をかけるという意味では、今、銀の湯前の山を整備しております。一部の地区だけですけれども、これは多分当初、山林整備の目的は違ったのかもしれませんけれども、ここに階段ができて上って上から見おろす景色を眺めることできます。実際私、信憑性を確かめるために上りました。上って、今インターネット上に公開しました、自分で。ここの写真を全国から見られるという状況をつくっております。このような形で下から見上げる、上から見おろすという形で立体的なビュースポットをつくるということが、今ここにある庁舎３階のオープンデッキ以上の効果をもたらすのではないかなと思います。

それから、重ねて言いますけれども、整備した山林には施設をずらして開花する花を重ねると。これによって、桜の開花がおくれても、また逆に後ろにずらしても、その期間中はカバーできるという状況をつくり出すことが大切だと思います。その点によりまして、みなみの桜と菜の花まつりがリニューアルできるという提案をさせてもらいたいと思いますので、改善策を一日も早く実行していただきたいと思いますけれども、もう一言コメント、町長お

願いします、その点について。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この今の青野川沿いの桜を、角度を変えた視点から眺めるという、いろいろご提案がありました。確かにそのとおりだと思います。その一つとして、例えば夜間の夜桜であったり、今回のこの庁舎への展望デッキであったりするわけですけれども、そういった意味でこれらは対応していきたいと思っております。

さらにまた、先ほど申し上げました、こういった、10年たってみていろいろ問題点も出てきておりますので、これらについては何度も申し上げますけれども、そのような関係団体とよく連携をとりながら、町としては行政指導してまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　続いての質問に入ります。

今も山林整備の件を聞いたんですけれども、関連があります。観光対策、防災対策としての山林整備の推進という内容で質問させていただきます。

昨年夏から着手した銀の湯会館前の周辺の山林整備、これが進みまして、今相当に切ってすっきりした状況になります。加えて、木材を使用した階段が設置されて、今私も言ったように上まで上ることができます。これが、小さいながらの観光拠点が創出できたという見方もできます。

また、ここからなんですけれども、災害時の避難地としてこの場所が使えるのではないかという考え方ができるのではないでしょうか。高台への誘導ルートができるという形ですね。要するに、観光客の皆さんも、もしも津波が来たときを想定しますと、どこへ逃げたらいいかわからないと。観光地でありながら地震の多い地域であるということは、これは宿命です。仕方ないです。それを何とか解決するためには、簡単に逃げる方法というのをすぐに提供できる場がなければいけない。だとすると、この地というのは平場ばかりではないですから、山をしょっているエリアに関しましては、ここを整備して階段をつくって、とりあえず上に逃げてください、高台に避難してくださいということが必要ではないかと思います。これが観光としてのビュースポットであり、なおかつ津波からの避難地でありという場所をつくり

出すことはできるのではないかと思いますけれども、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

津波避難対策として、議員ご指摘のとおり高台への避難というのは最優先でお願いしているところでありまして、昨日も出ました津波避難タワーとかだけではなくて、避難マウンド、山林等も含めてでございます。山林を整備するための作業道等が確保できていれば、避難路ですとか避難地として有効であるということは、私は認識しております。

既に手石地区におきましては、自主防災会の有志の方々が裏山への避難路及び避難地を整備したというよい事例もありますので参考になります。しかし、議員ご提案の土地につきましては、まず私有地であること、それから今後、維持管理をどうしていくのかという問題ということ、そういったことも含めまして、今後の検討課題であるというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

その点は私も承知してはおります。私有地であるところを開発というか手を加えていいものかという問題もありますけれども、そのまま野ざらしにしておいて木が生えっ放しでという状況も逆に危ないのではないか、地震が来たとき崩れやすくなるのではないかということもありますので、その点の調整というのは、大変かもしれませんけれどもやるべきであると私は思います。

今、松本課長のほうからの例にも出ましたけれども、手石の杉本さんが行った自主防災ですね。あれはすごくいい影響があると思います。私の住んでいるエリアでも、すぐ後ろの山にとりあえず逃げようということで、近所の人と一緒に山に上るという訓練をするきっかけにはなっております。これは町内各地で行われていると聞いておりますので、このような形でぜひとも町民の皆さんが、例えば行政に頼るとか、自衛隊に頼るとかということではなくて、まずは自分で自分の身の安全が確保できるという形をとることが自主防災の基本ではないかと思いますので、その手助けになるしつらえという部分を最小限やってあげるということは、ここは行政がやるべきことではないかと私は思いますので、その点ひとつよろしくお願いします。

今、要望を一つ加えた中で、次の質問に移らせていただきます。

ウエブサイト利活用による広報の推進という内容で質問させていただきます。

平成24年度の予算にホームページ改修業務委託料、もしくは電子ショッピングモールへの補助金に対しての予算計上があります。非常に興味を引く予算づけではありますが、具体的にどのような内容を考えていますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

現在の南伊豆町のホームページは、平成19年度から運用を開始してきましたが、全体のデザインやシステムが古くなってきましたので、デザインの変更、動画、そしてライブカメラ、それからグーグルマップ等々の基本的な機能を備えた、ユニバーサルデザインに基づく、時代に対応したシステムにリニューアルする目的で予算計上を行ったものであります。

電子ショッピングモールにつきましては産業観光課になろうかと思いますので、以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　電子ショッピングモールでございますけれども、ネット上におきまして買い物、購入ができるというような形のシステムでございます。これは商工会の販路拡大事業をお手伝いするという形のものでございます。ホームページの制作のお手伝い、それからそれに伴いますホームページのアップ、それから商品の更新等々のお手伝いをするというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、答弁の中でホームページの改修に関して、あるいは電子ショッピングの形、答えてもらったんですけれども、具体的にもう結果が出る状況をつくらなければいけないなというのが私の思うところであります。一昔前までしたら、ホームページがあるだけでいいという状況もあったんですけれども、今はあるのが当たり前で、その効果があって初めて意味があるというところまで来なければいけないのではないかと思っております。

今日の伊豆新聞にも出ていましたけれども、下田市でメール配信を行うと。この中には観光情報というものも含まれてくるのではないかなと思います。東伊豆では既にやっておるということです。ですから、今後例えば南伊豆町の配布物の中にはＱＲコードをつけて、すべて町のホームページにつながると、そういう形をつくり出していくことが必要ではないかと

思います。

その関連につきましてですけれども、ＳＮＳ、ソーシャルネットワーキングサービス、これに関しまして、以前私９月定例会の中でも質問させてもらったんですけれども、この形によってのコミュニティ型のウエブサイトについての企画というのも、この中には含まれているんでしょうか、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

今回のホームページのリニューアルにつきましては、住民の皆様に情報発信することを主な目的にしておりますので、いわゆるＳＮＳ形式によるコミュニティ型のウエブサイトというものにつきましては、対象にはなっておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　それは間違いなくやるべきだと思います。ホームページだけで情報を一方的に配信するというものではなくて、ソーシャルネットワーク、要するに人が介入していって、その中で町のほうから情報発信しなくても、かかわった人がお互いに南伊豆町の情報交換をしてくれて勝手に盛り上がってくれると。中木のヒリゾ浜が成功した事例というのはこれなんですよね、実は。ホームページから一方的に情報を発信するのではなくて、その中にかかわった人たちが勝手にヒリゾ浜の情報伝達を都会でやってくれるんです、こちらでやらなくても。勝手に盛り上がって、勝手に有名になって来てくれると。そのしつらえをした、仕掛けた側にとっては、これでよしなんですよね。相当な大きなたくさんの人材を投入したわけでもないと思うんです。相当苦労したことは聞いておりますけれども。

だとすると、ホームページから情報発信するだけではなくて、誘い込んで来た人がどれだけ南伊豆町のことを、ほかに情報をまた伝達してくれるかというシステムをつくらなければいけないのではないかと思います。それでなければ、これはお金をかける意味がないと思いますので、その点、若手の職員のほうがもしかしたら詳しいのかもしれません。僕自身も聞きかじった情報が多いもので、そんな詳しいほうではないんですけれども、ここは若手職員の意見をぜひ聞いてもらって、どうしたら一番効果が出るかということを前向きにちょっと検討していただきたいと思います。

それから、関連しまして、東伊豆町のほうでウエブサイト上にオンライン町長室というの

があるんです。これは、時間と場所にかかわらず、町民の皆さんの意見を寄せていただくということで、町政に皆さんに参加していきたいと考えておるという説明がなされております。

我が町、南伊豆町のウエブサイトでも、オンライン町長室をやるつもりはありますでしょうか、町長。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

本町では、東伊豆町の場合とは少し名称が異なっておりますけれども、現在のホームページに町民の声の掲示板というコーナーを掲載しております。これがまさしく東伊豆町で言うところのオンラインの町長室と同じ仕組みになっております。町民のご意見やご要望の把握に努めているところでございます。

また、町民の声につきましては、郵送であるだとか、それからファクス、Ｅメールなど様式を問わない方式ということも採用してございます。さらに、新庁舎になりまして、１階のロビーに町民の声の受付箱というものも設置しているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今の説明ですと、目安箱的なものの電子版という形になると思うんですけれども、その形での問い合わせというのは、多分どこでもやっていることだと思うんですけれども、私が思うのは、町長に対して物申せるという形のものが意味あるのではないかと思います。仕組みは同じだとしても、やはり直接町長が対応してくれるというところで、行政側が前向きに対応しているなという気が出てくるのではないでしょうか。

その意味では、オンライン町長室とは別に、実は東伊豆では１日町長室という企画がありまして、月に１日、10時から15時の間、町民の皆さんが町長室を訪ねて話ができるという時間を設けているそうです。この時間は太田町長がずっと時間をあけて待っているということです。これは、オンラインではなくて直接町長室に来るのを待っているという状況があるそうですけれども、この点やってみようという考えはお持ちでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今行っている我が町のやり方は、先ほど課長が答弁したとおりであります。この辺との兼

ね合いがございますので、今言われるようなことにつきましては、今後検討していきたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　つけ加えて言いますと、オープン町長室というのもプラスでやっておりまして、東伊豆です。これは１日町長室の後に、今度は16時から時間帯で、今度は若者が町長室を訪ねて話ができる時間を設けている。このように、相当に町民との対話というのを重要視している傾向が見られます。実際に、この若者との対話の時間の中で、予算づけまでしたということもあります。

最近、伊豆新聞に載っている、東伊豆町のニューサマーオレンジ号というんですか、あるドリンク会社のレースに出る、ちょっと自動車みたいな形をつくったんですけれども、それも実際この中から話が出て、実現まで至ったということがあります。ですから、オンラインのほうでとりあえず問い合わせは受け付けますよというところまででではなくて、もっともっとオープンにして町民の声を聞こうという形をつくることが重要ではないか。町政懇談会を年に数回開いたところで、あのときに出てくる人というのはやはり限られた人でありますし、あれだけ大勢の人の中で発言できるという人は、やはり限られた人しか話ができないのではないかなと。あの雰囲気の中ですからね。と思います。

ですから、この点は、せっかく新しい庁舎になって新しい行政が行われて、新しい議会がという形の中で、前向きな形をどんどんつくっていただきたいと思います。

今３つほど質問を重ねたんですけれども、実はきのう、宮田議員が質問した内容の６次産業という形のものに実はつながっていくのではないかなと思います。きのう、宮田議員が質問したのは、観光地の産業としての商品開発の部分で、生産から加工から販売までやっていきましょうと。１次産業、２次産業、３次産業、これを合わせて６次産業という形をつくっていきましょうという形の質問があったんですけれども、実は観光戦略においてもこの形が重要ではないか。１次産業に当たる資源という意味では、この町は山ほど、あふれるほどありますよね。それを加工してどのように見せるかという出題が桜まつりであり、観光協会の企画でありと。あと抜けているのは最後の販売の部分なんですよね。これをどのようにして全国に知らしめるか。要は来てもらうかというところです。この３つがセットにならないと完結しないわけです。単純に考えれば、商品をつくって加工しても、売る人がいなかったら赤字ですよね。売る人はたくさんいても材料がなかったら売れませんよね。そもそも材料が

あっても加工する人がいなかったら、売るところまで行き着きませんよね。この３つが合わさって初めて観光戦略という形になるのではないでしょうか。

例えば大手のファストフード店、あの商品戦略としては、イメージアップのためにＣＭをたくさん打ったりとか、期間限定の商品をつくったりとかという形で売り上げを増していると、増収増益です。しかしながら、例えばあのファストフード店のハンバーガーが一番おいしいのかと言われたら、それは人それぞれなんですよね。売り方によって増収増益をなしている。本当にだれもが全部、これが一番うまいんだというのとは違う面があるわけですよね。

今うちの町というのは、素材がいいから、自然がいっぱいだから、頑張っていれば絶対人は来るんだという考え方から抜け出していないのではないかなと思います。確かにそういう精神論的なところは、私は嫌いではないんですよ、体育会系ですから。好きなんですけれども、そうではなくてリアルに人を呼ぶ方法も考えなければ、本当に沈んでいってしまうのではないかなということがありまして、非常に心配です。

ですから、今使える武器としての情報戦略、それからオンラインシステム、すべてを使って人を呼び込む方法を考えなければ、スカイツリーもできました。それから低額で航空会社もできました。こういう対策を練るとしたら、うちの町も戦略を立てていかなければいけない時期に来たのではないかなと思います。

それから、ここで次の質問に移らせてもらいます。フィルムツーリズムの推進の南伊豆版という形での質問にさせていただきます。

静岡県議会だより、12月定例会号に掲載されていた質問です。

県内の多くのロケ地を県内外に広く広報し、訪ねてもらうための仕掛けづくりをどのように行っていくのかと、このような質問がありました。それに対しての答えですけれども、昨年度はテレビドラマ「ＪＩＮ－仁－」や松本人志監督の映画など380の作品が県内でロケを行っていると。このようなロケ地を県内外にアピールするため、代表的な映画のロケ地マップを作成して制作会社等に紹介していくとともに、大型観光キャンペーンの商談会等において、新たにロケ地を紹介するコーナーを設け、ロケ地をめぐる旅行商品の造成を促すなど、関連団体と連携して県内の観光交流客数の増大に努めていくと、このような答えがあったそうです。

これは、観光地である我が町、南伊豆町では、むしろ県より先に進めるべき案件だと思いますけれども、いかがでしょうか。この点、力を入れて進めるというお考えはありますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、当町の恵まれた資源、景観、こういったものが非常に豊かでありまして、ドラマであるとかあるいは映画、コマーシャル、こういった面でのロケ地の申し込みが実際頻繁に今までもありましたし、そういう面では行われてきております。

しかし、今言われたような広島県で行われた、尾道市ですか、ここを舞台として撮影したというようなケースというのは、本町には今まで余りなかったように記憶しております。したがって、このことだけで誘客、集客を図るというのはかなり難しいんではないかなという思いがしております。

そこで、当町を訪れた方たちへのプラスアルファの情報として、ロケ地となったことを情報発信するということができれば、このことだけでも周遊していただけるというスポットがふえるということではないかと思います。その情報の集積の方法であるとか、あるいは観光客への情報発信の方法など、まさに今インターネットの時代ですから、そういった面でも活用しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

私が今質問の中で言った意味というのは、まさに今町長に答えていただいた内容です。大きな商談会にまで持っていくような規模のものはできるとは思っていませんでした。地味な情報伝達によって、少しずつでもこの町がアピールできればいいなというふうに思ったわけです。

ちなみに、私はこの質問をするに関しまして、インターネットで調べてみました。有名なところでいきますと弓ヶ浜で撮影された桑田佳祐監督の「稲村ジェーン」、これはすごく有名な話なんですけれども、実は弓ヶ浜では「ウルトラＱ」シリーズでも相当撮影がされていたという事実がインターネット上に公開されております。それから、テレビドラマでいきますと、2004年６月テレビ朝日系列、石原裕次郎の「弟」というドラマ、これは実際弓ヶ浜の風景を映されていました。これは僕も見ました。それから、テレビＣＭではダイハツのＣＭ、それからケンタッキー・フライドチキンも2004年５月のロケという形で、相当南伊豆で撮影しているＣＭ、映画、ドラマはあるはずです。この情報を、大げさにではなくて、先ほど言ったフェイスブック等に載せて、ＳＮＳシステムですね。ソーシャルネットワーキングサー

ビス、そこへ載せていくということが大事なのではないかと思うんです。

ホームページ上で公開するだけに終わってしましますと、そこを見に来なければ、結局埋もれていく情報だけに終わってしまうんですね。それをＳＮＳの状況に載せていくことによって話題性を確保できる。実際に若い人たちが南伊豆に行ってみようよとか、実際その映画が好きだった人が、その地に行ってみようよという形がとれてくると、そこまで入り込んでいかなければ、もうほかの観光地には勝てていけないのではないかなというふうに思うわけです。その辺でひとつよろしくお願いします。

例えばウオーキングコースです。そこにミニスポットとして入れて観光スポットになるという考え方もあると思いますので、そのためぜひともよろしくお願いします。

続いての質問に入ります。南伊豆町、町営の温泉施設指定管理者の件です。

南伊豆町温泉施設の下賀茂銀の湯会館。それから弓ヶ浜のみなと湯の指定管理者選定がなされたとのことですが、詳細について教えてください。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

町営温泉施設の指定管理制度につきましては、平成18年３月に制定されました南伊豆町第３次行政改革大綱の指針に図り、民間活力の導入を図ることとし、平成23年度は業務委託の準備期間を設けまして、平成24年度から指定管理委託に移行する計画でありました。

このような中で、平成23年12月議会におきまして、町営温泉施設に指定管理者制度を導入するための弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例、及び南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、今回指定管理者の指定のご審議をいただくこととなっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、答弁の中で、民間の力によって活力を得た運営をしていただきたいという趣旨で述べてもらったんですけれども、そもそも今の管理会社、共立メンテナンス、１年間だけの委託になったという結果になっているわけですよね。２月15日の選定委員会でシダックスグループの業務委託会社が選定されたということで、今回３年間の契約期間という形で聞いておりますけれども、現在の共立メンテナンスが１年だけだったという理由というのは何かあるんでしょうか。１年だけで終わってしまったというのは。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　昨年の12月に指定管理者を設置するという条例を議決していただきまして、それから指定管理者に移行する準備をさせていただきました。指定管理者の公募の規定によりまして、平成24年２月10日に民間企業４者で南伊豆町営温泉施設の指定管理のプロポーザルにおきますプレゼンテーションを実施いたしました。そうしまして、企画提案書の内容、それからプレゼンテーション及びヒアリングの対応について総合評価を行った結果、指定管理者の候補者として大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店を選定しております。今議会で審議していただく形となっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今説明していただいた内容だけではなくて、そもそも１年間だけで終わってしまったというところが私は聞きたかったんです。そもそも１年間だけの契約であったのか、本当はもっとやっていただきたかったんですけれども、内容がそぐわなかったのかというところがあるのではないかと。というのは、去年の４月から新しい運営会社になるということで、相当町民の皆さんは期待していたんですよね。今までと違ったもっと華やかな雰囲気になるのではないかとか、もっと観光スポットとしての地位を築くのではないかとか。ところが、１年間たっても運営母体が変わっていないかのような印象のまま終わってしまって、４月になったら新しくプロポーザルで指定管理者募集ですと。これの内容は私も見ました。インターネットにこれは、１月後半のネットなんですけれども、見ました。その中で新しく運営会社を募集していますと。

なぜこんな質問をするかといいますと、実際これは22年度の銀の湯会館、決算の説明なんですけれども、施設運営費、年間5,180万かかっているわけですよね。これだけかけての施設が１年間だけで管理者がかわってしまうという形では、本当の観光施設としてきちっとした地位を築いていけないのではないかなと思うんです。新しい管理者が出てきてくれたことは、これはありがたいことなので、ぜひともそこには頑張ってほしいんですけれども、今までと同じような運営で、例えば同じような形の失敗を築いてしまったとしたら、また同じことをしてしまうのではないかなという心配があるわけです。

ですから、前の指定管理者はなぜ１年間だけで終わってしまったのかと。別に問題があったわけではないならそれでもいいんですけれども、何か理由があったのか。それともそもそ

も契約期間が１年間だったのかというところが聞きたかったんです。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほども申し上げましたけれども、平成23年４月からスタートいたしましたのは業務委託でございます。指定管理に移行するまでの準備期間でございます。そうしまして、１年間、やはりそのときもプロポーザルを実施しまして、共立メンテナンスが受託いたしました。今回は準備期間を経まして指定管理制度に移行というところで、再度公募をかけまして４者がエントリーしてきたわけでございます。そうしまして、その中で利用者への平等な利用の確保ができるか、サービスの向上がどのような形でするのか、また施設の効果的な活用をするのかといういろいろの側面でプレゼンテーションしていただきまして、今回の大新東ヒューマンサービスに至ったというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、業務委託という形で、今回のプロポーザルと指定管理とは違うという形があったんですけれども、だとしたらなおさら、共立メンテナンスというのは１年間やっているだけに有利な状況だったのではないかなと。その中で共立メンテナンスを選ばなかったというのは、何か理由があったんでしょうか。答えられる範囲までででいいですから、教えてください。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これは、指定管理者選定委員会という形を設置しております。そこで、先ほども申し上げましたけれども、公募をかけましたらエントリーしてくれました４者で競ったわけでございます。いろいろなアイデアですとか、いろいろな形を。その中に共立さんも入っておりました。それで、指定管理委員会で全部総合的な評価をしまして、大新東ヒューマンサービスが今度の指定管理者の候補に挙がったという形でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　今の件につきましてなんですけれども、私は委員長をやっておりました。実際にプレゼンテーションを各応募者の皆さんからお聞きしました。

共立メンテナンスさんがどうかというお話ですけれども、一応総体的に、各委員も同じですけれども、今回の大新東ヒューマンサービスさんは非常にやる気があって、町を変えてく

れるんではないかと、そういう意気込みが感じられました。

一方、現在の共立メンテナンスさんにつきましては、どちらかというと現状維持の傾向が強かったと。そういう意味もありまして、委員の皆さんの総意で今回のような結果になったわけでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　明確なご答弁ありがとうございます。

共立メンテがどうこうとか、新しい会社がどうこうということを私は言いたいのではないんです。委託してこちらからお願いするに当たっては、やはりよりよい業者にやってもらって、なるべく前向きな運営ができてもらえるような形にしないと、せっかく委託料を払う形になるわけですよね。今回の銀の湯だけではなくて、ほかにも委託費を払って運営しているという組織は幾つもあるはずです。そこに関しては、やはり当局のほうもチェックを入れながらやっていかないと、現状維持で運営していけばいいやという考え方を業者側が持ってしまうというのもわからないではないんですよね。こんな時代ですから、なかなか厳しい中で、余り大きな冒険をするよりも現状でやっていこうという形に陥ってしまいがちなので、なるべく効果的な投資をできるような形をとっていかなければいけないので、その辺のチェックというものをしっかりしていただきたいという意味で、ちょうどこのプロポーザルの募集期間がありましたので質問内容に加えさせていただきましたので、ありがとうございました。

続いての質問に移ります。町政懇談会についての質問をさせていただきます。

１月の下旬から２月上旬にかけまして、全６会場で行われた町政懇談会がありました。私も全部６会場すべての会場を見せていただきましたけれども、どのような感想をお持ちになったでしょうか。これできれば皆さんに聞いてみたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今回の町政懇談会はたまたま２月になりました。というのは、昨年から検討してきましたけれども、いろいろな日程的なこともあったりしまして、ちょうど寒い時期に入りました。ということで、６会場で開催をさせていただいたわけですけれども、それぞれの会場でいろ

いろなご意見が出ましたけれども、これは広報でもお知らせしておりますけれども、やはり今一番の関心は防災の質問が多かったです。あとは新病院の問題であるとか、産業振興であるとか、そういった質問も観光面の質問等がありました。

会場では、私からまず町の抱える今の課題ということで６項目ほど挙げまして、それについての概要説明をあいさつの中でさせていただいて、さらにそれぞれの項目について、今度は担当課長から説明をして、そして質疑に入りました。質疑、意見、そういう状況でありましたけれども、それらについてだけでなくて、そのほかのいろいろな今の行政に対するご意見、質問等もありましたので、我々はこれを可能な限り行政に反映させてまいりたいということで冒頭申し上げまして、実際もう帰ってきてからそれぞれに検討させて、できることは実施に向けようということでやっております。そういう状況で開催をしました。

各地区を回って、直接生の声で聞く機会はなかなか今まで設けることはそう頻繁にはありませんでしたので、そういう意味ではよかったかなと。ただ、こういった懇談会というのは、やはり時期的なことであるとか、いろいろタイミングもありますので、中身までの開催状況を教訓にしながら、今後も検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

私自身も初めて町政懇談会に今回参加させていただきました。町民の皆さんからの本当に困っているようなお話とか、いろいろなご提案をいただきました。非常にうれしいなと、ありがたいと、町としましてもぜひできるものは取り組んでいきたいと痛切に感じたところでございます。今後とも、町長の答弁にもございましたけれども、皆さんからできる限りご意見をいただけるような場があればと思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　私が感じたのは、やはり時期的な問題ですね。非常に寒い時期だったんですね。あの時期はやっぱり人が集まっていただくには向かない時期かなと。会場が学校の体育館とくると、また物すごく寒いわけですね。そういうようなことで、急遽上着を私たちも着させてもらってやったりしたと、こういうような実態がございまして、極めて物理的なことですが、日程選び、時期選びというようなことが大きかったのか、参加者の数も非常に少なかったというふうに感じております。時期が一つ。

もう一つは、共立湊病院についてのめどがついていたというか、もう住民は決まっているということで安心感を持っていまして、余り賛否を問われるような重要案件はなかったものですから、寒いからよすべという人がふえたんではないかと、こんなふうに想像しています。

いずれにしても、集まってご説明するということには大きな意味がありますので、よかったのではないかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑君、総務課長以下、聞きますか。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　総務課長まで、ではお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

町長以下、副町長、教育長のおっしゃったとおりでございますが、特に私は皆さんの関心が非常に時期的なこと、３・11の１周年に近くなっていたということで、防災に対して非常に強い関心があるなということを感じました。この３・11を教訓にすると、津波というのが普通なんですが、南上地区では深層崩壊という、ダム湖とか、今全国どこに行っても、どんな災害が起きるかわからない。危機管理ということの重大さを認識しました。

ちょっと言いにくいことですけれども、自助という部分の意識が低下しているのかなということを感じました。ですから、そこの意識をもう少し高くしていくために我々があるのかなというふうに改めて認識した次第でございます。そういったことを踏まえて、24年度は防災を優先して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

私も今、答弁の中にあったように、来た人数が少なかったなというのは実際に思いました。これは当局のせいとか云々ではないとは思うんですね。町民一人一人がやはり関心を持って、行かなければいけないんだという意識を持たなければいけないんだと思います。ただ、寒い時期であったことは確かです。

ただ、問題に対して病院のことを、今、下田に移転するということで解決したということもあったんですけれども、跡地利用のこともありますよね。ジャングルパークのこともあり

ますよね。水道料金のこともあったもので、僕はもっと関心を持った人がたくさん集まってたくさんクレームが出るのではないかと思ったんですけれども、案外少ないものだなというのを感じました。それも人口の多いエリアに比例してという人数参加ではなくて、多いところが少なかったり、その点をもう少し啓蒙活動していったらいいのではないかなというふうにも思いました。

当局側から出す案件というのは、これはそのときに一番タイムリーな時事ネタを出すしかないんですけれども、呼び込む方策、これをもう少し考えるべきかなというのも感じました。ありがとうございました。

その中で、南中地区の会場で出た質問で、町民栄誉賞をどうかという質問がありました。南伊豆町出身で活躍している人に対して町民栄誉賞を贈呈して、講演会などの開催を企画してみてはどうでしょうかと。例えば、会場でも出たんですけれども、第56代の日本ライト級王者の荒川仁人選手、これ南伊豆分校の野球部の出身で、私もかかわった人なんですけれども、こういう有名人の方にぜひ南伊豆の広告塔になってもらいまして、いろいろなところで南伊豆をアピールしてもらうためにも、こちらから町民栄誉賞というような形のものを受け取ってもらったらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。当日の会場でも答弁したと思うんですけれども、もう一度町長、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

当日、私も会場でお答えをしましたけれども、今、町に制定をされております表彰条例があります。これは町の自治、それから経済、文化、社会、その他各般にわたって町の発展のために寄与していただいた方、または住民の模範と認められる行為があった方、こういった方たちに対しまして功労表彰または善行表彰というのを行っております。

そこで、町政懇談会でありました町民栄誉賞ですけれども、これも実際問題行っておるところもあるようですけれども、国民栄誉賞であるとか、例えばこれが別名、別の読み方で名誉町民ですね。まさに町の名誉であるということもあると思います。そういったことを含めて、今の現行の表彰条例、こういったものの中でそれらをある程度整理した中で、表彰条例の中に入れることができるのか。新たに別のそういった意味の条例等を制定する必要があるのか。もう少しそれを検討したいと思っていますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、答弁にありましたように、名前には私こだわっていません。町民栄誉賞でなくてもそれにかわる形の名前の賞があれば、それもっと前に出しまして、町民の人が身近に感じるような、かかわりやすいという形の行政運営をお願いしたいという意味で、そのような形をつくったらどうかなと思いました。ちょうど会場の中の質問にも出ましたので、この議会の中でも質問してみようと思って聞いてみました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。今までに行った質問についての経過報告を要求します。

私は新人議員ですので、昨年の９月の議会定例会から質問席に立たせてもらっておりますが、その質問の内容に対して、答えを出してもらったものといまだに明確な答えを出してもらっていないものがあります。今回の議会定例会の中で、この点確認させていただきたいと思います。

まず、不妊治療の補助金制度に関して、これは12月定例議会で質問させてもらったんですけれども、すぐに対応してもらいまして、24年度の予算組みの中にも入っております。早急な対応をありがとうございました。大変喜んでいる方が多いと思います。

それから、消防団員の募集に関しまして、今消防団員が大変少ない状況にある中で、何とか募集できませんかと、採りやすくしてもらえませんかということで質問したんですけれども、消防団員を抱える事業所にメリットを与えるという形での募集の効果を促したという回答をすぐにいただきました。ありがとうございます。

ただ、これに関しては、結果がこの４月以降何人ふえたかということによると思いますので、もしこれの効果がなければ別の形でまた募集をかけなければいけないと思うんです。

今、下賀茂区のほうでは独自に回覧板の中に団員募集という形を出しております。人数が少ないというのはわかるんですけれども、この地に住んでいながらして消防団をやらなくてもいいんだというような認識が植えついてしまうというのは、やっぱりまずいのではないかなと。先ほど松本課長も言いましたけれども、自主防災で、自分で自分の身は守るという形の中でいきますと、やはり消防団の中に入りまして地域のために活動する人たちがふえてもらわないと、これは困ると私は思うわけです。ですから、この点に関しては再度人数がふえなかった場合には、また募集をかけてもらうシステムをつくっていただきたいなと思っております。

それから、地熱の研究調査です。これは12月議会で私は質問させてもらいました。現在進行中でして、先月25日にも報告会に出てまいりました。思うような結果が出るかどうかはま

だわからないということですけれども、着々と進んでおります。

それから、９月議会定例会の中で質問させてもらった近隣市町と連携した地域力向上のための事業についてと、これに関しましてはナイトウオーキング、それからナイトランなど町外の人も参加できるイベントの開催ということで、にぎやかさが増してきているのではないかなと、効果が大分出てきているのではないのではないかなという感触があります。

今、４点質問して、それにきちっと答えてもらった案件なんですけれども。これに対しましてそれぞれコメントをちょっといただきたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

不妊治療の関係でございますけれども、不妊治療の助成制度は少子化対策の推進と福祉の増進に寄与することを目的に、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成する制度でございます。現在、静岡県では特定不妊治療と申しまして、体外受精及びその体外受精の一種であります顕微受精に対する助成を実施しておりますが、県の制度とは別に単独の助成制度を実施する自治体が増加傾向にございます。

本町におきましても、平成24年度から特定不妊治療に対する県の費用助成の差額について、町単独で助成する当初予算に計上させていただきましたので、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

消防団の確保につきましては、昨年、消防団を抱える事業所の表示制度の要綱をつくらせていただきました。事業所の協力によりまして、消防団が活動しやすくなるという環境を進めていくつもりでございます。

それから、ことしの４月からでございますが、県税の事業所税10万円の減免という制度が出てきますので、そこら辺が実際に適用になれば、事業所もより確保しやすくなるのかなと思います。今後も３・11を受けて消防団の存在意義というのが非常に増しています。そういったことを含めまして団員確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

地熱の現況調査についての件でございます。

議員ご承知のとおりだと思いますが、温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究のうちの加納地区におきますボーリング調査につきましては、本年の１月11日に掘削が開始されまして、その間周辺原泉への影響もなく、２月下旬に掘削深度、およそですけれども700メートルほどで終了いたしまして、３月上旬には資機材を撤収することになりました。工事期間中は独立行政法人産業技術総合研究所等の事業者によりまして、毎週土曜日に加納の生活振興センターにおきまして工事の進捗状況の報告が行われまして、住民の皆様の理解に努めてまいったところであります。

それで、先ほどの議員のお話のとおり、２月25日の報告会では各種データの提示はありましたけれども、その地域全体の温泉湧出メカニズムというものの解明のためには、来年度の事業として噴出試験の実施というものが必要でありますので、もう少し時間がかかるなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　広域連携事業でございますけれども、平成22年度は観光圏事業といたしまして、伊豆まるごと周遊ツアー事業、地域にぎわい創出事業、季節の花めぐり周遊事業、移動快適化促進事業等々を実施しましてご報告申し上げたところでございますけれども、23年度におきましても夜のまちにぎわい創出化事業、伊豆まるごと周遊ツアー事業等々を伊豆観光圏の構成市町で実施しております。これもまた実績が出ましたらご報告したいと思います。

それから、それに加えまして伊豆東海岸国際観光モデル地区推進協議会、これは構成市町で台湾の国際旅行博の出展事業というのも実施いたしました。それと、市町海外セールス事業としましては、南伊豆町と熱海市を中心としまして、やはり市町海外セールス事業という形で台湾のモウ・リーチャン氏を招聘しまして宣伝に努めたという事業を展開しております。

23年度事業につきましても、また実績が出ましたらご報告申し上げます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今の４点に関しましては、質問した内容に対して明確に答えを出していただき、ありがと

うございます。

逆に私が気になっておるのは、地元のケーブルテレビの全町配信、それから私が前から言っております町内各地の祭典保存のためのサミット開催、これについての答えがまだ出てきていません。できないものならできないと言ってほしいんですけれども、進められるならどういう形で進めていくという答弁を町長からもらいたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　地元ケーブルテレビの全町配信の件でございますけれども、ご承知のとおり本町のテレビ共聴施設というものは、各地域の事情によりまして視聴の形態が異なっておりまして、そういった中で行政として施設や視聴料等をお取りすることは非常に難しいというふうに考えております。特にＮＨＫの共聴施設というものにつきましては、これは難視地区ということで、国の補助金によりましてＮＨＫが設置したものでありました。

ご提案の地元ケーブルテレビというのは、あくまでも民間企業が整備運営しているものでありますので、地元ケーブルテレビ会社による自主放送というものをＮＨＫの共聴施設によって配信放送するということは、制度上困難であるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　祭りに関しては。

○企画調整課長（谷　半時君）　すみません、それから町内の祭りサミットのご提案でございます。

そのご提案につきましては、神事にかかわることということでもって、非常に行政としては難しい側面というものがありますけれども、そのサミットというものを、議員がおっしゃられたようにサミットを地域振興策というふうにとらえ、あるいは地元のネットワークづくり、あるいは観光に生かすという考え方というものにつきましては、理解をしているつもりであります。

現在、教育委員会とか産業観光課など、関係課で行政としてどういったかかわり方あるいは支援ができるかというものにつきまして、まさに検討しているところであります。その検討した中で、現時点なんですけれども、町内にはＮＰＯを初めとしてさまざまなボランティア団体であるとか、それから任意の団体というものが地域の課題解決に向けて自主的に組織化し、そして活動しているという現状がありますので、行政としましては実質的な組織活動に対するいわゆる後方支援というものができるのであれば、そちらのほうが有効かつ適当な

のかなというふうに考えております。ということであれば、会場提供でありますとか、それから財政支援とかといったものがしやすいのかなというふうに、今の時点では考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございました。

私は、質問したまま終わるというのがやはりおかしいと思いますので、質問したことに対して答えを出してもらったことに関しては、素直に感謝したいと思います。それから、答えが出ないものに関しては、やはりどこまでも追いかけていきたいと思います。

時間になりましたので、私これで質問を終わりますけれども、先ほど言ったオープン町長室の件なんですけれども、ぜひとも議会のほうでもオープン議長室とか、オープン議会室とかいう形をとりまして、開かれた議会というものを目指していけたらどうかと提案します。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　これにて加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（梅本和熙君）　６番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

同僚議員がいろいろ質問しているものと重複する部分がございます。それについてもまた

申しわけないですけれども、答弁をいただきたいというふうに思います。

それで、私は１番目に地震防災計画への取り組み、そして２番目、３番目と順序を振ってありますけれども、ちょっと２番と３番を入れかえさせていただきたいと思います。２番目に共立湊病院関係の現状、そして３番目に町有財産の有効活用ということで質問させていただきたいと思います。

この３月の定例会というのは各自治体の該当年度の方向性を定める当初予算案の審議など非常に重要な意味合いを持った議会であると位置づけております。平成24年度近隣の市町の当初予算が新聞紙上に掲載されておりますが、昨年の３月11日の発生の東日本大震災を教訓に、防災関係の対応が大きく取り上げられております。本町の予算にも、町長が申し上げるように防災関係の予算を計上してあるということでございます。

東日本大震災から本日でちょうど360日ですか、この間、テレビだとか新聞等マスコミ関係では非常に復旧の状況、それから被災された方たちの現状などを報道されない日はほとんどないといっていいぐらい毎日報道がされております。この中で３月11日の状況が一昨日ですか、ＮＨＫでも映像全記録というのかな、それで３月11日のあの日を忘れないというので、放映されました。

そういう中で、私たちも昨年11月に議会として陸前高田市のほうへボランティア活動に行ってきました。そして、被災地のすさまじい現状、こういうものを本当に目の前にして、昭和49年の南伊豆町が震災に遭った伊豆半島沖地震、これの中木地区のあの被害のあった、そういうことを非常に思い出したりし、明日が我が身かなというふうに、そういうふうに感じたりもしたところでございます。ですから、そういう意味からして地震防災計画への取り組みということでお伺いしたいというふうに思っております。

それで、近隣市町との連携がどういうふうになるのかということでお伺いします。

昨年の12月の国の防災基本計画の修正素案が提示された中では、各自治体は地域防災計画を見直す、それ以後見直す動きが非常に活発化している反面、津波の高さの想定だとか、それからそういう専門知識を必要とする部分等での作業は非常に困難をきわめているのではないかなというふうに感じております。でも、災害の現場は国ではなくてここで言えば南伊豆町、本町です。

そういう中で、東海、東南海、それから南海、この３連動地震が来る、それに加えて最近では神奈川県の西部地震の発生が予想されている、この重大なこういう中で、伊豆半島沖地震の、先ほども申し上げましたがとうとい人命を失ったという経験を持っている本町として

は、早急に防災対策、これらに取り組まなければならないというふうに感じております。ですけれども、そこで完璧な防災対策を講じる前に、巧遅拙速というんですか、余りじっくり効果が出るまで考えをまとめるではなくて、とにかく気がついたことからどんどん進めるという、これも一つの防災に関しては手法だというふうに私は考えております。

そういう中で、早急に町として対応しなければならない問題、これは先ほど来同僚からも質問がありましたけれども、私が考えるに湊地区の防災、これについては早急に対策を講じる必要があると思います。というのは、私が言うまでもなく青野川の河口近くの湊地区、ここはほとんど高台もありません。それで、あの辺は観光客も常にいるところ、こういう場所こそいつ起こるかわからない地震には早急に対応するということでやってもらうことが一番いいのではないかというふうに思っております。

そして、そのために、今年度の予算に避難タワーの建設を予定して、地質調査だとか、調査をやるんだということで計上してございますが、その避難タワーの建設の準備はそれでいいんですけれども、早急にやるという、これ今日の新聞にも載っていましたけれども、御前崎が避難タワーを12月に着工して、そして12メートルの避難タワーが完成したと。そして、50平米ぐらいで100人ぐらいの避難者がそこで避難することができるというような、もう御前崎は即そういう対応をしました。我が町も、弓ヶ浜はすぐ海岸に近い、ましてや海抜数メートルという地点で、あそこの先ほど申し上げました青野川の河口のほうの住民の方でもお年寄りの方、そして観光客、その方たちの避難に対しては本当に町も気を使わなければいけない部分ではないかなと思うものですから、その辺を考えた中で、調査は調査としてですけれども、その後調査の結果が出たらすぐにでも着工していただきたい、避難タワーについて。そういうふうに私は思っていますから、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。町長。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この災害対策というのは、まさに喫緊の課題だというふうに私は認識しております。したがって、今、議員が言われるように我々としてはもう早急にできることからまず取り組んでいくというのが大原則であります。新年度予算に盛ってはありますけれども、もう既にそういった面ででも準備に取りかかっているものも一部あります。

そういう中で、まず弓ヶ浜の避難タワーですけれども、これはこの議会に上程させていただいて、委員会で審議していただくわけですけれども、調査費用を計上いたしました。とい

うことは、もう避難タワーを設置するという前提で取り組んでおります。あと、地元の協力として、敷地であるとか、それから場所、そのほかのことについては、今もうこれは区長と、あるいはそのほかの皆さんと協議に入っております。そういうことで、年度が変わりましたらすぐに予算執行して、なるべく早く、これはできれば補正対応で取り組んでいきたいという考えでおります。

それと、あと災害の関係では、やはり近隣の市町との連携というところが、これは欠かせないわけでして、現在結んでおりますのは災害対策基本法第67条の規定の趣旨に基づきまして、県東部の地域９市９町で東部地域の災害時の総合援助に関する協定、これを締結しております。また、これとは別に富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議で、構成市町村の災害時相互応援に関する協定、これを静岡県と神奈川県、それから山梨県の38市町村で締結をしております。そして、さらに近隣では姉妹都市提携しております、これは近隣ではありませんけれども、姉妹都市提携しております長野県の塩尻市、これは災害の相互応援協定、災害時の相互応援協定であります。

そして、伊豆地域の場合には、災害発生時には近隣市町とも同様に大きな被害を受けることが想定されますために、まず町内の34区における災害発生時の相互応援システムを、これは検討して早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、町長のほうからすぐ地質調査等の結果が出たら対応したいということですから、ぜひこれは観光立町でもある南伊豆町、観光の皆さんにも安全ですよということも一つの皆さんにおいでいただく手法だと思いますので、ぜひこれは私どもも議会でそのときは大賛成というか、賛成しますので、実行していただきたいと思います。

それで、近隣市町との連携ということで、町長からいろいろご説明がありました。確かに今言われたように、近隣とのいろいろな協定も結ばれているということで、非常によろしいではないかなというふうには思うんですけれども、私が言う近隣というのは、要するに下田市とか松崎、強いて言えば１市５町、この地域は南伊豆とほとんど条件的にはいろいろな意味で、防災に関しては同じ部分があると思うんですよ。それで、各市町がそれぞれについていろいろな状況もある、それを踏まえながら防災計画を立てることも必要ですけれども、例えば孤立集落が発生するようなことが想定される地区、これはどこの地区にもあると思いま

す。そういう場合の災害対策の手法だとか、それから液状化だとか、いろいろ共通する部分があると思うんですけれども、そこらについて各単体で知恵を出し合うよりは、下田市あるいは松崎の防災担当の方といろいろなコミュニケーションを図りながら、その一つ一つを同じ課題を持っているものを解決していく、そういうことをやっていったらどうだろうかということでございますが、総務課長、どうですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

現在、相互応援とか相互協力ということにつきましては、例えば賀茂郡ですと賀茂危機管理局を中心に下田市を含む賀茂郡の市町の防災担当課長会議等で、相互応援協定ではないんですが、当然のごとく、何かあれば、自分の町が無事であれば応援に行くという体制はとっております。

それから、消防団でございますが、消防団も当然、大規模災害等には相互の応援に行くということは、もう既にやっております。消防署につきましては、東、下田、西と３つあるわけでございますが、これが現在、東部の広域化の中でそれぞれの連携をしていこうということでございますので、そういったことも含めて、より今度の見直し等につきましては、もう少し明文化してくるのかなとは思いますが、そういった意味を含めてできることはやっているというところでございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　その中で、総務課長、私が先ほども申し上げましたけれども、津波の想定だとかそういうものは、本当に我々知識がほとんどないわけですよ。そういうものに対しては、学識経験者とかある程度知識を持った方のアドバイスも受けることも、これは必要としなければならないと思うんです。それに、ただ、南伊豆だけがどこかの専門の方を呼ぶではなくて、１市５町でそういう方を呼んで、そして例えば松崎町、南伊豆町のこういう状況をあれしながら、津波の想定だとかそういうものをやっていただきたいということ、これもう一つ方法だと思います。

それと、津波の想定は非常に難しいということ、これはもうこの間も報道されましたけれども、今回の津波の状況だと半島の裏だろうが何だろうが、至るところいろいろな部分あれで、ここはもう大丈夫だろうというような想定をしていたところに非常に大きい津波が来ただとか、いろいろなことがあります。

ですから、総務課長、先ほどの同僚の答弁にも国のほうの状況、それから県の状況、これを見ながら津波の想定とかハザードマップだとか、そういうものをつくりたいようなことを言っていますけれども、これがすぐできるものなら別ですけれども、今の段階ではとにかくさっき言った一日も早く対応するという意味からも、ぜひ町独自でも、先ほど言った１市５町の方とのすり合わせというか、そういう面でもやりながら、ある程度独自の津波の想定というか、そういう危険性をはらんでいるということをある程度認識しながら進んでもらわなければ、それが来るのをいつまでも待っていると、地震は待ってくれないというのは、これはありますから、ぜひそういう考えがあるかどうか、ちょっと総務課長、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　県内の沼津ですとか吉田町ですとか、独自の想定を打ち出している市町もあります。ただ、それはあくまでも県の、国の想定が出るまでの暫定数値であるということでございます。暫定は暫定でいいんですが、そういった数字がひとり歩きというか、混乱を逆に招く場合も考えられるということで、私も最近、現在の津波想定から1.5から２倍ぐらい来るのではないでしょうかということを、公式な場で時々ぽっぽっと言いつつあるんですが、はっきり申し上げて自信はありません。ただ、高くなるだろうということは想定できます。ですので、非常に混乱を招きたくないということがまず１点。

それで、私がこの１年間、自助、自助、自助とばかの一つ覚えみたいに言ってきたのはまさにそこでございます。想定は想定でいいんですけれども、やはり逃げるという行為がなければ、想定を独自にしても何ら意味がないということであるということとか、例えば先ほどの加畑議員の答弁ではないんですけれども、目の前の山とか畑とか高台に逃げるとかと、そういった行動に即移せるような心構えとか啓蒙とかいうのもやはり必要かなということで、今のところは独自の想定というのは避けたいなというふうに思っています。

それから、さきの専門家の招聘をして合同でということでございましたが、例えば昨年沼津で開かれた静大の講演会のようなことがあった中で、静大の教授とちょっと話したんですが、ぜひ下田へ来てくれと、我々が南伊豆から、下田から100人、200人沼津に来るのは大変なんだけれども、先生方が下田へ来るんだったら２人か３人で済むでしょうと。我々は300人、400人聞けるんですよという話もちょっとさせていただきました。そういったことも、危機管理局等の会合があると思いますので、そういった席でまた提案していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　総務課長の言われる想定区域を決めると、いろいろなあれがあるということも十分わかります。いずれにしても、早期に対応できるような形をとっていただきたいと。

それで、今言われたように湊地区みたいに裏山に高いところがあるわけではないし、そういうところでこの前９月でしたか、12月でしたか、質問を私がしたとき、弓ヶ浜地区でも避難ビル、協定か何か結んでいるのは休暇村と何かありましたね。それで、そこへ仮に有事のとき避難した。そして、そこの避難所に食料だとか備蓄、それはもう置いてありますか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　申しわけありません。飲料水ですとか非常食とかはまだ配備しておりません。今後は配備を考えていきます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。ではぜひそういう形で進んでいただきたいというふうに思います。

次に、同じ防災関係でも学校教育における地震防災計画ということで、教育長並びに担当課長にお伺いしたいと思います。

防災教育を語る中で必ず取り上げられるのが、教育長もご存じでしょうけれども、釜石の奇跡というのがございます。これは群馬大学の大学院の片田教授が児童生徒の津波防災教育に８年間釜石で指導したと。その結果、釜石市の小学生1,927人、そして中学生が999人、その中で学校管理下になかった児童生徒５名を除いた、５名はとうとい命を亡くしたんですけれども、あとの生徒はみんな無事だったという、全員無事だったという、こういう事実がございます。

それで、この片田教授は避難３原則というので、かけて教育したみたいです。というのは、第１に想定にとらわれるなと。これは先ほどから話があるハザードマップ、このハザードマップを信じるなと。次に来る波はどんな波が来るかわからないから、いずれにしても信じるなと。そして、第２には最善を尽くせ。そして、ここまで来れば津波は大丈夫だろうということではなくて、自分でできる限りの最善を尽くして、高いところ、遠いところ、そういうところへ逃げろということだそうです。それから、第３に率先避難者になれと。自分が一番

先に逃げるんだと、だれより先に自分は避難するんだという、そういう教育をしたということが言われております。

そしてこれは、要するに津波、総務課長も前にも地区懇でも言っていましたけれども、津波てんでんこの本質、これを説いたということでございます。津波てんでんこはご存じでしょうけれども、みずからの命に責任を持つことと、そして家族との信頼を築くことで、家族を心配して助けようと考えるのは当然の行動であるが、それが被害を大きくし、一家全滅という苦渋に満ちた過去を経験した先人の言葉だというふうに説明して、そういう教育をしたということで、非常にこの片田教授は、教えを守った子供たちが、中学生が小学生を連れて避難したり、またグループホームのお年寄りを助けたりとか、そういう自助、共助、今騒がれております自助、共助、これを本当に実践したということで、これはもう全国的にも有名になっております。

それで、日常の防災教育と訓練が功を奏してとうとい人命が救われた事実でありますけれども、この地震の規模、形態はいずれにしてもいろいろ異なりますが、先ほども私が１申し上げたように、昭和49年の５月９日、８時33分ですか、伊豆半島沖地震、そして中木で二十数名のとうとい命を失ったという、これを経験したというのは、町長を初め私、あとそんなに職員の皆さんの中でもいないのではないかなと思うんですけれども、課長さん、町内で、そうですか、失礼。あれから三十七、八年かな。

こういうことがあった中で、今も５月９日には確かに中木で慰霊祭と称して、中木地区の皆さん、それからもちろん町当局から町長初め、議員の皆さんも行かれて追悼の式典をやっております。しかし、これはもうほとんど、私が感じるには風化に近いような状態であります。ですから、こういうこと、これがあったからこれも申し上げるわけですけれども、ぜひ南伊豆町の教育の中でその当時の資料があるかどうか、私も確認はしてございませんけれども、子供たちにこういう事実もあったんだということもあわせながら、防災教育に役立てるというか、防災教育に当たっていただきたいというふうに私は思っております。いろいろ防災教育の仕方は多々あるでしょうけれども、教育長は教育長なりの防災教育の考えもございます。ですけれども、その辺の教育長のお考えになっている防災教育をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、これも９月の定例会だったか、ちょっと忘れたんですけれども、認定こども園がこの間完成しましたが、認定こども園の子供たちを避難させるのに保育士さん、あるいは教諭の皆さんでは非常に困難であるから、地域の皆さん、それからあそこに昼であれ

ば下田高校南伊豆分校の生徒さんがおります。その方たちと協定というか話を進めて、そしてそういう防災教育というか避難訓練等のそういう面でもしていただきたいということでしたしたが、その辺についてもどういうふうに、打ち合わせか何かされたのか。県の教育委員会ともされなければならない部分もあるでしょうけれども、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　先ほど釜石の奇跡といいますか、片田教授の３原則という、これがために釜石の子供たち５人を残してはみんな助かったと、これはまさに奇跡的な出来事だと思います。その一方で、対極でいつも比較して出されるのが大川小学校ですね。これは同じ地震で児童数74名、教職員10名が死亡または行方不明と、こういうような結果を残してしまったということです。大川小学校の例について見てみますと、学校が作成した危機管理マニュアル、これがございましたが、高台や空き地へ避難と記載されただけということでございました。具体的な場所、地名がなかったと、これが大惨事になった原因ではないかと報道されていました。したがって、まずいほうも一つの参考になるわけですよね。

そういうことで、我々が考えていなかったのは、津波というものを想定していなかったというか、南伊豆町の学校も余り考えてはいなかったということでございます。地震、いわゆる山崩れとかそういうことは想定していたんだけれども、津波のことは想定していなかった。ですから、これから地震防災応急計画というものを必ず４月には学校が出してきます。３月中に練って、これを出してくると、こういうことでございますが、これは場所との絡みがございますね。具体的に申し上げれば、明らかに津波が危ないのは南伊豆東小学校でございます。ですから、ここは念入りに津波対策を書くようにと。そして、それを実際に訓練の中で生かしていくというようなことを、もう既に指示してあります。

そして、ほかの学校についても、おれらのところは遠いから大丈夫というのではなくて、どういうことが想定されるか、その中でどのような避難をしたらいいか、まさにこれも自助ということが大事であろうというふうに私も考えております。

一回グランドへ集まって落ちついてやれるような訓練で間に合うのか否かと。川べりに近いところはちょっと危ないのではないかと当然想像しますので、その次には、東小についてちょっと危険が感じられるのは、認定こども園ですね。これは前にも申し上げましたが、近くの山、すぐ近くの山ですが、そこに避難させてもらいたいということで、お宅へ申し入れてあります。これはもう当然、そのような行動になると思いますが、６月ぐらいにはもう訓

練をやると。訓練を何回もやらないと、小さい子の場合は緊急のとき動きがとれませんので、何度もやらざるを得ないと、こういうふうに考えております。

それから、あとの学校については幸い、南伊豆町は水の心配、津波の心配からは遠いというふうに判断しております。いずれも、その次が南中小学校ぐらいですが、これはもう２階まで上れば15メートルからありますから、もっとありますね、恐らく。これはまず大丈夫と。中流域ですからあり得ないだろうと、そういうふうに考えております。

いずれにしても、これは県のマップが出たり、あるいは町としてのマップが出ると。これを踏まえて、再度検討していくということが必要であろうというふうに考えております。

これという抜本的な対策が今、私は申し上げることができませんけれども、今議員が申されたことそのものというふうに私は考えております。そういうことで、各学校にこれから予想される東海地震等の襲来に対してどのように取り組みができるか、きちんとその辺の考え方を整理して、地震、津波に対する危機意識の高揚に努めていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　教育長のお話を聞いて安心したんですけれども、もう一点、教育長、私が申し上げた下田高校、南伊豆分校と今言った認定こども園の、その辺をこれからどういうふうに考えているのか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　忘れてしまいました、申しわけありません。

南伊豆分校は、現在の分校の副校長ですか、当然話はもうしていますけれども、まだ本校の校長とはしておりません。防災に関する協定を結ぶかどうかというようなことがこれからあると思いますが、こちらの願望としては、分校の生徒、これは元気のいい生徒ですからね。何とか助けてもらえないだろうか、非常のとき。山へ登るまでは、実は私はないと本当は思っています。山の位置は25メートル以上ですから、そこまで行かなくても分校で間に合うのではないかと実は考えております、本音は。ただ、それはこれからの発表を見て決めなければなりませんので、より高いところへ行って考えていくにこしたことはないということで申し上げていることでして、南伊豆分校の位置でも十五、六メートルあります。３階ですね。そうしますと、まず中流域ですから、基本的にはあり得ないというふうに考えます。あそこに水が来ることは。したがって、南伊豆分校へと避難するということも実際に試験的にやっ

てみたいと思います。

どちらが動きがいいかとか、あるいは生徒さんがどのように関与してもらえるかとか、そういうようなことをこれから打ち合わせますが、基本的には県のほうは、まず自分の建物の生徒の管理が絶対先であると、こういう県教委の考え方のようですね。したがって、まず自分たちの身が助かるということを考えなさい、それから次の話ですよと、応援は。ということが基本的な考え方みたいです。

ですから、いずれにしてもまだ話し合ってみたい、県の方針も変わるかもしれませんしね。そういうことで、これから話し合いを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ぜひ県のほうと協議して、いい方向が開けるようにお願いしたいと思います。

続きまして、建設関連事業者との災害協定ということでお伺いいたします。

災害発生後の建設関連事業者の協力、この重要性というのは本当に被災された地域でも言っておりますし、何回も言うようなんですけれども、49年の伊豆半島沖地震、このときも、主要地方道下田石廊松崎線の落石と、それからクラックが入ってすぐ車が通れない状態でいたんですけれども、それをあの当時、今の伊豆下田カントリークラブのゴルフ場の造成中で、大手の建設業者がちょうど施工中だったものですから、そこの大型重機にすぐ入っていただき、それで中木までの道路を車が入って、救難活動というんですか、それの救援活動にすごく効果が出たという、そういうこともあります。

そういう状況の中で、今、建設業協会も、これは今の時代を反映するというのか、非常に景気が厳しい中で仕事の量の減少、それから競争原理とはいっても低価格での落札、そういうものが大きく響いていると私は考えているんですけれども、そういう関係で公共事業も減っている。そういう関係で経営難から事業から脱退というか、言い方は悪いんですけれども、倒産だとか、それから仕事もしまうという、そういう状況がございます。我が町にもそういう傾向が見られております。

その中で、協定を結んではいるんですけれども、実際その協定が紙だけではなくて、今度経営が非常に厳しいから、当然重機を自分で確保して持っているという、そういう業者の方がどれだけいるのかちょっとわからないんですけれども、そこらの把握を、前もこれはだれ

かが質問されたと思うんですけれども、把握しているのかということと、災害協定について、ただ協定を結んでいるということではなくて、年に１回でも何かそういう協定をしている業者の方と災害に対しての打ち合わせというか、そういうあれをやっていられるのか、その辺を１点お聞きしたいと思います。

そして、町も業者に対する育成、保護、こういうものも当然責任はあるんですけれども、そこらを、これは町長のほうかな、発注の状況だとか、そういうものもございましょうけれども、事業も今非常に少ない中ですから大変ですけれども、今後どういうふうに考えているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。建設課長と町長に、どちらでも結構です。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　お答えします。

町のほうでは災害対策基本法、また南伊豆町の地域防災計画に基づきまして、指名参加願いの出ている土木業者と個々に平成19年度に災害時における応急対策業務に関する協定書を結んでおります。

そうした中で、今、議員がおっしゃられましたように、いざ災害等が発生したときに、地元のそういう業者の方たちが持っている重機等々がかなり役に立つと。実例として伊豆半島沖地震のときの例もあります。

平成14年、一番ピーク時なんですけれども、そのときには16の業者がありました。それで、事業者からの報告の数値ですけれども、正規の従業員の数が177名等あったということであります。それが今現在、昨年の12月での調査でいきますと10の業者で正規の職員、登録されているというか報告のあった従業員について102名というような数値を受けております。重機、バックホーだとかいうような重機につきましても、町内の業者が保有している重機につきましては、バックホーが31台、ダンプトラックが35台、タイヤショベルは３台というような形で、14年当時とはかなり減ってきているというような状況であります。

それと、これは地震等、あってはならないんですけれども、近々あるというようなことでありますので、その発災のときにはそういう方たちに他県、町外からなかなか入ってこられないと、応援部隊がですね。というようなときに活躍していただくという形であるんですけれども、これらの重機等についても、発災時にどこにあったかということ。もしくは海岸沿いにあれば、もう使いものにならないというようなこともありますので、最高の数字は先ほど言った台数があるんですけれども、それらがすべて機能できるかという問題もありますが、それらを活用し、ライフラインの確保をすべく活動はしていただきたい。

それと定期的な打ち合わせでございます。この10の業者の方たちに集まっていただいて、一堂にということはいたしておりません。ただ、地震等でなく大雨であるとか、自然の異常気象のときによる土砂崩れまたは河川の決壊等においても、この協定の中でパトロールであるだとか応急処置をしていただくような内容になっておりますので、そういうときにまた情報連絡等々行いながらやっていきたいと思っております。

それと、あと業者の育成云々について、町長のほうの考え方もありますが、言いましたように仕事があれば業者も存続するということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

過去の我々の経験から、風水害あるいは地震等で、こういった発災時のいわゆる業者の依存度が高いということは、我々も今まで経験しておりますので、これはわかります。わかるし、我々としては業者に対してはそういう思いで今おります。

そこで、この締結に基づく、いろいろ今課長からも答弁がありましたけれども、定期的な打ち合わせだけでなくて、やはり常に業者の方たちとそういった面での発災時の、こういった協定を結んではいてもどうなのかということを、最低でも年１回か２回ぐらいはそういう打ち合わせ会議を持って、やっぱり緊密な連携を図ることが大事ではないかと思います、常日ごろ。そういうことですので、これは特に今回のこの東日本大震災を我々は教訓として、いざ発災となると、どうしても頼みとするのは、これはそういった業者の皆さんの重機等でありますので、そういうことに思いをいたしますと、どうしても常日ごろからそういう、業者の方たちの育成という言葉もありましたけれども、そういう思いを持って我々はしていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ぜひ町長言われたように、業者の育成だとかそういう面からも、地震があると困るんですけれども、そういう対応もございます。いろいろな面でやっていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、次にいきます。

次は、先ほど申し上げましたように、共立湊病院関係の現状ということで、若干お伺いい

たします。

昨年12月の定例会では、上半期の赤字が大体１億9,000万円であるとのことでしたが、今回２月27日の組合議会２月定例会では、昨年４月からことし４月までの赤字は３億4,000万円になる予定であると報道されました。これを見られた町民の方もそうでしょうけれども、３億4,000万円の赤字をすんなり決めて、管理者初め各市町の首長さん、議員さん、みんな懐が広いんだなというふうに感じたのではないかなと思います。町民の皆様にすれば、莫大な赤字の、その原因だとかその補てん、これについてはぜひ聞きたい部分があると思います。新病院が、その開院後も同様の状況が続くということになるのではないかと心配する声も聞いております。しかし、今回の27日ですと、その協定、５月１日以降は赤字の補てんはありませんよということですが、それは本当に皆さんほっとした部分ではないかなということでありますが、この今言った赤字の原因、それについてもう一度町長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この赤字の原因というのは、結局は大きいのはやはり医業収益の減ということであります。これは、あの病院が前の指定管理者である協会から今のＳＭＡにバトンタッチされて、１年にやがてなるわけですけれども、その間いろいろな動きがありました。そして、今までの、下田病院で慢性期を扱っていた療養型が、急性期を扱うようになったと。そういうこと。それから、患者の協会で下田に移るについて、いろいろ患者を紹介状等で、他の診療所あるいはそういった施設へと紹介したということもあるようであります。報告を受けております。

そういったいろいろな原因があって、たまたまあそこで指定管理者がかわるということで、我々はこの時点を、何とか空白を生じては困るということで、空白を生じさせないようにということで手を尽くした結果、今のＳＭＡが前倒しをして、そして今の23年度を継続して新しい病院へと指定管理者としてやっていただくことになったわけですので、そういう中での赤字の補てんということが出てきたわけです。これについては、事情が事情だということで、これは我々の首長会議あるいは病院議会でも説明して了解を得て、合意の上で23年度については、今の病院については赤字補てんをしましょうということになっております。

ただ、今、議員が言われるように、これが相当額になってきました。しかし、これはまだ閉めてみないとわからないですけれども、果たして幾らで決算がとられるのか、収支が打た

れるのかわかりませんけれども、今のところは先ほど言われたような数字が一応予定されておりますけれども、我々としてはこれがなるべく低くなることを願っているわけですけれども、当初は9,000万の予算を計上して、あとは補正を先日認めていただきました。

そういうことで、今後の推移を見守っていきたいと思いますけれども、念のためですけれども、今回のこの損失補てんについては、市町からの繰り入れは一切ございません。それと、きのうも申し上げましたけれども、新病院については赤字補てんを行わないということになっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　その今言った、最終的には３億4,000万にならないこともあるでしょうけれども、一応今の見込みでは大体３億4,000万だということなんですけれども、この市町からの負担はないと、これはもう前からも言っておりましたけれども、その原資として、この３億4,000万の原資、これは前の説明でもわかっているんですけれども、内部留保金か何かということですね。

それで、今のそのＳＭＡになった去年の４月でしたっけか、ＳＭＡになったのは。その地域医療振興協会がやりませんよということで引いたとき、そのときの留保金は実際幾らあって、それで現在どのくらいその留保金が、この３億4,000万を仮に払ったら、あと残るのか、その辺町長、わかりますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この具体的な数字は、ちょっと後ほど調べて報告しますけれども、その辺は多分留保資金を若干、数億を残して払えるということの中でのこういった説明をして、議会でも了解を得ておりますので、数字については後ほどまた、ここで間違った数字を申し上げるとあれですので、報告します。そういうことでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　では、後ほどその数字的なものを教えていただきたいと思います。

といいますのは、確かに内部留保金は資本的支出に資本的収入が足りない場合は内部留保

金を使うという、そういうあれはもう当然ですけれども、これが今のやり方でいってどんどん、あれもだ、これもだ、そして職員寮、あれには別にこの内部留保金は行っていませんよね。こういう内部留保金がどんどん出ていく、これで今賄っていればいいんですけれども、内部留保金がこれに使わない場合は、各１市５町のは戻るのかどうか知らないけれども、これがどんどんなくなるということに対しては、やっぱり最終的には各市町で負担するということになるものですから、そういうことにならないように、ぜひそれはお願いしたいんですけれども、その辺が心配するものですから、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長、いいですか。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今、議員に言われた内部留保資金がなくなるという、こういうことは今後は、先ほど申し上げた、我々は赤字補てんはしませんので、そういう面では今後はもうそれはありませんので、内部留保資金は、今回の赤字補てんが終われば、特別なことがなければ残りは残っていくと私は考えでいます。あと特別な事情が発生した場合は別です、これは。そういうことです。どんどんなくなるということは、今のところ考えられません。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それで町長、この下田メディカルセンターの案内に、病床は当然154床になっているわけですよ。実際、この間の27日の議会では105床でスタートするんだということは、これありましたけれども、その理由として、ここに新聞もあるんですけれども、入院患者リスクの軽減や病院経営の面などから105床でスタートする計画を示したと。この原因はどういう意味かちょっと私はわからないもので、もう少し説明していただきたいんですけれども、これが本当の理由であって、スタッフが今どのくらい、これ130人体制で、予定ですけれども、130名常勤、非常勤、スタッフ130名でスタートするんだということで出ていますよね。だから、それが、130名が今のところ確保できないと、だからこの105床で始めるのか、この辺の理由、それと、今言った理由がどんな意味か、私理解できないもので教えてください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、今回下田へ移転することについて、今入院しておる患者がおられますけれども、こ

の患者を約20名程度まで退院させたりして絞り込む予定でおるようです。というのは、やっぱりこの患者を移送するとなると医療事故ですね、こういったことも心配されるということもありまして、最小限というかそういった面での入院患者をある程度減らしていくということで今取り組んでおるようです。というのは、ほかの病院なんかもそうですけれども、そういった病院移転の際にはなるべくそういうリスクというか事故を減らすためにそういうことをするということの、これは慣例という言葉を使っているようですけれども、あるようです。

それと、154床、感染症４床を含めて154床ですけれども、これは今回の病院のベッド数でありますが、それを104床というのは、当初は今言ったようなこともあって埋まっていかないわけですね、ベッドが。ですから、その２病棟で当初はスタートすると、当面。そして、それが何カ月かかるかわかりませんけれども、徐々に埋めていって、そして最終的にはこれが年内、来年になるのか、154床までいきたいということではないかと思います。

ですから、当初は２病棟100床ということでスタートするというふうな、やはりこれは病院経営の上でのいろいろな専門的なお考えがあるようでして、我々はやっぱりＳＭＡにそういった面を任せて病院経営を指定管理者としてお願いしておりますので、専門的な考え方のもとにそういう病院経営を予定しているということのようですので、当面は104床ということのようであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　まだお聞きしたいこともありますけれども、これでこの質問は終わらせていただきます。

あともう一つ、町長、跡地の利用、この件については、ご存じでしょうけれども、我々町議会も昨年11月から共立湊病院跡地利活用特別委員会を設置して、それで町内でも環境面でも一等地だから、あの３万平米をぜひすばらしい活用をしてもらうようにということで、その一つの方法としたら町民福祉と町の活性化を考えて、医療福祉ゾーンという位置づけみたいな形で利用していただきたいということでやっております。

それで、去年の12月20日ごろですか、跡地利用のプロポーザルを公募しましたよね。それでその公募する前に、町長、こういう文書が出ているですよ。これが事実かどうか私は確かめたいと思います。

町長の名前で23年10月11日、南伊豆町長、鈴木史鶴哉、共立湊病院組合運営会議の開催に

ついて。今月19日開催の町長会を受けまして、下記日程により運営会議を開催させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。なお、会議開始時間は町長会の終了後、町長会があった、その終了後に引き続きお願いいたします。また、別添のとおり会議資料を同封いたしますので、ご確認いただき、お手数でも会議にご持参賜りますようお願いいたします。それには、東伊豆町の役場で10月19日に開催しますと。その協議内容、跡地利用委員会設置要綱（案）について、跡地に係る法人提案の紹介について、組合規約改正（案）に係る報告ということで、ここにある法人のところから南伊豆シニアリゾートタウン構想有料老人ホーム施設事業（仮称）という、こういうものが来ているということが、私のところに資料等が届いたわけです。これは実際、こういうことがあって、事前に町長というか、運営会議で、もうこれは検討されているのか。そうすると、この公募に対しては、ちょっとおかしな形になるということがあるものですから、この辺の事実をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この跡地利用については、跡地利用委員会を立ち上げて、我々は今検討に入っております。

そこで、これも運営会議にかけて、こういった形で公募して跡地利用委員会を立ち上げてやっていきたいですということを首長会議にかけて、そこで運営要綱であるとかいろいろ協議をいたしました。そのときに既に、まだ公募に入る前でしたけれども、事務局へある法人からオファーがあったと。問い合わせ的な、正式な申し込みではないですけれども、という話がありまして、その話を受けて首長の中から、それはでは資料を配ったらどうだろうという話が出ました。ですので、これはまだ公募していない段階ですし、資料を配ることは運営会議の中ではいいではないかということで、運営会議にこれがまたいろいろ出回ったりするとほかへ漏れたりするから、運営会議だけにとどめてほしいよということで、我々は事務局がその資料を配った経緯があります。

それがどういう形でそういうふうに外部へあれしたのか私は知りませんけれども、そういうことであって、それは別にまだ我々が公募するしないの話し合いに入る前の段階で、あそこが、病院が移転して空き地ができると、広大な。そういうことをいろいろな情報を得た中で、そういうある程度の希望者というか、そういった方たちが事務局へとそういう資料を持ってきたということのようであります。

それから、この件については私もそこであえて言いましたけれども、ぜひこれは公募でや

ってもらいたいということを強く言って、そして公募へ入ったわけです。ですので、公募に入ってからのそういった扱いではありませんので、それは。我々は、あくまでもそれはその前の段階のそういう扱いでありますので、それについてもちろん運営会議でそれをどうこうということは、ただ、資料は首長が持ち帰ったという、そこでどうこうそれについての内容までは協議しておりません。その程度のものです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長と私の見解にはちょっと差があるんですけれども、私はやっぱり運営会議でこういうものを事前に出したということに対しては、やはり例えばここの業者だけしか応募しなかったということになった結果、これはとってもグレーな部分が多いわけですよ。要するに、前にどこかの町で公募という名の、言い方は悪いですけれども出来レースというのがありまして、そういうことにもつながる、疑いを持たれるもとですよ、こういうことは。

だから私はあえてここで言うんですけれども、今回この業者の方が応募されていなければ、別に問題はないでしょうけれども、この方が応募したからと、それを運営会議で事前にやっただけですよという、軽く考えることも一つの考え方かもしれませんけれども、いずれにしてもこれが大きくなっていって、だんだんいろいろな尾ひれがついたり、いろいろなグレーな部分が出てくるというと、この１市５町の組合の存続自体にすごくかかわる問題も出てくるのではないかなと、それを懸念しています。

というのは、地方自治法の一部改正で、今度、一部事務組合広域連合と一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化するという、こういうあれも出てきているわけですよ。そうすると、これがその各市町の首長さん方の考え一つによっていろいろな方向に変わってくる。それと、あそこの共立湊病院の存続自体にも大きく影響してくる可能性があるものですから、こういうあれは本当に誤解を招くもとですから、町長もその辺は気をつけていただきたいと、こういうふうに思います。ぜひ、だからこれは本当に私のところの手元に届いたのを、こうやって披露することもはばかったんですけれども、一応そういうことであれします。いいですよ、答弁は。

あと、私がこれから聞きたいなと思ったのが、岩崎産業、この問題も、町長、もういいです。いい方向に行っていますから。これはもう石廊崎の地区の皆さんも期待していますから、

これは町長の気持ちでぜひあれしてください。

それで、あとは町有財産の有効活用ということでもっと聞きたかったんですけれども、町有財産、先ほどもいろいろ話が出ましたけれども、取り壊すだけではなくて、地域の皆さんにいろいろ話を聞いていただきたい。

それから、木造の三坂の園舎だとか、ああいうものは木造だから改築もしやすいですし、耐震もしやすいです。だから、そういう面を考えて、さっきだれか、６次産業の中で加工の部分が劣っているということでありますから、農業振興会なりいろいろ団体、ＮＰＯ等にお諮りして、それでその加工場という利用の仕方もありますし、いろいろな利用の仕方は町のほうで検討していただきたい、こういうふうに要望して終わります。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　誤解を招くと困りますので、一言だけ言わせてもらいます。

先ほどのいわゆる公募に入る前の法人のそういった資料というのは、我々は何らやましいことはございませんし、議員はグレーなゾーンと言いましたけれども、そういうことは一切ありません。ただ、これが今後どういうふうに跡地委員会で取り上げられて、もし申し込みがあった場合、協議するかわかりませんけれども、そういう段階ですので、あえて私はここでそれだけははっきり言っておきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　最後に、町長の見解と私とちょっと違いますけれども、町民もそういうふうには思っている人ばかりではないですからね。だから、ぜひその辺は首長さんとしてお気をつけいただきたいというふうに要望して終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで、２時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 横　嶋　隆　二　君

○議長（梅本和熙君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　私は、通告に従って、住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の社会情勢ですが、昨年の３月11日の震災以降、長引く不況に加えた震災の問題と、そしてそれと同時に発生した原子力災害、この影響が日本の経済状態に大きな影響を与えております。加えて、期待されていた桜まつりも天候不順の影響も受けていると、そういう現状にあります。

行政は、住民の生活を守る防波堤の役割をしていく、その点をしっかりと踏まえていく必要があると思います。こうした基本的観点に立って一般質問を行います。

まず、１番目の公共事業のあり方と契約についてであります。

これについては、この間も毎年の１月に賀詞交歓会を行いますけれども、商工会長などのあいさつで建設業界の窮状が毎年訴えられてきました。しかしながら、この間、町ではこの庁舎建設や、あるいは先日竣工式を行った認定こども園などの大型公共事業を実施してきているにもかかわらず、いわゆる現場に携わった職人あるいは下請からは非常に厳しい声を聞いております。単価が出ない、一体どうなっているのかと、そういう現状を聞きます。これだけ、かつて毎年行う事業ではない大型事業をやっても、こういう声を聞く。こういう声をたくさん聞いてきた上で、この質問を起こしました。

項目では、まずまちづくり等公共事業の位置づけについて、町はどのように考えているのかと。公共事業をやることが、本質的に持っているその目的、性格、それを生かすことをやると同時に、この事業が経済的にもしっかり下まで、末端まで効果がある、そういう役割が発揮されなければいけないと思いますが、その点をどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この公共工事でありますが、おかげさまで我が町ではそれぞれの大型工事を含めてほぼ計画どおりに昨年も進めてくることができました。そんな中で、特にこれは備品等も入っておりますけれども、昨年23年度、今年度実施した昨年４月からこの３月まで入札件数が全部で96件あります。そういうことで、我が町の場合は特に公共下水道あるいは上下水道、それから簡易水道等の継続事業、これに加えてこういった庁舎の建設あるいは認定こども園等も事業を進めてきておりますので、そういう意味ではかなりの公共工事の発注があったというふうに思っております。

この公共工事の発注については、やはり請負業者についてはすそ野が広いわけですので、そういったことがやがては町の町民の皆さんの生活に大きく影響してくるということも我々は考えながら、可能な限り町内業者をということは、これはもちろん考えてきて対応しております。

そういったことで、今後もこの公共工事については我々としては予算の許す限り鋭意なるべく町内業者を使っての公共工事ということで取り組んでいきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　問題は、今、町長が答弁されました事業を発注している。しかしながら、末端ではそれを受けてやることによって、泣いている。これは、平たく言うと、公共工事の現場で働く労働者が、現場で真っ当な賃金なり、それを保障されていない状況が見受けられると、そういう悲鳴というふうにとらえております。

全国では、こういう問題に対して公契約条例を制定する動きも出ています。これは、国際的にはＩＬＯの国際労働機関で公共事業の現場で働く労働者に対して、熟練労働者を基準とした賃金の最低基準額を条例、各法によって保障すると。日本はこの条約を批准していないんですが、自治体では独自にここで、2009年９月に野田市が初めて公契約条例等々で、この下請の単価保障をしっかりとしていく、こういうことを進める動きが始まっています。

そういう状況なんですけれども、この公契約条例についての認識の前に、下請の現状を町は把握しているか、その点を教えていただきたい。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

町の公共工事の積算単価につきましては、県の単価を使用しているというところで進めているところでございます。

議員ご質問の下請の把握でございますが、下請人通知書を必ず提出させております。それで現状の把握に努めるとともに、必要に応じて指導を行っているところでございます。それは総務課の検査係が担当しているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひこの点は改めて、検査係だけではなくて、それは、検査係は複数の体制であるのかどうなのか、その点はいかがですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

係長以下２名で対応しております。当然、その担当課を核とするところでございますが、検査係も必ず加わる、携わるというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長、この点、実際には把握しているということでありますが、実情を改めて正確に把握する、この点をしていただきたいと。実際に複数以上の業者からそういう話を聞いている。

順不同しますけれども、入札と随意契約のあり方に関して、これも声が上がっております。新庁舎建設の際の郷土館との渡り廊下では、入札があったけれども、郷土館の中の改修に関しては随契だったと。その点、仕事を広く行き渡らせるとために、これも入札を行って広く機会を与えていただきたいと、そういう声が上がっていましたが、これの経過について教えていただきたい。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

まず、随契入札の関係について少々述べさせていただきたいと思います。

町では、地方自治法ですとか、同法施行令及び財務規則で示す基準の随意契約発注範囲内

でも、入札するケース、例えば工事ですと130万円未満の例えば50、60の工事等でも入札するケースはあります。近隣市町の中でも随契の契約件数は多くなっているものと思っております。

また、随契で発注する場合でも、随意契約執行協議書、これは町独自のものでございます。検査係、総務課長、副町長の決算を受けまして、地方自治法施行令上規定されております競争不適ですとか、競争不利など正当な理由がない場合は、幾ら急ぎますといっても随契は認めない、入札でやるということを基本にしております。

その中で、議員がご指摘の郷土館のということでございますが、郷土館の中等につきましては、今庁舎建設が終わりまして、その外構に入っているわけでございますが、非常に工事が限られた中で同時進行していくとか、いろいろな諸条件を含めまして地方自治法の施行令167条の２、随意契約の要件が載っております。１の額を超えないですとか、競争に適さない、競争不適ですとか、有利だとか不利だとかという要件に照らし合わせまして、総合的に判断して随意契約にしたという経過がございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点は、今、郷土館の改修に関しての説明がありましたけれども、これは庁舎建設に関してはＪＶですが、郷土館の改修に関してはＪＶでなかったのは、これはどういう意味合いですか。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

ＪＶにつきましては、目的を庁舎建設ということで限っておりますので、郷土館の工事発注につきましては、ＪＶで受注できないということになっております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今回の質問は、いわゆる建設業者、特定建設業以下の職方も含めた事業者からの声でありますけれども、公共単価の下請単価も含めた保障も含めて切実な声が上がっているということ。そういう中で、庁舎建設と連動した郷土館の問題に関してもできるだけ機会を与えるべきだと、そういう声から、それがたくさん寄せられているということ

であります。これに関しては、法律上適切にやっているということでありますけれども、やはり町が商工会などともしっかりと指導して、機会を末端まで広げていくと、持っていくということと、下請の単価の保障に関しては、公契約条例、これは一挙に上からやれということだけではありませんけれども、これはそういう積み上げを現場からしていかなければいけない時期に来ているのかなという思いがありますが、公の事業を町内の業者で分かち合って、小さい業者も大きい業者もこれを分かち合ってまちづくりにこれを結びつけていく、そういう役割を行政も果たしていくべきではないかと、率直な声をぜひ掌握して進めていっていただきたい。

公契約条例については、認識あるいは考え方があったら、お答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

公契約の中で、労働者の最低賃金保障などを規定しました公契約条例のような例規整備につきましては、現状では予定はありません。公共工事などの契約で受注者がただ健全な形で被雇用者との関係を結ぶことができるよう、地元企業からの見積もりによる積算方法ですとか、総合評価方式による発注方法等につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひそういう声があるということを念頭に置いて、今後の行政運営を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、水道事業についてであります。

水道事業に関して、行政報告で報告をされましたけれども、まず住民の生活とまちづくりにおいて、水道事業の位置づけをどのようにとらえているか。それと南伊豆町の水道事業の特徴、技術的課題について、この点を答弁していただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、この水道事業でありますが、これは古くは伝染病の予防という衛生面から、衛生行政の一環として発展してきたという経緯があります。

そして、現在我が町の水道の普及率でありますが、これは98.6％となっております。安全で安心な水の供給ということは、これは住民生活や産業振興の面でも必要不可欠でありまして、かえることのできない、代替のきかない基盤施設というふうに認識しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長、次に南伊豆町の水道事業の特徴について。それと、現在の課題です。技術的課題というふうに書きましたが、今の課題、施設の抱えている問題も含めて、これについて引き続いてお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

当町の水道事業の特徴といたしましては、まず上水道が１施設、それから簡易水道が16施設、それから専用水道、これが１施設、そして飲料水の供給施設が１施設、計19施設となっております。非常に施設数が多いということでありますが、そしてさらに給水の区域が広いということで、加えて人口密度が低いために施設費にかかる費用の割に給水収益が少ないということが特徴かと思います。

さらに、観光の面での人口を考慮した施設となっております。一時期、夏場の水不足が騒がれた時期が数十年前にありました。こういったときのことを考えて拡張事業等も行ってきております。その結果として、観光客も減り人口も減るということで、今、通年の施設の利用率が低いということがありまして、給水収益が少なくなってきておるわけであります。

したがって、今後の課題につきましては、現在進めております簡易水道の老朽化した施設の更新、さらには水道施設、上水道等のそういった施設の耐震対策、こういったことを進める必要があるではないかというふうに考えておるところであります。

これも、先般出されました水道料金等審議会の答申を受けまして、水道の使用量等の関係もございますので、そういった給水収益水域をよく見通した中で、こういった対策は進めていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長でも水道課長でもいいですけれども、南伊豆町が面積的に給水区域が非常に広い、人口密度が低いということは、いわゆる集落が山村、散らばっている形態で、非常に水道事業をやるには困難な中で、給水人口を98.6％までやっているということ、これは約十八、九年前に水道料金の問題を審議したときに、そういう特徴を報告されましたけれども、そういう点で先人が、この南伊豆町に水道事業をしっかりと位置づけたことは非常に重要であります。

同時に、今町長が答弁されたように、観光客への対応のために人口の割には設備投資に多大な予算、経費がかかっていると。その点、細かい点ですが、人口も若干減少している、観光客も減っているということでありますが、水道施設の最大の供給水量、それと現在の稼働率、これはどのようになっているのか、その点をお答えいただきたい。

それと、先ほど簡水の施設の老朽化の問題がありましたけれども、具体的に耐震が必要な施設はどのぐらいあるのか、その数も含めて数や規模、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えいたします。

現在の上水道の関係なんですけれども、計画１日最大給水量は8,600トンの供給量が賄えることになっております。実際、去年最大、夏場のお盆の時期ですけれども、5,000トンぐらいしか出ていないということでございます。

それから、あと施設の耐震性ということなんですけれども、施設自体にはほとんど耐震はございません。第６次拡張事業において配水池を加納、手石、青市地区に増設しましたけれども、その新しい施設については、耐震性はあると思っています。以下の施設で、まず簡易水道のほう、16施設ありますけれども、一番は配水管の耐震性ということでは、一部地域を除いてはあると思います。ない南上地区を今重点的に整備を進めているところでございます。

ほかの地区の簡易水道についても、創設時からのそのままのものであったり、平成の初めごろに管路を取りかえたというようなところで、配水池の手当まではまだ済んでおりません。これから配水池の耐震性とか浄水場、そういうものの耐震診断を今後やる必要があると思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　現在の水道施設の稼働状況は50％ちょっと、６割弱、施設の能力に対して６割弱と。それと、簡易水道16施設のうち２つを更新して、あと14の配水池は耐震の対応が必要だと。この十数年というか20年弱の間、水道の議論の中では、1995年の阪神の震災の教訓から、配水管の耐震性、これに関して議会でも議論に上りました。その点では、上水道の配水管、これが終わってから簡水のほうに行っているわけですが、簡水の配水池、ここまではまだ行き着いていない。これに関しては、具体的にというか、見通しに関してはどのような対応を考えているか。これは町長、この点、検討あるいは念頭に置いているのか、その点をお答えいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えいたします。

施設の耐震化ということですけれども、最初にどこの地区でも配水管路の耐震化最優先ということで進めております。我が町でもそういうところで進めているところであります。

今現在、国庫補助事業で簡易水道の整備事業を行っております。これは、簡易水道と上水道を統合する事業計画をもって、国からの補助金が出るということで進めておる事業でございます。その中で、今考えているのは、平成28年度までに統合計画を進めて、町営の簡易水道等の施設を上水道に統合するということを考えて進めております。耐震対策につきましては、それが済んでからということになろうかと思います。この耐震診断をしていませんので、どれだけの事業量になるのかわかりませんので、まずは耐震診断をすることが必要だと思っていますけれども、現在のところ財政的に厳しいものですから、今後の検討課題ということで考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、課長から答弁があって、まだその事業量の推定ができないということでありましたけれども、事業量の推定ができないと事業額の推計もできないかと思うんですが、大ざっぱに見てどのぐらいかかるかとかそういうこと、あるいは先ほど制度利用の話もありましたけれども、その点について、現時点でわかる範囲の認識があったらお答えして、わかればですね。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　現在わかっているというか、方針として耐震対策につきまし

ては、耐震診断を上水道、簡易水道の配水池等で行った場合、2,000万円を超える金額が必要だということで、そこまでは検討しておりますけれども、そこから先の工事に幾らかかるかということは、まだ検討しておりません。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長に質問を今度、答弁していただきますが、今回上水道の審議会の答申が載りました。載って、それに対する当局の考え方も出ていましたけれども、私はいま一つ、第５次拡張計画の一環であった青野ダムの関連なんかも含めて、そういう経過を含めて考えてきてみているもので、水道事業の将来展望と現状をつまびらかにするということ、その上でどうするかということを考える必要があるのではないかというふうに思うんですね。これはまだ議会に議題が上がっていないけれども、そういう点を考えてからでないと、単なる料金の問題に関しての議論には到底行き着かないんではないかというふうに思います。

これは、この間、公共施設の庁舎と、この間幼保園が耐震を完了しました。二十数年前、20年前のときには手石保育園や、あるいは今のほかの保育所の耐震の問題でも課題は抱える。95年の阪神の震災のときにすべてがいろいろな課題を耐震化や建てかえも含めた対応を考えなければならないときに、問題に直面したわけですけれども、これを今建物、小中学校や役場や保育園の耐震が完了した時点で、今、水道課題を改めて長期的な計画、壮大な計画として認識を持って取り組む必要があるのではないかと。単なる現状の水道会計の面から見る料金改定ではない、南伊豆町の将来的な水道事業をどうしていくのかという体系を立てて取り組む姿勢がまず求められるんではないかというふうに思いますが、その点はどのように認識されておられるでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この水道事業の経営というのは、非常に今我が町は難しい状況に来ております。したがって、先般の水道料金についても諮問して答申をいただいたわけですけれども、議員が言われるように、この答申をただ水道料金の値上げとかそういう面だけでなくて、やはり水道施設そのものを、将来展望をしっかりと見通した中でということを言われましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

今まで、先ほど申し上げましたように、かなりの需要を見込んでの施設整備をしてきてお

ります。ということは、やはりそれらの施設の維持管理にハード面では経費がかかっておるわけです。ですので、そういった面のことと、それからさらに簡易水道の問題があります。これは、先ほど課長から答弁がありましたけれども、将来的には一部は上水道へということもお話ししましたけれども、そういったことを含めて効率のよい給水、水道事業として運営ができるような将来展望をしっかりと我々はここでもう一度考え直すべきではないかという思いがしております。これは非常に大きい問題でして、ある意味では水道事業の基本計画的なものが、ちょっとオーバーですけれども、将来に向けて必要ではないかなという思いがしておるぐらいであります。

そういうことで、この答申を受けて、この際ですので、そういったことも含めてもう少し我々は検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長が答弁されたように、大げさではないと思うんですね。これは、南伊豆町の先人は、役所も含めて、周りの人たちも含めて、この半島先端で交通が不便なところで、鉄道の駅にも10キロ近くあるところ、一番近くでもですね。そういう中で、人口１万人を減ったとはいえずっと抱えてきて、最近若干上がっておりますけれども、微減の状態でとどまっていると。これは、この議場の場でも繰り返して話をしましたけれども、いわゆる保育園、共働きができる環境、子育て環境をしっかり据えて、当時５つの保育園があったと。さらに幼稚園も据えると。

また、水道事業は非常に広域で大変なところで、技術者を三島のほうから呼んで、それで水道事業を張りめぐらせたと。これが、この地域で大変な中でも生活ができる環境をしっかりとつくってきたと。そういうことを考えれば、その途中で今から20年前に国の公共事業政策の中で青野大師ダムなどのちょっとプラスアルファの事業が入ってしまったという嫌いはあるんですけれども、今ここまで来て、町を残して、そして公共施設の建物、人が入るところは耐震化を完了したと。そうしたらば、水道の課題ではちょこざいに料金値上げとかそういうことではなくて、いわゆる百年の計を立てて今後の問題に関して、これに対して資金計画も含めて進めていくと。それが行政のあるべき立場で、それを提案するべきであるというふうに思います。これは、そういう認識で答えられているかと思うので、先ほど答えられましたので、ぜひそういう回答をしていただきたいと。

そういう点では、議会だよりで市議会の中に出ている議員の中から、水道料金の値上げを考えなければならない状況というふうに書いてありますけれども、これは議会としては、むしろ議員としては拙速で、やはり議論の方向を決めるようなことをやってはいけないし、さらにもっと大計を立ててこの町の全体をどうしていくかという大所高所を提案しなければいけない。この点は私の意見として述べて、改めて町長の考えをご答弁いただきたいと思います。これは行政報告でああいうことが書いてありましたので、安易な検討ではなくて本当に大計を立てて、これから水道事業の問題に関して本格的に100年先、安心して住めるまちづくりの対応の考えをぜひお聞かせいただきたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど答弁いたしましたようなことを中心に、我々としては今後ハード面でもこれは検討していきたいと。そして、料金はもちろんですし、水道事業そのものを全体的にもう少し内容を幅広く検討していきたいという思いでおります。これには相当時間もかかると思います。ですが、ただ、一方では年々赤字経営が続くということもありますので、その辺をよくかんがみて、なるべく早い時期にそういったことでもって、我々としてはこの答申を尊重しながら進めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点、最後に行政報告に載った答申の概要ですけれども、一般住民が使う使用料、ここが上げられます。郡下の比較では、この間、郡下の他市町も値上げをしてきた背景で、南町が一番高いということではないんですが、ただ、基本料金に関してはそうですけれども、南伊豆が一番高いわけではないですけれども、超過料金に関しては南伊豆町が現時点でも一番高い状況にあります。こうした点、先ほどの給水の設備投資の関係と現状では、観光客対応のために8,600トンの設備投資をして持っていると。これは一般住民がここに対応すべきものではないわけですね。大口使用者のほうは、答申の点では、これは据え置きということが出ています。

逆に受益者負担と考えたならば、逆な対応になってしまう。私は、かといってそれを今やったらどうなるか、観光業者も悲鳴を上げている状況の中で、そういうことがあるから単純

な料金の問題ではなくて、大計を立てた上で見ると。それと、赤字運営とか言うけれども、今3,000万一般会計から入れておりますけれども、一般家庭にしてみれば、3,000世帯、約4,000ありますけれども、１万円弱と。今、不況で観光収入も減っていると、事業収入も減っていると。そういう中で、公共料金を極力上げない。そして、それに対して水道事業等々であれば、これに対する大計を立ててこうした積み立ても検討していくと。現時点では軒並み、そんなことをやったら事業所に対しても一般家庭でも悲鳴が上がってしまいます。この点をしっかりと踏まえて、行政が住民の生活を守るという点で、事業の収支だけで対応を考えないでいただきたいと。特に今の時期はですね。しっかりとした計画を立てて、これを順次進めていく、そういう対応を進めるべきだということです。これは、答弁は要りません。

次に、湊病院の関連の質問を行います。

いよいよ５月１日の下田メディカルセンターのオープンが間近になってまいりました。昨年の４月から現共立湊病院の医療空白が心配される中、ＳＭＡが医療の継続をしてくれました。これについては感謝をしてもし切れない、非常に困難な中で前倒しで使用して医療を継続してくれたと。こうした中で、私は質問で新病院の準備状況、ソフト、ハード面を出しましたけれども、この間、町長が把握している中で、この間答弁もありましたけれども、平成22年度、21年度で共立湊病院から重立った病院にどれくらい患者の紹介があったのか、その点を把握していたらご答弁いただきたい。

もう一点は、昨年の３月、今時分の状況では医師がそろわないからといって、賀茂郡下の一部の議員の大合唱で、県知事まで県の医師派遣をとめるということがありました。その後、４月５日に県知事が医師派遣を決定したという単独記者会見をやりましたが、現状はＳＭＡが独自の医師体制をそろえて、医療を今日まで継続してきたということであります。

そうした点で、医師の確保の問題と看護師の確保の問題。看護師の確保の問題では、看護師が下田市内の病院をやめて新しい病院に来たいと言ってもやめさせてくれない、そういう相談が複数以上ありました。これについて把握をしているのか、この点。共立湊病院から他病院に平成21年度、22年度で紹介があったことを認識しているのか、それについての数、それと医師、看護師確保の点での対応、変化、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この医師の関係でありますが、まず内訳としましては常勤医師が10名、この内訳ですけれ

ども、これは３名の県の派遣医師が含まれております。そして、総勢で20名でして、常勤医師は10名で、うち３名が県の派遣医師。あと10名が非常勤医師ということで報告を受けております。そして、看護スタッフでありますが、これは約65名ということであります。さらに薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、それから事務職、こういった職を含めますと職員総数では約130名程度ということで報告を受けております。

そして、患者の紹介ですけれども、これはちょっと数を今把握しておりませんので、後ほど報告させていただきます。これはそれぞれの、さきの質問でもありましたけれども、紹介をしたということで報告を受けております。数については後ほどまたご報告しますけれども、そういうことでスタッフ、それから看護師、医師等についてはそういう現在のところの状況になっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　新病院に関しての医師の確保の点で、県の派遣医師が３名決まった、この背景に県知事の意向について変化があったのか、町長の答弁をお願いできますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

当時、県の派遣医師を県が行ってきたというのは、やはり現場の医師の数が十分でないということだったと思います。あの時点でやはり、これは先ほどからお答えしていますように前倒しでお願いしたという、極めて時間の少ない中でＳＭＡも相当医師確保については努力してくれましたけれども、県が思うほどの医師に満たないという中でのことではないかと思います。そういう中で、かなりここに来て、先日知事のところへお伺いしたときも、医師の数を言って、医療スタッフがこれこれこういうことですというご報告をして、頑張りましたねという言葉がありました。そういうことで、そういう結果を受けての今回の３名の派遣を決定してくれたというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　病院のハードの本体、職員宿舎等々の進捗の状態、それと入り口の

交差点改良を進めていますが、これの状況です。これに関して、警察に改良反対の陳情があったという話も聞いていますが、これについて確認をしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院の工事の進捗率でありますが、これは２月末現在で約85％というふうに報告を受けております。極めて順調に進捗しているということでありまして、現在内装仕上げのほかに、今言われた病院の出入り口となる交差点改良を含めた外構工事が急ピッチで進められております。３月、今月ですけれども、主要な高度医療機器の備えつけも完了する予定となっております。

そして、新病院の出入り口となる交差点改良につきましては、所管しております下田市、下田土木事務所、下田警察署、こういった関係機関との事前協議を経て承認をいただいたところであります。

今お尋ねの件でありますが、事務局からの報告では、警察の担当官からそのようなことがあったという旨の指摘があったというふうなことで、大変困惑したとの報告はありました。詳しい内容は聞いておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　先ほどの共立湊病院の医師の紹介件数ですけれども、平成21年度全体で下田地区だけで313件、うち下田病院が16件だったものが、平成22年度では下田地区だけで1,504件、うち598件ですね。約600件が下田病院に患者が紹介されていると。これは、昨年４月からＳＭＡが医療を継続してやってくれているわけですが、前に診療を行っていた地域医療振興協会が、自分が経営する病院に患者を移動させたと。当然、共立湊病院の経営は運営が苦しくなるわけであります。同時に、大変なときだからこそ県が昨年医師３名を派遣すればよかったにもかかわらず、またそれを差し控えたと。二重の困難の中で、またさらに看護師も半分以上、下田病院にこれを引き抜いていったと。おおよそ公立病院を困難な状況に陥れたと言っても過言でないのが地域医療振興協会ではなかったのかと。

さらに、事務局にあった交差点改良を妨害した、これを共立湊病院をまじめに考える会と称する議員がやってきたと。こういう中で、よくＳＭＡがこの医療を継続してくれて、そし

て脳神経外科の開設と、さらに今後循環器などの充実をするということであります。この点、改めて、一部事務組合立の病院でありますけれども、ＳＭＡを地域医療連携を含めてバックアップして、この地域の賀茂の医療の次の段階に進んでいく、その取り組みを進めていくべきと思いますが、町長の認識、ご決断を答弁いただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この共立湊病院に対する私の思いというのは、昨日の一般質問でも申し上げました。賀茂地域の唯一の公的病院、中核病院として、我々は１市５町でこれを支えなければならないということであります。いろいろありましたけれども、ここまで来てやっとこの５月には新病院が開院するわけですので、我々としては開院後も引き続いてそういった面での、医療スタッフもそうですし、一部事務組合としての病院への支援というのは、当然のことながら我々の病院ですので、そういう思いを持って地域の皆さんに信頼いただけるような、愛されるような、親しまれるような、そんな病院になってほしいという思いがしておりますので、それについては我々もそれぞれの関係の方と一緒になって取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　次に、産業振興とコミュニティビジネスについて質問を行います。

12月の質問の際に、これに関する提案をして回答を得ましたが、改めて、いわゆる横文字では余り好きではないんですが、地域密着経済のビジネスというか取り組みになると思います。これに関して、産業振興との関連で、行政としてはどういう観点を持っているか、まずご答弁願えますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このコミュニティビジネスでありますが、これは地域が抱えている課題、これを、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業でありまして、主に地域における人材、ノウハウ、施設、資産等を活用することで、対象となるコミュニティを活性

化し、そして雇用を創出したり、人の生きがいなどをつくり出すことが主な目的や役割となる場合が多いという認識でおります。

まさしくＮＰＯ南伊豆湯の花直売所がこれに該当するというふうに考えております。町内の遊休農地の利用を増進させる生産者を大幅にふやして、湯の花直売所での販売、これによる農林水産物の地産地消への推進、そしてまた高齢者の生きがいづくりなど、地域に多大な貢献をしていただいております。

このように、湯の花直売所は南伊豆町の１次産業のみでなく、先ほどから言われております６次産業化を牽引する役割を担っていると同時に、耕作放棄地の解消など、そしてまた高齢者対策、こういったこと。そして、結果として行政コストの削減にもつながっているというふうに認識をしております。

したがって、町といたしましては湯の花直売所のさらなる発展と、このようなコミュニティビジネスの広がりをさらに期待しているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今コミュニティビジネスの関連で、湯の花直売所に関する答弁がありましたが、これは（３）に書いてありますけれども、道の駅事業が全国各地で進んでいますが、当町と他町の財政支出の比較について、どのようにこれを認識しているのか、この点についてご答弁をいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、ＮＰＯのこの南伊豆湯の花の直売所の運営でありますが、これは補助を受けることなく会員の皆様のご努力で生産出荷者及び売上高等も年々増加してきておりまして、また、これに甘んじることなく今後の取り組みにもチャレンジをし続けておりまして、事業展開として評価されておるところであります。

一方、補助団体活動の方向性でありますけれども、最終的には独立採算で運営できることが理想でありますけれども、各団体においてはそれぞれの設立目的、活動内容も違いますので、また財政的基盤も強弱があります。一般にＮＰＯ南伊豆湯の花と比較することはできないと思います。

町としましては、今後ともこれらの団体の財政的基盤が強化できて、可能な限り自立できるように指導、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今答弁がありましたけれども、私は湯の花の取り組みは、この間も確認したところ、つい最近では２月に入って県の経済部長以下の視察、そのほかにさいたま市の農業振興会や茨城県の県の農業委員会、あるいは長野県の木祖村とか、この15日には浜松市の柑橘開拓農業協同組合の視察等々が相次いでいるということであります。

これを、こうした、この場所は行政が購入した場所を運営するのに何とか運営してくれないかということでやったというふうに把握しております。そのモデルが、愛媛県の内子町のフレッシュパークからりであります。内子町のフレッシュパークからりは、1994年７月に開設して、出資方式でこれをオープンさせたのが始まりであります。ここは、愛媛県は人口146万ぐらいですけれども、内子町は風車の視察で議員や以前の助役が行った帰りに寄ってきましたけれども、18年度現在の売り上げが６億7,000万円で、総事業費は16億6,000万円投入しての、この金額であります。

そうした点でいうと、今湯の花が建物をつくって、あとは自力で手数料で運営していると。この取り組みは、私はすべての団体にやれということではないんですが、今観光協会が1,460万円の事業費補助、商工会が665万円の事業費補助を行っています。住民の生活に密着した事業をやっていくという点では、これはまさにそのとおりであるんですが、こうした点で湯の花などの事業展開、一律にあてはめるということではなくて、こうしたものを地域生活に密着した事業で住民の収入にもなっていく、この展開をぜひ普及して、あるいはむしろ湯の花のスタッフはこれを深めて、さらに販売戦略等々の検討をされているということでありますが、そうした点、改めて足元にそういう実例があることを認識して、これを広く進めていく必要があるのではないかと。

経済困窮しているときに、公共事業投資をやってくれという声はたくさんあるけれども、そこで生み出すことがなければ町への魅力もできないし、後継者もつくられることはないと思うんですね。こうした中で、細々ですけれども積み重ねをしていく中で、こうした担い手、１次産業の生産者と販売にかかわる店員さんとかの雇用も含めた事業展開がされている。これを町内の各団体、いろいろな提案をしてもだれがやるか、こういうことにかかってくるの

で、この点をぜひ行政でもノウハウと取り組みを参考にして進めるべきではないか。その点、町長のご答弁と、それと副町長は昨年４月から就任されて初めてごらんになっていると思うんですが、感想を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

先ほどの当町と他町との財政支出の比較の確認をということでございます。

道の駅内の農林水産物直売所における他市町との財政支出の比較でございますけれども、当町の湯の花直売所を含め把握している限りでは、伊豆地域の直売所を有する道の駅では各市町からの財政支援は行われておりません。しかし、県内の掛川市の道の駅掛川や小山町の道の駅ふじおやまなどは運営にかかわる財政支援を受けております。

このように、湯の花直売所は地域が抱える課題を、地域資源を活用しながらビジネス的な手法で、町からの財政支援を受けることなく、１次産業のみでなく産業全体、いわゆる６次産業の底上げの役割を担っていると考えております。当直売所には、県の経済部、茨城県の行方市農業委員会を初めとする各種団体が先進地視察に訪れております。

町におきましても、行政コストを削減させ、各種産業の活性化が図られますよう、コミュニティビジネスの土壌づくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　副町長、答弁しますか。副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

湯の花直売所につきましては、県内でも有数の直売所だと認識しております。当初4,000万でスタートしたものが１億6,000万ぐらいになるということを考えますと、県下でこれを超える直売所というのは数少ないのではないかと認識しております。この直売所を通じまして、生産が拡充していると、高齢者、女性の生産もふえているということを聞いております。

当然、このような取り組みというのは、町内への情報発信、魅力アップにもつながっていくものと考えているところでございます。今後とも、湯の花の売り上げ等もありますし、観光客対策という面でも、あと地産地消のことを考えますと非常に優秀な施設だと考えておりますので、町としても支援をしていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君、時間になりましたもので、これで。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで３時20分まで休憩といたします。

休憩　午後　３時１２分

再開　午後　３時２０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

室内が、大分天気がよくて暑くなってきましたから、上着を脱がれる方は、結構でございます。

◇　清　水　清　一　君

○議長（梅本和熙君）　それでは、７番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告書に従い、質問させていただきます。

まず、最初に新年度予算についてお伺いいたします。

この南伊豆町は新年度予算をつくったわけですけれども、町民、南伊豆町の１人当たりの年間所得というのは静岡県で最低であるという情報は、昨年、一昨年から、ずっと南伊豆町は所得が一番低い市町村であるという話は聞いております。

その中、新年度予算を見たときに、やっぱりまた所得が減っていると。町民税が税収に来年度予定では前年度の20％減の予定ではないかなと。あるいは法人税については12％減と。そうやって考えてくると、町民の所得が上がらないことにはどうしようもないだろうし、またそのためにも町としてもどうにか景気向上への方策を考えていかないと、この県下最下位の所得の町をどうにかして上げようという考えのものと予算だと思うんですけれども、その取り組み等はこの予算の中のどの辺に入っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員が申されましたように、この我が町の税収というのは非常に減少傾向を見込んでおります。そういう中で、これも昨日からも出ておりますけれども、観光客の落ち込み、そういったこともありまして、非常に厳しい収入面での状況にあるということが言えると思います。平成19年度に３億1,000万ありました税収も平成22年度には２億6,700万まで落ち込んできました。

また、昨年３月の東日本大震災、この影響で、先ほど申し上げました４月から９月までの半年間の町内の観光施設の入り込み客が前年比で76.3％ということであります。さらに、10月以降ですけれども、これもほぼ前年並みに回復はしてきたものの、平成24年度における個人町民税税収額の大幅な減少は、これは避けられないというふうに予想しております。

そこで、今、清水議員の言われた、ではこれに対してどういう新年度予算の中でということでありますが、我々はこういった状況の中、昨年から、これはその前からですけれども、一部商工業者等を対象として、町民ももちろんですけれども、プレミアム商品券を初め、資金利子補給、緊急雇用創出事業、臨時列車の運行支援、こういったことを関係団体と一緒になって取り組んできております。

そういう中で国の地域活性化交付金及び経済危機対策交付金、こういったものを利用した普通建設事業も、これも展開をして、観光振興、景気浮揚対策等を実施してまいりましたが、地域経済の活性化に十分な効果を発揮するに至っておらないわけであります。

そこで、新年度予算では、各種資金の利子補給を初めとして、継続事業のほかに電子ショッピングモールの店舗開設支援事業等の新規事業、それから昨年並みの公共事業予算なども確保して、限られた予算の中ではありますけれども、引き続いて町内産業の活性化を図り、取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　昨年並みに頑張っていきたいというわけですけれども、この利子補給等があるんですけれども、今現在、南伊豆町内で商売をやっている方、いろいろな商売をやっている方があるわけですけれども、私は農業なんですが、農業もあるんですけれども、商工業者、あるいは観光業といってもホテルもあれば売店の方もある、あるいは民宿の方もあ

る、あるいは一般商店もあるというわけですけれども、その方々に生き残ってもらって商売をやっていただけたらなと思うわけです。

というのも、今どこの地区を見てもそうなんですけれども、特に南上地区なんていうのは、商店自体がほとんどなくなってしまったという形がある。よその地区もほとんどそうだと思うんですけれども、それを考えたときに、そういう商売人の方々が、やっぱりもうからないからというのもあるかもしれませんけれども、新規事業を行いたいと、あるいはそのときにあるのが融資の問題、あるいは年齢もありますけれども、そういう問題。あるいは事業をやっている公共施設、大工さん等でも、仕事を行うときに、融資の問題で、やっぱり資金枠の問題、昨日もそんなことを言っている議員もおられましたけれども、融資の利子補給はあってもいいんですけれども、融資の枠を目いっぱい借りている方は新たな融資が出ないんではないかなと。その方々はその融資があれば生き残っていけるんではないかなと。その生き残っていけば、あと10年その方が成果、あるいは商売できるんではないかなと考えたときに、融資枠を拡大するための方策等を、この新年度予算でもそうなんですけれども、町として町長が県へ要望する。

あるいはそういう形をやっていかないと、この新年度予算でやっている公共事業とか電子モールでやるといったって、それもやっぱりお金がかかるわけですけれども、そのためのお金がないと。ではモールに申し込みたいと言ってもないという形も考えられるのではないか。また、モールで新たな新規事業やるといったって、仕入れ等ができないという可能性も出てくるわけですから、そうやって考えたときに、そこをうまく融資枠を拡大することによって、この新年度予算で町の景気浮揚を図ると言っているんですけれども、そのバックアップはできるんではないかなと思うものですから、町長、県や国へあるいは金融機関等へ融資枠の拡大等ができるような方策等をお願いして、歩いていると思うんですけれども、歩いているのかどうかわかりませんけれども、その融資枠拡大の陳情等を行う予定はございますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この融資枠の問題は、昨日も渡邉議員から一般質問がありました。

この融資につきましては、従来も若干枠というか、融資についての緩和は出されておるようです。これについては担当課長から説明をさせます。今、議員が言われるようなことで、やはり融資枠をふやしてほしいということでありますけれども、これについてはやはり信用

保証協会の問題、金融機関よりも保証協会の問題が大きいわけでして、これについては我々としては今後どういった面でお願いできるのか。今までは、直接保証協会とそういった話し合いは、担当課長はやっております。私の場合は、直接はしておりませんけれども、金融機関等々の把握、そういった面の懇談というのは６町でもやりましたし、金融機関での考え方等も我々も直接お聞きしました。

そういう中でありますので、今後はこういった状況にありますので、今後保証協会にも機会を見て私も直接できればお願いに行くか、様子を聞いたりとか、そういうことはしてみたい、状況説明をしてという思いはしておりますけれども、今のところは計画はございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

融資制度の拡大のことでございますけれども、県のほうは現在、借りかえはよろしいよという形でございます。従来は借りかえもだめで、１回返済して、そしてまた再度に借りるという形でございましたけれども、借りかえはいいよと。例えば5,000万借りていまして、3,000万返済したものですから2,000万残っていると。そこでまた5,000万を借りて7,000万でスタートという借りかえにしてくださいよと。

それで、最近のまた、最新情報でまた県のほうに確認したんですけれども、今度は融資限度額の拡大はもう増加しませんと、それに持ってきまして、先般からやっております経済変動対策貸し付けも、当初は23年４月１日から９月30日まででございましたけれども、県のほうで24年3月31日まで延長いたしました。そうしたところが、もうこの延長しました5,000万と3,000万で延長した分も、これで３月31日でおしまいだと、5,000万円になるよというお答えをいただいたところでございます。

この制度というのは、やはり県と、それから金融機関と信用保証協会が中小企業者の皆さんに融資を受けやすくするようにするという制度でございます。町長も先ほど申し上げておりましたけれども、機会を見てお願いしたいなということでございます。関係機関にそのような形で対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、そういう形で頑張ってもらいたいんですけれども、この景

気を把握、南伊豆町の景気は町としてどのように考えられているのか。新年度予算に向けて把握していると思うんですけれども、把握とはどういうふうに考えて、やっぱり不景気だろうと考えておられるのか。前年対比どのくらい減ってくるという形がわかっておられるのか。一応予算組むのには前年の予算、景気等を把握しないとわからないわけですから、そういうふうに考えたときに把握等はどういうふうになされてきているのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほどお答えした内容ですけれども、いわゆる個人町民税の収入額も減少傾向であるということで、これは19年度から22年度についての推移を先ほどご説明しましたけれども、加えてやはり何といっても昨年の３月11日のあの大震災、これが観光立町である我が町にとっては大きな打撃となっておると、非常に影響が大きかったのではないかと。これは観光の面だけでなくて国全体がそうですけれども、いろいろな面で、国の予算もそうですし、県もそうですし、被災地を中心とした予算組み立てを考えざるを得ない、優先して考えなければならないということでありますから、我々はそういったことをよく認識して、今、例年並みで交付されております依存財源である地方交付税も昨年あたりはほぼ前年並みに推移してきておりますけれども、これとてこの24年度はどうなるかもわからない。そういう非常にある意味では先行き不透明な部分もありますので、我々としてはどういった事態に至っても対応できるような町の財政面での蓄え、基金等も考えなければいけないという思いがしております。

さりとて、予算執行もしっかりとして、実りのある予算を執行して、町内の活性化もしなければならない。公共事業もそうですし、そういう思いでその辺のバランスをよく考えながら、予算編成をしたつもりでおります。したがって、一部の部分ではあるいは今度委員会でご審議いただきますけれども、皆さんのあるいは不審な点や疑問点もあると思います。それについては、今後委員会でまた個々にお答えしたいと思っておりますけれども、今申し上げたような状況の中での町財政の予算編成でありますので、ひとつご理解いただきたいという思いでございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろありがとうございます。

次に、災害対策での取り組みをどういうふうに予算の中で考えておられるのかという形で

お伺いいたします。

るる今回も災害の対策の話がいっぱい出ています。その中で、大体答弁を聞いていてほとんどわかったんですけれども、津波対策タワーとかの関係とか、平成23年度予算で発電機とかアルファ米を用意するという話も聞いておりますけれども、この災害対策での取り組みは予算の中でどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　ちょっと枠の大きな話ですので、町長が１月の広報みなみいずから始まって、24年度の予算に向けた方針で防災を最優先するんだと、町民の命、生活を守るんだということで、額としては突出して大きな額ではないんですが、率としては非常に伸び率が大きいものでございます。

それで、今、議員ご指摘のような津波避難タワーですとかも新たに加えました。まだ、県の事業等が確定していないものですから、のっけるにのっけられなかった事業もあるんですけれども、そういったものも県が先日24年度の予算案を発表した中で、津波対策に対しては2,000万円の上限を撤廃するとか、いろいろな方向性が見えてきました。そういったことも情報収集しながら進めていきたいということでございます。

全体的な、基本的な考え方は、住民の命、生活を守る対策を最優先していくと。ただ、できること、できないことがありますので、そこら辺の選択と集中を進めていくというところでございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一応そんなことで、いろいろ考えてやっていただいているということがわかりました。

それで、発電機ですけれども、この後に書いてありますけれども、非常用の発電機、よくガソリン発電機ということで、耕運機も草刈り機もそうなんですけれども、ガソリンが腐ってしまってあるいはタンクが腐ってしまってさびが浮いてしまって、いざというときにエンジンがかからないという状況が非常に多いという中、今ではガスのボンベでやる、あるいはプロパンガスでやる発電機、エンジン等があるんですけれども、よその千葉県のほうでは、それはもう全部ガス発電機にするんだよという話がございますけれども、あるいは防災組織にある発電機等もガス発電機にしたらいいんではないかなと。町で準備したものは、更新時にまた考えればいい話なんですけれども、これから各地区での発電機、自主防等での発電機

に更新するときは、ガソリンよりはガスのほうがメンテが楽だ、そのままエンジンがかかるんではないかなと私は単純に考えるんですけれども、町当局のほうとしてはどういうふうに考えられますか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

そのガス発電機、某メーカーのカセット式のガスの耕運機から始まって、発電機等があるのは私も承知しております。ただ、大型化して非常時に避難所等で使う容量と経年変化に対してどうかという検証は、私はちょっと聞いておりませんので何とも言えないんですが、いいとも悪いとも私は申し上げませんが、今後検討していきますが、自主防がそういったものが欲しいというとき、これは我々が買って貸与というか渡しているわけではございません。あくまでも自主防は自主防でそろえるというところでございます。

そういった中で、実は23年度に防災資機材の整備事業等補助金交付要綱というのを定めました。補正で200万とらせていただきましたけれども、そういった中で新規で３分の２とか、補修で２分の１とかという補助がありますので、そこら辺は各自主防の考え方で買っていただいて、それに対して補助を交付していくというふうに考えております。

ただ、行政報告で申し上げましたような広域の避難所への大きな発電機は、これは町で買ったものでございます。町で買ったものにつきましてはガソリンでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ガソリンエンジンでもいいんですけれども、いざというときにエンジンがかからないんでは困るという形があるものですから、メンテナンスを一生懸命やっていただくことしか対応の仕方がないなと思って考えますので、それはしっかりやっていただきたいと思います。

次にまいります。町民福祉についてお伺いいたします。町民の医療確保、充実の取り組みをどのように考えているのかということでお伺いいたします。

共立湊が下田に移るという形があって、診療所になると。そこまでは仕方ないと考えますけれども、新たな診療所に、これまた共立湊へ南伊豆町民で通っていた方が全員行くのかどうかという形を考えます。それで、遠いからといって、また下賀茂とか上賀茂とか、手石にある診療所へまた通う人もおられるかもしれません。ですけれども、共立湊へ通っていた人

の半分以上の方は新たな下田メディカルに通うんではないかなと考えますが、それを考えたときに、医療を確保するという形で考えたときに、他の市町村まで町民の方が行くのは大変なんですけれども、そのために診療所があるんですけれども、診療所は多分いっぱいになってしまうだろう、オーバーフローするだろうという形を考えたときに、町民のための何か対策を考える必要があるとも思うんですが、その対策等はどういうふうに考えておられるのか。

またもう一つ、南伊豆の救急車というのは大体９割以上が共立湊へ行っていたと。それを考えたとき、救急車が日野から湊へ行くのを下田へ向かったという形を考えたとき、約10分間の時間ロスが出ると。それを考えたときに、救急車で緊急の方が何割いるのか私はよく把握していませんけれども、そういう１分１秒が必要な方に対して、その10分間というのは非常にリスクが高くなるだろうなと考えますけれども、その対策等もどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

緊急時の救急体制ということでありますが、本町においてはまず賀茂医師会を中心とした地域医療の確保充実に努めておるところであります。

そこで、一次救急医療に対応する医師不足、こういったことで、これが二次救急医療機関の負担増となり、本町や賀茂圏域の医療環境は厳しいという面も、これはあると思います。そこで、二次救急の医療機関の負担増などにつきましては、県の保健医療計画等に基づきまして、賀茂圏域全体として挙げられた医療資源の中で、地域住民が身近な場所で基本的な診療が受けられる体制を確保することに重点を置いて、圏域内の他の医療機関との役割分担の明確化、そしてまた連携を図りながら、あわせて専門的医療機関であるとかあるいは三次救急医療機関との連携強化に取り組んで、その解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

今、議員が言われるように、今度下田へ共立病院が移って新しくスタートするわけですけれども、この関係でこの救急を含めて患者の流れがどうなるのか、まだ我々にも予想がつかない面があります。したがって、それらの対応を見ながら今後は我々としては考えていかなければならない面も出てくるかと思います。下田市への救急の搬送時間の短縮ということでありますが、これは消防署あるいは道路管理者の関係機関と連携を図りながら、できる限りの改善をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一次救急等の取り組みを一生懸命考えておられるということなんですが、私も言いましたけれども、では共立湊病院、現在毎月、あるいは毎日大体外来患者が何人ぐらいおられるのか。その方が、南伊豆町民の方が外来患者は何人おられるのかと。その方が新しい診療所に全員入れるのか、行けるのかと考えたときに、まずは全員が新しい診療所で診療を受けないと思います。科目も違うわけですから。

ですから、それを考えたときに、下田へどうしても診療を受けにいくという人が南伊豆町民で、今、共立湊へ来ている方の半分以上はいるんではないかなと。流れるんではないかなと、私は推測します。極端なことを言えば７割行くんではないかなと、新たなメディカルのほうへね。そう考えたときに、今毎日受けている南伊豆町民の方を南伊豆町からどうやって下田市へ連れていくのか。それは先ほどの前日の一般質問でもありましたけれども、バスの半額補助で済むのかと。ちょっと違うんではないかと考えますが、私が考えるには、これは病院組合の話であって、病院組合が南伊豆から下田へ病院を移すんだから、南伊豆町民のことを考えて共立湊の跡地からバスを出しますよということぐらい病院組合で言わなければいけない話だと思うんですよ。南伊豆が対処する話ではなくて、病院組合がバスを出して、南伊豆町民のために出しますというふうなことを言うのが、本当だったら筋ではないかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

非常に難しい、私にとっては質問です。私は管理者という立場でありますので、もちろん南伊豆町長ですけれども、我が町からあの病院がなくなるときに、議会の皆さんも三たび存続決議をしたりして、何とか残したいということで、我々も当初は一緒になって運動しましたけれども、それもいろいろな経緯の中で結局はあそこへ病院が移ることになったということの中で、診療所が残るわけですけれども、その中で何度も申し上げますように、この患者の流れが今清水議員が言われるように、果たして50％なのか、７割なのかわかりませんけれども、どうなっていくのか。これはあくまでも推計ですけれども、我々としてもそれは一応見た上で今後の対応を考えなければならないと思います。ただ言えるのは、地元としては患

者さんの通院距離が長くなるということが間違いなくあるわけです。

ですので、これについては、昨日からこれも出ておりますけれども、当初予算では一応案としては２分の１補助、月２回限度として、その１回分を見ましょうと、１回であれば片道分を出しましょうということになるわけで、半額補助ですね。そういう計画を、予算を計上しました。これにつきましてもしばらく様子を見て、きのうも出ましたけれども、遠距離の人についてはさらなる負担がふえるわけですね。そういったこともよく考えて、この補助についてもある程度時間がたった段階で、もう一遍検討しなければならないかなという思いがしておりますけれども、ただ、何度も申し上げますように、患者の流れがどういうふうに変わっていくのかわかりませんので、それらをよく見きわめて、なるべく我が町のそういった皆さんの負担増に余りつながらないような方策を考えていきたいという思いでおります。

以上です。

失礼しました。先ほど申し上げた月２回というのは、これは限度でなくてあくまでも仮の想定です。ですので、これが３回、４回になってもいわゆる半額補助です。２回という想定をしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　単純に言うと２回に１回はただになりますよという形があるんだろうと思います。ですが、南伊豆からほとんど、地元の医療機関を私はいつも使っているんですけれども、共立湊以外のところへ行くというか下田へ通うようになると思うものですから、それを考えたときに、どうしても足、老人過疎バスがございますけれども、老人、医療過疎地になるという形で、あのバスが走ることによって医療過疎地がなくなっていくという状況なものですから、ですけれども、それが近くの診療所である下賀茂、上賀茂、あるいは手石、あるいは湊の診療所へ行くことによって医療過疎がなくなっている形ではなくて、やっぱり診療所まで行くのではなくて病院まで行ってもらいたいなと。医療過疎やっているのに診療所までで終わりですという形は、これまで病院に行っていた町民から見たときに、何か非常に寂しくなったなと考えます。

ですから、先ほども言ったように病院組合のほうで考えてもらうようなこともないかと言ったんですけれども、逆に言いましたら、そのバスのほか南伊豆町内から過疎バスが町外に出ることに対しては、国県の補助は出ないと言っていますけれども、町単独でもいいですか

ら、片道だけでも出すという形も考えられるんではないかなと。湊から下田へ行く場合の、そこだけ片道だけ出しますよと。それは結局半額補助とほとんど同じ考えですから、昼間のあいている時間、そんなに中途半端な時間に病院に行ってくると大変なんですけれども、湊へ送った後に下田へ送っていくという、それは町単独の事業として行うと。同じバスを使ってでもね。ですから、そういう考えもあると思うものですから、そういう方策等も考えておいていただけたらなと。それに対しては、また難しいからという話もいっぱい出てくると思うものですから、そういう方策もあるし、町単独でもやるようなつもりであるからこそ、逆に言えば病院組合さん、負担お願いしますという話も言えるくらいだと思うんですよ。

ですから、そういう考えを持って取り組んでもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今実施している患者輸送バス、僻地医療ですね、このバスが行ければ一番いいわけですが、これは今の制度のもとでは行えません。ですので、新たにこれをやるとなると、別建ての患者輸送バスを計画しなければならないということになってくるわけですね。そうなりますと、運転手の問題やら経費の問題が出てきます。そして、これを全町内くまなくそういった形でやるとなると、またこれも非常に大きな問題になってきますし、ただ、今回の病院移転によって、ちょうど過渡期でいろいろな面で町民の皆さんがある意味ではそごを来すと思います。そういった声をよく聞きながら、様子を見るというか、しばらくちょっと実態をよく見きわめてから、今後の対策を考えていきたいという思いでおります。

ただ、町民の皆さんの中には早く何とかしてほしいという方もおると思います。ですので、これらはそういう面からも新年度予算で一応計上してありますけれども、さらによく検討して対応していきたいという考えでおります。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（梅本和熙君）　本日の会議時間は、一般質問の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（梅本和熙君）　改めて、清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。そんな形で考えておいて、よろしくお願いいたします。

それで、共立湊病院の現在地、皆様は跡地と言っているんですけれども、まだあるんだから現在地でいいと思うんですけれども、現在地、これからの現在地はどうしていくのかと、５月以降ね。現在地で、その土地をどういうふうに南伊豆町として活用していくのか。

これまで常々町長から医療福祉ゾーンとかという話がございまして、言ってまいりました。そのかわり、でも病院がなくなった、でも診療所は残るという形でございますけれども、その広大な空き地があるわけですけれども、空き地となる予定なんですけれども、今議会でも前の方がいろいろ質問していましたけれども、湊病院の現在地、５月以降どういうふうに活用してまいるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、あそこには診療所ができます。今工事中であります。それと、既にある老健施設なぎさ園、それから特養施設もそばにあります。こういった施設があるということ、それから診療所ができるということ、それとあそこの今までのいろいろな経緯等を考え合わせますと、これも前から議員もたしか前に質問されましたけれども、言ってみれば医療福祉的なゾーンとして考えていくことがいいではないかということを言われました。私もそういう考えで基本的にはおります。

ただ、今回そういった跡地利用については跡地利用委員会を、これは関係者で構成しておりますけれども、立ち上げて、それについての検討に今入っておりますので、それらを踏まえた上で当然これは決定することになると思います。しかし、町としての方向性というのは、基本的にはそういう考え方で私はいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　考えていくということで、今公募等も考えていくという形があります。

私は、いろいろなケースの人が、新たな人が公募で来ると思うんですけれども、その中の一つの考えとして、診療所を大きくしてしまえばいいなと、考え方ですけれども。例の静和病院さんが廃院したという形がございます。東伊豆町熱川の静和病院が廃院したという形がある。では、そのベッドはどこに行くのかという形があって、いろいろなところでいろいろな話を言っておられる方がおられますけれども、町場の話と議会で話すのとはまた別な話ですから、そのベッドを共立病院組合あるいは下田メディカルで枠としていただく考えはないのかと。その先に共立湊へ小さな病院ができるんではないかなと考えますが、そういう考え等も考えられますが、ベッドを病院組合で分けてほしいよと県へ相談してやる考え等はあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この熱川の病院の関係で出てくる余剰ベッドでありますが、これについてはまだ賀茂医療協議会での審議が正式に行われておりません。ただ、いろいろなうわさが流れておりまして、どこの病院で幾つ欲しいだとかというううわさが流れておりますけれども、当共立病院では今回は増床予定はないということで、これはＳＭＡが今指定管理者としてやってくれておりまして、引き続いて５月からの新病院もお願いすることになるわけですが、そういった関係で新病院のＳＭＡの経営、ＳＭＡにそういった考え等はあるのかということで我々もお聞きしましたけれども、もう今の154床でいくという考え方のようであります。したがって、当面我々としては、今回はそういった面での増床希望はしない予定でおります。

今度できる診療所は下田メディカルセンターの附属の診療所という形で、ＳＭＡが経営してくれますので、そういう意味では、やはりＳＭＡの考え方というのを我々は尊重していかなければならないかなという思いがしております。病院経営というものの難しさ、いろいろ当地域の病院のあり方というのは、専門家ですのでそれなりの考えを持ってのそういうことであろうと思いますので、我々としてはそれを尊重していきたいと、現在はそういう思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろな指定管理を受けているＳＭＡさんがそういう形だという形があるという考えですけれども、共立病院としたら、増床の希望もあるよという話もあってもいいんではないかなと。その先が湊であってもいいのかなと。あるいは下田の六丁目でもいいんですけれども、湊であってもいいんではないかと。これから新たな病院をまた湊につくるという形も考えられるかなと私は考えますけれどもね。そう考える人もおられるという話を聞いておいていただけたらなと。今のところはＳＭＡの関係があるから、そういうものはないんですけれども、そういう話もありますよというふうに考えておいていただきたいと思います。

次にまいります。生活環境の整備についてでございます。

私も毎回質問しているんですけれども、山間地域あるいは水田等大変荒れて、高齢化のせいとかといろいろなっていますけれども、でもやっぱり荒れていると、毎回言うんですけれども、観光あるいは生活するにも非常に苦しくなってくる。要するに家がジャングルの中に住んでいるような形になってくるんではないかなと。特に山間地域のところは、昔は周りがきれいだったんですけれども、水田等が荒らされて、そこに木が生えてきて、もう山の中に家がなってしまったという地区もあるわけですから、そういうことを考えると、山林等をうまく整備していただけたらなと考えますが、その県道あるいは町道等の生い茂りも、車が通れない、家も日が当たらない、あるいは畑も、前の畑が木に生えてきたからもうつくらないという形になってくるわけですけれども、その対策等をどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

道路対策につきましては、樹目の生い茂りにより通行に支障がある場合、国県道につきましては下田土木事務所に連絡し処理をお願いしております。町道につきましては、区長や通行者等から通報があった場合や職員の判断により危険と思われるときは、道路ののり面等の道路敷内に生えている樹木等については、業者に委託し処理しております。また、民有地から道路上空に張り出し通行の支障となっている樹木については、地権者の同意を得た後、業者に委託し処理をしております。さらに山間地域につきましては、手入れの行き届かない荒廃する森林が増加している現状ですが、静岡県の実施する森の力再生事業により今年度、林業認定事業体により下賀茂地区を初め４地区で針葉樹などの人工林再生整備33.11ヘクタール、竹林、広葉樹等再生整備3.15ヘクタールが実施されております。加えて、加納地区では

桃源郷里山づくりネットワークによる森づくり県民大作戦事業に参加し、走雲峡ライン沿いの清掃、森林整備を年２回実施しております。このほか、林業認定事業体による静岡林業再生プロジェクト事業を活用した森林整備9.04ヘクタールが現在実施されております。

今後も、さらなる荒廃森林の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一番大変なのは草刈りよりも木を切るのが大変だという形があって、県の事業による森の力で再生事業という形で山林等を整備しているという話を聞いておりますけれども、この整備をどんどん続けていくほうがいいんではないかなと。それに対しては、林業体が少ないから面積も少ない、伸びていかない、あるいは南伊豆町に対する県の予算づけが少ないから伸びていかないという理由等もあると思うんですが、森の力再生事業で伸びていかない理由等はどういうものがあるのかをお伺いいたしますけれども、あるいはどのようにして伸びてきているのか。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　南伊豆町におきましては、森の力再生事業につきましては、実施率はよい、賀茂郡下でも一番よいという形になっております。議員がおっしゃられますように、やはり荒廃森林の解消というのは森林整備を行っていくということが重要となっておりまして、ことし森林整備計画というのを新たに更新の年で樹立するんですけれども、その中には林業認定事業体の計画も盛り込まれております。それには、やはり山林の所有者と林業認定事業体が一体となって進めなければなりません。そして、今言いました森の力ですとか、静岡林業再生プロジェクトですとか、美しい森づくり事業ですとかと多種多様の事業で、そして推進して解消するという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いい事業だから一生懸命やっていただきたいんですけれども、その中で道路からいきなり山があるようなところ、そういうところは先にやっていただければ、道路の日当たりもよくなるのかなと考えますけれども、そういうところというのは道路に近いというところは、どうしても地権者の同意等が得られないから、そういう森の力でやってこ

られないのかどうなのか。銀の湯の裏なんかはその力で、何とかというやつでやったという話を聞いていますけれども、それに近いものを道路沿いでやっていただけたらなと思うんですが、そういう道路沿いのほうの推進の考え等は、産業課長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

そのとおりでございまして、地権者の同意が得られないというのはやはりネックになります。それと、今言いましたように、森の力再生事業というのは、針葉樹と広葉樹とございまして、針葉樹のほうの予算づけというのは多いんですけれども、広葉樹のほうは枠が小さくなっているということもございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一生懸命このようにやっていただければ、町もよくなってきれいになってくるものですから、推進していただきたいと思います。

それで、２番目の山林等を保全するために不動産の所有権移転時に管理保全計画を出させたらどうかという、それを町としても義務化させたらどうかというふうに考えます。先ほどの、この前の質問のように、山林に人が入らないという状況で、山林があいてくるという状況ではなくて、土地を買うことによって単なる貯金であるなんて言われても困るわけで、その方に山へ入ってもらってきれいにしてもらうと。その土地をきれいにしてもらうという形も考えなければいけない。そういう形を考えたときに、環境保全計画等の書類を報告だけでもいいですから、出していただくような考え等を考えていられないのか。考えていく考えがないのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

近年では、全国的に手入れの行き届かない荒廃する森林が増加し、町内でも増加している現状であります。

現在のところ、所有者に対し森林法に基づく町の森林整備計画により、整備保全を指導しております。また、町内には森林法に基づく保安林制度により、土砂の流出防備、保安林、暴風保安林、魚つき保安林などの指定がなされ、森林の有する公益的機能を発揮させる必要

がある森林を保安林として指定しております。

また、森林法の改正により、森林の土地所有者届け出制度が平成24年４月から開始されます。山林等の保全をするために、不動産の所有権移転時に管理保全計画の提出を義務化の条例制定につきましては、現状を踏まえ検討事項と思われますが、全国的、また県内におきましても例はありません。

当町といたしましては、県の指針となる伊豆地域森林計画を重視しつつ、町森林整備計画に基づき、土砂の流出、崩壊、その他災害を発生させるおそれがある場合などには、保安林指定するなどの対策を実施し、森林法の改正による森林の土地所有者届け出制度を活用し、助言、指導に当たり、今後もさらなる森林の整備保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　この助言等を行っていくと言われましたから、その点うまくやっていただけたら所有者が山に入ってきれいにする。あるいは、先ほど言った森の力とか、それと似たような制度を使ってきれいにしていただけたら、大変住みよい町になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町職員の資質、職務活性化策についてお伺いいたします。

職員の資質、能力の向上策をどのように考え、どのように取り組んでおられるのか。また、職員が常に意欲を持って職務に取り組む方策、取り組み等はどのようになっているのかを、年に１回ぐらいですか、毎回聞くもので職員の皆さんからは余りいい顔で清水は見られていないんですけれども、それについてお伺いいたしますので答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題は清水議員がもう今言われるように、過去に何回となく質問をされております。内容は前々から述べておる内容とほとんど変わってはおりませんけれども、ここでまた改めてお答えしたいと思います。

まず、職員の資質、能力の向上策としては、一番に挙げられるものは職員研修であると思います。この研修の重要性につきましては私も認識しておりまして、本年度は職員研修基本計画を策定して、その中で研修年間予定を立てまして、それにのっとって研修を実施してお

ります。そして、今年度は静岡県との人事交流制度で県人事課の人材育成班に職員を派遣し、１年間県及び市町職員の研修実務に従事させました。そして、そこで得たノウハウを来年度から本町の職員研修に取り込み、より効果的な研修となるよう進めてまいりたいと思います。

加えて、県町村会及び郡の町長会が主催します職員研修にも、これは資質、能力の向上のため積極的に研修に職員を参加させておるところであります。

今後もこういった機会をとらえて、より今まで以上にこういった研修には職員を派遣して、資質の向上、能力の向上に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。

基本計画も新たにつくったという形があるという形で、これがうまくいっていただけたら大変町もよくなってくるのかなと、職員も一生懸命やっていただけるのかなと思いますけれども、この２つ目の職員が常に意欲を持って職務に取り組む方策、取り組みはどのようになっているのかとお伺いしますけれども、新庁舎になって、効果は職員の仕事、一生懸命、逆に言うと壁がなくなってフラット化したことによって仕事の能率が上がったとかという話もあると思うんですけれども、職務に対する取り組み、方策等はどのように行われているのか、お伺いいたします。２番目です。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

今までの職員研修といえば、例えば新任係長研修ですとか、新任課長研修等の階層別の研修でございまして、それぞれの立場に応じた心構えを研修するものや、地方自治法の研修、法制執務研修等の一般基礎研修で、地方公務員としての基礎知識を学習するものが中心でありました。そこで、職員が意欲を持って職務に取り組む方策、職務の活性化を図るための方策を推進していくことも今後は必要であるというふうには認識しております。そのためには、公務員として働くことの根本をいま一度再認識することや、公務員としての心意気だけではなかなか務まるものではありませんので、ワークライフバランスなどの働きやすい職場の環境づくりを行うことなども必要と考えております。

また、新年度は県主催の市町職員研修として、生き生きとした働き方講座、生き生きとした職場づくり講座などの新規の講座が開設されるとのことですので、職員を参加させまして、

そういった側面からも人材育成を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　この話は大体わかりました。

最後まとめですけれども、町長にこの職員の資質、職務の活性化策について意気込みを聞いて、この質問の最後にしたいと思いますので、今後一生懸命やるというふうに、あるいは叱咤激励して職員頑張れよという話で、私も町長も頑張るという答弁をいただきたいんですが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むということであると思います。それはやはりそれぞれの個人の気持ちの問題があると思います。まず自覚と責任、そして職場での自分の存在、それをしっかりと自覚するということ。そして、それぞれの部署で与えられた仕事をしっかり、これは当たり前のことですけれども、やるということ。

そして、私は、何よりも声をかけ合うこと、明るい職場でないとねという思いがしております。ですから、これは何度も言っていますけれども、まずあいさつはしなさいと、これは職員間でももちろんですし、来たお客さんにはそれ以上にしなければならない。これは言っていますけれども、こんなのはもう当たり前の基本の基本ですけれども、そういう思いでいますので、今後はまず職員としての自覚と責任をしっかり持って、そしてそれぞれの職務を遂行するということを再度職員には徹底していきたいと。そして明るい職場であってほしいということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長の強い決意を聞いて、職員も一生懸命やっていただけるのではないかなと思いますので、町も職員が一生懸命やっていくことによって活性化してくるんではないかなと考えますので、そういう形で職員の指導を一生懸命、町長にもやっていただくのをお願いしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　４時１８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２４年　3月　6日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２４年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２４年３月７日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第　４号　人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第　３　議第　５号　南伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第　４　議第　６号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第　５　議第　７号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第　６　議第　８号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第　７　議第　９号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第　８　議第１０号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第　９　議第１１号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第１０　議第１２号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
日程第１１　議第１３号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１２　議第１４号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１３　議第１５号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１４　議第１６号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１５　議第１７号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１６　議第１８号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１７　議第１９号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
日程第１８　議第２０号　南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１９　議第２１号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第２０　議第２２号　南伊豆町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第２１　議第２３号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第２２　議第２４号　賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定につ

いて

日程第２３　議第２５号　賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定について

日程第２４　議第２６号　南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

日程第２５　議第５３号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第２６　議第２７号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定について

日程第２７　議第２８号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定について

日程第２８　議第２９号　工事請負契約の変更について

日程第２９　議第３０号　指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）

日程第３０　議第３１号　指定管理者の指定について（弓ケ浜温泉公衆浴場）

日程第３１　議第３２号　平成２３年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）

日程第３２　議第３３号　平成２３年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第３３　議第３４号　平成２３年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第３４　議第３５号　平成２３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第３５　議第３６号　平成２３年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第２号）

日程第３６　議第３７号　平成２３年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第３７　議第３８号　平成２３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第３８　議第３９号　平成２３年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第３９　議第４０号　平成２４年度南伊豆町一般会計予算

日程第４０　議第４１号　平成２４年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第４１　議第４２号　平成２４年度南伊豆町介護保険特別会計予算

日程第４２　議第４３号　平成２４年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

日程第４３　議第４４号　平成２４年度南伊豆町南上財産区特別会計予算

日程第４４　議第４５号　平成２４年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算

日程第４５　議第４６号　平成２４年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算

日程第４６　議第４７号　平成２４年度南伊豆町土地取得特別会計予算

日程第４７　議第４８号　平成２４年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算

日程第４８　議第４９号　平成２４年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算

日程第４９　議第５０号　平成２４年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算

日程第５０　議第５１号　平成２４年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算

日程第５１　議第５２号　平成２４年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	総務課長	松本恒明君
会計管理者	奥村　豊君	建設課長	藤原富雄君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君
健康福祉課長	大年清一君	教育事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	企画調整課長	谷　半時君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　皆さんおはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第３日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎議第４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第４号　人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第４号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町内において、法務大臣から委嘱されている人権擁護委員５名のうち１名が、平成24年６月30日をもって任期満了となることに伴い、人権擁護委員の候補者を推薦するものであります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項に、市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。南伊豆町下賀茂201番地の４、渡邊芳男氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であります。

なお、委員の任期は３年となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第４号　人権擁護委員の候補者の推薦については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第４号議案は同意することに決定しました。

◎議第５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第５号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第５号議案の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であり、また、教育長でもあります渡邉浩氏から、任期途中ではありますが、本年３月31日をもって辞職したい旨の申し出がありました。渡邉氏は、人格も高潔で、教育文化に識見を有しており、教育委員会委員として適任者であると考え慰留に努めましたが、本人の意思が固いため、同意することといたしました。

同氏は平成17年９月27日就任以来、６年半にわたり教育行政の発展にご尽力を賜りました。心から厚くお礼を申し上げます。

後任には、石廊崎の小澤義一氏を任命したく、提案をいたします。同氏は、長年教育者として教鞭をとり、学校教育に対する豊富な経験と深い識見を有しており、教育委員会委員として適任であると存じ、提案申し上げます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条により、渡邉氏の在任期間であります１年６カ月となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第５号　南伊豆町教育委員会委員の任命については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第５号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第６号～議第１２号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第６号から議第12号まで、南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について、７件を一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第６号から議第12号までの提案理由を申し上げます。

本案は、南崎財産区管理委員会委員の任期が平成24年３月31日に満了することに伴う７人の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理委員会委員は、地方自治法第296条の２及び南伊豆町南崎財産区管理会条例第３条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものであります。

つきましては、南崎財産区の管理運営に精通しております、石廊崎289番地の３、小澤義一、石廊崎320番地の１、鈴木達男、大瀬349番地、菊池　勉、大瀬540番地の１、菊池和夫、下流109番地、平山　繁、下流555番地、平山宗一、下流122番地の１、平山峰生を南崎財産区管理会委員として選任したく、ご提案申し上げます。

なお、選任委員の履歴につきましては別紙のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　ちょっと確認のためにお伺いします。

小澤義一さん、教育委員と、そして財産区の管理会委員、この別に兼ねることには、法律上、異議はないわけですね。その辺を確認のために。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

教育委員の兼職禁止につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第６条に兼職禁止規定がございます。ちょっと読みますけれども、「委員は地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない」という規定がございます。それと、あと地方自治法の執行機関とかという規定がございますが、そういったことをあわせて考えますと、兼職規定には該当しません。

それと、県教委及び県教委から文部科学省まで照会をして確認いたしましたが、問題ないという回答を得ています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

谷正君。

○４番（谷　　正君）　ちょっと確認させてください。私の勘違いならそれでいいんですけれども、議第11号の南崎地区の財産管理委員会の選任の平山宗一氏の生年月日が昭和22年にな

っていますけれども、これは23年ではなくて、22年でよろしいですか。ちょっとそれを確認させてください。

○議長（梅本和熙君）　暫時休憩といたします。

休憩　午前　９時４２分

再開　午前　９時４４分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　大変申しわけありません。谷議員のご指摘のとおり、生年月日が昭和22年は「23年」が正しかったです。私どもの確認ミスでございます。申しわけありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　わかりました。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　今、それでいいんですけれども、じゃ、これは、ここのものを訂正するという形で処理していただきたいということですね。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　生年月日の「昭和22年」を「昭和23年」に訂正させていただきたいと思います。お手数かけます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第６号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第６号議案は同意することに決定いたしました。

採決します。

議第７号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第７号議案は同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第８号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第８号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第９号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第９号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第10号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第10号議案は同意することに決定いたしました。

採決します。

議第11号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第11号議案は同意することに決定いたしました。

採決します。

議第12号　南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第12号議案は同意することに決定しました。

◎議第１３号～議第１９号までの上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第13号から議第19号まで、南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について、７件を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第13号から19号までの提案理由を申し上げます。

議第13号から議第19号議案までは、三坂財産区管理会委員の任期が平成24年３月31日に満了になることに伴います７人の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理委員会委員は、地方自治法第296条の２及び南伊豆町三坂財産区管理会条例第３条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものであります。

つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております、一色98番地、外岡　昭、一色304番地、黒田　宏、入間724番地の３、里中長平、入間893番地、藤田喜代治、入間1301番地の１、高野　馨、入間1304番地の１、山口和之、入間370番地、勝田憲明を三坂財産区管理会委員として選任したく、ご提案申し上げます。

なお、選任委員の履歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第13号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第13号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第14号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第14号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第15号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第15号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第16号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第16号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第17号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第17号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第18号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第18号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第19号　南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第19号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第20号　南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第20号議案の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町等の依頼もしくは要求に応じ、公務の遂行、補助のため職員以外の者が出張した場合、実費弁償を報償費として支給することになっております。しかし、このような場合、旅費として支給するのがより適当でありますので、南伊豆町職員の旅費に関する条例を職員以外の者の出張についても適用させることとし、同条例の一部改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号　南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第21号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第21号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の復興及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法改正に伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君）　ただいま上程されました議第21号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定に関する内容説明を申し上げます。

この税制改正においては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年12月２日に公布されたことにより、南伊豆町税賦課徴収条例の改正の必要が生じたものであります。

その一部内容がお手元の本文であります。改正文の南伊豆町税賦課徴収条例第95条、たばこ税率につきましては、「1,000本につき4,618円」が「1,000本につき5,262円」となります。644円上がります。

附則第９条の削除ですが、個人住民税退職所得の10％の税額控除が廃止されます。

附則第16条の２、たばこ税率の特例は、３級品の当該廃止時における品目と同一である喫煙用の紙巻きたばこに係る税率、「1,000本に2,190円」が、当分の間「1,000本につき2,495円」となります。305円上がります。

東日本大震災に係る雑損控除額の特例、附則第22条の特例損失金額、災害関連支出がある場合、23年分の損失を選択により22年分の損失として雑損控除の適用となり、申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、損失の金額としてこの条例の規定を適用することができます。親族資産損失額も同様であります。

最後の第25条です。個人町民税の特例ですが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の特例に関する法律として、昭和26年から平成35年までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の課税標準税率、現行3,000円について5,000円を加算した額3,500円とするものです。

以上が今回の主な改正でございます。これらの改正の施行日等につきましては、附則をごらんください。

第１条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）附則第９条の改正規定及び次条の規定、平成25年１月１日。

（２）第95条の改正規定、附則第16条の２第１項の改正規定及び附則第３条の規定、平成25年４月１日。

町民税に関する経過措置、第２条、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等、この条例による改正前の町税賦課徴収条例第53条の２に規定する退職手当等をいう。これに係る

この条例による改正前の賦課徴収条例附則第９条第１項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

町たばこ税に関する経過措置、第３条、平成25年４月１日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

固定資産税の納期に係る臨時特例措置です。第４条、平成24年度分の固定資産税に限り、第67条第１項の規定について、同項中４月15日から同月30日までとあるのは、５月15日から５月31日までとする。この第４条の臨時特例措置でありますが、24年度は固定資産税の評価替えの年であるとともに、現在、国において社会保障と税の一体改革の中で審議中である地方税法の改正に伴う納期の変更をさせていただくものであります。

それから、先ほど第25条の中で、均等割の課税標準税率、現行3,000円について「5,000円」と言いましたけれども、「500円」を加算した額、3,500円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第21号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第22号　南伊豆町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第22号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、図書館協議会委員の任命につき、南伊豆町立図書館設置及び管理条例第７条において基準を定めておりますが、同条に規定する図書館法第15条が改正されたことにより、図書館協議会委員の任命の基準を図書館を設置する地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、改正を行うものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　議第22号につきましてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由の中でも申し上げましたが、今回、図書館法第15条が改正され、委員の任命基準につきまして、地方公共団体の条例で定めることとなりました。それを受けまして、南伊豆町立図書館設置及び管理条例第７条第１項に、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する」を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号　南伊豆町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第23号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第23号議案の提案理由を申し上げます。

本年度は、平成24年度から平成26年度までの３年間を計画期間とする第５期介護保険事業

計画の策定の年に当たるため、南伊豆町高齢者保健福祉計画等策定委員会において計画の策定を行っております。第５期期間中の第１号被保険者の介護保険料については、介護給付費準備基金の取り崩し等により介護給付費の伸びによる保険料への影響を抑制しておりますが、被保険者数要介護、支援認定者数の状況や過去の介護保険給付実績等をもとに、介護報酬の改定を加味して今後３年間の介護給付費を見込みますと、４期計画に対し約25％の値上げが避けて通れない状況になっております。このため、介護保険料を改定すべく南伊豆町介護保険条例の一部の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、ご説明いたします。今日お配りした説明資料、南伊豆町の介護保険条例の新旧対照表をごらんください。

この条例の第２条の、旧のほうですけれども、「平成21年度から平成23年度」という部分を「平成24年度から平成26年度」までに改正することと、それから、保険料につきまして、旧のほうに記載してあります１号から６号までの括弧のほうの金額、これは年額ですけれども、この括弧の意味ですが、次のページに附則２条で、平成21年度から23年度までの保険料は第２条１項の規定にかかわらずそこに記載してございますとおり、（１）から（６）まで１万9,200円から５万7,600円、この金額にいたしますという附則の規定がございますために、この括弧書きをつけさせていただきました。

これによりまして、２条の第１号、１万9,200円、２号、１万9,200円、３号、２万8,800円、４号、３万8,400円、５号、４万8,000円、６号、５万7,600円をそれぞれ左側の新の欄に記載してありますけれども、２万4,000円から第６号の７万2,000円まで25％の引き上げをそれぞれお願いするということでございます。

これにつきましては、先ほど町長のほうからも若干説明がございましたけれども、過去の給付実績や認定者数の推移等から、平成24年度から26年度までの第５期南伊豆町介護保険事業計画における給付費等を算定いたしまして、第１号被保険者、これは65歳以上の方の保険料でございますけれども、その保険料を設定したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　この裏側の附則は、そうすると廃棄するというか、裏側の介護保険条例の附則、平成21年３月26日のものは削除するという考えでよろしいんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　この規定はあくまでも平成21年度から23年度までの規定ということでございますので、削除といいますか、これはこれからの、平成24年度からのこの条文には該当しないということでございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　先ほど町長からも提案説明があって、健康福祉課長からも説明がありましたが、現行の枠内ではこうなってしまうんだと思いますが、町長にお伺いしますけれども、介護保険制度そのもの、この間、制度の見直し等々で、いわゆる制度があっても、受けたくても受けられない、あるいはこれから訪問介護では、在宅の介護の時間が狭められるとか、いわゆるサービスが縮小される、そういう傾向があると。一方で、費用負担がふえるという傾向になっているんだと思います。

こういう点で私は、国家がもう少し国庫助成を介護保険に投入して被保険者の負担を減らすべきだと思いますが、そういう点について、責任者として考えを持っておられるか、その点あれば、また、担当のほうでもそういう問題に関する認識はどのようにとらえているか、その点を答えていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

いわゆる介護認定の問題だと思います。これは、審査会がありまして、そこで介護認定をして、そしてそれぞれの審査結果に基づく要介護者を等級別に対応しているわけですけれども、これの具体的な内容は担当課長から説明させますが、今、高齢化が進む中で、やはり今、議員が言われるような要介護認定というのは、傾向としてはふえてきているのではないかと私も思います。そういうことも含めて、我々としては今後の課題として、高齢者対策福祉の一環として、さらにそういった面での要望にこたえられるような整備も考えていかなければならないかなという思いがしております。

細かいことは、担当課長から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　この介護保険制度でございますけれども、年々負担が増していくということは事実でございまして、これを何とか抑えるべく、基金等の取り崩しも今回ある程度は見込んでおります。しかし、これもやはり介護サービスのニーズがどんどん高まっておる時代でありまして、どうしても費用のほうは、今の制度の中では負担が増していくという中でございますけれども、その中で何とかこれからも、その認定も含めまして、十分考慮しまして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　本当にこの介護保険は、これは値上げも仕方ないのかなという気もします。しかし、私も年寄りを抱えていて、介護保険を使わせていただいて、施設のほうにも入ったりしているわけですけれども、本当に町長ね、年寄りが今、国民年金にしてももらっているわけですね。私は、その年金で間に合うような、支払いができるような介護保険にしていただけると助かるわけですが、そういうようなことを今後、この上のほうの会議に出られるときに、そういう要望というのが必要じゃないのかなという気がします。それをちょっと要望しておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このいわゆる年金でということですけれども、これも難しい問題で、渡邉議員の言わんとすることはわかりますが、これは、一応ご意見として承っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　ほかに。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　平成24年度から26年度にかけての25％増、そして、多分この今のお話からすると、どうも今後、その後もまた上がっていく状況にあると思うんですけれども、ただ、今、渡邉議員がおっしゃられたこととかなりバッティングはしてまいります。

今ちょっと私の仕事の関係で確定申告ということをやっておるわけですけれども、年金から直接控除される形、あの形というのは非常に問題があると私も思っております。これ以上上がってくると、多分もう負担し切れないという状況もある状況になってくる可能性もある

と思うんですけれども、今後、それもさることながら、この25％という枠を超えてしまう可能性がある限りにおいては、非常に問題になってくると思う。

だから、今、今後、町としてやっていくべきことを、介護保険料というものをなるべく抑えるような形にしていかなければならないという形があると思うんですが、これについて何か策があるのかをお答え願えないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　おっしゃるとおり、今回25％という引き上げでございますけれども、先ほど少し申しましたが、この第５期の介護保険事業計画におきましても、基金の取り崩し等も若干考慮しまして、引き上げを最小限にいたしておるということで、これはまだ確定ではございませんけれども、県下の状況でございますが、介護保険料の基準額といいまして、ここで言いますと第４号の額になりますが、南伊豆町で今度４万8,000円ということ、これを月額に直しますと4,000円でございます。今の段階で県の平均を見ますと4,700円ということで、この保険料の分布を見ますと、南伊豆町は県内で保険料の額としましては最低の部類に入っておるということで、一応、我々としても下げる努力はしておるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　これはちょっと確認ですけれども、これは均等割なんですか。これの所得割もありますよね。所得割の税率というものは、何か上がるとか上がらないとかということはないんですか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　これは、所得割等ということよりも、各段階ごとにおのおの決まっておりまして、例えば第１段階ですと、生活保護世帯とか老齢福祉年金受給者等ということです。所得割の割合があるということではございません。例えば第４段階で言いますと、本人が非課税で世帯に住民税が課税されていることというぐあいに対象者がなっておりますので、所得に何％掛けるということではございません。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今いろいろ介護保険料の問題が出ております。我々はそういうことで、今、要介護に至るまで、その前の段階で、いわば予備軍という言い方をしていいか悪いかこれはあれですけれども、そういう方たちを包括支援センターでいろいろ指導しております。

これには、例えば水中トリムであったり、そういう面での要介護にならないように、そうすれば介護認定にならずにそういった経費も軽くなってくるだろうということですので、やはりそういった面で我々としては、これは健康づくりと一緒ですけれども、こういう高齢者の方たちへのそういうサポートといいますか指導も行っていきたいと。

これらも今後さらに、今言われるような介護保険料がこうして上がっていくと、ある意味では将来不安につながると思うんですよ。ですから、そういう意味でも、こういった包括支援の面をもっと指導を強化して取り組んでいただきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。ぜひお願いいたします。本当に、まさに今、町長がおっしゃったとおり、要介護を上げないような仕組み、研修なり、そういう集まり等をやって、どんどん勉強なり運動なりしていくような、そういうシステムづくりというのは絶対必要になってくると思いますので、その点をよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　議第23号に対する反対の討論を行います。

これは、私は質疑でも行いましたが、これは町のやっている取り組みに対する反対というよりも、介護保険制度を改めなければならないという、そういう観点での反対の討論であります。

本日も平成23年度の一般会計補正予算等々でも介護保険は審議されますけれども、町では、この介護保険制度の不十分な枠組みの中でも、先ほど担当が答弁したように、県内でも保険料は非常に安く抑えていると。それと、この間、議会の審議でも繰り返しやっておりますが、いわゆる介護に至るまでの高齢者のサービスを充足させているということに対しては評価を

しているものであります。

一方で、今、国会でも審議になっている社会保障と税の一体改革とかという言葉で出されておりますが、本来、現行の消費税を導入するときの対応が高齢化社会に対応したものだということであって、国民の負担をそこで賄うというものが、実際にはそうならないで介護保険制度の導入となってきているわけですが、介護保険制度が導入されて、一方で「保険あって介護なし」と。この間の状況は、先ほど私も一端を申しましたけれども、いわゆる給付が徐々に切り下げられている、これまで介護を受けていても介護を受けられない。当然受けなければならないところが、保険料を払っていても切り下げられる。これは、制度上やむを得ない事態に現場も置かれている、そういうジレンマがあります。

これは、一市町の段階では変えることはできません。政府、国会でこれを変えていく取り組み、声を上げていく必要があります。そういう点で質疑でも多く意見が出たものだと思います。そういう点、この制度を変えていくということを念頭に置きながら、この取り組みを進め、被保険者のサービス低下がなるべく起こらない、その取り組みを期待して、この第23号に対する反対の討論といたします。

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第23号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３９分

○議長（梅本和熙君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第24号　賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第24号の提案理由を申し上げます。

本案は、賀茂郡５町で構成している賀茂郡介護認定審査会の共同設置規約について、南伊豆町役場の位置変更に伴い、規約の一部を変更するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号　賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定については、原

案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第25号　賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第25号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、賀茂地区１市５町で構成している賀茂地区障害認定審査会の共同設置規約について、南伊豆町役場の位置変更に伴い、規約の一部を変更するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号　賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第26号　南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第26号議案の提案理由を申し上げます。

平成23年５月２日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が一部改正されました。この公営住宅法の改正に伴い、町営住宅の入居者資格である同居親族要件については廃止されますが、当町としましては、現行どおりの入居基準の要件を維持するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては建設課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　ただいま上程されました議第26号　南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例に関する内容説明を申し上げます。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律の公布に伴い、公営住宅法が改正され、入居者資格のうち同居親族要件が廃止されます。同居親族要件を廃止した場合、若年単身者の入居が可能になるなど新たな階層の入居によるコミュニティの活性化が期待できる反面、応募倍率の上昇により真に必要とされる者の入居が一層困難になることが懸念されます。

本町では、町営住宅の需要状況等にかんがみ、現状で引き続き同居親族要件を維持していくことが望ましいと考えております。これまで公営住宅法施行令に規定されておりました60歳以上の者、身体に障害がある者等、特に居住の安定を図る必要がある者について単身入居が可能な旨の条例を設ける改正を行うことにより、公営住宅法が改正されても入居者資格は従前と変わらないことになります。

内容につきまして、本日お手元に配付いたしました南伊豆町営住宅管理条例の新旧対照表によりご説明を申し上げます。新旧対照表の１ページをごらんいただきたいと思います。右側のほうが旧条文、左側が改正の条文となっております。また、改正箇所には下線を表示しております。

第６条中及び２号につきましては、公営住宅施行令が改正されたため、条文の改正と金額の表示をしました。また、イ、ロ、ハにつきましては、県の文書事務の手引により、ア、イ、ウに改正いたしました。

ページをめくっていただきまして、２ページ、３ページ、４ページの第６条の２及び第６条の３につきましては、同じく施行令が改正されたため、単身入居者の要件と裁量階層の要件の条文を追加いたしました。５ページの第７条と第８条につきましては、条文を追加したための下線の箇所の改正を行いました。

また、附則として、この条例は、平成24年４月１日から施行することとしております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第26号　南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第53号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第53号の提案理由を申し上げます。

平成24年４月から認定こども園が開園することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたので提案するものであります。

改正内容は、別表１中の「幼稚園長」を「認定こども園長」に改め、報酬額「月額８万円」を「月額15万円」に改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　認定こども園長、月額15万円と書いてございますけれども、これは、子育て支援センター長も兼ねている金額でございましょうか。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　認定こども園の中の子育て支援センターの所長につきましては、町の町職の方をお願いしますので、これの中には入っておりません。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第27号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第27号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、共立湊病院組合の移転による名称等の変更に伴い、組合規約の全部を変更する必要が生じたため規約を制定するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　ご説明いたします。お配りした説明資料をごらんください。

規約の新旧対照表でございますけれども、今回の規約変更につきましては、現在、下田市に建築中の新病院の名称を下田メディカルセンターとすることに伴いまして、規約第１条に定める組合の名称を「共立湊病院組合」から「一部事務組合下田メディカルセンター」に変更することでございます。

それから次に、第３条でございますけれども、跡地での地域医療の継続を図り、あわせて介護老人保健施設事業における施設基準を確保するため、なぎさ園に隣接して下田メディカルセンター附属クリニックを併設することといたしましたので、第３条にこれを追加するものでございます。

このほか、第４条で定める組合事務所の位置は、新病院の敷地内に移転することとなりました。

次に、２ページをお願いいたします。

第９条では、組合管理者を新病院の移転先であります「下田市長」に変更し、副管理者を「２名」から「１名」にすることといたしました。

続いて、３ページをごらんください。

第12条では、規約変更後の第３条に掲げる施設すべてが利用料金制となりますので、診療報酬及び介護報酬は指定管理者が直接受けることになるため、組合の収入から除外する条文変更を行うとともに、同条第２項では、同クリニックの経費区分を介護老人保健と同様にするものであります。

なお、本変更規約の施行日は、新病院開院日の平成24年５月１日とするものでございます。

本規約の変更につきましては、賀茂地区各市町の３月定例会に同時に上程されておるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○４番（谷　　正君）　これは委員会付託になると思うんですが、私は第２の所属なものですから、ここで質問させていただきます。２つほど質問させていただきます。

まず、この名前について、どういう経過でこの名前になったかということと、それから、今、課長の説明がございました９条の管理者等の関係で、「会計管理者は、南伊豆町の会計管理者をもって充てる」ということですが、一般的には、いわゆる所属の下田市という認識があるのですが、ここについて、なぜ南伊豆町の会計管理者なのかということをお願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　最初に、会計管理者の関係から申し上げます。

ここで言う会計管理者は、病院事業とは別に介護老人保健施設のほうの会計管理者でございますので、具体的に言うとなぎさ園でございますね、なぎさ園の会計管理者ということで、引き続き南伊豆町の会計管理者が務めるということでございます。

それから、この名称になった経過でございますけれども、ちょっと私は存じ上げませんが、よろしいですかね。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この下田メディカルセンターという名称ですけれども、これは今、指定管理をお願いしているいわゆるＳＭＡのほうの意向等で、こういった名前が最初もうつけられたという経緯があります。

この法人のいわゆる下田ＳＭＡ、静岡メディカルアライアンスです、こういった法人名等を照らし合わせた中で、恐らくＳＭＡのほうでそういった名称がいいだろうということの中で、まだ仮称ですけれども、我々も、もちろんこれは今までこういった使い方をしてきておりまして、そういったことで運営会議あるいは組合会議でも、こういう名称で今まで、仮称

でありましても使ってきております。そういう経緯があります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　そうした場合、いわゆる営業主体、事業主体とこちらの一部組合というのは、必ずしも一致しなくてもいいのではないかという認識が私はあるんです。

それともう一つ、今、福祉課長が言いました、なぎさ園があるから引き続き会計管理者を南伊豆町ということですが、いわゆる主な会計業務というのは、当然本院のほうへ移るわけですよね。そういう関係があるものですから、なぎさ園の会計管理というのは、どちらかというといわゆる主じゃなくて従になると思うんですが、そこの関係をもうちょっと説明をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　会計管理者。

○会計管理者（奥村　豊君）　お答えいたします。

一部事務組合のほうの会計につきましては、企業会計でありますので事務組合のほうでやっております。同じく下田のほうに南豆衛生プラント組合もありますが、そちらの会計管理者も南伊豆町が担当しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑は。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　１つだけお聞きしたいと思います。

湊にできる診療所は、これを見ますと湊クリニックという形の名称になると解釈しておいてもよろしいでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　そのとおりでございます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、本案を第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第28号の提案理由を申し上げます。

昨年末に完成いたしました役場新庁舎は、町民の皆様の交流の場として多目的ホール、多目的室及び調理室を併設し、現在試験的に３月末日まで平日の夜間及び土日、祝祭日の無料貸し出しを実施中であります。

本条例は、４月１日の駐車場を含めた新庁舎の完全オープンに合わせ、多目的ホール、多目的室及び調理室を町民等の皆様の使用に供することについて、必要な事項を定めるものであります。

使用料につきましては、町内外の他施設及び類似施設の使用料を参考に設定いたしました。また、この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定め、条例と同様に４月１日から施行する予定であります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第28号議案の内容説明をさせていただきたいと思います。

表紙１枚めくっていただきたいと思います。南伊豆町庁舎ホール等使用条例でございます。

朗読説明をさせていただきます。

まず、趣旨、第１条でございます。この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の４第７項の規定により、南伊豆町庁舎内の多目的ホール、多目的室（大）、多目的室（小）及び調理室（以下「ホール等」という。）を町の事務及び事業に支障のない範囲で町民等の使用に供することについて必要な事項を定めるものとするということでございまして、第238条の４は行政財産の規定になります。ですので、第244条の公の施設ではないということでございます。

使用の許可であります。第２条。ホール等を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないということでございます。第２項としまして、その許可につきましては、条件を付することができるというようなことを規定させていただきました。

使用の制限等、第３条であります。町長は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を拒否し、使用の許可を取り消しまたは使用を停止もしくは制限することができるということで、１号から10号まで記載させていただきました。町が主催、後援する事業のために使用するときですとか、公の秩序を乱すときですとかということで、ごく一般的な規定でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。使用料、第４条でございます。町長は、ホール等を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、別表に定める使用料を徴収するということで、右側、別表第４条関係でございますが、規定をさせていただきました。午前、午後、夜間ということで、多目的ホール、多目的室（大）（小）、調理室ということでそれぞれ定めさせていただきました。先ほど町長が申し上げましたように、近隣の市町の施設ですとか現行の中央公民館等の使用料等を参考にして定めたものでございます。

使用料の減額及び免除、第５条であります。町長は、必要があると認めるときは、使用料を減額または免除することができるということでございます。

使用料の還付、第６条でございますが、既納の使用料は還付しないと、ただし、特別の理由があると認めるときは、還付することができますというような規定でございます。

第７条が権利の譲渡禁止でございます。

次に、第８条が設備の変更等の禁止。使用者は、特別の設備をし、または変更を加えてはならないという基本的な事項の規定でございます。

それから、原状回復の義務、第９条でございますが、ホール等の使用を終了したときは、直ちにホール等を原状に回復してくださいということの規定でございます。

第10条が損害賠償等の規定になります。使用者は、故意または過失によりホール等または附属設備を汚損し、もしくは損傷しまたは滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならないと。ただし、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りではないということで、損害賠償等について規定させていただきました。

事故及び責任でございます。第11条、ホール等使用時の事故は、管理上の瑕疵がない限り使用者の責任とするということでございます。

委任、第12条。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるというところでございまして、先ほどちょっと説明しましたが５条の減額、免除等についても規則で定めていく予定でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　先ほどの第５条の、この減額と免除の垣根というんですか、これが規則で定められていると申しましたけれども、ちょっと具体的に一例ぐらい挙げていただきたいということと、そして、試験的に何か今無償で開放しているということでございますが、その点の今の利用状況をちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、その点お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　規則の内容がまだ完全に煮詰まっていない部分がありますが、あくまでも案の案程度でございますが、例えば全額免除は、他の下田市ですとか国の財務省の何とか説明会ですとか、国、地方公共団体が主催するものについては100分の100。それで、町とか教育委員会が主催、共催、後援するものについては免除全額ということでございます。それから、例えば町内の体育協会ですとか文化協会への所属、加盟等、またはＮＰＯ法人が使用する場合につきましては100分の75です。それから、例えば商工会ですとか観光協会、農協、漁協さんとかが使用する場合は100分の50程度で考えたいと思っております。

それから、現在の使用の状況でございますが、連日というわけではありませんが、昨夜もフラダンスの方々が使ったりとかということで、夜間を中心に使用者が出ているというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　質疑はほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、本案を第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第29号　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第29号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年11月17日指名競争入札により、請負額７億350万円で河津・長田特定建設工事共同企業体が請け負った南伊豆町新庁舎建設工事の請負契約の変更について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

概要は、新庁舎建設工事の完成を前に、庁舎機能など現場精査したところ、設計数量、工種などに多少の増量が発生したため、当初の契約額を変更するもので、フェンス追加工事や樹木撤去などの数量的変更や物置棚の設置、ガラスフイルム張りなどの工種変更になります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号　工事請負契約の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第30号　指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第30号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、南伊豆町営温泉銀の湯会館の指定管理者候補者として大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店を選定いたしましたので、提案申し上げます。

同会館につきましては、昨年12月議会において、指定管理者制度を導入するため南伊豆町

営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議決をいただきましたので、12月27日に南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会を設置いたしました。１月６日には南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により指定管理者の公募を行い、２月10日に応募のあった企業４社のプレゼンテーションを実施し、サービスの向上や施設の適切な維持管理、効率的な運営などの点について総合評価を行った結果、指定管理者の候補者として大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店を選定いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ちょっと教えてください。この指定管理者が大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店になっておりますけれども、この関連会社というのはどういう会社なんですか、課長。まだありますか。こういうことだけを専門にやっているわけですか、ほかに関連会社で手広くやっているとかということはないわけですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　シダックスグループの一員であります。それで、イベント等の企画におきましては、大阪のユニバーサルスタジオジャパン、それから、マクドナルドの企画、あるいはキッザニア等も手がけておるという実績がございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございました。ぜひ、この管理者を任せるわけですから、シダックスと私は聞きましたけれども、カラオケのシダックスですよね。そういう関係から食べ物のこと、給食、いろいろな商売をしていますよね。ここの農作物を売っていますよね、うちのほうの湯の花売店がありますね、やはりそういうものの宣伝もして、なるべく使ってもらう、そして、観光的にもＰＲをしてもらう、そういうことを指定管理者のほうに、私は発信をしていくことが、かかわりとして縁ができたわけですから、そういうものもぜひ利用させてほしいということもやはり要望して、声を上げて発信をしていっていただきたいなということを思うわけですけれども。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

今の点につきましては委員会の中でも審議をされたところなんですけれども、全国に向けてシダックス会員に情報発信するというような提案がなされております。町といたしましても、県外者、当然かなりのエリアが含まれるだろうということで、評価の大きなポイントになりました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございます。ぜひそういったことを今後も続けていってほしいなということを要望したいということが１点と、そして、できれば、お客様のほうからも聞きますし、地元の人たちからも聞きますが、あそこで食事ができたら非常に便利だなという話を随分耳にするわけです。桜のお客さんが来ましてもね。ですから、そういったようなことを今後やっぱり行政として考えていって、あそこに食堂等々ができれば、駐車場の上にげたを履かせて、下を駐車場に使って、そして上にということなこともできようかと思います。いろいろなことを工夫しながら、あそこでそういう商売ができれば、やはり町の山の幸あるいは海の幸がここで使えるような形になってくれば、私は非常にいいのではないかという気がするものですから、そういうものも今後検討していっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

今の件も、利用者促進という形で食堂の充実という形も上げております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

○１番（加畑　毅君）　今、渡邉議員のおっしゃった質問とかぶるんですけれども、ぜひともこの今度の指定管理者の会社には意欲を持ってやってもらえるという期待を込めてお願いしたいと思います。

それから、ちなみにですけれども、４者候補者が挙がったということですけれども、その４者の名前というのを挙げてもらうことはできるんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

今の大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店でございます、今回最高点をつけました。それから、株式会社オウチュウ、株式会社ユワーズシズオカ、株式会社共立メンテナンスと

いう４者でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。今現在、運営している共立メンテナンスを抜いての指定ということで、かなり期待が持てるのではないかなと思います。ぜひここを拠点にして、イベント等も開催してもらって、南伊豆町のＰＲをやってもらえるという形を期待しております。お願いします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第30号　指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第31号　指定管理者の指定について（弓ケ浜温泉公衆浴場）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第31号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、弓ケ浜温泉公衆浴場の指定管理者候補者として大新東ヒューマンサービス株式会社静岡支店を選定いたしましたので、提案申し上げます。

同公衆浴場につきましては、議第30号議案と同様に、12月議会において、指定管理者制度を導入するため弓ケ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部改正について議決をいただきましたので、12月27日に南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会を設置いたしました。１月６日には南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により指定管理者の公募を行い、２月10日に応募のあった企業４社のプレゼンテーションを実施し、サービスの向上や施設の適切な維持管理、効率的な運営などの点について総合評価を行った結果、指定管理者の候補者として大新東ヒューマンサービス株式会社を選定いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　これは湊のおふろの話だと思うんですけれども、そうすると、これまで銀の湯の管理をしている方が、湯の花の足湯のお湯の管理もしていたと私は考えています。私の勘違いかもしれませんけれども、足湯のお湯の管理等は、銀の湯の方がそちらに行ってやっていたのではないか、あるいは仕事を銀の湯でやって、足湯も一緒にやっていたというような記憶があるんですが、この足湯のほうの管理とはこれは別なのか、大新東さんがやるのは別なのか、それとも足湯の管理はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　足湯の管理でございますけれども、これも共立メンテナンス

から大新東ヒューマンサービスに引き継ぎますので、継続して、管理は同様、銀の湯会館のほうで行っていきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　わかりました。足湯の管理も観光協会ではなくて銀の湯で管理するという形があって、じゃ、しっかりお湯の管理もしていただけると解釈しました。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第31号　指定管理者の指定ついて（弓ケ浜温泉公衆浴場）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第32号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第32号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額１億3,011万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9,005万2,000円とするものであります。年度末を控えまして、人件費や各種事業の確定等に伴う構成の増減が主な内容となっております。

歳出の主なものとしましては、財政調整基金積立金に１億4,830万円、公共施設整備基金積立金に9,899万9,000円、自立支援介護給付費に615万7,000円、共立湊病院組合負担金に1,220万2,000円、下田地区消防組合負担金に329万1,000円などを計上いたしました。

歳入の主なものは、地方税、地方交付税等を初め、交付金及び国県支出金等の確定などによる更正であります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第32号議案　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）の内容につきまして説明させていただきます。

まず、歳出からお願いいたします。36ページでございます。

歳出、１款１項１目議会費からお願いいたします。

議会費でございます。年度末を控えまして、人件費ですとか各種事業の確定に伴う更正の増または減が主なものでございます。１節報酬からそれぞれ減額をさせていただきました人件費等の確定に伴う減でございます。以下、人件費等につきましては、特別な説明がない限りは年度末を控えたもの、人事異動等に伴う最終的な確定による減でございます。よろしくお願いいたします。

次のページをごらんください。２款１項１目一般管理費でございます。20事業の一般管理事務で、給料等が550万円減、以下減でございます。総務課の給料関係につきましては、も

ともと１人分程度予備的に計上してございます。そういったものを含めまして、人事異動等が昨年ありましたけれども、そういったもので確定しましたので、減額をさせていただくものでございます。以下、21の職員厚生事務のものは事業の確定、終了に伴うものでございます。それから、一番下、48の基幹業務電算事務でございます。補正額がマイナスの600万円でございます。これは備品購入、これは基幹業務でございますのでＴＫＣの関係でございますが、機器備品、パソコンとかプリンター等を購入いたしました入札の差金と言いましょうか、そういったものが不用になったものですから減額するものであります。

39ページをごらんいただきたいと思います。

２款１項の総務管理費の中でございますが、74事業、財政調整基金でございます。１億4,830万円を積み立てまして、加えまして１億5,000万円といたします。財政調整基金、年度末になりまして、財源等の確認をいたしまして１億5,000万円を積み立てたいというものでございます。その下の77公共施設の整備基金でございます。9,899万9,000円を補正いたしまして１億円としたいものでございます。これも公共施設整備基金の積立金としてのものでございます。その下の79ふるさと応援基金150万円を加え、補正しまして200万円としたいものでございます。ふるさと応援基金の積立金、全12件分でございます。

42ページへお進みください。

２款４項３目各種選挙費ということでございまして、平成23年度県議会議員選挙、町議会議員選挙がございました。すべて確定、終了いたしましたので、最終的な調整をさせていただくということで減額するものであります。

45ページをお願いいたします。

民生費、３款１項１目社会福祉総務費でございます。これも事業確定見込み等に伴うものでございます。171障害者（児）福祉事業の扶助費等の増額365万7,000円でございます。補正額としては362万4,000円で計１億4,968万2,000円ということでございます。172保険基盤安定繰出金もマイナスでございますが、事業確定に伴うものでございます。

次のページをごらんください。46ページでございます。

186国民健康保険特別会計繰出金120万9,000円の減額でございます。これも事業の精査、確定によるものでございます。

次の47ページでございます。

３款２項２目児童福祉施設費、195児童福祉施設運営事務でございます。これは保育所の関係でございますが、７の賃金が800万円の減、これは予定していた臨時の保育士が病気で

休んだことですとか、ちょっと計算間違いがありました――申しわけありませんでした――等によるものの減額でございます。13委託料が315万円の減でございます。これは、認定こども園の設計施工管理委託料でございます。これは当初の予算よりも、再度見積もり等をとった結果、精査した結果、これだけ安くなったというところでございます。18の備品購入費、140万円の減でございますが、これにつきましては入札の差金でございます。それから、その下の196、198、199ということで、保育所の需用費の減額がございます。これは給食の賄い材料費の減額でございます。どうしても価格の変動がありますものですから、予算をとってあるんですが、最終的に減額ということでお願いしたいということでございます。

48ページをごらんください。

208子ども手当事務でございます。2,213万6,000円の減でございます。法律改正等によるものの減でございます。３月末現在で対象の子供たちが946人いるということでございます。

51ページをごらんいただきたいと思います。

４款１項でございます。保健衛生費の242老人保健ヘルス事業でございます。687万5,000円の減でございます。主に委託料がございます。健康診断等がすべて終わりました。そういったことで確定の減であります。その下の252医療施設整備推進事務、1,198万8,000円の増でございますが、共立湊病院関係の19節負担金、補助及び交付金、24の投資及び出資金でございます。

52ページをごらんください。

５款１項１目農業委員会費、280農業委員会事務でございます。これも委託料が320万円、大きな額でございますが、農地利用効率化対策業務委託料ということでございまして、農地情報管理システム――ＧＩＳの関係でございますが――の入札の差金というところでございます。

それから、54ページでございます。

５款２項１目の321林業振興事業委託料でございます。300万円の減でございます。林道青野八木山線測量業務委託料、これにつきましても入札の差金でございます。

56ページをごらんいただきたいと思います。

６款１項２目商工振興費の中でございます。商工振興事業32万6,000円の増ということでございまして、19の負担金、補助及び交付金で利子補給の関係の増でございます。実績によるものでございます。それから、３目の358観光振興事業669万2,000円の減でございます。大きなものとしましては、１需用費170万円の減、これは、あいあい岬の電気料を見込んで

おりましたが、現在閉めているために不用になったということで減でございます。それから、次のページ、15節工事請負費でございますが、中木地区の観光施設整備事業、トイレ等が完了しました。それに伴う差金等を減額するものであります。それから、19の負担金、補助及び交付金のうちの224賀茂地域のエコツーリズム促進事業負担金100万円の減でございます。国、県がストップしている、とまっているというところで不用となったものでございます。それから、その下の６目温泉管理費の372温泉浴場管理事務703万7,000円の減でございます。13委託料703万7,000円、町営温泉業務委託料ということでございます。後ほど歳入で説明いたしますが、雑入が大きく減をして、事業者委託者が収入するということに伴いまして、こちらの委託料を減するというところでございます。

60ページへお進みください。

７款２項１目土木費の道路維持費でございます。384道路維持事業でございます。453万2,000円の減でございます。主には工事請負費がございます。370万円減でございます。201につきましては安全施設補修工事、これは入札不調でございました。それで203につきましては排水路補修工事、これにつきましては、工事が延期になったというところで減額するものでございます。その下の３目の393橋梁維持事業339万9,000円減でございますが、事業の確定に伴うものでございます。

それから、63ページでございます。

７款４項１目409の港湾管理事務、これは1,090万6,000円の減でございます。負担金、補助及び交付金でございまして、事業負担金、手石新港の工事の確定に伴う減でございます。64ページ、大きなものでございますが、真ん中辺の３項の421公共下水道事業特別会計繰出金102万円でございます。28繰出金の102万円ということでございます。よろしくお願いします。

66ページでございます。

８款１項消防費の中で３目消防施設費でございますが、122万6,000円の減でございますが、大きくは18備品購入の可搬ポンプ付積載車の入札差金、もうじき納車になりますが、入札差金を減額するものでございます。その下の446災害対策事務、これにつきましても74万7,000円でございますが、大きなものは備品購入150万円、機器備品、先日納入品がありました発電機の入札差金等によるものでございます。

70ページにお進みください。

９款３項中学校費のうちの２教育振興費、456中学校教育振興事務25万円の増でございま

す。主なものにつきましては、19節負担金、補助及び交付金の65万円、401の中体連出場補助金65万円でございます。東中が岐阜県で行われます東海大会へ出場するということで、その分につきまして増額させていただいたというところでございます。

歳出につきましては、主なものは以上でございます。

９ページにお戻りください。

歳入でございます。歳入につきましては、まず、町税１款１項１目の町民税の個人、法人等があります。両方とも減額でございます。補正額は、個人が1,556万8,000円、法人が165万2,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

10ページ、固定資産税であります。固定資産税につきましては5,000万円の増で５億6,907万円ということで、現年課税分でございます。特例の関係ですとか、当初は風車17基のみでしたけれども、道路の部分を追加したとか、そういった要件で増額となりました。以下、最終的な確定等に伴うものでございます。

ずっと飛びまして、21ページまでお進みください。

10款１項１目地方交付税であります。１億9,062万2,000円を追加しまして20億5,687万5,000円としたいものでございます。地方交付税になります。普通地方交付税と特別交付税ということでございます。特別交付税の最終がもうじき通知があると思います。

24ページへお進みください。

13款１項の使用料でございます。２目商工使用料1,837万5,000円の減で4,480万7,000円となるものでございます。弓ケ浜温泉公衆浴場の使用料が237万5,000円の減、銀の湯会館の使用料が1,600万円の減ということで、合わせて1,837万5,000円の減でございます。これは、行政報告等でもご報告申し上げているとおり、お客様の大幅な減、伸び悩みというところでございます。

次の25ページ、14款１項１目の民生費国庫負担金でございますが、2,119万2,000円。主なものは７節の子ども手当の交付金の減、制度改正に伴うものでございます。

26ページをお願いいたします。

４目の教育費国庫補助金でございます。445万5,000円の減でございます。大きくは５節の公立学校施設整備費交付金434万8,000円の減でございます。これは、認定こども園に係るものでございまして、対象面積等が当初見込んだものとちょっと違うとか、そういった要件がございます。

あと、28ページをごらんください。

県支出金15款２項１目以降でございます。減額が100万円単位で掲載されておりますが、すべて事業が完了したものですとか、事業量が減ったものですとかということでございまして、事業が終了、確定したものに伴うものの減額でございます。

33ページをお願いいたします。

20款４項４目の雑入でございます。５節の雑入が大きなものでございまして373万7,000円の減でございます。この中で大きなものは、２行目、010の温泉施設備品使用料から033弓ケ浜温泉公衆浴場物品販売収入までの５点の減でございます。先ほども契約の金額を減額いたしましたが、これは、目的外使用の部分ということで行政のほうには入ってくるものではありません。今お願いしております共立メンテナンスさんのほうへと行くものでございますので減額をするというところでございます。

歳入の主なものでございました。

８ページへお戻りください。

合計でございます。歳出合計46億5,993万9,000円、補正額１億3,011万3,000円、計47億9,005万2,000円でございます。補正額の財源内訳としまして、国県支出金が4,078万2,000円の減、地方債が1,370万円の減、その他が3,655万2,000円の減、一般財源としまして２億2,114万7,000円でございます。

以上で、議第32号議案の内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　今、総務課長の説明をお聞きしたんですけれども、副町長にちょっとお伺いいたします。

業務委託の場合、最低制限価格は設けておりますか。

それと、もう一つは、備品購入はもちろん最低制限を設けていると思いますが、というのは、入札差金が大分多い。工事はもちろんですけれども、入札差金が大分多いんですが、これは今、国でもやっているすり下げ、オークションの逆をやっているわけじゃないでしょうし、その辺が、私は備品購入とかについてのあれは、業者が大分落としたということはわかるんですけれども、これでいくと中木地区の観光整備費につきましても当初予算2,000万円

が233万8,000円、これが入札差金だというようなことで、11.6％が入札差金で出ているわけですね。そして、その次、安全施設、これは入札不調でしたよね。それで、もう一つは、本沢のかけかえ工事、これが300万円の予算のところ、入札差金が133万9,000円というと、これは44.6％が出ているという、これだと何か入札差金、入札差金で処理していますけれども、ちょっと入札差金が非常に、入札差金というのは普通、100万円の予定価格に対して90万円とか80万円で落札して20万円とかというのが、私の感覚としたらなんですけれども、大分これがそういう形で処理されているのはちょっと不思議に思いますので、その辺をお聞きしたいということです。

それから、今言ったこれに、当初予算との、見積もりをとっていると思いますけれども、その見積もりと大分違うというのは、見積もりが甘かったのか、条件的に落としたから落札価格が当初予算より大分、半分以下になったとか、いろいろな理由があると思いますが、その辺がちょっと不透明なものですから、お願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、備品、委託関係は、最低制限は設定しておりません。

あと、工事関係の最低制限等について、内容については総務課長から答弁いたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

最低制限価格の設定につきましては、かつてのように、例えば、一律何割とかというやり方は今しておりません。県の土木等にならいまして、その工事ごとの設定というやり方をしております。ただ、最近の傾向といたしまして、最低制限に近い中での応札が非常に多い傾向になっています。それに伴って、やはり最低制限価格を割ってしまう業者の方が複数者出る案件も、最近目立つようになってきているというところでございます。

そういった傾向があるということで、見積もりが甘いとか、きのうも町長がご答弁いたしましたけれども、基本的には県の単価等にならっております。そういうことで、特別特殊な見積もり等はしているわけではありませんけれども、傾向として、そういった傾向が最近顕著になってきているというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　総務課長の言われることもわかるのですけれども、備品購入には、当

然と言ったらおかしいが、最低制限は設けていないと。じゃ、業務委託の場合は、測量委託とか、あれには設けてありますか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。設けてありません。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　その結果がここの八木山線の測量あたりが非常に、これが50.8％、50を切っているぐらいの落札価格で出ているわけですよね。54ページ、林業振興、これが当初590万円に対して300万円の入札差金だから、これは、予算は590万円でしょうけれども、実際入札にかけた価格は幾らでかけたかわかりませんが、これから推すとね。だから、非常にこれも安価にできているということで、それは別にいいんですよ、歳出カットの意味から言えば。

ただ、今言った工事あたりでも大分四十何％とかということがあるものですから、これについては幾ら、総務課長が言うように最低制限価格は設けてありますと言うけれども、最低制限価格を５割とかには設けていないと思うんですよ。だから、ここらの本沢線のあれなんかというと、予算よりは44.6％で来ているから、これは設計の内容が違うといえばそうでしょうけれどもね。

そうするというと、じゃ、当初やる予定で300万円と組んだ予算が、これは予算どおり執行されたのではないのではないか、計画どおり執行されていないのではないかとも感じる部分があるものですから、その辺をお聞きたかったわけです。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　お答えします。

本沢橋につきましては、平成23年度、昨年なんですけれども、危ないという箇所がわかりまして、至急に修繕しなければということで補正対応のものでございます。それで、そのときに職員のほうで見た予算、計上するべく金額が300万円ということでありました。実際に設計等を行ったときには、それよりも、予算額よりも設計額が下ったということで、ちょっと見積もりが甘かったと言えばそれまでになるんですけれども、その時点での見積もりは300万円ということで、入札すべく設計額については、精査した結果、もっと低くなった金額で、設計額との差金としては四十数％ということではないことであります。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　建設課長の説明もわかります。ですが、今度、予算計上するときも、ある程度大まかなというか、そういう形じゃなくて、予算計上したのが300万円で、実際やったのが百何万円だったといったら、半分以上のものは、じゃ、どういう形でそのとき見積もっていたのか。見積もった、やりたいと思っていたものをそっくりやって百三十何万円で済むのならいいんだけれども、その内容が縮小したから百三十万円で済んだというのとちょっと違うものですから、そこらを予算組むときも、ある程度やっぱり精査するというか、そういう形で予算計上することのほうが私は望ましいと思います。

ここで、単純に見れば、大分お金が減ったからこれは歳出カットだという評価もできますけれども、ここへ計上するとき、各事業見積もりをとってやるのですが、その見積もりをある程度精度の高い見積もりと言ったらおかしいんですけれども、そういうものでとられたほうがいいのではないかと思ったものですから。今回、入札差金、入札差金と大分出てきているものですから、その辺を今後検討していただきたいと思います。

どうですか、総務課長。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　議員ご指摘のとおり、あくまでも予算とはいえ公金でございますので、十分注意して対応していきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　今の関連で、道路維持事業で……

○議長（梅本和熙君）　質問ページを、もしあれなら質問ページを。

○４番（谷　　正君）　60ページの15節の工事請負費ですけれども、２件ほどの予算が370万円ほど減額されて入札不調ということですが、この事業というのは今後どうするのかということ。それから、いわゆる新年度へまた新たに予算計上するのか。当然、必要だから載せてあったと思うんですよ。それともう一つは、いわゆるちまたのうわさですと、東北の復旧・復興の関係で、人件費の高騰で、東北のほうでは入札不調が顕著になっているということで、その影響があるのかないのか、わかりましたら答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　道路維持の関係での不調につきましては、材料費等の高騰により、県の設計単価と合わなかったということで２度ほど不調になりました。この事業については、必要ということで予算計上し入札をかけた事業でありますので、また、新年度等にも引き続きちょっと検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　そうしますと、総務課長にちょっとお聞きしますけれども、今の建設課長の答弁でいきますと、私が今ちょっと言いましたような、今後、材料費の高騰、人件費の高騰ということで、東北のほうの影響が十分こちらにも来るのではないかということを思っているんですが、その辺の認識をもう一度お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

谷議員ご指摘の話は、先日の日本経済新聞に掲載されたと思います。昨日、一昨日等の答弁の中でも一部ちょっとありましたけれども、設計の単価を例えば単に県に合わせるだけではなくて、例えば特殊な事情ですとかということも加味していかなければならないのかなということも考えつつ、いよいよ復興が本格化してくる中で、ちょっと懸念材料というかを我々も持っているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　21ページの地方交付税のことと、39ページの支出に関する積立金関係のことでございます。

地方交付税は、私も一度一般質問をしたことがあるんですけれども、これはもちろん自主財源等義務的経費の関係で、これほどの補正を組んで、またこれが収入として上がってきているんだと思います。でも、結局ひもつきで、これが、地方交付税がこれほど入ってきたがために、結局39ページの積立金が約２億5,000万円ほどですが、これができたと考えてよろしいんでしょうか、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

ことしも国が17兆5,000億円、平成24年度ですか、23年度が17兆4,000億円の全体の交付税の額を確保したということで、平成24年度の本町の交付税の予算は18億4,000万円を計上させていただきました。昨年と同額でございます。

ですが、実際に最終的な決算ベースになりますと、約20億円を超える額が来ます。それはなぜそういうことかというと、はなから20億円を計上すればいいのではないかという議論もあるんですが、昨日、一昨日も財源の関係で答弁していますように、かつて非常に不確定な部分もありました。そういったことを含めまして、前年度同額ということで計上させているわけでございまして、じゃ、その差額をどうするんだということでございますが、当然繰越金と、この交付税の予算に入っていないプラスアルファの部分は、補正の財源として、留保財源、手持ちの財源という形で考えています。ですので、最終的に決算ベースで考えたときに、余剰というか、はっきり言って不用になったものは積み立てる。それで今回、財政調整基金と建設工事、長寿命化の関係でございますが、積み立てさせていただいて、将来に備えるというところでございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　産業観光課長にちょっとお聞きしますけれども……

○議長（梅本和熙君）　できれば、ページ数を。

○１０番（渡邉嘉郎君）　24ページの商工使用料の弓ケ浜温泉公衆浴場の使用料と銀の湯会館の使用料が合わせて1,800万円、これが減ってきているわけですね。今後、平成24年度にもこういうものがやはり減ってくる可能性というのは見えるわけですね。

ですから、こういうことも、さっきも話をしましたけれども、やっぱり湯の花と連係プレー、あるいは観光的にどうしていけばこれがプラスになってくるのか、このことをやはりここで食いとめるということは、難しいかもしれませんけれども、公の施設でやっているからいいんですが、個人的にこういうものが減ってきますと、だんだんと行き詰まってくるわけですよ。そうすると、今言った指定管理者の受け手もなくなってくる。そうすると、これは本当に大変なことになってくるもんですから、ここいらを本当に今度の指定管理者と、そして湯の花と観光協会とよく連係プレーをとって、もっとコミュニケーションとりながら、ここの使用料をふやしていくというような形にしていかないと、私はこの穴埋めをどうやっていくのか、今後これはどう考えておられるのか、この1,800万円、2,000万円というこの使用料の減った分の穴埋めをどう考えておられるか、それをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

平成24年度からは、今回の大幅な補正減につきましては、先ほど総務課長が申し上げまし

たように、当初は、平成23年度は業務委託という形で民間に委託するものですから、22年度実績で10％ぐらいのアップを見ておったわけです。そうしたところが、実際は経済不況、また、3.11の影響によりましてこのような状況になりまして、補正減というような形になっております。

しかしながら、今度、平成24年度からは指定管理となります。今度は指定管理者がアイデア、今、議員が申されましたようなものにプラスしまして、利用料金を値下げするですとか、送迎用の車を運行するとか、そういうアイデアも出しております。そして、もちろん先ほど言いましたように、シダックスグループの会員の皆様に情報発信、あるいは今の観光関係機関との連携等々も打ち出しております。そういう形で、そして、収入もそれでも上げられるというような形で提案してきております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ、一番重要なことになってくるわけですから、ここのところを最重点において、来年度からは、ここのところを見ながらやはりやっていただきたい。それはお願いしておきます。

○議長（梅本和熙君）　要望でよろしいですか。

○１０番（渡邉嘉郎君）　要望でいいです。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

それで、平成24年度からは指定管理なものでございますので、収入は、町は指定管理料を支払うという形になりますので、あとは企業努力というような形になります。そうなものですから、この今回の使用料の減というものとはちょっと結びつかないのですけれども、指定受託者に、先ほど言ったようなアイデアで頑張ってもらうというような形になります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　私の言っているのは、課長、そういうことでなくて、これだけ使用料が減っているということは、企業はこれを、指定管理者を例えば１年受けて赤なら、指定管理は今後申し込まなくなってくると思うんですよ。そこのところが一番怖いわけです。ですから、町がどれだけのことを応援して、観光協会の方と、あるいは湯の花との連携をしながらここのところを応援していかないと、もし指定管理者が今後やれなくなったときには、

大変なことになってくるわけです。町とすればお荷物になってくるわけですよ。ですから、ここのところを私は、企業が赤字だろうが黒字だろうがそんなことは関係ないよと、やってくれるんだから、私どもは600万円だけ払えばいいだけのことであって、そういうことでなくて、私は、やはり黒字経営をさせていくということが最大の目的なわけですから、そこのところを町も頭の中に入れて応援をしていかないとだめだということを言っているわけですよ。わかりますか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

議員のおっしゃられるとおりでございます。町といたしましては委託するほう、受託者とは連携をとりながら、これはアップの方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第32号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで１時まで、昼食のため休憩といたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第33号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第33号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、国庫支出金等の実績見込みによる歳入調整並びに医療費実績を勘案した保険給付費等の歳出調整が主な内容となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税を120万円、県支出金を284万3,000円、諸収入を78万6,000円増額し、国庫支出金を2,716万3,000円、療養給付費交付金を11万6,000円、共同事業交付金を1,306万6,000円、繰入金を350万9,000円減額するものであります。

また、歳出では、基金積立金を6,000円増額し、保険給付費を2,520万円、共同事業拠出金を1,321万3,000円、保険事業費を101万3,000円減額するもので、歳入歳出予算をそれぞれ3,902万5,000円減額し、総額を14億7,216万5,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第33号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

19ページをごらんください。

２款１項１目、604事業、一般被保険者療養給付事務でございますが、3,000万円減額し７億5,000万円とするもので、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者療養給付費を直近の給付実績に基づき年間の必要額を推計し減額するものであります。

２目、605事業、退職被保険者等療養給付事務でございますけれども、480万円増額し１億1,280万円とするもので、19節負担金、補助及び交付金の退職被保険者等療養給付費を、これも直近の給付実績に基づきまして年間の必要額を推計し、増額するものでございます。

20ページの２款２項１目一般被保険者高額療養費から、22ページ、６款１項１目介護納付金までは、すべて財源区分の変更でございます。

23ページをお願いします。

７款１項１目、618事業、高額療養費共同事業医療費拠出金ですけれども、177万4,000円減額し2,898万4,000円としたいもので、19節負担金、補助及び交付金の高額医療費共同事業医療費拠出金が確定したことによる減額でございます。

次の４目、631事業、保険財政共同安定化事業拠出金でございますけれども、1,143万9,000円減額し、１億5,204万2,000円としたいもので、これも19節負担金、補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金が確定したことによる減額でございます。

歳出の主なものは以上です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

７ページをお開きください。

１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、500万円減額し２億6,331万5,000円としたいもので、４節の医療給付分滞納繰り越し分を収納実績から年間の収納額を推計し、減額するものでございます。

次の２目退職被保険者等国民健康保険税ですが、これも収納実績から年間の収納額を推計し、１節医療給付分現年課税分を363万4,000円、２節後期高齢者支援金等分現年課税分を128万2,000円、３節介護給付分現年課税分を128万4,000円、それぞれ増額するものでございます。

８ページをお願いいたします。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金ですけれども、2,641万5,000

円を減額し２億5,787万3,000円としたいものであります。内容は、１節の現年度分の減額であります。

次に、12ページをお願いします。

６款県支出金、２項県補助金、１目財政調整交付金でありますけれども、302万3,000円増額し5,923万4,000円としたいものでございます。これは、１節の普通調整交付金を297万7,000円減額し、２節の特別調整交付金を600万円増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

８款１項１目共同事業交付金でありますけれども、94万6,000円を増額し1,632万6,000円としたいもので、１節共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金を交付額の確定に伴い増額するものです。

次の２目保険財政共同安定化事業交付金は、1,401万2,000円減額し１億2,946万9,000円とするものです。交付金の交付額の確定に伴い減額するものです。

次に、15ページをお願いします。

10款１項１目一般会計繰入金ですけれども、350万9,000円を減額し8,248万4,000円としたいものであり、その内訳は、１節保険基盤安定繰入金から５節その他繰入金まで、記載の金額をそれぞれ減額するものでございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額15億1,019万円、補正額マイナス3,902万5,000円、計14億7,116万5,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金マイナス2,432万円、その他マイナス1,256万3,000円、一般財源マイナス214万2,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第33号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第34号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第34号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ658万円減額し９億4,021万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、平成24年度介護報酬改定などに伴うシステム改修委託料210万円を増額し、第３・四半期までの実績をもとに保険給付費を877万円減額するものであります。

歳入につきましては、保険給付費に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町からの法定負担金を減額し、システム改修に伴う国庫補助金及び一般会計からの事務費繰入金の増額並びに介護給付費準備基金からの繰入金を増額するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第34号の内容説明を申し上げます。これも歳出から主なものをご説明いたします。

16ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費、700事業、介護保険総務事務でありますけれども、210万円増額し595万5,000円としたいもので、これは平成24年度の介護保険制度改正に伴うシステムの改修委託料でございます。

次に、18ページをお開きください。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、704事業、居宅介護サービス給付事務でありますけれども、812万円を減額し３億7,600万円としたいもので、19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金を第３・四半期までの実績により年間の必要額を推計し812万円減額するものであります。以下、次のページの709事業、居宅介護住宅改修費給付事務までは、介護サービス等に係るそれぞれの給付費につきまして、第３・四半期までの実績により年間の必要額を推計し、負担金、補助及び交付金をそれぞれ記載の金額につきまして補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

２款保険給付費、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費、712事業、介護予防サービス給付事務でありますけれども、700万円を減額し2,072万円としたいもので、内容は19節負担金、補助及び交付金の介護予防サービス給付費負担金を、これも同じく第３・四半期までの実績により年間の必要額を推計し、減額補正をお願いするものでございます。以下、次のページの730事業、介護予防サービス計画給付事務までは、介護予防サービス等に係るそれぞれの給付費につきまして、これも第３・四半期までの実績により年間必要額を推計し、負担金、補助及び交付金をそれぞれ記載の金額につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

７ページをお開きください。

１款１項１目第１号被保険者保険料――これは65歳以上の方の保険料でございます――305万4,000円を減額し１億2,408万円としたいもので、内容は、１節の現年度分保険料の特別徴収及び普通徴収保険料の減額であります。

８ページをお願いします。

４款１項１目介護給付費負担金ですけれども、551万1,000円を減額し１億5,558万2,000円としたいもので、これは１節現年度分でございます。

９ページをごらんください。

４款２項４目介護保険事業補助金ですけれども、105万円を増額するものです。これは、先ほど歳出で申しましたけれども、平成24年度の介護保険制度の改正に伴うシステム改修費210万円の２分の１の額でございます。

次のページに移りまして、５款１項１目介護給付費交付金ですけれども、729万5,000円減額し２億6,512万8,000円としたいもので、現年度分の介護給付費交付金でございます。

次のページですけれども、６款１項１目介護給付費負担金で、187万6,000円を減額し１億3,116万1,000円としたいもので、現年度分の介護給付費県負担金でございます。

それから、13ページをお開きください。

９款１項４目その他一般会計繰入金ですけれども、114万円増額し1,571万7,000円としたいものであります。システム改修委託料等の事務費がふえたことによるものでございます。

14ページをお願いします。

９款２項１目介護給付費準備基金繰入金でございますけれども、300万円増額し3,500万円としたいものでございます。

15ページをお願いします。

10款１項１目繰越金ですけれども、711万2,000円増額し811万2,000円とするもので、これは前年度繰越金でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額９億4,679万8,000円、補正額マイナス658万円、計９億4,021万8,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金マイナス651万2,000円、その他298万6,000円、一般財源がマイナス305万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第34号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第35号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第35号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整を行うものであります。

歳入では繰入金を126万円減額し、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金を126万

円減額するもので、総額を１億1,009万3,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第35号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

８ページをお開きください。

２款１項１目902事業、後期高齢者医療広域連合納付金事務でございますけれども、126万円を減額し１億500万8,000円としたいものです。内容は19節の負担金、補助及び交付金の保険料負担金を保険基盤安定繰入金の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

７ページをお開きください。

４款１項２目保険基盤安定繰入金を126万円減額し2,906万7,000円としたいものです。保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額１億1,135万3,000円、補正額マイナス126万円、計１億1,009万3,000円。補正額の財源内訳ですけれども、一般財源がマイナス126万円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第35号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第36号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第36号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、財政調整基金の運用から生じました収益を財政調整基金に編入するため、補正予算額4,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ109万4,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第36号　平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第37号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第37号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、財政調整基金の運用から生じました収益を財政調整基金に編入するため、補正予算額４万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を900万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第37号　平成23年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第38号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第38号の提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業特別会計の歳出予算のうち、公共下水道建設事業を3,369万円、下水道総務事務を４万円、下水道使用料賦課徴収事務を87万円、下水道受益者負担金賦課徴収事務を180万円、及び町債利子を31万円それぞれ減額するものであります。

また、歳入歳出につきましては、受益者負担金を197万円、一般会計繰入金を102万円、及び雑入を９万円増額し、下水道使用料を1,079万円、国庫補助金を1,400万円、及び下水道債を1,500万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億1,479万1,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第38号の内容についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

補正予算の歳出からご説明いたします。

１款下水道費、１項１目公共下水道建設費を3,369万円減額し１億4,146万4,000円としたいもので、内訳としまして、800公共下水道建設事業の４節共済費７万円、13節委託料を672万円減額したいもので、これは管渠の実施設計委託料50万円、配管処分の委託料150万円、クリーンセンター耐震診断委託料472万円を減額したいものです。また、15節工事費の1,860万円減は、当初予定していた補助事業費が減となったものです。22節補償、補填及び賠償金830万円減は、水道管等の補償費が減となったものでございます。

次に、14ページでございます。

２款業務費、１項１目総務管理費を271万円減額し1,584万3,000円としたいもので、801下水道総務事務の３節職員手当を２万円、及び４節共済費を２万円減額したいものです。802下水道使用料賦課徴収事務の27節公課費を87万円減額したいもので、これは消費税の納付額が減となるものです。803事業、下水道受益者負担金賦課徴収事務の13節委託料を180万円減額したいものです。これは電算システムの更新に伴うシステム改修を予定しておりましたが、数年後にまた受益者負担金システムの改修が必要となるとのことから、今回はシステム改修を見送ることといたしました。

次に、16ページをお開きください。

３款１項公債費、２目利子を31万円減額し2,976万6,000円としたいもので、807利子の23節償還金利子及び割引料の町債利子31万円を減額したいものです。

次に、７ページの歳入でございます。

１款分担金及び負担金、１項１目負担金を197万円増額したいものです。これは１節下水道受益者負担金を増額したいものです。

次に、８ページをお開きください。

２款使用料及び手数料、１項１目使用料を1,079万円減額したいもので、これは主に東日本大震災等が原因と思われる使用料の減でございます。

次に、９ページでございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道費国庫補助金を1,400万円減額し5,600万円としたいもので、これは国庫補助対象事業費の減によるものです。

次に、10ページをお開きください。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金を102万円増額し１億6,893万1,000円としたいもので、１節一般会計繰入金の建設費繰り入れは補助事業の減による660万円の減、一般会計繰入金の公債費費等繰り入れは使用料収入の減による768万円を増額したいものです。

次に、11ページでございます。

７款諸収入、２項１目雑入を９万円増額し11万2,000円としたいもので、１節雑入の水道事業協賛金を９万円増額したいものです。

次に、12ページをお開きください。

８款町債、１項１目下水道債を1,500万円減額し3,900万円としたいもので、当初予定していた補助事業費の減による町債の減でございます。

次に、６ページの歳出合計でございます。補正前の額３億5,150万1,000円に補正額3,671万円を減額し、合計３億1,479万1,000円としたいものです。財源内訳としまして、特定財源の国県支出金を1,400万円減額、地方債を1,500万円減額、その他を1,539万円減額、一般財源を768万円増額したいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　13ページ、湊・手石・下賀茂処理区環境工事、この1,860万円の減になっていますが、これは入札差金じゃないと思いますけれども、事業量の変更というかそれに伴った減額だと思うんですが、ここは、場所がどこで、今後どのようにここは対応してい

くのか、その辺わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　工事請負費の減額は、当初予定していた国庫補助事業の予算要求した箇所が、金額がそのとおりついてこなかったと、予定した金額がついてこなかったということで今回減額させていただきました。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第39号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第39号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち、営業収益を1,113万3,000円減額、営業費用を249万円減額、営業外費用を40万1,000円減額し、水道事業収益を２億5,791万1,000円、水道事業費用を２億7,284万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出予算のうち、建設改良工事負担金を890万円及び建設改良費用1,029万4,000円減額し、資本的収入を6,823万9,000円、資本的支出を１億5,968万8,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第39号の内容についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

１款水道事業収益を1,113万3,000円減額し２億5,791万1,000円とするものでございます。内訳としまして、１項営業収益、１目給水収益を1,113万3,000円減額し２億1,971万6,000円としたいものです。これは東日本大震災の影響と思われる水道料金の減でございます。

次に、16ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を289万1,000円減額し２億7,284万9,000円とするものでございます。内訳といたしまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費を100万円減額し4,266万4,000円とするものです。これは主に14節動力費のうち上水道施設電気料金を100万円減額するもので、主に給水量が減ったことによる電気料金の減と余裕を見ている分の減でございます。

３目総係費を12万円減額し4,101万8,000円とするものです。これは通勤手当を12万円減額するものです。

４目簡易水道等費を50万円減額し4,405万8,000円とするものです。これは11節委託料のうち水質検査委託料を50万円減額するもので、入札による当初予定額との差額分でございます。

５目減価償却費を42万8,000円減額し１億662万7,000円とするものです。これは前年度取得財産の確定による減額でございます。

６目資産減耗費を44万2,000円減額し161万3,000円とするものです。これは平成23年度の施設改良に伴う構築物除却費を50万円減額、及び軽乗用車１台の所管がえに伴う車両運搬具除却費を５万8,000円増額するものです。

２項営業外費用、３目消費税を40万1,000円減額し389万4,000円とするものです。これは今回の補正予算に伴う消費税の納付額を減額するものです。

次に、17ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

１款資本的収入を890万円減額し6,823万9,000円とするものです。内訳としまして、５項建設改良工事負担金、１目建設改良工事負担金を890万円減額し1,990万円とするものです。これは公共下水道工事に伴う排水管布設がえ工事の減による負担金の減でございます。

次に、18ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

１款資本的支出を1,029万4,000円減額し１億5,968万8,000円とするものです。内訳といたしまして、１項建設費、１目水道施設改良費を1,029万4,000円減額するもので、２節手当等のうち扶養手当を29万4,000円減額、50節工事請負費を1,000万円減額するものです。これは職員給与の給与費の確定及び公共下水道工事に伴う排水管布設がえ工事の減によるものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第４０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第40号　平成24年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第40号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては総務課長から説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第41号から議第52号議案までの特別会計及び水道事業会計予算につきましても同様でありますので、それぞれ担当課長から説明させます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　よろしくお願いいたします。

それでは、議第40号議案　平成24年度南伊豆町一般会計予算について、内容説明させていただきます。

内容に入る前に、お手元の予算書でございますが、本年度からＡ４の縦判になりました。長らく見にくくて申しわけなかったんですが、今年度から縦判で、左から款、項、目、本年度、前年度、比較と、それから財源内訳、右側に節、その節の内容説明という形でつくらせていただきました。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず歳出、34ページから説明させていただきます。款項目の順に説明して、主要事業、事務等を中心に説明いたします。それから、金額でございますが、本年度の予算額のみ朗読説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは始めます。

第１款１項１目議会費でございます。6,630万9,000円でございます。主には、議員の皆様の11人の報酬、職員２人の給与、会議録作成の委託料等が主なものとなっております。

次のページ、36ページをお願いいたします。

２款１項１目の一般管理費２億8,778万5,000円でございます。これは、一般管理費としまして、特別職２人、総務、企画、会計20人分の給料とか、その下の職員手当としまして宿・日直手当、期末勤勉手当、退職手当組合の負担金とか、その下の共済費等がございます。これは全職員の分等、ほかの職員の分も入っております。そういったものを含めまして、それからあと、需用費の中で燃料費、修繕料等が結構大きな額でございますが、燃料費は共用車両17台分、それから役務費の通信運搬費1,117万2,000円、これも大きな額でございますが、郵便、電話一括で計上しているものでございます。

次のページ、39ページでございます。右側の欄でございますが、上のほう、使用料、賃借料、複写機使用料等が大きなものがありますが、これも庁舎内８台分を一括計上してございます。その下の例規データベースシステム賃借料ですが、これは、我々が条例、規則等をつくったり改正したりするときのシステムでございます。それから、ＡＥＤ既設10台分の賃借料も計上させていただきました。それから、負担金、補助及び交付金の欄でございますが、下のほうに各種補助金5,000万円、公募補助金200万円計上しました。各種補助金につきましては、観光協会とか商工会等を初め18団体への補助金、合計5,000万円分でございます。公募補助金につきましては、応募等の状況によって内容が違ってくるということでございます。そういったものを主に要求させていただいておるものでございます。

２目でございます。会計管理費386万8,000円でございます。主なものは、次のページ、41

ページの一番上、消耗品費326万円でございます。消耗品、附せんですとか消しゴムですとか、そういったものを一括購入しているものでございます。

３目財産管理費2,559万3,000円、町の財産を管理する、または庁舎を管理する、そういったものに使うものでございまして、右側の29事業、財産管理事務でございまして、役目を終えました青野の住宅ですとか旧南崎保育所等の解体をことしは予定しております。1,180万円でございます。その下の30事業の庁舎管理事務につきましては、庁舎の清掃業務委託料ですとか本庁舎の土地の賃借料、それから庁舎補修等の工事、庁用備品、まだできたばかりでどういったものが出てくるかわかりませんが計上させていただきました。

４目自治振興費601万8,000円でございます。これは、区長さん方の行政協力員の報酬ですとか自治会活動保険等に要するものでございます。

次のページでございます。５目秘書広報費1,154万7,000円でございます。主なものは、38秘書事務としまして、町長の出張の旅費ですとか交際費を計上いたしました。39広報事務でございます。大きなものは、需用費の印刷製本費、これは広報「みなみいず」等の２色刷りの年12回の広報に要する経費でございます。その下の委託料でございます。ホームページ改修業務委託料600万円でございます。企画費等は例年と変わりございません。

次のページでございます。７目電算管理費5,432万円でございます。内容としましては、48事業、基幹業務電算事務ということで、委託料、バッチ処理委託料とか、これは例年どおりかかっているものでございますが2,102万3,000円、使用料、賃借料は、ソフトの賃借料1,948万円が大きなものでございます。49の情報系業務電算事務でございますが、需用費等で修繕料ですとか役務費等で138万5,000円、ウイルス対策ソフト等の使用料とか、そういったものが入っているものでございます。やはりここでも、次のページ、47ページ、委託料等で保守点検委託料でございます。備品購入としまして667万3,000円、パソコン10台、ネットワークサーバー１台ほかを予定しておるところでございます。

９の公害対策費は例年どおりでございます。

10地域づくり推進費でございます。8,633万円でございます。60事業の地域づくり推進事業としまして、負担金、補助及び交付金としまして8,173万円、コミュニティ施設整備補助金378万円、これは例年どおりのものでございます。その下のコミュニティの集会所1,200万円でございますか、これは妻良の公会堂の分を予定しているものです。路線バス維持事業補助金につきましては、毎年の路線バスの分でございます。

48ページ以降、11目の交通安全対策費、財産区基金費等につきましては、例年どおりでご

ざいます。

13の基金費につきましては100万円ということで、まだ財源等が未確定な部分ですので、科目存置的に金額を計上させていただいたところでございます。

50ページにお進みください。２項町税費、１目税務総務費でございます。6,193万7,000円でございます。税務総務事務としまして、大きなものは一般職給、これは８人分でございます。82の賦課徴収事務臨時賃金でございますが531万3,000円、ちょっと額が大きいんですが、これはＧＩＳのデータ照合事務ということで、３人で11カ月分をお願いしたいというものでございます。

次の52ページでございます。３項１目戸籍住民基本台帳事務2,802万5,000円でございます。86戸籍住民基本台帳事務でございまして、一般職給３人分、986万7,000円とか、ずっと下のほう、委託料でございますが、戸籍総合システム保守運用サポート委託料207万9,000円、その下の使用料及び賃借料の中で戸籍総合システムリース料306万4,000円、戸籍総合システム基準所内ソフト使用料195万3,000円でございます。戸籍の電算化に伴うものでございます。

次のページ、54ページでございます。４項１目選挙管理委員会費ということでございまして769万5,000円、主に選挙管理委員会委員の報酬及び選挙管理委員会書記職員１人分の給料でございます。

２目の選挙啓発は、例年どおりのものでございます。

３各種選挙165万円を計上いたしました。102静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務に115万円と、次のページでございます、57ページ、104町長選挙事務ということでございます。これはすべてではないんですが、平成25年度の選挙のなろうかと思いますが、24年度内の準備が必要ということでございまして50万円ほど計上させていただいたところであります。

５項１目指定統計調査費940万9,000円でございます。これにつきましては、統計調査員の報酬ですとか職員１人分の給料を予定させていただきました。

58ページ、６項１目監査委員費88万4,000円でございます。監査委員事務ということで、監査委員報酬２人分ほかを計上させていただいたところであります。

60ページをお願いいたします。

３款の民生費に入ります。３款１項１目社会福祉総務費でございます。２億7,768万8,000円でございます。これは、170事業で社会福祉総務事務、主なものは報酬ですとか給料、一般職給、課長、担当７人分の給料になります。それから、真ん中辺に賃金がございます。臨時事務員賃金ということで、産休、育休等に伴う臨時職員の賃金を計上してございます。そ

れから、ずっと下のほうの負担金、補助及び交付金でございまして、大きなものは民生児童委員協議会活動費負担金375万2,000円が主なものとなっております。それから、次のページでございます、171事業、障害者（児）福祉事務事業ということで１億4,567万円でございまして、主なものは扶助費の１億4,327万7,000円でございます。重度障害者（児）医療扶助費以下、記載のとおりでございます。それから、172の保険基盤安定繰出金5,159万3,000円、173の障害者（児）地域生活支援事業としまして、委託料でございまして、賀茂地区障害者相談支援事業委託料等が主なものでございます。以下、負担金、補助及び交付金で地域活動支援センター事業補助金、扶助費で重度障害者等日常生活用具給付等事業費として計上してございます。

２目の国民年金費849万5,000円でございます。主なものは、職員１人分の給料ほか、共済費とか事務費等のものでございます。

64ページをお願いします。３目老人福祉費であります。5,580万600万円であります。主なものは、180老人福祉事業、真ん中辺に委託料がございますが、敬老の日委託料が420万円でございます。在宅高齢者等食事サービス事業委託料1,430万5,000円でございます。それから、扶助費として高齢者通院費助成金220万円、きのう、おとといから出ていますセムエーに通うバス代の補助の分でございます。その下の老人福祉施設事業として、扶助費、老人福祉施設措置費2,993万4,000円等が主なものとなっております。

次の66ページ、４目国民健康保険費7,905万4,000円でございます。これは、185国民健康保険事務の中で、一般職給３人分1,060万4,000円、それから、186事業の国民健康保険特別会計繰出金5,868万7,000円を計上いたしました。

５目後期高齢者医療費１億4,828万1,000円でございます。これにつきましても、188事業の療養給付費負担金１億818万3,000円、繰出金として、事務繰出金後期高齢者医療保険基盤安定繰出金等でございまして4,009万8,000円でございます。

２項１目児童福祉総務費でございます。928万6,000円でございますが、主なものは、負担金、補助及び交付金の社会福祉法人伊豆つくし会への補助金等が主なものとなっております。

２目の児童福祉施設費でございます。１億9,863万9,000円でございます。198南崎保育所の運営事務としまして、主なものは給料、一般職給６人分の給料、それに伴う共済費等でございます。次のページ、69ページの上のほうに賃金がございます。賃金、臨時保育士賃金３人分、655万8,000円、臨時調理員賃金１人分、198万7,000円でございます。それから、需用費として光熱水費、給食の賄い材料費等も例年どおり計上させていただいております。71ペ

ージをごらんください。200事業、南伊豆認定こども園運営事務でございます。まず、一番上の報酬でございます。認定こども園長の報酬１人分、180万円、15万円掛ける12カ月ということでございます。あと、嘱託医の報酬、給料が一般職給15人分でございます。それから、真ん中辺に賃金がございます。臨時保育士賃金、臨時教諭賃金、11名分でございます。臨時調理員賃金が２人分でございます。それから、需用費として光熱水費、賄い材料費、給食関係でございます。施設修繕料、できたばかりでございますが、不測の事態も予想されますということで100万円計上させていただいたところであります。あとは委託料ですとか手数料ですとか、各種負担金とか通常の運営に必要なものを計上させていただいたところであります。

72ページをごらんください。３目子育て支援費１億6,656万7,000円であります。202地域子育て支援センター運営事務というところでございます。給料、一般職が１人分でございます。賃金が臨時保育士賃金２人分でございます。それから、その下の204事業、子育て支援事業というところになります。主なものは、次のページ、75ページでございますが、こども医療扶助費ということで1,965万円、子供医療費を計上させていただいたところであります。それから、208子ども手当事務ということで、委託料、子ども手当システム改修委託料210万円、扶助費として子ども手当１億2,972万円というところでございます。直近の数字ですと、対象の子供さんが943人という数字を聞いております。

それから、４目の放課後児童クラブ対策費として527万1,000円、委託料でございます。

その下の４項１目介護保険費でございます。１億3,558万3,000円、211介護保険特別会計繰出金が１億3,328万5,000円となっております。次の、212新予防給付包括支援センター事業ということで、ケアマネジメント事業委託料として227万3,000円も計上してございます。

78ページにお進みください。

○議長（梅本和熙君）　内容説明の途中ですが、ここで２時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、78ページをお願いいたします。

４款衛生費でございます。４款１項１目保健衛生総務費からお願いいたします。4,510万4,000円でございます。主なものとしましては、220事業の健康づくり推進協議会委員の報酬ですとか、給料、一般職給、５人分の給料、それから、臨時事務員賃金等が124万円をお願いしてございます。下段のほうに行きますと委託料がございます。第１次救急医療委託料166万7,000円、その下の負担金、補助及び交付金に第２次・小児救急医療運営費負担金として532万6,000円もお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。２目予防費でございます。1,659万3,000円、主なものは、225感染症予防事務としまして、報償費、医師の謝礼が195万円、委託料としまして、子宮頸がん等ワクチン接種委託料362万1,000円、扶助費としまして、肺炎球菌ワクチン接種助成費77万7,000円、高齢者季節性インフルエンザワクチン接種助成費が204万5,000円となっております。

３目の母子衛生費でございます。914万8,000円でございます。230母子衛生事業としまして、主なものは、委託料の妊婦健診委託料547万2,000円、扶助費としまして、不妊治療費助成金、これは新規事業でございますが100万円をお願いしてございます。

４目環境衛生費2,505万6,000円でございます。234事業、環境衛生事業としまして、給料、一般職給２人分の給料をお願いしました。次のページ、83ページであります。83ページの中段の上でございます。負担金、補助及び交付金のところでございます。浄化槽設置整備事業費補助金592万2,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金200万円を計上しました。

５目へき地診療対策費266万7,000円でございます。238事業、へき地診療対策事務でございまして、臨時運転手の賃金183万6,000円、あと燃料費等でございます。

６目老人保健費2,576万円でございます。主なものとしましては、242老人保健ヘルス事業としまして、85ページの委託料でございます。健康診査委託料としまして2,084万8,000円、それから、後期高齢者健診委託料としまして328万5,000円を計上しました。

あと、７目斎場で、８目の医療施設整備推進費として9,686万1,000円でございます。主なものは、共立湊病院関係の負担金、補助及び交付金、投資及び出資金で9,686万1,000円でございます。

２項１目清掃総務費でございます。3,349万1,000円であります。主なものは、256清掃総務事務で、給料、一般職４人分の給料を予算計上したものでございます。次のページ、87ページでございます。役務費委託料等は例年どおりでございます。備品購入としまして、機器

備品81万円でございますが、これは、空き缶の缶つぶし器でございます。

２目の塵芥処理費２億477万1,000円であります。260ごみ収集事務の中で主なものは、委託料として6,612万2,000円、可燃物収集業務委託料、粗大ごみ収集処分業務委託料、分別ごみ分別収集処分管理等の４本で、合計6,612万2,000円ということになっております。次のページ、261事業であります。焼却施設維持事業としまして１億620万9,000円であります。賃金、臨時作業賃金833万8,000円、あと需用費の光熱水費、医薬材料費と例年どおりの経費でございます。それから、中段に行きまして工事請負費でございます。5,259万円、主なものは焼却施設補修工事5,100万円、ごみクレーン天井走行でございますが、補修工事で159万円、それから、その下の262最終処分場事業といたしまして、委託料で大きなものは、焼却灰等処理業務委託料2,775万2,000円ということになっております。

３目し尿処理費6,215万8,000円でございますが、これは南豆衛生プラント組合の負担金ということでなっております。

３項１目上水道費3,935万9,000円でございまして、水道事業会計への繰出金3,885万9,000円となっているものでございます。あと、簡易水道もございます。

92ページにお進みください。

５款農林水産業費でございます。５款１項１目農業委員会費からお願いします。805万9,000円でございます。主なものは、280事業、農業委員会事務で、農業委員さん16人、農業委員会委員の報酬とか臨時事務員賃金が主なものとなっております。

２目農業総務費でございます。3,254万8,000円。主なものは、農業総務事務として一般職給、給料ですが、５人分、1,576万8,000円をお願いしました。あとは通常の負担金等でございます。

次のページ、94ページ、農業振興費をお願いします。1,445万8,000円であります。288事業、農業振興事務でございます。まず、上から報償費の賞賜金151万5,000円がございます。それから、委託料としまして814万8,000円、内訳としまして、遊休農地美化業務委託料310万円、有害鳥獣駆除業務委託料が70万円、吉祥体験農園管理業務委託料が119万8,000円、４件目が、有害鳥獣対策調査委託料315万円の計４本でございます。その下の負担金、補助及び交付金でございますが、有害獣等被害防止対策事業補助金ということで140万円を計上したところでございます。

次のページへお進みください。４目農地費ということで205万5,000円でございます。295農業施設維持事業、296農業用施設補修事業ということで、重機借り上げ、補修材料費、補

修工事ということで、どこがということではありませんが、災害等に備えるものでございます。

５目農山村総合施設管理費578万3,000円でございます。主なものは、差田グラウンドの光熱費、需用費に光熱水費がございますが、258万円、差田グラウンド等のものでございます。一番下の工事請負費、南上のプールの補修工事に90万円を計上いたしました。

次、２項の林業費であります。次のページ、98、99をお願いいたします。１目林業振興費1,938万3,000円でございます。主なものは、321林業振興事業ということで、真ん中辺に委託料、林道青野八木山線用地測量業務委託料として256万1,000円、次の322森林整備事業でございまして、真ん中辺に備品購入費が168万4,000円、負担金、補助及び交付金で中山間地域林業整備事業補助金として651万6,000円を計上いたしました。その下の323松くい虫防除事業でありますが、委託料としまして例年実施しております松くい虫の予防剤樹幹注入委託料でございまして、合計429万8,000円の計上でございます。

３項水産業費、１目水産業振興費でございます。主なものは、次、101ページであります委託料、港勢調査委託料52万5,000円、海中クリーン作戦委託料31万5,000円の計84万円、それから、一番下の負担金、補助及び交付金の一番下でございますが、稚貝稚魚放流事業補助金ということで100万円を計上いたしました。

あと、２目の漁港施設維持費231万3,000円につきましては、主なものは、漁港施設維持事業として、重機借り上げですとか原材料費、それから、332の漁港施設補修事業としまして、補修工事ということでございます。特定の場所というところではございません。

３目の漁業集落排水事業費でございます。3,433万1,000円でございます。335漁業集落排水事業特別会計繰出金ということでございまして、子浦、中木、妻良にそれぞれ繰り出す金額3,025万円、337入間漁業集落排水事業としまして、修繕費とか管理委託料等を計上したものでございます。

５目の津波・高潮危機管理対策緊急事業費でございます。2,100万円でございます。これは、三坂、中木漁港の陸閘建設工事2,100万円のものでございます。

次、102ページをお願いいたします。

６款商工費でございます。６款１項１目商工総務費4,300万6,000円ということでございます。主なものは、商工総務事務の給料、一般職給、課長以下係５人分ということでございまして2,183万1,000円となりました。

２目商工振興費1,037万3,000円でございます。商工振興事業ということで、主なものは負

担金、補助及び交付金の静岡県信用保証協会事務負担金、商工会補助金、これはショッピングモールのものでございます。それから、短期経営改善資金利子補給補助金、小口資金利子補給補助金、災害対策貸付資金利子補給補助金等でございまして、合計1,034万6,000円の予算要求でございます。

次の３目観光費でございます。5,593万8,000円。358観光振興事業でございまして、主なものは、旅費の特別旅費、これは海外の分です。それから、次のページ、105ページでございます。上段のほうに委託料があります。委託料が2,100万5,000円ということで、大きなものは宣伝委託料、観光協会ですとか、ＯＷＳの関係ですとか、1,426万4,000円と大きなものでございます。それから、そこから３行下の湯の花観光交流館指定管理委託料が480万円でございます。それから、使用料、賃借料につきましては、温泉使用料等が90万8,000円、それから、工事請負費としてジオサイト説明看板設置８カ所が490万円、入間地区観光施設整備工事1,300万円、いずれも平成24年度新規事業であります。こういったものが主なものでありまして、負担金、補助及び交付金につきましては、例年出している負担金、補助及び交付金になっております。

次のページ、106ページをごらんいただきたいと思います。

５目環境美化推進費395万7,000円でございます。366事業、環境美化推進事業でございます。主なものは、委託料としまして278万2,000円、奥石廊の屋敷管理委託料から始まりまして、花壇用の苗栽培委託等がございまして、例年のものでございます。

それから、６目でございます。656万5,000円となっております。主なものは、委託料、町営温泉施設指定管理委託料460万円、先ほど来審議いただきました指定管理に係るものでございます。460万円でございます。そういったものが主なものとなっております。

次のページ、108ページ、７款土木費に移らせていただきます。

７款１項１目土木総務費でございます。380事業、土木総務事務、給料、一般職給、課長プラス５人の職員、合計６人分の給料等でございます。それに伴う共済費等を計上させていただきました。負担金等につきましては、例年どおりでございます。

それで、111ページをごらんください。111ページ一番上のブロックに各種補助金が載っております。下から４行目からです。木造住宅耐震補強助成事業補助金70万円、木造住宅補強計画策定事業の事業費の補助金９万6,000円、住宅リフォーム振興事業補助金500万円、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金175万円、このブロックにつきましては新規事業となっております。

２項１目でございます。道路維持費でございますが、主に、384道路維持事業の委託料、道路台帳から始まりまして道路の仮払い、未登記町道の登記整理等の委託料で1,063万3,000円ということになっております。それから、その下の工事請負費が1,100万円、路面補修、安全施設補修工事、路面補修工事、排水路補修工事というところでございます。その下の原材料費、路面補修用材料費の原材料費185万6,000円も計上させていただいたところであります。

２目道路新設改良費5,187万円でございます。388事業、単独道路改良事業でございます。主なものは委託料でございます。石井区内14号線測量設計委託料650万円、同じく用地測量委託料505万円でございます。1,155万円。それから、その下の工事請負費が2,600万円でございます。井浜蛇石線道路舗装改良工事に500万円、東風山戸Ａ線道路舗装改良工事に500万円、湊区内３号、７号道路改良工事に1,600万円というところでございます。113ページであります。公有財産購入費として1,000万円。石井区内14号線用地取得費でございます。それから、負担金、補助及び交付金として、県道路改良事業負担金として367万9,000円を計上しました。

３目の橋梁維持費でござまいす。2,150万円でございます。393橋梁維持事業としまして、委託料、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料2,100万円であります。

４目の橋梁新設改良費835万8,000円でございますが、主なものは、工事請負費、ネギラ橋かけかえ工事とシド橋かけかえ工事753万8,000円ということになっております。

それから、飛びまして、その下の３項２目河川改良費2,414万2,000円でござまいす。主なものは、工事請負費としまして小沢川河川改修工事で820万円、負担金、補助及び交付金でございますが、県河川改良事業負担金として1,594万2,000円となっております。

３目青野川ふるさとの川関連整備費ということで238万4,000円でございます。主なものは、委託料の青野川河川管理委託料、ふるさと公園管理委託料等で、委託料として193万円を計上したところでございます。

次、114ページ、４項１目港湾管理費1,991万6,000円でござまいす。これも主なものは、水門の管理の委託料等で203万5,000円、負担金、補助及び交付金で手石港、妻良漁港の事業の負担金1,787万5,000円を計上したところであります。

次の、５項１目都市計画総務費でございます。197万2,000円、413の都市計画総務事務として、主なものは、都市計画基礎調査委託料、調査の委託ものでございますが、180万円を計上したところでございます。

ずっと下りまして、３目公共下水道費であります。１億5,386万3,000円であります。繰出金でございまして、公共下水道事業特別会計繰出金、建設費繰り出しと公債費繰り出しで１億5,386万3,000円ということになっております。

次の、６項１目住宅管理費でございますが、425町営住宅管理事務でございまして、主なものは、施設修繕料ですとか、下段の工事請負費、住宅歩道の修繕工事というものが主なものになっています。

その下の２目急傾斜地崩壊防止事業291万円でございますが、これは、県単急傾斜地崩壊防止事業負担金ということで290万円を大瀬地区の吉子を予定しているところであります。

118ページをお願いいたします。

８款消防費であります。８款１項１目常備消防費１億8,078万円でございます。内訳としましては、常備消防事務ということで負担金、補助及び交付金で、下田地区消防組合への負担金、通常の負担金と特別負担金、これは起債の元金償還とか修繕分とかが含まれるものでございます。それから、駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会負担金も含まれておりまして、１億8,078万円というところでございます。

２目非常備消防費、これは消防団関係でございますが2,470万8,000円でございます。非常備消防事務としまして、団長以下310人分の消防団員の報酬がございます、708万2,000円。それから、報償費としまして、消防団員退職報償金35人分を予定しておりまして505万8,000円でございます。旅費、費用弁償がございます、268万1,000円、これは訓練、出動等に係るものでございます。ずっと下の負担金、補助及び交付金の欄でございますが、下から２行目、消防団員退職報償負担金ということで595万2,000円も計上してございます。

３目消防施設費でございますが5,284万6,000円でございます。消防施設管理事務としまして、主なものは、次のページをお願いします。121ページであります。備品購入費でございますが2,018万円あります。まず、消防備品として、下賀茂の消防車に積んであります可搬ポンプが非常に老朽化しているということで、可搬ポンプだけ１台交換します。それから、その下の可搬ポンプ付積載車、これは２台分、中木、入間分でございますが、1,700万円、本年、平成23年度と同じでございます。それから、負担金、補助及び交付金としまして、簡易水道消火栓造形工事負担金2,646万円を計上したところでございます。

それから、５目災害対策費をお願いします。災害対策事務でございます。主なものは、真ん中辺に需用費、消耗品費、被服費等がございます。まず、消耗品費でございますが、避難地、避難路の看板、それから、非常食が924万5,000円、被服費がヘルメット、これは職員用

のヘルメットです。それから、今回は女性だけで防災服等を含めまして216万5,000円を計上したところでございます。それから、ずっと下の備品購入費のところ、危機備品198万5,000円がございます。これは衛星携帯電話９台分の予算でございます。次のページ、123ページをお願いいたします。上から２行目、防災資機材等整備事業費補助金200万円でございます。これは、自主防災への防災資機材の購入の補助金ということで200万円をお願いしました。447防災施設管理事務ということで、まず、施設修繕費126万1,000円、需用費にあります。これは同報無線のバッテリー交換でございます。それから、委託料でございまして、防災行政無線保守管理委託料、以下記載のとおりでございますが、新規で出てくるのが、委託料の下から２行目の津波避難タワー設計業務委託料450万円でございます。これが新規の事業となっております。その下の工事請負費でございます。デジタル無線施設整備工事2,380万円ということでございます。これは、ことし、平成24年度単年度ではございませんが2,380万円計上したところでございます。

次、124ページ、９款教育費をお願いしたいと思います。

９款１項１目教育委員会費でござまいす。主なものは、教育委員会事務の教育委員の報酬、費用弁償が主なものでございます。

２目事務局費5,445万7,000円、464事業の事務局事務でございます。主なものは、教育委員の委員報酬ですとか給料、教育長、一般職５人の給料2,504万4,000円を初め、以下、共済費等でございます。次の127ページをお願いします。127ページ上のほうに委託料がございます。中央公民館解体工事設計委託料として277万2,000円を計上したところであります。それで、その下の負担金、補助及び交付金の一番下でございますが、教育資金利子補給補助32万円、額は小さいんですが、新年度から利子補給を全額見ようというところで、今対応予算を計上させていただいたところであります。

次の２項１目小学校費の小学校管理費をお願いいたします。472小学校管理事務でございまして、主なものは給料、一般職給９人、用務員とか調理員とかの９人分のものでございます。次のページ、129ページをお願いします。賃金であります。臨時調理員賃金３人分、臨時用務員賃金２人分、合計777万1,000円であります。あと、役務、委託等は通常のものでございます。それから工事請負費、小学校トイレ改修工事として158万円、南伊豆東小学校プール改修工事、これは塗装工事になります、500万円であります。以下、南中小学校、南上小学校、三浜小学校、南伊豆東小学校と、133ページまで、おおむね例年どおりの要求でございますので、詳細説明は省略させていただきます。

次、132ページ、２目教育振興費でございます。2,722万9,000円であります。481小学校教育振興事務というところでございます。主なものは、賃金、臨時教諭賃金５人分1,009万7,000円とかが主なもので、次のページ、135ページをお願いします。上の割合上段に役務費がございます。役務費で定期券購入費が696万1,000円、その下の委託料、パソコン保守点検委託料が335万8,000円、それから扶助費がございます、準要保護就学援助費103万3,000円、そういったものが主なものとなっております。

136へお進みください。３項中学校費でございます。１目学校管理費3,024万9,000円であります。490中学校管理事務でございますが、主なものは給料、一般職給２人分の給料575万5,000円、真ん中辺に賃金がございます、臨時事務員賃金が１人分ということで196万円を計上しました。次のページをお願いいたします。139ページであります。委託料でございます。委託料のうちに、ことし新たに出てきたものが、南伊豆中学校グラウンド改修工事設計業務委託料331万円がございます。それから、その下の工事請負費として、中学校維持補修工事として203万円でございます。その下の491の東中学校、南伊豆中学校管理事務ということで、例年どおりのものでございます。省略します。

140ページ、２目教育振興費をお願いします。3,390万7,000円であります。主なものは、496中学校教育振興事務としまして、賃金、臨時教諭賃金１人分でございます。あとは、パソコンの保守点検、電算機器の賃借料とか中体連の出場補助金、扶助費として準要保護就学援助費等でございます。いつもどおりのものでございます。次、東中学校、南伊豆中学校振興事務は、例年どおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

次が、４項は幼稚園事務でゼロとなっております。

５項社会教育費、１目社会教育総務費でございます。2,292万9,000円をお願いしたいと思います。506社会教育総務事務でございます。主なものは、委員報酬ですとか給料、一般職給２人分の給料等を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。144ページからでございます。真ん中辺に２目公民館費、平成24年度はゼロでございます。

３目文化財管理費でございますが630万3,000円をお願いしました。514文化財管理事務としまして、賃金、これは臨時事務員賃金ということで、町史編さん関係とかの賃金でございます。その関係で、真ん中下段に役務費、筆耕翻訳料というものがございます、98万円。こういったものが関係する予算でございます。

４目図書館費1,769万1,000円、図書館の管理運営事務としまして、次の146、147でござい

ますが、一番上、一般職給403万8,000円、職員１人分でございます。それから、賃金として、臨時事務員賃金２人分でございます。それから、ずっと下のほうへ行きまして、備品購入費がありますが、図書の購入ということで300万円を計上したものでございます。あと、生涯学習ですとかにつきましては、例年どおりでございます。150ページ等の体育施設費につきましても、特別変わったものはございません、省略いたします。

あと、152ページ以降でございますが、10款の災害復旧費でございます。１項の農林水産業施設災害復旧費からでございますが、記載のとおりでございます。これはまだ、災害復旧でございますので、何とも言えない部分がございますので、こういった形で予算を計上させていただいたというところでございます。

156ページをお願いします。

11款公債費でございます。１項公債費、１目元金、２目利子ということで、元金に4,287万3,000円、利子で7,654万8,000円を計上させていただいたというところでございます。174ページに最終的な残高等の詳細が載っております。

次、158ページでございます。

12款予備費でございます。12款１項１目予備費1,000万円を計上させていただきました。予備費1,000万円でございます。

これで歳出は終了でございますが、160ページ以降でございます、給与明細、特別職、一般職、それから給与関係のデータ資料が載っております。給別の職員数ですとか、期末手当、勤勉手当についても記載させていただいています。169ページまでです。170ページ以降が債務負担行為の資料が入っております。173ページまでです。一般会計の一番最後、174ページに地方債の前々年度末現在高、前年度末、前年度末というのは平成23年度でございますが残高。それで平成24年度の増減見込みで、24年度末の現在高見込額ということで42億4,941万2,000円という数字が載っております。また、参考にしていただければと思います。

それでは、12ページ、歳入にお戻りください。12ページ、歳入でございます。よろしくお願いします。

１款の町税からお願いいたします。１款１項町民税でございます。２億3,869万円でございます。昨年に比べて減額となっております。

２項固定資産税でございますが、固定資産税は５億5,573万円で若干ふえております。以下、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、入湯税というところで、記載のとおりでございます。

２款地方譲与税に移ります。地方譲与税につきましても、一部変わらないものもありますが、全体的には減少傾向というところでございます。ゴルフ場利用税ですとか、14ページ、８の自動車取得交付税等につきまして、また、地方特例交付金等につきましても、軒並み減額ということになっております。

16ページをお願いいたします。

10款の地方交付税であります。地方交付税、何度も出ていますとおり、昨年と同額の18億4,000万円、普通交付税、特別交付税合わせてですけれども、18億4,000万円を見込んでおります。

それから、11の交通安全対策特別交付金、ここら辺は80万円で前年と同額というところでございます。

分担金、負担金につきましても、ふえたもの、減ったものもありますが、総額で5,754万3,000円を見込んでおります。

それから、13款の使用料及び手数料でございます。特に２目の商工使用料が60万7,000円と非常に減っていますが、先ほど話に出ましたように、銀の湯、みなと湯の関係、指定管理に移行する関係で使用料がここには入ってきません。そういったことで非常に額は小さくなっているというところであります。

それでは、20ページに飛んでください。

20ページからが14款国庫支出金、次の22ページが15款県支出金でございます。これは、事業量とか事業の種目が変わったりしているものですから一概にふえた減ったということがなかなか言えないんですけれども、例えば、14款１項１目民生費国庫負担金１億5,695万1,000円、これは2,900万円から減っていますが、子ども手当の関係で減っていると、そういったものでございます。その下の２項の４目教育費国庫補助金142万6,000円で大分減額になっていますが、これも認定こども園の関係で減額になっているというところでございます。以下、22、23県支出金についても同じようなことが言えるものでございます。

24ページへお願いいたします。それで、３項委託金、１目の総務費委託金でございますが、これも508万6,000円から減って1,510万5,000円ですが、これも県議会議員の選挙等がなくなった関係で減っているというところでございます。

一番下、４目の権限移譲事務交付金312万4,000円でございます。これは毎年県から権限移譲があるものですから、毎年少しずつ少しずつふえているというところでございます。右の説明欄に移譲を受けている事務が載っております。参考にしていただきたいと思います。

それから、28ページにお進みください。

17款の寄附金がございます。17款寄附金が50万3,000円、18款の繰入金が9,460万8,000円でございます。その中で大きなものは、２項の基金繰入金ということで、１目基金繰入金でございまして9,314万1,000円、１節の財政調整基金繰入金が9,311万8,000円ということで、一番大きなものでございます。

19款繰越金でございますが、１億7,000万を見込んでおります。前年度繰越金になります。

30ページにお進みください。４項雑入でございます。４目の雑入でございます。4,367万5,000円を見込みました。566万2,000円減っているわけでございますが、先ほど一般会計の補正でも申し上げましたとおり、指定管理に移るということと、みなと湯、銀の湯の物販の計上がないということで、全体的には566万2,000円の減となったものでございます。

次に、32ページでございます。

21款町債でございます。１項町債、１目の商工債1,540万円から、以下、記載のとおりでございますが、５目の臨時財政対策債がございます。２億円をお願いしたところでございます。全部合計しまして３億1,930万円の町債となりました。

歳入は以上でございます。

11ページにお戻りください。

11ページ、歳出合計でございます。本年度予算額41億円、前年度予算額44億3,200万円、比較、マイナスの３億3,200万円でございます。

本年度予算額の財源内訳でございます。特定財源、国県支出金が４億4,344万2,000円でございます。地方債１億1,930万でございます。その他が１億3,615万4,000円でございます。一般財源としまして34億110万4,000円となりました。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第40号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第41号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第41号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

190ページをごらんください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますけれども、405万円を計上いたしました。主なものは、13節の委託料でございまして、国保連の共同電算処理事務委託料が74万5,000円、バッチ処理委託料、これはＴＫＣへの委託料でございますが160万7,000円でございます。

次の２目連合会負担金70万8,000円でありますけれども、国保連への負担金です。

次に、３項１目運営協議会費でございますが25万3,000円を計上いたしました。国保運営協議会の委員報酬11万7,000円が主なものでございます。

192ページをお願いいたします。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費７億4,850万円、２目退職被保険者等療養給付費１億900万円、３目一般被保険者療養費620万円、４目退職被保険者等療養費100万円、以上、すべて負担金、補助及び交付金として計上いたしました。

次に、５目審査支払手数料138万8,000円でございますけれども、これは、12節役務費で、主なものは診療報酬審査手数料の132万円でございます。

次に、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費9,870万円、２目退職被保険者等高額療養費1,950万円で、いずれも19節の負担金、補助及び交付金でございます。

194ページをごらんください。４項１目出産育児一時金に588万円を計上いたしました。これは、１人当たり42万円で14人分の出生を見込んでおります。

次の５項１目葬祭費110万円、これにつきましては、お１人５万円で22人分を計上いたしました。

続きまして、３款１項１目後期高齢者支援金でございますけれども、負担金、補助及び交付金として１億8,237万1,000円を計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

６款１項１目介護納付金ですけれども、負担金、補助及び交付金として8,726万4,000円を計上いたしました。

７款１項共同事業拠出金、１目高額医療費共同事業医療費拠出金ですけれども、3,110万6,000円ですが、これは再保険事業への拠出金ということでございます。

続いて、４目保険財政共同安定化事業拠出金１億5,336万5,000円を計上いたしましたが、これも再保険事業への拠出金でございます。

８款保険事業費、１項１目特定健康診査等事業費814万円ですけれども、これの主なものは、199ページの説明欄に記載してありますように、13節委託料の特定健康診査委託料682万1,000円でございます。

次に、２項保険事業費、１目保健衛生普及費497万9,000円でございます。これの主なものは７節の賃金221万6,000円でございまして、これはレセプト点検の臨時事務員の賃金及び19節負担金、補助及び交付金の成人病検診補助金115万6,000円で、これは、胃がんや乳がん等のがん検診に対するものでございます。

200ページをお願いします。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目一般被保険者保険税還付金ですが、90万円を計上いたしました。これは過年度分保険税還付金であります。

次に、歳出の最後になりますけれども、12款１項１目予備費を100万円計上いたしました。

次に、歳入のご説明をいたします。

182ページにお戻りください。

１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税２億7,875万円を計上いたしました。内訳としまして１節医療給付分現年課税分１億8,234万円、２節後期高齢者支援金等分現年課税分5,909万8,000円、３節介護納付分現年課税分2,381万2,000円、４節医療給付分滞納繰越分1,100万円などとなっております。

続いて、２目退職被保険者等国民健康保険税4,226万7,000円でございまして、内訳は、１節医療給付分現年課税分2,557万2,000円、２節後期高齢者支援金等分現年課税分842万7,000円、３節介護納付分現年課税分766万8,000円などとなっております。

次に、３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金でございますけれども、２億5,448万7,000円を計上いたしました。その内訳でございますけれども、右のページに記載のとおり、１節現年度分として療養給付費等負担金１億7,407万円、185ページの説明欄に移りまして、介護保険納付金負担金2,792万4,000円、後期高齢者支援金負担金5,249万1,000円などとなっております。

次に、左のページに戻りまして、２目の高額療養費共同事業負担金でございますけれども、777万6,000円、それから、３目特定健康診査等負担金146万9,000円でございます。

次に、２項国庫補助金、１目財政調整交付金ですが6,821万9,000円、内訳としまして、１節普通調整交付金6,745万7,000円、２節特別調整交付金76万2,000円となっております。

４款１項１目療養給付費交付金は１億3,128万円を計上いたしました。主なものは、１節現年度分退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

５款１項１目前期高齢者交付金は２億6,734万2,000円でございます。

６款県支出金、１項県負担金、１目高額医療費共同事業負担金777万6,000円、２目特定健康診査等負担金146万9,000円でございます。

２項県補助金、１目財政調整交付金7,178万6,000円。内容は、１節の普通調整交付金6,278万6,000円、次のページの右ページに移りまして、２節特別調整交付金900万円となっております。

８款１項１目共同事業交付金ですけれども1,555万4,000円で、これは高額医療費共同事業交付金であります。

次の２目保険財政共同安定化事業交付金でありますが、１億5,336万5,000円を計上いたしました。

10款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金でございますけれども、１億1,028万円を計上いたしました。内訳は、１節保険基盤安定繰入金5,159万3,000円、２節職員給与費等繰入金476万8,000円、３節出産育児一時金等繰入金392万円、４節財政安定化支援事業繰入金2,059万6,000円、５節その他繰入金2,940万3,000円となっております。

11款１項繰越金、次のページに移りまして、２目その他繰越金でありますけれども、5,500万円を計上いたしました。これは前年度のその他繰越金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

180ページをごらんください。

歳出合計、本年度予算額14億6,734万1,000円、前年度予算額14億2,903万7,000円、比較3,830万4,000円の増。本年度予算額の財源内訳でございますけれども、特定財源といたしまして国県支出金４億1,397万9,000円、その他５億5,115万9,000円、一般財源５億220万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第41号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第42号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第42号の内容説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

218ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますけれども、356万5,000円を計上いたしました。主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料96万5,000円、それから、19節負担金、補助及び交付金の賀茂郡介護認定審査会負担金134万3,000円でございます。

続いて、３項介護認定審査会費、２目認定調査費等費760万円でございます。主なものは、７節賃金で臨時職員３名分の賃金369万1,000円、それと、12節役務費、主治医意見書作成料の351万8,000円でございます。

次に、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、次のページに移りまして、１目居宅介護サービス給付費でございますけれども、３億8,664万円を計上いたしました。19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金が主なものでございます。

続いて、３目地域密着型介護サービス給付費1,560万円でございますけれども、これも19節の負担金、補助及び交付金で、これは認知症対応型の共同生活介護給付で、グループホームに対する負担金でございます。

５目施設介護サービス給付費でございますけれども、３億6,000万円を計上いたしました。

７目居宅介護福祉用具購入費に162万円、８目居宅介護住宅改修費に240万円、９目居宅介護サービス計画給付費に4,512万円を計上いたしました。

次に、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費に2,179万円、次のページの６目介護予防住宅改修に120万円、７目介護予防サービス計画給付費に324万円、それぞれ負担金として計上いたしました。

次に、４項１目高額介護サービス費に1,404万円、次のページの５項１目特定入所者介護サービス費に4,800万円を計上いたしました。

ページの一番下のほう、５款地域支援事業費、１項介護予防事業費、１目介護予防元気アップ高齢者施策事業費でございますけれども、334万5,000円で、主なものは、227ページの説明欄に記載の13節委託料の元気アップ高齢者健脚教室事業委託料224万4,000円であります。

次の２目介護予防一般高齢者施策事業費590万2,000円ですけれども、13節委託料の介護予防生活管理指導員派遣事業委託料373万7,000円となっております。

２項包括的支援事業、任意事業、１目介護予防ケアマネジメント事業費1,515万6,000円ですけれども、これは、主に職員２名分の人件費でございます。

次のページの３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費752万5,000円でございますけれども、これは、主に主任ケアマネジャー１名分の人件費でございます。

230ページをお願いいたします。

６款１項１目基金積立金905万7,000円でございますけれども、後ほど歳入で説明いたしますが、県補助金として交付される財政安定化基金交付金を介護給付費支払準備基金に積み立てるものでございます。

７款諸支出金、２項償還金及び還付加算金、１目償還金102万7,000円でありますが、主なものは、介護従事者処遇改善臨時特例基金交付金の返還金でございまして、これは、目的に沿った支出がなかったため返還が生じたものでございます。

８款１項１目予備費ですが、昨年度と同額の100万円を計上いたしました。

次に、歳入をご説明申し上げます。

212ページをお開きください。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料ですけれども、１億6,228万6,000円を見込みました。１節現年度分保険料として、特別徴収保険料１億5,038万5,000円、普通徴収保険料1,160万1,000円となっております。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金ですけれども、１節現年度分として１億5,977万3,000円を計上いたしました。

２項国庫補助金、１目調整交付金ですが、１節現年度分として6,786万円を計上いたしました。

次の２目地域支援事業交付金、介護予防事業分を207万8,000円、３目地域支援事業交付金、包括支援事業等分、これを707万2,000円それぞれ計上いたしました。

続いて、５款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金を２億6,125万1,000円、２目地域支援事業支援交付金として241万円をそれぞれ現年度分として計上いたしました。

６款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金は１億3,300万8,000円でございます。

２項県補助金、１目地域支援事業交付金の介護予防事業分を103万9,000円、２目地域支援事業交付金の包括支援事業等分を342万円、それぞれ現年度分として計上いたしました。

３目財政安定化基金交付金905万7,000円でございますけれども、これにつきましては、先ほど歳出で説明いたしましたが、この金額を一たん基金に積み立てまして、第５期の介護保険計画期間、これは平成24年度から26年度の３年間に取り崩し、財政の安定化に資するものでございます。

次のページをお願いします。

９款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金を１億1,260万8,000円、２目地域支援事業繰入金の介護予防事業分を103万9,000円、３目地域支援事業繰入金の包括支援事

業等分を353万6,000円、それぞれ１節現年度分として予算計上いたしました。

次の４目その他一般会計繰入金1,610万2,000円でありますが、１節事務費等繰入金で、内容は、事務費等繰入金1,113万5,000円、新予防給付分人件費繰入金496万7,000円となっております。

それから、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金1,000万円、２目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、１節第１号被保険者保険料軽減分繰入金の介護従事者処遇改善臨時特例基金精算金を102万5,000円計上いたしました。これにつきましては、先ほど歳出の償還金のところで説明申しましたとおり、特例基金の交付目的に係る支出がなかったため、基金を取り崩し返還するための財源とするものでございます。

それから、10款１項１目繰越金は、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

歳入の最後となりますが、216ページをお開きください。

11款３項５目の雑入でございますけれども93万4,000円で、内容については、説明欄に記載のとおり、各種事業の利用者負担金を計上いたしました。

それでは、210ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額９億5,553万8,000円、前年度予算額９億4,394万4,000円、比較1,159万4,000円の増。本年度予算額の財源内訳でございますけれども、特定財源の国県支出金３億8,330万7,000円、その他２億7,058万6,000円、一般財源３億164万5,000円となっております。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第42号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第43号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第43号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

250ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますけれども、149万8,000円を計上いたしました。主なものは、13節委託料の後期高齢者システム保守委託料63万円、14節使用料及び賃借料のパソコン賃借料66万4,000円でございます。

次に、２項１目徴収費ですけれども106万1,000円で、主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料88万3,000円でございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でありますが、１億1,166万5,000円で、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金が１億633万6,000円、事務費負担金が532万9,000円となっております。

３款１項１目保険料還付金でございますけれども、23節の償還金利子及び割引料の保険料還付金を30万円計上いたしました。

次に歳入をご説明いたします。

246ページをお願いします。

１款１項１目後期高齢者医療保険料でございますけれども、7,410万6,000円を計上いたしました。内訳は、１節現年分保険料の特別徴収保険料が6,138万3,000円、普通徴収保険料が1,257万3,000円、２節滞納繰越分保険料が15万円となっております。

次に、４款繰入金、１項一般会計繰入金、１目事務費繰入金を786万9,000円、２目保険基盤安定繰入金を3,222万9,000円、それぞれ計上いたしました。

それから、主なものですと、６款諸収入、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金

を30万円計上いたしました。

それでは、244ページにお戻りください。

歳出合計、本年度予算額１億1,452万6,000円、前年度予算額１億1,204万5,000円、比較248万1,000円の増。本年度予算額の財源内訳でございますけれども、すべて一般財源で１億1,452万6,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第43号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで３時20分までを休憩といたします。

休憩　午後　３時１４分

再開　午後　３時２０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第４４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題としま

す。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第44号議案の内容を説明させていただきます。

266ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

１款１項１目一般管理費35万2,000円でございます。主なものは、一般管理事務としまして、報酬関係が主なものとなっています。それから旅費と、まさに一般管理の経費ということでございます。

264ページへお戻りください。

歳入でございます。歳入につきましては、主なものは、２款の繰越金となっております。２款１項１目繰越金34万7,000円でございます。

262ページをお願いいたします。

歳出合計であります。本年度予算額35万2,000円、前年度予算額46万円、比較でマイナス10万8,000円でございます。予算額の財源内訳でございますが、一般財源が35万2,000円でございます。

以上、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第44号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第45号　平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第45号議案の内容説明をいたします。

280ページ、281ページをお願いいたします。

歳出からでございます。

１款１項１目一般管理費45万6,000円でございます。歳出の主なものとしましては、一般管理事務の積立金、財政調整基金積立金33万4,000円ほか、報酬、旅費等でございます。

278ページ、289ページをお願いいたします。

歳入であります。

歳入は、１款１項１目繰越金11万6,000円、前年度繰越金と、３款１項１目財産貸付収入33万9,000円、風力発電用地貸付料33万9,000円が主なものでございます。

276ページをお願いいたします。

歳出合計であります。本年度予算額45万6,000円、前年度予算額45万7,000円、比較、マイナス1,000円。予算額の財源内訳でございますが、一般財源が45万6,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第45号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第46号　平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第46号議案の内容を説明させていただきます。

歳出からお願いいたします。

294、295ページをお願いいたします。

歳出、１款１項１目一般管理費896万3,000円でございます。歳出の主なものとしましては、委員の報酬等と、あと積立金、財政調整基金積立金が733万9,000円、繰出金、一般会計繰出金が146万6,000円でございます。

292ページ、293ページ、歳入をお願いいたします。

歳入の主なものとしましては、１款１項１目財産貸付収入884万5,000円、これは、土地貸付収入として884万5,000円でございます。それから、３款１項１目繰越金10万円、こういったものが主なものとなっております。

291ページをお願いいたします。

歳出合計であります。本年度予算額896万3,000円、前年度予算額896万5,000円、比較、マイナス2,000円でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源その他が１万6,000円、一般財源が894万7,000円となっております。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第46号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第47号　平成24年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第47号議案の内容を説明させていただきます。

歳出からお願いいたします。

308、309ページであります。

歳出、１款１項１目土地開発基金繰出金1,000円でございます。内容としましては、土地開発基金繰出金として1,000円を計上いたしました。

前のページ、306、307をお願いいたします。

歳入であります。１款１項１目でございます。利子及び配当金を1,000円計上いたしました。利子及び配当金、都市開発基金の利子1,000円でございます。

304、305ページをお願いいたします。

歳出合計、本年度予算額1,000円、前年度予算額1,000円、比較、ゼロでございます。予算額の財源内訳としまして、特定財源その他1,000円を計上したものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第47号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第48号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第48号の内容についてご説明させていただきます。

324ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

１款下水道費、１項１目公共下水道建設費、本年度予算額２億287万5,000円で、前年度と比較しまして2,878万1,000円の増でございます。内容につきましては、職員２名分の人件費及び13節委託料3,100万円で、クリーンセンター長寿命化計画の策定、増築の実施設計、管渠工事に伴う配管処分でございます。14節使用料及び賃借料の190万8,000円は、複写機、自動車、パソコンなどの賃借料等でございます。15節の工事請負費１億4,300万円は、下賀茂処理分区管渠工事を予算計上させていただきました。22節補償、補填及び賠償金1,200万円につきましては、管渠工事に伴う上水道などの移転補償費でございます。

326ページをごらんください。

２款１項業務費、１目総務管理費、本年度予算額1,509万7,000円で、前年度と比較しまし

て５万円の増でございます。内訳としまして、801下水道総務事務の本年度予算額は1,276万1,000円でございます。主なものは、職員２名分の人件費、ほかに12節役務費の通信運搬費、19節負担金、補助及び交付金の下水道協会などの負担金でございます。802下水道使用料賦課徴収事務の本年度予算額は205万5,000円で、主なものは、27節公課費の消費税150万円でございます。803下水道受益者負担金賦課徴収事務の本年度予算額28万1,000円でございます。主なものは、14節使用料及び賃借料の負担金システム賃借料でございます。

続きまして、328ページをごらんください。２項施設管理費、１目管渠費、本年度予算額331万5,000円で、前年度と比較しまして50万3,000円の増でございます。804下水道管渠維持管理事業の主なものは、11節需用費のマンホールポンプ電気料129万6,000円、13節委託料の管渠内面調査・清掃委託料149万5,000円でございます。

２項２目処理場ポンプ場費、本年度予算額2,577万6,000円で、前年度と比較しまして411万2,000円の増でございます。805下水道施設管理事業の主なものは、11節需用費1,019万3,000円、内訳は電気料などの光熱水費550万9,000円、修繕料466万4,000円でございます。13節委託料1,170万4,000円、内訳は、クリーンセンター等維持管理委託料1,105万7,000円が主なものでございます。18節備品購入費は、マンホールポンプ用可搬式非常用発電機の購入費でございます。

３款１項公債費、１目元金、本年度予算額9,497万5,000円で、前年度と比較しまして786万7,000円の減でございます。主に、南伊豆町クリーンセンター建設費等の償還が平成18年度にピークとなり、その後、償還額は減となるためでございます。

330ページをごらんください。１項２目利子、本年度予算額2,925万円で、前年度と比較しまして82万6,000円の減でございます。

４款１項１目予備費、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

320ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目負担金、本年度予算額995万5,000円で、前年度と比較しまして169万円の減でございます。これは、平成23年度工事地区に負担金の対象となる家屋等が少なかったためでございます。

２款使用料及び手数料、１項１目使用料、本年度予算額4,044万1,000円で、前年度と比較しまして747万8,000円の減でございます。これは、水道使用料の減に伴う下水道使用料の減、それから、杉並健康学園の閉園及び共立湊病院の移転等を見込み減としました。

２項１目手数料は、科目存置でございます。

３款１項国庫補助金、１目下水道費国庫補助金、本年度予算額は8,450万円で、前年度と比較しまして1,450万円の増でございます。これは、交付対象事業１億6,900万円の２分の１を計上いたしました。

４款１項県補助金、１目下水道費県補助金は、科目存置でございます。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金、本年度予算額１億5,386万3,000円で、前年度と比較しまして918万2,000円の減でございます。

６款１項１目繰越金、本年度の予算計上はありません。

７款諸収入、１項１目預金利子は、科目存置でございます。

322ページをごらんください。

２項１目雑入、本年度予算額２万7,000円で、前年度と比較しまして5,000円の増でございます。

８款１項町債、１目下水道債、本年度予算額8,260万円で、前年度と比較しまして2,860万円の増でございます。内訳としましては、下水道債4,030万円と過疎債4,230万円を計上させていただき、事業費に充当するものでございます。

最後に318ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は３億7,138万8,000円で、前年度予算額に対し2,475万3,000円の増となりました。財源の内訳は、国庫支出金8,450万円、地方債8,260万円、その他7,624万5,000円、一般財源が１億2,804万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第48号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第４９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第49号　平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第49号についてご説明させていただきます。

346ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

１款総務費、１項１目総務管理費、本年度予算額528万6,000円で、前年度と比較しまして15万4,000円の減額でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は、施設修繕料でございます。13節委託料472万2,000円は、子浦集落排水施設管理委託料でございます。

２款公債費、１項１目元金、本年度予算額509万1,000円で、前年度と比較しまして19万4,000円の増額でございます。これは町債元金償還金でございます。

１項２目利子、本年度予算額309万円で、前年度と比較しまして19万4,000円の減額でございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

344ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。これは、施設修繕料の２分の１を計上させてもらいました。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額472万2,000円で、前年度と比較しまして16万8,000円の減額でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、本年度予算額844万5,000円で、前年度と比較しまして１万4,000円の減額でございます。

４款繰越金、１項１目繰越金は、科目存置でございます。

５款諸収入、１項１目雑入、本年度予算額４万9,000円で、前年度と同額でございます。

これは、処理場の火災保険料の使用者負担金でございます。

次に、342ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は1,346万7,000円で、前年度予算額と比較しまして15万4,000円の減額となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが502万1,000円、一般財源が844万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第49号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第５０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第50号　平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第50号についてご説明させていただきます。

358ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

１款総務費、１項１目総務管理費、本年度予算額543万1,000円で、前年度と比較しまして

10万6,000円の減額でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料488万4,000円は、中木集落排水施設の管理委託料でございます。

２款公債費、１項１目元金、本年度予算額729万8,000円で、前年度と比較しまして121万4,000円の減額でございます。これは町債元金償還金でございます。

１項２目利子、本年度予算額101万3,000円で、前年度と比較しまして12万8,000円の減額でございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

356ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。これは施設修繕料の２分の１を計上させていただきました。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額488万4,000円で、前年度と比較しまして10万6,000円の減でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、本年度予算額856万1,000円で、前年度と比較しまして134万2,000円の減でございます。

４款繰越金、１項１目繰越金は、科目存置でございます。

５款諸収入、１項１目雑入、本年度予算額４万6,000円で、前年度と同額でございます。これは、処理場の火災保険料の使用者負担金でございます。

354ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は1,374万2,000円で、前年度予算額に比較しまして144万8,000円の減となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが518万円、一般財源が856万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第50議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第５１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第51号　平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第51号の内容についてご説明させていただきます。

370ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

１款総務費、１項１目総務管理費、本年度予算額478万7,000円で、前年度と比較しまして44万9,000円の減額でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料421万2,000円は、妻良集落排水施設管理委託料でございます。

２款公債費、１項１目元金、本年度予算額996万6,000円で、前年度と比較しまして283万6,000円の増額でございます。これは町債元金償還金でございます。

１項２目利子、本年度予算額303万2,000円で、前年度と比較しまして12万7,000円の減額でございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

368ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。これは、施設修繕料の２分の１を計上いたしました。

２款使用料及び手数料、１項１目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額421万2,000円で、前年度と比較しまして44万8,000円の減でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、本年度予算額1,324万4,000円で、前年度と比較し

まして270万9,000円の増額でございます。これは町債償還金の増によるものです。

４款繰越金、１項１目繰越金は、科目存置でございます。

５款諸収入、１項１目雑入、本年度予算額７万8,000円で、前年度と比較しまして1,000円の減でございます。これは、処理場の火災保険料の使用者負担金でございます。

366ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は1,778万5,000円で、前年度予算額に比較しまして226万円の増額となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが454万円、一般財源が1,324万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第51号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎会議時間の延長

○議長（梅本和熙君）　本日の会議時間は、議案の内容説明の都合によってあらかじめ延長いたします。

◎議第５２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第52号　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第52号の内容についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款水道事業収益、当年度予定額は２億6,204万円で、前年度と比較しまして698万4,000円の減としております。収益の大部分であります１項営業収益、１目給水収益につきましては、２億2,365万円で、前年度と比較して719万9,000円の減としております。これは、１節上水道料金１億7,540万3,000円、２節簡易水道等料金4,824万7,000円でございます。

２目受託工事収益は540万円で、前年度と同額です。主なものは、１節新設給水工事収益の500万円でございます。

３目その他営業収益は11万2,000円で、主なものは２節の材料売却収益でございます。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金は9,000円で、前年度と同額でございます。これは１節の預金利子でございます。

２目雑収益は１万1,000円で、前年度と比較して13万2,000円減となっております。主に３節その他雑収益、これは職員の駐車場料金、事務所が本庁に移りましたので、その分の減となっております。

４目他会計補助金は3,285万8,000円で、前年度と比較して34万7,000円増額となっております。これは、１節他会計補助金で一般会計からの補助金基準内、基準外の繰入金でございます。

次に、28ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用、当年度予定額は２億7,182万2,000円で、前年度と比較して134万8,000円の増としております。内訳としまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費は4,445万7,000円で、前年度と比較して87万2,000円の増であります。これは上水道施設の維持管理費で、主なものは、11節委託料636万4,000円、13節修繕費878万6,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費428万6,000円でございます。

２目受託工事費は540万円で、前年度と同額で、主なものは、25節新設給水工事請負金で

ございます。

３目総係費は4,018万7,000円で、前年度と比較して414万円増としております。これは水道事業の事務的経費に要するもので、職員５名分の給与費等、11節委託料366万8,000円、12節賃借料85万4,000円でございます。

次に、30ページをお開きください。４目簡易水道等費は、簡易水道施設の維持管理費や事務的経費で4,229万1,000円で、前年度と比較して226万7,000円の減としております。主なものは、職員２名の給与費等のほかに、11節委託料887万3,000円、13節修繕費813万4,000円、14節動力費550万円でございます。

５目減価償却費は１億726万7,000円で、前年度と比較して21万2,000円の増でございます。これは、簡易水道施設等の改良事業による償却資産の増によるものでございます。

６目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額でございます。

７目その他営業費用は８万円で、前年度と同額でございます。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費は、当年度予定額2,518万3,000円で、82万円の減でございます。

２目雑支出は５万円で、前年度と同額でございます。

３目消費税は355万2,000円で、前年度と比較して78万9,000円の減となっております。

３項予備費100万円と４項特別損失30万円は、前年度と同額を計上いたしました。

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

１款資本的収入、当年度予定額は１億1,936万1,000円で、前年度と比較して4,222万2,000円の増となっております。

１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金につきましては600万1,000円で、前年度と比較して536万2,000円増、簡易水道の建設改良費の起債償還元金の約２分の１、地方公営企業会計制度改正に伴う会計システムの更新費用の２分の１、地震対策支援事業による石井取水場非常用発電機更新の費用の県補助金分でございます。

２項国県補助金、１目国県補助金は2,910万円で、前年度と比較して980万円の増で、簡易水道施設整備事業分でございます。

３項企業債、１目企業債は4,360万円で、前年度と比較して1,820万円の増となっております。これは、簡易水道施設整備事業に要する企業債でございます。

４項給水負担金、１目給水負担金は300万円で、前年度と同額を計上しております。

５項建設改良工事負担金、１目建設改良工事負担金は3,766万円で、前年度と比較して866万円の増となっております。簡易水道等施設整備事業に伴う消火栓増径負担金2,646万円、下水道整備に伴う工事負担金1,020万円及びその他工事負担金100万円を計上いたしました。

次に、33ページの支出についてご説明いたします。

１款資本的支出の当年度予定額は２億639万3,000円で、前年度と比較しまして3,747万8,000円の増としています。

内訳としまして、１項建設改良費、１目水道施設改良費は１億5,003万9,000円で、前年度と比較して3,289万円の増となっております。主なものは職員１人分の給与費及び50節工事請負費１億4,022万5,000円で、工事の内訳は、南上簡易水道施設整備工事6,673万円、蛇石簡易水道施設整備工事4,050万円及び下水道工事に伴う排水管布設がえ工事1,700万円を予定しております。

３目営業設備費、52節固定資産購入費は、地方公営企業会計制度改正に伴う会計システムの更新費336万円でございます。

２項企業債償還金、１目企業債償還金は5,249万4,000円で、前年度と比較して122万8,000円の増となっております。

３項予備費、１目予備費は50万円で、前年度と同額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額8,703万2,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金8,369万7,000円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額333万5,000円で補てんするものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第52号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託された議案審議のため、３月27日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時５７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２４年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２４年３月２８日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第２７号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定について
日程第　３　議第２８号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定について
日程第　４　議第４０号　平成２４年度南伊豆町一般会計予算
日程第　５　議第４１号　平成２４年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第　６　議第４２号　平成２４年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第　７　議第４３号　平成２４年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　８　議第４４号　平成２４年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第　９　議第４５号　平成２４年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第１０　議第４６号　平成２４年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第１１　議第４７号　平成２４年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第１２　議第４８号　平成２４年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第１３　議第４９号　平成２４年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１４　議第５０号　平成２４年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１５　議第５１号　平成２４年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１６　議第５２号　平成２４年度南伊豆町水道事業会計予算
日程第１７　発議第１号　東京電力の電気料金値上げに反対する意見書
日程第１８　各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	**副町長**	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	建設課長	藤原富雄君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君
健康福祉課長	大年清一君	教委事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	企画調整課長	谷　半時君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第４日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎議第２７号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第２７号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定について

を議題とします。

委員長報告を求めます。

第１常任委員長。

〔第１常任委員長　清水清一君登壇〕

○第１常任委員長（清水清一君）　第１常任委員会委員長、清水でございます。

それでは、委員会審査報告を朗読させていただきます。

本委員会に付託されました議第27号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定については、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議事件目、付託件目、議第27号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月12日、南伊豆町役場議場で行いました。

会議時間、開会午前10時20分、閉会午前11時24分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議第27号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定について。

問　下田メディカルセンターの管理、運用はどうなるのか。

答　費用は全体の５％を構成する市、町による均等割であり、95％が利用者割で各市、町の負担となる。

問　下田メディカルセンター附属みなとクリニックの管理及び運用はどうなるのか。

答　一部事務組合で負担する。

問　一部事務組合の副管理者が２名から１名になった理由は。会計管理者が南伊豆町の会計管理者なのか。

答　管理者は下田市長、副管理者が２名から１名、会計管理者は老人介護保健施設なぎさ園があるので、南伊豆町の会計管理者を充てる。それぞれ１市５町の首長会議で決定した。

問　病院とは何年契約なのか。赤字となったら補てんするのか。

答　指定管理者として、ＳＭＡと16年契約している。赤字補てんする考えはない。

問　湊の病院跡地利用の公募はどうなっているのか。

答　公募期間を延長した。

問　湊の病院跡地を町で買収する考えはないのか。

答　町内の土地であり、できれば町でと考えるが今は難しい。

意見　病院が下田に移ったことは大変残念である、との意見がありました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号　一部事務組合下田メディカルセンター規約制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第２８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

第１常任委員長。

〔第１常任委員長　清水清一君登壇〕

○第１常任委員長（清水清一君）　委員長の清水でございます。

委員会審査を報告をいたします。

第１常任委員会に付託されました議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定については、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議事件目、付託件目、議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月12日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定について。

問　庁舎ホールとこれまでの中央公民館との使用料金の違いは。

答　３時間で庁舎大ホールは2,000円、中央公民館は1,575円でした。

問　使用制限についての内容は。

答　申請時に使用内容を見て使用の制限を判断する。

要望　多くの人に使用してもらえるよう、宣伝してもらいたい。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号　南伊豆町庁舎ホール等使用条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第４０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第40号　平成24年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　予算決算常任委員会委員長、長田でございます。

委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議第40号　平成24年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議事件目、付託件目、議第40号　平成24年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月13日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時46分。

委員会の出席状況、委員長長田美喜彦以下記載のとおりでございます。

事務局、事務局長栗田忠蔵以下記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

開催月日及び会場、平成24年３月14日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後４時１分。

委員会の出席状況、委員長長田美喜彦以下記載のとおりでございます。

事務局、事務局長栗田忠蔵以下記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

この報告書には委員会議員の発言が載っておりますので、委員会議員の発言は削除させていただきます。

１款議会費、２款総務費及び関連歳入について。

問　防災強化において人員をふやしていくのか。

答　現在の組織を強化し、生かしてさらなる充実を図っていく。

問　財産管理事務の工事請負費に施設の解体工事があるが、今後の土地所有、利用をどのように考えているのか。

答　地元と協議し理解を得られるようあわせて考えていく。

問　地域おこし協力隊推進事業の内容は。

答　耕作放棄地の草刈り、清掃、林業研修、南伊豆町を売り出すブログの発信などを行っている。

問　町有建物等に太陽光などの設備の設置が考えられないか。

答　イニシャルコストがかかるので、バランスを考えて対応できるものは対応する。

問　全国半島振興などの負担金があるが、どのような会議があったのか。

答　国、県への要望にとどまっている。

問　電算事務の中のデータ保護について、委託先のＴＫＣと町と話し合ったことがあるか。また、今後の考えは。

答　今、３秒おきにバックアップをとっている。今後の検討課題と認識している。

問　コミュニティー施設の補助費は、要望が来たときに優先的か、バランスを見てやっているのか。

答　バランスを見てやっている。極力地元からの要望は優先に行っている。

問　電気料の値上げは大きな問題。風力発電を誘致した我が町、国に値下げの要望をしたら。また、クリーンエネルギーの推進の考えは。

答　東京電力に値上げについて要望書を提出した。クリーンエネルギーも考えながら、多面で取り組んでいく。

問　路線バスの問題対策協議会はいつ開かれるのか。また、新エネルギーの委員会は。

答　路線バスは、年１回から２回ぐらい。年度末ぐらいに会合を開いており、議員も構成メンバーにいる。新エネルギーは調査中であり、事業の進みぐあいで二、三回の予定。現在は未定のところである。

問　新エネルギーは地熱だけか。太陽光、風力などは含まれるのか。

答　地熱だけでなく、皆含まれている。

問　コンピューターのウイルス対策はどうなっているのか。

答　情報系業務電算事務の消耗品の中で扱っている。クライアント150台分のウイルス対策である。

問　ホームページを改修することによって、どのように変わるのか。

答　トップページのデザイン的なものが変わる。多元化するグーグルマップの連携システムを入れ、動画投稿の配信を考えている。

問　電算管理費は、一括管理できないのか。また、動画の配信はできるのか。

答　電算管理の一括管理は、どうしてもまとめきれない部分がある。動画の配信は今後の検討課題である。

問　ホームページ改修の中で方向性が決まっていないが、議会も検討の中に参加できるのか。

答　現在は考えていなかった。今後は検討し、考えていく。

問　郷土資料館の工事は、なぜ随意契約なのか。1,000万円以上は入札で行うべきでは。

答　新庁舎建設によるクラックの発生があり、あわせての工事であった。

問　財政調整基金を繰り入れて予算編成をした中で、まちづくりの方向性は。

答　進む高齢化対応、少子化問題、ハード面だけでなくソフト面でも基本を考え、また、税収を上げ、安心、安全して住めるようまちづくりを進める。

問　政府がやろうとしている消費税増税は、町長が進めるまちづくりが根本的に崩れてしまうのではないか。国への対応は。

答　税の問題は大きな問題、国の動きを見ながら足腰の強いまちづくりを進めていく。

これは、番外の発言がありましたので、削除されます。

問　償還金利子及び割引料は、予算化の必要があるのか。

答　町税を過って、納入課税をしていることもある。５年までのもの、それに対しての還付である。

問　振興宝くじの交付金、350万円は町の中で販売の実績の還付か。

答　還付ではない。たばこ税とは違う。

第８款防災費及び関連歳入について。

問　防災無線の電柱（パンザマスト）は大丈夫か。

答　震度６までは大丈夫とのこと。中の何台分かのバッテリー交換の予算をお願いしている。

問　機能別消防団は考えているのか。

答　現在は考えていない。

問　災害対策が重点的に編成されているが、その内容は。

答　消防ポンプ積載車、自主防災組織への補助金、看板、ヘルメット、防災服、津波避難タワー設計料、備蓄食料、衛星携帯電話などが主なものである。

問　津波避難タワーの発注はいつごろか。地元との話し合いは。また、井戸水の保護、孤立集落への対応について。

答　地元の意向を取り入れながら、スピード感を持って進める。井戸の保護は進んでいない。ヘリポートの調査を継続する。

問　消防団員にチェーンソーなどの免許取得は考えているのか。また、避難経路になる山の整備については。

答　免許の件は勉強する。山のほうも考えている。行政もバックアップは考えている。

第11款公債費、第12款予備費及びその関連歳入について。

質疑は特になかった。

第３款民生費及びその関連歳入について。

問　高齢者通院費助成金の内容は。また、２分の１の負担は。

答　下田メディカルへの通院は、町で発行する券にバス会社の印、そして病院での印で２分の１を補助。また、医療費が１日1,000円を超える者に対しても補助の考え。必要に応じて精査する。

問　認定こども園の園長は公募するのか。

答　幼児教育の実績のある方にお願いをする。

問　子育てセンターの保育士の採用状況はどうか。

答　支援センター、こども園の保育士は確保できた。

問　買い物支援で、範囲を下田までの考えは。また、元気な高齢者をつくることが非常に重要であるが、その対策は。

答　買い物支援で下田までは考えていない。医療、福祉、生活、地域包括ケアの中で対応する考え。その考えに向けて対応していく。

問　僻地医療送迎バスの問題で、カードの申請と発行は。病院の指定は。

答　申請してカードを発行、病院は下田メディカルセンターが対象。

問　証明書はどこで発行するのか。区長での発行か。

答　年２回ほど、まとめて町が個人に発行する。

問　市民後見人は、賀茂一体で考えてもらいたい。徘回などの見守り対策は。

答　町会長等で話していく。本年度、町の中でも見守りネットワーク事業として国の10分の10事業があり、今後も継続する。

問　放課後児童クラブ運営事務費は前年と同じであるが、もっと活動的にできないのか。

答　学校の施設を使うので現状のまま。

問　通院バスは、病院組合での運行は考えないのか。

答　組合での運行は難しい。

問　敬老金の対象は何歳以上か。敬老の日委託料とあるが、委託先はどこか。

答　敬老金は80歳以上が対象。委託先は各行政区にお願いしている。

第４款衛生費及びその関連歳入について

問　感染病予防事務費で看護師賃金は、昨年は職員対応でのこと、本年は。また、需用費の医薬材料費がふえたのは。

答　前年度は総務費で、事務と両方できる人を考えたがいなかった。本年度は臨時看護師賃金で。ワクチンは集団接種するので、医薬品は町で用意する。

問　浄化槽設置事業は計画どおり進んでいるのか。また、町で最終処分場の検討は。

答　22年までに、ある程度普及が図られたため、23年度からは592万円で５カ年継続していく。最終処分場の件は、現在は考えていない。

問　焼却施設補修工事の具体的内容は。

答　清掃センターも20年経過し、老朽化している。冷却コーナーが破損し、その場所を中心に修理する。

問　焼却施設を24時間炉に転換することは可能か。

答　24時間炉は無理である。

問　青野汚水浄化処理施設工事とあるが、現在はどのような状態か。

答　保有水が出る場所が安定していないため、排水ができない。その浄化槽も10年が経過し目詰まりがあり、限界のため予算計上した。

問　焼却施設を民間に委託する考えは。

答　今後、考え検討していく。

第９款教育費及び関連歳入について

問　大きな団体が、コミュニティホールをまだ使用していない。皆様の意見を集約した後まで取り壊しは待てないのか。

答　新庁舎のホールについては、今までどおりの使用ができるものと確信している。

問　文化財の保護の観点から、地区の祭りを文化財と考え、手厚く保護する考えは。

答　担当課に命じて検討する。

問　日詰遺跡の出土品の保管の検討はしているのか。

答　南崎保育所のほうへの保管や、耐震のある場所を探しながら考える。

問　遺跡の出土品の重要な物は蒲原にある。保管は見通しを立てての考えは。

答　南伊豆町の歴史を物語るもので、可能な限り展示することを検討する。

問　社会教育の一環の中で野球、サッカー活動への援助の考えは。

答　野球やサッカーへの助成はグラウンド使用料、電気料など援助している。

問　教育資金利子補助金は、他と比べ少なくないか。また、周知しているのか。

答　昨年度実績はなかった。お知らせや広報はしている。

問　ジオパークの看板の点で、ジオパークも町指定の文化財としていけるのでは。

答　産業観光課と連携して検討していく。

問　石垣りん文学記念関係予算が少ないが、来年度への考えは。

答　資金も少なくなっている。協議しているが、底をつくまでやるべきと思っている。

第５款農林水産業費及びその関連歳入について。

問　有害鳥獣対策調査委託料について、どちらに依頼し、その内容は。

答　生態系、被害状況、防止策、資源化の調査、どこに依頼するかは今後検討する。

問　美しい森林づくり基盤整備は。中山間地域林業事業補助金の具体的な内容は。

答　森林整備事業は間伐が主で中山間事業には一部機械の購入がある。

問　有害鳥獣対策の対象鳥獣は。

答　イノシシです。

問　有害鳥獣対策調査はどちらに依頼するか。また、どの範囲にわたるのか。

答　環境アセスメント調査、捕獲に実績のある業者に依頼し、また、町でのイノシシの生態を探るのが目的です。

問　有害鳥獣対策調査はイノシシだけではなく、シカも対象にしたほうがよい。

答　24年度はシカも対象にしていく。

問　前年度の否決であったが、今回予算をつけた理由は。

答　前年度に加えて５項目ふやした上で予算を計上した。

問　差田グラウンドを整備して野球、サッカー場として使えるようにするのも観光の一つとなるが。

答　一部が買収されていない。将来の検討課題である。

問　農協で捕獲した鳥獣の実績については。

答　駆除捕獲の県緊急雇用で農協も続けている。３月13日現在、76頭捕獲している。

問　今、この地域での農業は難しくなっている。シカの被害も大きく、対策を講じては。

答　今後、実態調査をして対策を講じるよう考えている。

問　処理場は去年把握していたから、予算化できるのでは。

答　一般会計には計上していなかった。ＮＰＯ等と先進地視察は行った。

問　有害鳥獣対策の調査の段階は過ぎている。これからどうすべきか。

答　今回は、それなりの検討を加え、予算化したものです。

問　荒廃地域について、耕作放棄地の対策は。また、林道八木山線の進捗状況は。

答　耕作放棄地について「元気な百姓まつり」やダイレクトメール作戦等で対策している。草刈り機の貸し付けもしている。青野八木山線は、平成28年完成予定。

問　稚貝、稚魚放流事業について、南伊豆に合ったものを放流してほしい。

答　アワビ、マダイ、イセエビを放流している。

問　中木陸閘工事で、船の接岸は可能となるか。

答　平成24年度のテーマは防災。専門的な知識を持った人たちに協力していただく。

問　荒廃地域は減ったのか。青野八木山線は半島振興法で前倒しできないのか。また、養殖は下賀茂の温泉が利用できないか。

答　今後も努力していく。また、温泉を使った養殖は検討課題である。林道八木山線は県の事業なので難しい。今後も検討していく。

問　体験農業管理業務の役割、目的、委託は。

答　農業者以外の方にも農業の理解をしてもらうため、試験的に予算づけした。有機農業推進協議会が管理者としている。

問　吉祥体験農園使用料として11万円ほどの収入が入るが、管理費との整合性と位置づけは。

答　体験農園のものも売れるように、24年４月１日から改正。

問　もっと整合性を考えるべき。

答　今後も検討し、進めていく。

問　森林整備事業予算が減ってきているが。

答　県からの削減が決定しているため。

問　水産に対する考え方が軽視されている感じがするが。

答　水産業をしやすいように努力していく。

問　農地費について。これは災害用受益者負担が生じても、この規模で大丈夫か。

答　昨年度の実績により計上しました。

問　森林整備事業は間伐事業が中心であるが、同じ方向でいくのか。

答　「グリーンパーク事業」「森の力再生事業」で進めていく。

問　「グリーンパーク事業」「森の力再生事業」も継続的、総合的に考えていくべき。

答　個人所有である限り、町としては管理は難しい。

問　臨時対策債を使っても後継者または加工業を復活させることは重要であろうが。

答　行政側も頑張っていく。

問　荒廃農地について、町が把握しておくべきである。

答　もう一度よく調べて、町でも把握しておきたい。

問　間伐材の再利用は。

答　地域産材の利用は進めています。

問　水産についてはどうか。商工会等で専門家が加工する人を指導している。県制度融資で。

答　利子補給も考えている。

問　間伐材の再利用は重要である。

答　今後も考えている。包括的に考えながら政策的に行っていく。

第６款商工費及びその関連歳入について。

問　観光振興事業でイセエビ号、どのように考えているのか。また、予算立ては。単年度で終わらせないでほしい。

答　ＪＲ東日本と話し合いを持って検討していく。予算は立てていないが、宣伝委託料に入っている。

問　臨時ダイヤは行政側も姿勢を見せるべき。６月の補正予算でも電子モールの内容、運営形態は。宣伝委託料の内容は。

答　ネット上で買い物できるシステム、観光協会通年委託料、インバウンド振興事業、観光予算、おもてなし事業等です。

問　駿河湾海上交通活性化負担金、インバウンド事業負担金の内容は。

答　駿河湾負担金は各地イベント等で、インバウンド事業負担金は台湾誘客の関係の内容です。

問　クレーマーへの対処は。

答　中規模なので、会社を束ねていく必要はある。検討していく。

問　駿河湾フェリーを使って誘客する考えは。

答　その考えはある。いろいろなイベント等で対応している。県と連携して検討していく。

問　観光立町である南伊豆町ユウスゲ公園など、もっと特徴を発信させていくべきである。

答　あるものを活用して、ほかに負けない企画をつくる努力をしている。やれるところからやっていく精神で振興を目指していく。

問　昨年の桜まつりの入り込みは40万人ぐらい。今年度は。

答　約３割程度減少かと。

問　今年桜まつりの入り込みが減少した原因は。

答　桜の開花のおくれが原因かと思う。

問　今後の桜まつり、他地区、施設にも気配りが必要である。

答　今一度総洗いをして、年間を通じた観光立町を目指していく。

問　環境美化推進事業委託料で、石廊崎関係は去年と同額、これについて。

答　昨年は観光トイレ等を直した。今年度も気をつけておく。

問　石廊崎亜熱帯公園あずまや解体工事について、取り壊した後の計画は。

答　修復すると500万円ほどかかるので、今のところはない。場所は本瀬である。

以下、ちょっと番外が発言したことがありますので、省略します。

問　商工会、観光協会等への町の補助金は、人件費的な補助金なのか。観光協会に自立を願うか。

答　あくまでも自立を願っている。

第７款土木費及びその関連歳入について

問　負担金、補助及び交付金で、手石・妻良の整備事業負担金の内容。弓ヶ浜の関係で県との話し合いは。

答　港湾現状等のため35％、施設改良35％の負担である。手石港は定期的に船の通航のためしゅんせつをしている。砂浜の減少に結びつく話し合いはしていない。

問　手石港しゅんせつの折、出た砂の行方は。

答　環境庁の許可をもとに、相模湾沖に投棄している。

問　橋梁長寿命化修繕計画策定委託料の内容は。

答　23年度の事業で15メートル以上、30橋計画を立て完成に向かっている。24年度は２メートル以上、15メートル未満の212橋のうち190橋を調査する。

問　橋梁長寿命化は、国庫補助の対象となるか。

答　すべて補助金の対象である。

問　リフォーム振興事業、ブロック塀等耐震改修促進事業、どのような見込みか。

答　リフォーム振興事業、上限20万円で25戸分。23年は24戸完了している。ブロック塀等は、上限20万円の２分の１補助。改善は25万で５カ所分である。

問　町内には空き家が多い。定住促進のためのリフォームをお願いしたい。

答　今のところ考えていない。

ここも番外がありましたので削除させてください。

問　青野ダムのブラックバスの現状は。

答　調査した結果、いるとのこと。産業観光課と建設課と共同で調査していく。

問　ファブリックダムを設置できる可能性は。

答　ファブリックダムについて、県と協議していく。

問　ファブリックダムで水位を上げ、船を浮かばせて観光に生かしては。

答　その目的のために設置するのは難しい。

第10款災害復旧及び関連歳入について

質疑は特にありませんでした。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成24年度南伊豆町一般会計予算認定に当たり、賛成の討論を行います。

まず、今年度予算については、行政報告、施政方針でも述べられましたが、昨年３月11日の東日本大震災の教訓を生かして、安心・安全なまちづくりを進めるとして、先に昨年の12月議会では津波監視カメラ等の設置予算も出されましたが、今年度、昨年の６月、９月議会で提案もした避難タワーの設置についての設計予算、また関連の地震津波対応の予算をいち早くつける。さらに、民生部門においては各種予防医療等々の予算も、特に子供たちの子宮頸がんワクチンなども、高校生卒業までこれを対応するきめ細かな策をしてこられました。

とりもなおさず、今日の政治経済状況は、世界の流れで見れば資本主義の行き詰まりが顕著になって、バブル経済以降、長い間今日まで右肩下がりの経済の中で、市町村の財政運営が非常に厳しい中にありました。また、鈴木町政が最初に予算を組んだのは平成17年であり

ますが、この時点ですでに市町村合併の問題、共立湊病院の新築の問題等、近隣の市町村との協調、共和を図る調整をしなければならない問題もあわせてありました。同時に平成27年までの公の施設の耐震化の課題も抱えるという、非常に課題が多い、山積して調整能力が問われる時代でありました。

財政的には平成17年鈴木町政が着任した時点は、南伊豆町の将来財政負担額比率でも、それまでの町政の中で一気に財政調整基金を崩し、また町債をふやすという財政運営のもとで、金が底をつきかねない状態の中で、これを進めてくる。こういう中で、今日を迎えております。今日では合併問題から抜け出して、南伊豆町をしっかりと守って将来に伝えていく流れを据えて、町が残ってよかった。全国的にもこの問題では教訓が生かされつつあります。

また、きょう最初の議案である共立湊病院、新病院の一部事務組合下田メディカルセンターについても、この５月１日の開院を目前に控えて、賀茂地域の医療の次の段階に進む礎がしっかりと築かれました。公の耐震施設、耐震に関しては、学校はもとより保育園、幼稚園に関しても認定こども園の竣工を年度内に行え、４月から子供たちが安心して、親も安心して子育てできる環境を整え、さらにこの庁舎、住民の生活を守るとりでである庁舎が耐震化を完結する。しかも、鈴木町長が平成11年度まで務めた助役の代に、基金をためておいたその元手があってこそ、借金なしでこの庁舎建設が進められた。このことは、24年度予算を進めていくと同時に、これまでの基本的な政治姿勢、粘り強く町民の中で、さまざまな意見があってもそれを調整をして、賀茂郡の中の難しい首長間の調整をも、粘り強い対応でこれを建設的に取り組んだ結果だというふうに認識をしております。

市町村合併とまちづくりの問題では、残念ながら合併推進の側から建設的な提案や意見、また実行がなかったことは残念であり、今後まちづくりの中で建設的な提案が出ることを望むものであります。あわせてこの委員会の審議の中で、今日の大変な経済状況と、また、国の財政施策の中の質問に対して、国の財政施策の流れ、そして今の国の借金の中で、この町を将来にわたって残していく上で、しっかりと自分の頭で考えなければならない。こういう認識が答弁をされました。まさに、党派や立場を超えて、この半島先端の地域をいかに将来につなげて住民の生活を守っていくか。このスタンスがあってこそ今日の南伊豆町があり、この予算を組めて将来へつなげることができるというふうに認識をしております。

こうしたことを評価をしながら、私も南伊豆町が将来にわたって発展をし続けていく、そのために非力ながら力を尽くしていく決意を申し上げて、平成24年度南伊豆町一般会計予算での賛成の討論といたします。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号　平成24年度南伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時２９分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第４１号～議第４３号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第41号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第42号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第43号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　本委員会に付託された平成24年度各特別会計予算は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議事件目、付託件目、議第41号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第42号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第43号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月14日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後４時１分。

委員会の出席状況、委員長長田美喜彦以下記載のとおりでございます。

事務局、事務局長栗田忠蔵以下記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長鈴木史鶴哉以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第41号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第42号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第43号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

問　他会計繰入金について、本来なら独立採算制か。

答　法定繰入金と法定外繰入金があります。

問　国民健康保険歳入について、過年度分の収入の算定方法とどれだけ滞納額があるのか。

答　算定は実績によります。また、滞納額は一般分約8,600万円と退職分は270万円前後です。

問　介護保険の任意事業とは。

答　南伊豆町が独自にメニューを構成できる事業です。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　反対に関しては、議第43号の後期高齢者医療特別会計予算についてであります。これは制度そのものが高齢者を差別するというその点で、国民健康保険と一体にすべきだという趣旨で反対の意思を表明しておきます。一日も早く後期高齢者も同じ国民

皆保険制度のもとで、もとに戻ることを願っております。

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　議第41号と議第42号については、賛成の討論を行います。

国民健康保険事業、介護保険もそうですけれども、住民にとって非常に重税感があります。しかしながら、末端の自治体である町の努力、担当部署も含めた努力ははかり知れません。国民の重税感、健康保険税が重い、大変だというのは、国が国民皆保険制度のもとでの基本である健康保険への助成金を、大幅に過去に減らした。これをもとに戻していないことに起因しております。

今日繰入金をもってしてなお高い重税感でありますけれども、この特別会計以外に一般会計の保険事業で、予防事業をしっかりとやって高齢化が高い町でありながらも元気なお年寄りが多く、また医療費をふやさない取り組みを評価して、国の姿勢を改めて繰入金を多く国が負担する、その姿勢を求めていくことを町にも町長にもお願いして、また私もそういう取り組みの姿勢をとることを表明して、賛成の答弁といたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第41号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第42号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第42号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第43号　平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第43号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第４４号～議第４７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第45号　平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第46号　平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第47号　平成24年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　本委員会に付託された平成24年度各特別会計予算は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議事件目、付託件目、議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第45号　平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第46号　平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第47号　平成24年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月14日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後４時１分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第45号　平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第46号　平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、議第47号　平成24年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

問　差田グラウンドの買収していない分、本年度中に取得は。

答　３点で2,500平方メートルほどで今後対応を考えていく。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号　平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第44号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第45号　平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第45号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第46号　平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第46号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第47号　平成24年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第47号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第４８号～議第５１号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第48号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第49号　平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第50号　平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第51号　平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　本委員会に付託された平成24年度各特別会計予算は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議事件目、付託件目、議第48号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第49号　平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第50号　平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第51号　平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水持病特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月14日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後４時１分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第48号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第49号　平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第50号　平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第51号　平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

問　公共下水道、23年度の小島地区の未施行の部分、施工できるのか。

答　地権者の了解が得られていないので、今後努力していく。

問　今後下水道事業の計画は順調にいきそうか。また、津波対策は。

答　平成28年度には完成の見込みで進めている。津波対策も今後の検討課題である。

問　下水道の加入率の低い地区は、当施設のあるところ。今後、努力はどのように。

答　加入率は全体で53％。平成23年度は41戸ふえている。職員で加入率を上げる努力をする。

問　公共下水道と各漁排を一括で管理する方策は。

答　公共下水道と漁排を統合するのは難しい。

問　下水道事業をこのまま進めて、町民の首を絞めることにならないか。

答　処理場は必ず必要となる施設です。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号　平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第48号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第49号　平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第49号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第50号　平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第50号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第51号　平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第５２号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第52号　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　本委員会に付託された平成24年度水道事業会計予算は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第52号　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

開催月日及び会場、平成24年３月14日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後４時１分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第52号　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算。

問　石綿管の取りかえはどのくらいあって、何年度で終わるのか。

答　平成28年度までには終了の予定。

問　取りかえ工事を１年でやっておくべきであるが、短期間ではできないのか。

答　補助事業のため、前倒しは難しい。

問　水道料金の値上げについて、水道事業予算に組み込まれているのか。

答　今年度、来年度も組み込まれていません。

問　建設仮勘定はそのままか。

答　いまだ大師ダムを使っていないため、そのままです。

要望　監査委員として一言。大変厳しい予算で行ってもらいたい。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算に当たって賛成の討論を行いますが、委員会の討論でも発言しましたが、南伊豆町の水道事業会計は一般会計からの繰り入れをして料金の据え置きを抑えてきました。これは１世帯当たり１万円弱であります。

そもそも、公益事業会計は会社会計と違って、いわゆる住民の福祉、生活を守るということが基本であります。こうした点を踏まえて、南伊豆町はこれまで長いこと料金の据え置きもしないできました。また、加えて南伊豆町の水道の特徴は、観光客の対応も含めて、日常の生活の倍近い設備投資を行っている。こうしたことが設備投資の問題で特徴があります。今日、経常収支の問題では観光客、来遊客の減少から使用量が減っているということがありますが、使用料に関しては基本料金は、当初20年前は郡下で一番高かったものが今日では中規模程度になっておりますが、超過水量は、依然賀茂郡下で一番高い料金体系となっております。

質疑の中では、水道事業施設の老朽化の問題が答弁されました。将来にわたってこの地域で安定して生活を営む基礎である、生活に欠かせない水の確保の問題に関して、また供給の問題に関して、大局的な観点に立った計画を持つ取り組みを進めることを要望して、この予算に関して賛成とさせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第52号　平成24年度南伊豆町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第52号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第１号　東京電力の電気料金値上げに反対する意見書を議題といたします。

本案は加畑毅君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

加畑毅君。

○１番（加畑　毅君）　１番議員、加畑でございます。

東京電力の電気料金値上げに反対する意見書を上程させてもらいます。

発議第１号　平成24年３月28日南伊豆町議会議長梅本和熙様。

提出者は、私、南伊豆町議会議員加畑毅。それから賛成者は南伊豆町議会議員宮田和彦議員以下９名の議員の方々が署名してくれました。

上記の意見書を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

趣旨説明に関しましては、朗読をもってかえさせていただきます。

東京電力の電気料金値上げに反対する意見書。

過去に例を見ない未曾有の大惨事となった平成23年３月11日の東日本大震災は、被災地域はもとより、日本全体にはかり知れない甚大な被害を及ぼし、現在もその影響は続いており、大変厳しい経済の状況下にあると思います。

伊豆地域においては直接的な被害は皆無にもかかわらず、およそ50万人の宿泊者キャンセルに加え、震災後の計画停電に伴う営業被害、さらには旅行等の自粛ムードや、福島原子力発電所事故による放射能飛散の影響を受け、国内旅行及び訪日外国人旅行者は激減し、伊豆地域の住民生活や観光産業を主幹産業とする地域経済にとって大きな痛手となり、回復をしないまま現在に至っています。

このような状況の中、東京電力の電気料金値上げの告知は突然で、被災地の救済に対しての理解は示すものの、伊豆地域の住民生活はもとより、主幹産業である観光関連産業に与える影響はあまりにも大きく、企業の経営悪化を推し進める危険性が大きいことは明白であります。よって、東京電力の電気料金値上げに強く反対し、地方自治法第99条の規定により意

見書を提出します。

意見提出先を読み上げます。

内閣総理大臣、野田佳彦殿。経済産業大臣、枝野幸男殿。財務大臣、安住淳殿。衆議院議長、横路孝弘殿。参議院議長、平田健二殿。

以上で、趣旨説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

発議第１号　東京電力の電気料金値上げに反対する意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第１号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（梅本和熙君）　日程第18、各委員会の閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委

員会委員長、行財政改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期の日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

３月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成24年３月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会　午前１１時０４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　**梅　本　和　熙**

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　横　嶋　隆　二